（別　紙）

新　　旧　　対　　照　　表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改　正　後	改　正　前
目　　次	**目　　次**
（注）簿書様式は、平成22年３月31日現在の法令に基づくものである。ただし、相続税の申告書及び定期金に関する権利の評価明細書は平成22年４月１日現在の法令に基づくものである。	（注）簿書様式は、平成21年３月31日現在の法令に基づくものである。
（第１　省略）	（第１　同左）
第２　相　続　税　関　係	第２　相　続　税　関　係
（１～６　省略） ６－１　相続税の申告書（第１表の付表３） ６－２　同（第１表の付表４） （７～13　省略） 13－１　相続税の申告書（第８の２表） 13－２　同（第８の２表の付表１） 13－３　同（第８の２表の付表２） 13－４　同（第８の２表の付表３） （14～18　省略） 19　相続税の申告書（第11・11の２表の付表２の１） 19－１　同（控用） 19－２　同（第11・11の２表の付表２の２） 19－３　同（控用） 19－４　同（第11・11の２表の付表２の３） （20～37　省略） 37－１　相続税の修正申告書（第８の２表） 37－２　同（第８の３表） 37－３　同（第11・11の２表の付表２の１・２の２） （38～51　省略） 52　相続税の更正通知書（付表１）（通知用） 52-1　同（付表２）（通知用） （53～60　省略）	（１～６　同左） （新　規） （新　規） （７～13　同左） （新　規） （新　規） （新　規） （新　規） （新　規） （14～18　同左） 19　相続税の申告書（第11・11の２表の付表２） （新　規） （新　規） （新　規） （新　規） （20～37　同左） （新　規） （新　規） （新　規） （38～51　同左） 52　相続税の更正通知書（付表）（通知用） （新　規） （53～60　同左）

第３　贈与税関係	第３　贈与税関係
（１～２－２　省略）	（１～２－２　同左）
２－３　平成21年分贈与税の申告書（第１表の２）	（新　規）
２－４　同（控用）	（新　規）
（３～７　省略）	（３～７　同左）
７－１　株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）	（新　規）
７－２　同（別表）	（新　規）
（８～14　省略）	（８～14　同左）
15　平成　年分特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書	15　平成　年分特定受贈同族会社株式等・特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書
（16～18－１　省略）	（16～18－１　省略）
18－２　平成　年分贈与税　通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用）	（新　規）
（19～24　省略）	（19～24　同左）
第４　譲渡所得関係	第４　譲渡所得関係
（１～22　省略）	（１～22　同左）
23　平成　年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）	23　平成　年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越用）
24　平成　年分の所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）	24　平成　年分の所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越用）
（24-1～32　省略）	（24-1～32　同左）
33　租税特別措置法第37条の９の５第１項の規定による先行取得土地等の届出書	（新　規）
34　恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書	（新　規）
（第５～第７　省略）	（第５～第７　同左）
第８　納税猶予関係	第８　納税猶予関係
（１～３　省略）	（１～３　同左）
4　贈与税の納税猶予の継続届出書	4　贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書
４－１　相続税の納税猶予の継続届出書	（新　規）
5　別紙１　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（１継続届出書の提出期限の属する年の前１年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細）	5　別紙　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（１継続届出書の提出期限の属する年の前１年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細書）
（６～７　省略）	（６～７　同左）
７－１　別紙２　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書	（新　規）
７－２　別紙３　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書	（新　規）
（８～26　省略）	（８～26　同左）
27　代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の８第３項第８号）	27　代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の８第４項第８号）
（28～31　省略）	（28～31　同左）

32　代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の８第３項第９号）	32　代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の８第４項第９号）
（33～83　省略）	（33～83　同左）
83－1　営農困難時貸付けに関する届出書	（新　規）
83－2　同（付表）	（新　規）
83－3　「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	（新　規）
83－4　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書	（新　規）
83－5　同（付表）	（新　規）
83－6　「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧	（新　規）
83－7　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書	（新　規）
83－8　同（付表）	（新　規）
83－9　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書	（新　規）
83－10　同（付表）	（新　規）
83－11　「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧	（新　規）
83－12　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書　（通知用）	（新　規）
83－13　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに新たな営農困難時貸付けを行った農地等の明細書	（新　規）
83－14　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに自己の農業の用に供した農地等の明細書	（新　規）
83－15　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みの農地等の明細書	（新　規）
83－16　特定貸付けに関する届出書	（新　規）
83－17　同（付表１）	（新　規）
83－18　同（付表２の１）	（新　規）
83－19　同（付表２の２）	（新　規）
83－20　「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	（新　規）
83－21　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書	（新　規）
83－22　同（付表）	（新　規）
83－23　「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧	（新　規）
83－24　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出	（新　規）

書	
83－25　同（付表）	（新　規）
83－26　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書	（新　規）
83－27　同（付表）	（新　規）
83－28　「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧	（新　規）
83－29　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	（新　規）
83－30　農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書	（新　規）
84　贈与税の免除届出書	84　贈与税・相続税の免除届出書
84－1　相続税の免除届出書	（新　規）
（85～89　省略）	（85～89　同左）
90　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書	（新　規）
91　認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書	（新　規）
92　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書	（新　規）
93　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）	（新　規）
94　認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）	（新　規）
95　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）	（新　規）
96　非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）	（新　規）
97　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書	（新　規）
（第９　省略）	（第９　同左）
第10　更正の請求関係	第10　更正の請求関係
（１～２　省略）	（１～２　同左）
３　＿＿＿税の更正の請求書（次葉）（相続税－付表１）	３　＿＿＿税の更正の請求書（次葉）（相続税－付表）
３－１　同（次葉）（相続税一付表２）	（新　規）
（４　省略）	（４　同左）
５　＿＿＿税の更正の請求書（次葉）（贈与税一付表１）	５　＿＿＿税の更正の請求書（次葉）（贈与税一付表）
５－１　同（次葉）（贈与税一付表２）	（新　規）
（６　省略）	（６　同左）

改正後

相続税の申告書

FD3525

第1表（平成21年4月分以降用）

改正前

相続税の申告書

FD3523

第1表（平成十六年分以降用）

改正後

相続税の申告書

税務署長 殿
年 月 日提出

相続開始年月日 年 月 日

第1表（平成21年4月分以降用）

		被相続人	財産を取得した人
フリガナ			
氏名			㊞
生年月日		年 月 日（年齢 歳）	年 月 日（年齢 歳）
住所（電話番号）			〒 （ ）
被相続人との続柄		職業	
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
整理番号			
各人の算出税額の計算	課税価格の計算	取得財産の価額（第11表㉓）	①
		相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1㉔）	②
		債務及び葬式費用の金額（第13表5㉚）	③
		純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは0）	④
		総額の基となる税率の計算の基となる金額（第1表1㉔）	⑤
		課税価格（④と⑤の⑥のいずれか少ない方）（1,000円未満切捨て）	⑥
	各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦ (A)
		相続税の総額	⑧
		一般の場合	法定相続分 ⑨ 1.00
			税額 ⑩
		相続時精算課税適用者の特例の適用がある場合	算出税額（第3表㉔） ⑪
		相続時精算課税適用者の特例の適用がある場合の算出税額（第4表1㉔）	⑫
	各人の納付・還付税額の計算	相続税額の加算金額（第5表1㉔）	⑬
		暦年課税分の贈与税額控除額（第5表2㉔）	⑭
		配当控除額（第6表1㉔、2㉔）	⑮
		外国税額控除額（第6表2㉒、3㉑）	⑯
		相次相続控除額（第7表㉔）	⑰
		外国税額控除額（第8表1㉔）	⑱
		計	⑲
		差引税額（⑪－⑲）又は（⑫－⑲）（赤字のときは0）	⑳
		相続時精算課税適用者の特例の適用がある場合の税額控除額（第11の2表2㉔）	㉑
		小計（⑳－㉑）（赤字のときは0と記入）	㉒
		医療法人持分税額控除額（第8表2㉔）	㉓
		差引税額（㉒－㉓）（赤字のときは0と記入）	㉔
		申告期限までに納付すべき税額	㉕
		申告期限後に納付すべき税額	㉖
		還付される税額	㉗ △

（注）㉗の金額が赤字となる場合は、金額の左側に△を付してください。なお、この場合で、㉗の金額のうちに源泉徴収税額の還付金額（第11の2表㉘）がある場合の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

税務署処理欄	申告書の提出	通信日付印	確認印

□ 租税特別措置法第39条の適用有り □ 租税特別措置法第70条の2の適用有り

第1表（平21.4）　（表4－20－1－5－A4統一）

改正前

相続税の申告書

税務署長 殿
年 月 日提出

相続開始年月日 年 月 日

第1表（平成十六年分以降用）

		被相続人	財産を取得した人
フリガナ			
氏名			㊞
生年月日		年 月 日（年齢 歳）	年 月 日（年齢 歳）
住所（電話番号）			〒 （ ）
被相続人との続柄		職業	
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
整理番号			
各人の算出税額の計算	課税価格の計算	取得財産の価額（第11表㉓）	①
		相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1㉔）	②
		債務及び葬式費用の金額（第13表3㉘）	③
		純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは0）	④
		総額の基となる税率の計算の基となる金額（第1表1㉔）	⑤
		課税価格（④と⑤の⑥のいずれか少ない方）（1,000円未満切捨て）	⑥
	各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦ (A)
		相続税の総額	⑧
		一般の場合	法定相続分 ⑨ 1.00
			税額 ⑩
		相続時精算課税適用者の特例の適用がある場合の税額の計算の基となる金額（第4表1㉔）	算出税額（第3表㉔） ⑪
		相続時精算課税適用者の特例の適用がある場合の算出税額（第4表1㉔）	⑫
	各人の納付・還付税額の計算	相続税額の加算金額（第5表1㉔）	⑬
		暦年課税分の贈与税額控除額（第5表2㉔）	⑭
		配当控除額（第6表1㉔、2㉔）	⑮
		外国税額控除額（第6表2㉒、3㉑）	⑯
		相次相続控除額（第7表㉔）	⑰
		外国税額控除額（第8表1㉔）	⑱
		計	⑲
		差引税額（⑪－⑲）又は（⑫－⑲）（赤字のときは0と記入）	⑳
		相続時精算課税適用者の特例の適用がある場合の税額控除額（第11の2表2㉔）	㉑
		小計（⑳－㉑）（赤字のときは0と記入）	㉒
		医療法人持分税額控除額（第8表2㉔）	㉓
		差引税額（㉒－㉓）（赤字のときは0と記入）	㉔
		申告期限までに納付すべき税額	㉕
		申告期限後に納付すべき税額	㉖
		還付される税額	㉗ △

（注）㉗の金額が赤字となる場合は、金額の左側に△を付してください。なお、この場合で、㉗の金額のうちに源泉徴収税額の還付金額（第11の2表㉘）がある場合の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

税務署処理欄	申告書の提出	通信日付印	確認印

□ 租税特別措置法第39条の適用有り □ 租税特別措置法第70条の2の適用有り

第1表（平20.9）　（表4－20－1－5－A4統一）

改正後

相続税の申告書（続）

FD3526

第1表（続）（平成21年4月分以降用）

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

	被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人	左記以外の人
	財産を取得した人	財産を取得した人
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	年 月 日（年齢 歳）	年 月 日（年齢 歳）
住所（電話番号）	〒 （ － － ）	〒 （ － － ）
被相続人との続柄	続柄	
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
整理番号		

課税価格の計算	取得財産の価額（第11表⑭）	①		
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1㉔）	②		
	債務及び葬式費用の金額（第13表3㉓）	③		
	純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは0）	④		
	相続開始前3年以内に被相続人から贈与により取得した財産の価額（第11表1㉔）	⑤		
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	000	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦		
	相続税の総額	⑧		
	一般の場合 各人の取得金額（⑥×⑪）	⑨		
	一般の場合 算出税額（第2表1㉑）	⑩		
	農地等納税猶予分の特例の適用がある場合 算出税額（第3表1㉑）	⑪	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農地等納税猶予分の適用がある場合には、⑪、⑫欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑱の金額を記入します。	
	農地等納税猶予分の適用がある場合の算出税額（第4表1㉑）	⑫		
各人の納付・還付税額の計算	税額控除 贈与税額控除（第5表1㉑）	⑬		
	税額控除 配当控除（第5表2㉑）	⑭		
	税額控除 外国税額控除（第6表2㉔又は第6表3㉔）	⑮		
	税額控除 農地等納税猶予分（第3表2㉑）	⑯		
	税額控除 医療法人持分税額控除（第7表2㉑）	⑰		
	税額控除 計	⑱		
	差引税額（⑩－⑱）（赤字のときは0）	⑲		
	相続時精算課税適用財産の贈与税額控除（第11の2表1㉕）	⑳	000	000
	小計（⑲－⑳）	㉑		
	農地等納税猶予分の税額（第3表2㉒）	㉒	000	000
	納税猶予税額（第8表2㉑）	㉓	000	000
	申告納税額（㉑－㉒－㉓）	㉔	000	000
	還付される税額（㉑－㉒－㉓－㉔）	㉕	△	△

（注）各欄の金額が赤字となる場合は、金額の左端に△を付してください。なお、この場合で、各欄の金額のうちに相続時精算課税適用財産の贈与税額控除額（第11の2表9㉔）があるときの各欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※の項目は記入する必要がありません。

| | | | |

改正後

相続税の申告書（続）

第1表（続）（平成21年4月分以降用）

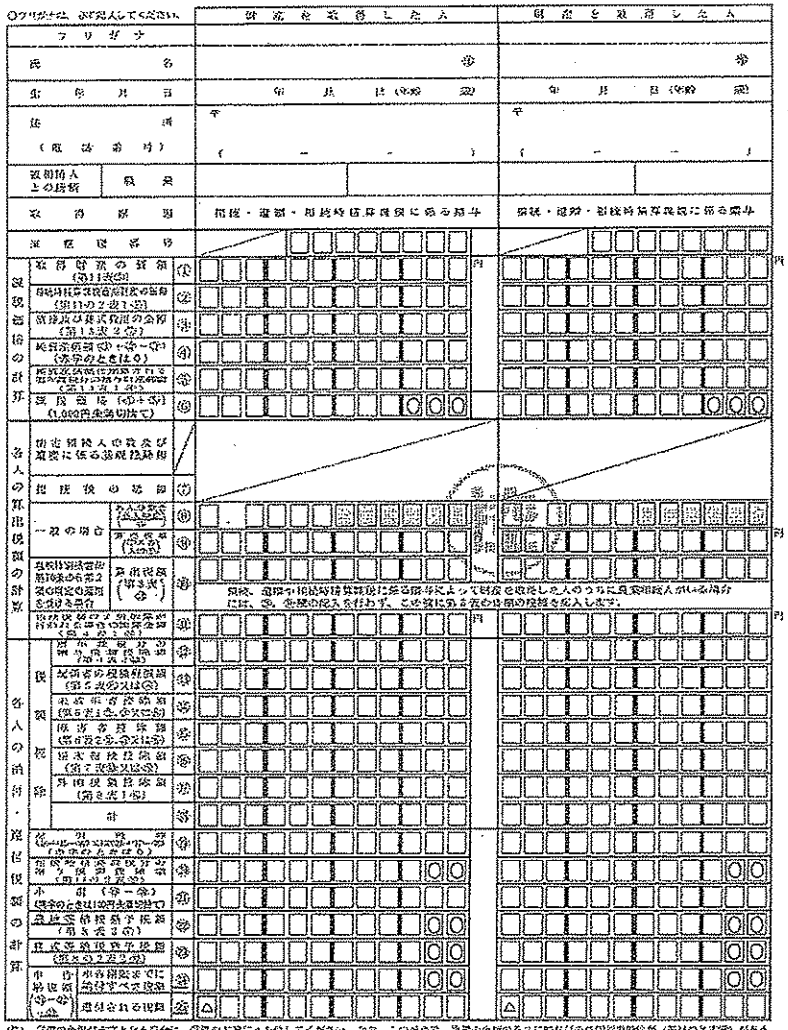

第1表(続)(平21.4)　　(資4－28－2－2－A4統一)

改正前

相続税の申告書（続）

第1表（続）（平成十六年分以降用）

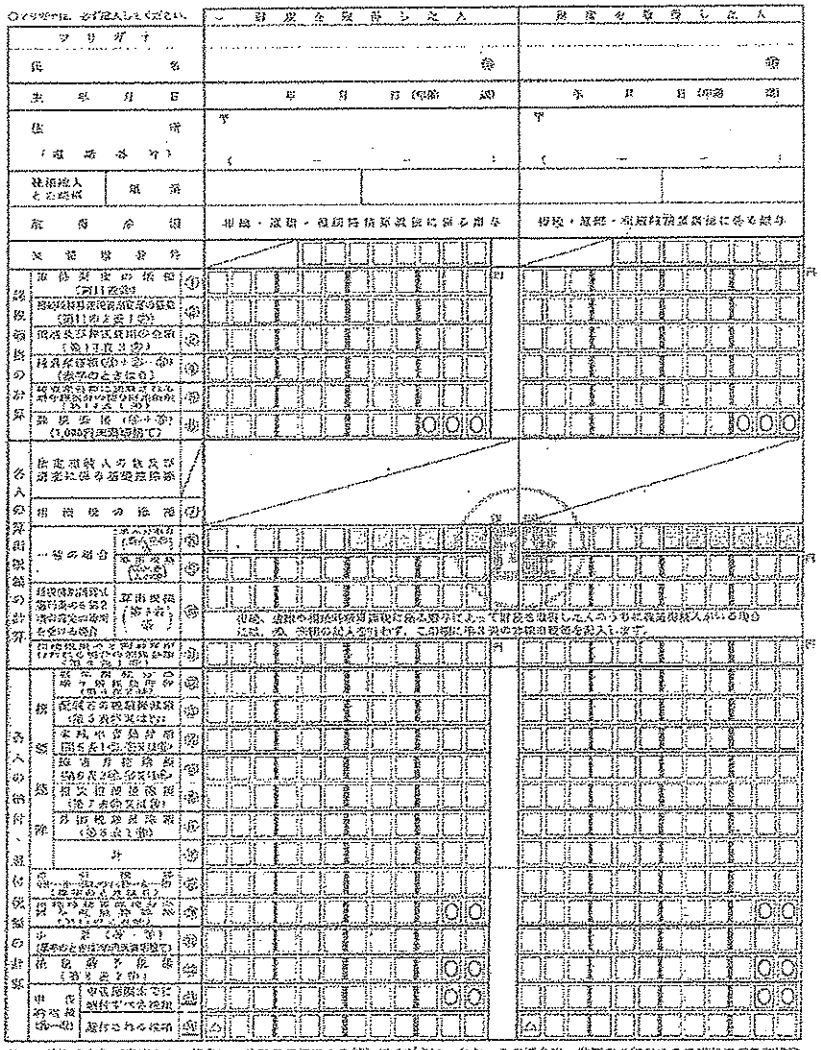

第1表(続)　評2.3.1

(資4－28－2－2－A4統一)

改　正　後

納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）

被相続人

第1表の付表1（平成21年4月分以後用）

この表は、次の(1)から(3)に掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
(1) 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
(2) 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
(3) 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所		フリガナ / 氏名		相続開始年月日	平成　年　月　日

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額

納付すべき税額（相続税の申告書第1表の⑩の金額）	円	・・・・・A
還付される税額（相続税の申告書第1表の⑩の金額）	△　円	

3 相続人等の代表者の指定
（相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。）　相続人等の代表者の氏名

4 限定承認の有無
（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）　限定承認

5 相続人等に関する事項

(1) 住所	〒	〒	〒	〒
(2) 氏名	フリガナ / ㊞	フリガナ / ㊞	フリガナ / ㊞	フリガナ / ㊞
※ 整理欄（記入しないでください。）				
(3) 職業及び被相続人との続柄	職業 / 続柄	職業 / 続柄	職業 / 続柄	職業 / 続柄
(4) 生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日
(5) 電話番号				
(6) 承継割合・・・・・B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(8) 各人の(7)の合計	円			
(9) (7)の(8)に対する割合 (A)/(B)				

6 税額

AXB	納付すべき税額（各人の100円未満切捨て）	00円	00円	00円	00円
	還付される税額	△　円	△　円	△　円	△　円

第1表の付表1（平成30）

（資4－20－1－2－A4統一）

改　正　前

納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）

被相続人

第1表の付表1（平成二十年分以後用）

この表は、次の(1)から(3)に掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
(1) 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
(2) 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
(3) 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所		フリガナ / 氏名		相続開始年月日	平成　年　月　日

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額

納付すべき税額（相続税の申告書第1表の⑩の金額）	円	・・・・・A
還付される税額（相続税の申告書第1表の⑩の金額）	△　円	

3 相続人等の代表者の指定
（相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。）　相続人等の代表者の氏名

4 限定承認の有無
（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）　限定承認

5 相続人等に関する事項

(1) 住所	〒	〒	〒	〒
(2) 氏名	フリガナ / ㊞	フリガナ / ㊞	フリガナ / ㊞	フリガナ / ㊞
※ 整理欄（記入しないでください。）				
(3) 職業及び被相続人との続柄	職業 / 続柄	職業 / 続柄	職業 / 続柄	職業 / 続柄
(4) 生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日
(5) 電話番号				
(6) 承継割合・・・・・B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(8) 各人の(7)の合計	円			
(9) (7)の(8)に対する割合 (A)/(B)				

6 税額

AXB	納付すべき税額（各人の100円未満切捨て）	00円	00円	00円	00円
	還付される税額	△　円	△　円	△　円	△　円

第1表の付表1（平成30）

（資4－20－1－2－A4統一）

改　正　後

書　き　か　た　等

《使用目的等》

1　この第１表の付表１は、次頁の㋑から㋓のいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が１名である場合には、この第１表の付表１の提出を省略して差し支えありません。
2　この第１表の付表１を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
3　共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第１表の付表１を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第１表又は第１表（続））の書きかた》

○　「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
なお、《使用目的等》の１により、この第１表の付表１の提出を省略する場合は、これらの欄を２段に分けて次のように記入してください。
(1)　上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
(2)　下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第１表の付表１の書きかた》

1　「１　死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
2　「２　死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第１表の㊷欄（還付になる場合には㊽欄）の金額を転記してください。
3　「５　相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除く。）について記入してください。
(1)　「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第１表の付表１を提出するときの住所を記入してください。
(2)　「氏名」欄
この第１表の付表１により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。
(3)　「取得割合・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注１）　次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ２人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注２）　指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
(4)　「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続税の評価を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「５　(3)取得割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
4　「６　税額」欄
この欄には、「２　死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「５　(3)取得割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は１円単位まで記入してください。

（R2.4）

改　正　前

書　き　か　た　等

《使用目的等》

1　この第１表の付表１は、次頁の㋑から㋓のいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が１名である場合には、この第１表の付表１の提出を省略して差し支えありません。
2　この第１表の付表１を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
3　共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第１表の付表１を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第１表又は第１表（続））の書きかた》

○　「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
なお、《使用目的等》の１により、この第１表の付表１の提出を省略する場合は、これらの欄を２段に分けて次のように記入してください。
(1)　上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
(2)　下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第１表の付表１の書きかた》

1　「１　死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
2　「２　死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第１表の㊷欄（還付になる場合には㊽欄）の金額を転記してください。
3　「５　相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除く。）について記入してください。
(1)　「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第１表の付表１を提出するときの住所を記入してください。
(2)　「氏名」欄
この第１表の付表１により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。
(3)　「取得割合・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注１）　次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ２人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注２）　指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
(4)　「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続税の評価を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「５　(3)取得割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
4　「６　税額」欄
この欄には、「２　死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「５　(3)取得割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は１円単位まで記入してください。

（R30.5）

改　正　後

還付される税額の受取場所

第1表の付表2（平成21年4月分以降用）

還付税額	

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額㉔」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

㋑ 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

㋺ ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※　振込による受取をご利用にならない方は、ゆうちょ銀行を除き、金融機関の窓口でも受取ることとなりますので、受取に当たっては、還付税額を受け取る場所に記入してください。

相続時精算課税適用者等	銀行等の預貯金口座への振込みの場合
フリガナ	銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店 出張所 本所・支所
氏名	預金種類 普通 当座 納税準備 その他（ ） 口座番号
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合 / 振替受入金口座への振込みの場合
	記号番号（－は除く。） / 通常貯金口座への振込みの場合

相続時精算課税適用者等	銀行等の預貯金口座への振込みの場合
フリガナ	銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店 出張所 本所・支所
氏名	預金種類 普通 当座 納税準備 その他（ ） 口座番号
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合 / 振替受入金口座への振込みの場合
	記号番号（－は除く。） / 通常貯金口座への振込みの場合

相続時精算課税適用者等	銀行等の預貯金口座への振込みの場合
フリガナ	銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店 出張所 本所・支所
氏名	預金種類 普通 当座 納税準備 その他（ ） 口座番号
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合 / 振替受入金口座への振込みの場合
	記号番号（－は除く。） / 通常貯金口座への振込みの場合

相続時精算課税適用者等	銀行等の預貯金口座への振込みの場合
フリガナ	銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店 出張所 本所・支所
氏名	預金種類 普通 当座 納税準備 その他（ ） 口座番号
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合 / 振替受入金口座への振込みの場合
	記号番号（－は除く。） / 通常貯金口座への振込みの場合

第1表の付表2（R2.4）　　税務署処理欄

改　正　前

還付される税額の受取場所

第1表の付表2（平成21年4月分以降用）

還付税額	

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額㉔」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

㋑ 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

㋺ ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※　振込による受取をご利用にならない方は、ゆうちょ銀行を除き、金融機関の窓口でも受取ることとなりますので、受取に当たっては、還付税額を受け取る場所に記入してください。

相続時精算課税適用者等	銀行等の預貯金口座への振込みの場合
フリガナ	銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店 出張所 本所・支所
氏名	預金種類 普通 当座 納税準備 その他（ ） 口座番号
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合 / 振替受入金口座への振込みの場合
	記号番号（－は除く。） / 通常貯金口座への振込みの場合

相続時精算課税適用者等	銀行等の預貯金口座への振込みの場合
フリガナ	銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店 出張所 本所・支所
氏名	預金種類 普通 当座 納税準備 その他（ ） 口座番号
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合 / 振替受入金口座への振込みの場合
	記号番号（－は除く。） / 通常貯金口座への振込みの場合

相続時精算課税適用者等	銀行等の預貯金口座への振込みの場合
フリガナ	銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店 出張所 本所・支所
氏名	預金種類 普通 当座 納税準備 その他（ ） 口座番号
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合 / 振替受入金口座への振込みの場合
	記号番号（－は除く。） / 通常貯金口座への振込みの場合

相続時精算課税適用者等	銀行等の預貯金口座への振込みの場合
フリガナ	銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店 出張所 本所・支所
氏名	預金種類 普通 当座 納税準備 その他（ ） 口座番号
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合 / 振替受入金口座への振込みの場合
	記号番号（－は除く。） / 通常貯金口座への振込みの場合

第1表の付表2（R3.5）　　税務署処理欄

改　正　後

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第１表の付表２「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。

なお、還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

※1　還付申告とは、申告書第１表のその人の「還付される税額㊁」欄又は第１表の付表１の６のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。

※2　相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により相続税と相続時精算課税適用者の贈与に係る税額を承継した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

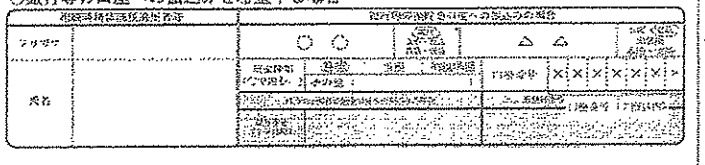

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。
口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。

※　インターネット銀行等については、ゆうちょ銀行から振込みができませんので、振込みの取扱いについては取引している銀行等へお問い合わせください。

○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

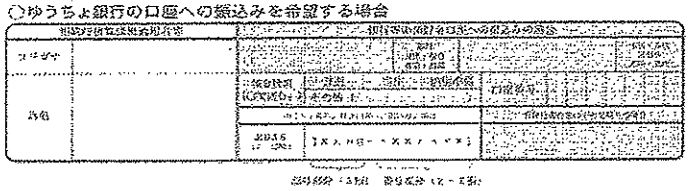

記号部分（５桁）　番号部分（１～８桁）

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

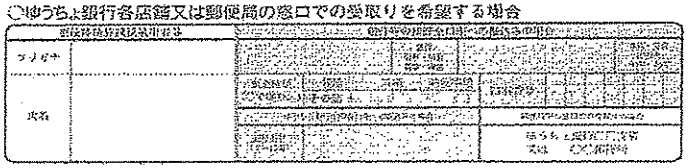

受取りに行かれる郵便局名等を書いてください。

改　正　前

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第１表のその人の「還付される税額㊁」欄又は第１表の付表１の６のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。

なお、還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

※1　還付申告とは、申告書第１表のその人の「還付される税額㊁」欄又は第１表の付表１の６のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。

※2　相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により相続税と相続時精算課税適用者の贈与に係る税額を承継した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

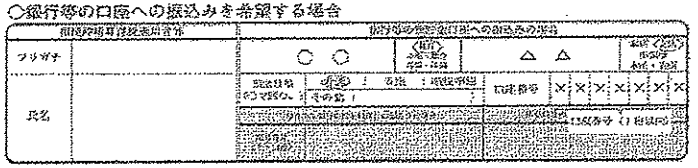

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。
口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。

○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

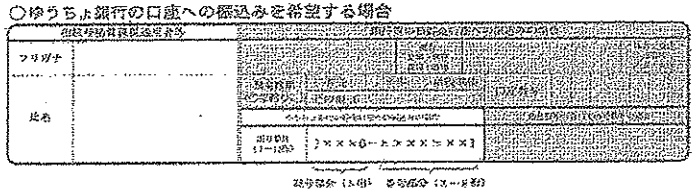

記号部分（５桁）　番号部分（１～８桁）

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

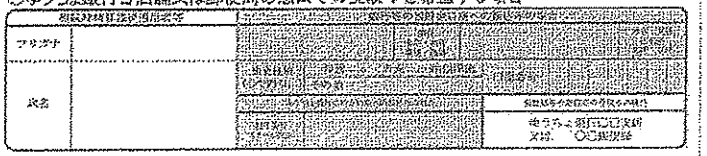

受取りに行かれる郵便局名等のみを書いてください。

改　正　後

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

第1表の付表3（平成21年4月分以降用）

被相続人	

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告等を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

受託者の名称又は氏名（法人番号等）	（　　）

1　信託の明細

番号	信託の名称	営業所等の名称及び所在地
1		
2		
3		

2　信託に関する権利の明細

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単位	価額	外幣建取引換算額
					課税価格計算の基礎となる数量	単位当たりの価額		
							円	円
信託に関する権利の価額の合計額等							㋐	㋑

（注）1　「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1　信託の明細」の「番号」を記入します。
2　この明細は、相続税の申告書第11表に準じて記入してください。
3　「備考」欄は、当該資産の概要（信託財産に関する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を控除として当該資産を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、相続税申告書第13表（債務及び葬式費用の明細書）には記載しないでください。
4　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

3　相続税額等の計算

㋒ 相続税の課税価格（相続税申告書第1表1の①又は第1表（続）の受託者の㋐又は㋑の金額）	㋓ 相続税の2割加算金額（相続税申告書第1表1の②又は第1表（続）の受託者の㋒の金額）	㋔ 外国税額控除額（㋕の金額）	㋕ （㋒＋㋓－㋔）の金額
円	円	円	円

法人税及び事業税等の額の基となる税額の計算

㋖ 信託に関する権利の価額の合計額（㋐欄の金額）	事業税非課税法人税額控除額		㋘ 法人税及び事業税等の額の基となる金額（㋖－㋗）	㋙ ㋘の金額に基づく法人税の額
	㋗ ㋘の金額に基づく事業税の額	㋚ ㋘の金額に基づく地方法人特別税の額		
円	円	円	円	円

㋛ ㋘の金額に基づく所得税の額	㋜ ㋘の金額に基づく地方法人特別税の額	㋝ ㋘の金額に基づく道府県民税の額	㋞ ㋘の金額に基づく市町村民税の額
円	円	円	円

㋟ 法人税等控除額（㋙＋㋛＋㋜＋㋝＋㋞）	㋠ （㋘－㋟）の金額	㋡ 申告期限までに納付すべき税額（㋖－㋠）
円	円	円

（注）1　㋛又は㋞の各欄は、㋒又は㋓の各欄の金額を受託者の非業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「非業税の額」を記入します。
2　㋜又は㋝の各欄は、㋒又は㋓の各欄の金額を受託者の非業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
3　㋙欄は、㋘欄の金額を受託者の非業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
4　㋚又は㋞の各欄は、㋙欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。
5　㋡欄の金額を相続税申告書第1表又は第1表（続）の受託者の㋑欄に転記します。㋡欄の金額（㋖－㋟）がマイナスとなるときは「0」と記入します。

4　信託財産責任負担債務の額の計算

番号	㋢ 債務の金額	㋣ 上記㋢の金額のうち各受託者ごとの負担額の合計額	㋤ （㋢×㋣÷㋢）の金額	㋥ 各受託に関する債務に係る利子税相当額控除額	㋦ 信託財産責任負担債務の額（㋤－㋥）
	円	円	円	円	円
信託財産責任負担債務の額の合計額					

（注）1　この明細は、相続税規則附則法施行令第1条の規定第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が引受した各信託に関する債務に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。
2　「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1　信託の明細」欄の番号を記入します。
3　㋢欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2　信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する負債の金額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する各資産の価額の合計額を控除として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
4　㋣欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
5　㋥欄の金額（㋢－㋣）がマイナスとなるときは「0」と記入します。
6　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。

第1表の付表3（平22.4）　　（第1－55－A4統一）

改　正　前

（新規）

改正後	改正前
書きかた等 この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が非居住者の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。 １　「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。 ２　「１　信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じ。）について一の信託契約ごとに記入してください。 なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。 ３　「２　信託に関する権利の明細」には、「１　信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。 なお、外国税額控除前は、「１　信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。 ４　「３　相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。 なお、「⑮」欄の金額を相続税の申告書第１表又は第１表（続）の⑭欄に転記します。 ５　「４　信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第１条の10第４項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。 ６　相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第２項（遺産に係る基礎控除）の相続人の数に算入しません。 ７　相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含む。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。 平22.4	（新規）

改　正　後

人格のない社団又は財団に課される相続税額の計算明細書

第1表の付表4（平成21年4月分以降用）

被相続人	
人格のない社団又は財団の名称 （法人税理番号）	（　　）

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書き方等については、裏面をご覧ください。

1　遺贈により取得した財産の明細等

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税評価額	単価 倍数	価額
1							円
2							
3							
4							
5							

遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。

⑥ 計	①
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定による事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額	② 円

2　相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算

③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額（第2表の金額）	④ ③の金額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ③の金額に基づく地方法人特別税の額	⑥ 道府県民税所得割額（④+⑤）
円	円	円	円
⑦ 法人税及び事業税等の額となる税額（②－③）	⑧ ③の金額に基づく法人税の額	⑨ ⑧の金額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑧の金額に基づく地方法人特別税の額
円	円	円	円
⑪ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑬ 法人税等に相当する額（⑥+⑨+⑩+⑪+⑫）	
円	円	円	

3　相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算

⑭ 相続税の総額の基礎となる税額（相続税申告書第1表又は第1表（続）の⑩の金額）	⑮ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する部分の税額（⑭×③／⑦）	⑯ 法人税等に相当する額（⑥の金額）	⑰ 限度額（⑮の金額と⑯の金額とのうちいずれか少ない方の金額）
円	円	円	円

4　申告納税額（納付すべき税額）の計算

⑱ 相続税の総額の基礎となる税額（相続税申告書第1表又は第1表（続）の⑩の金額）	⑲ 相続税額から控除する法人税等に相当する額（⑰の金額）	⑳ 申告納税額（納付すべき税額）（⑱－⑲）	（注）⑳の金額を人格のない社団又は財団の相続税申告書第1表又は第1表（続）の⑩の金額に転記します。
円	円	円	

第1表の付表4（平22）　　〔第4－20－1－4－A4統一〕

改　正　前

（新規）

改　正　後	改　正　前
書　き　か　た　等 この明細書は、相続税法第 66 条第 1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。 2 「1　遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、相続税申告書第11表に準じて記入してください。 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。 3 「2　相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。 (1) 「㋐」及び「㋑」欄には、「㋒」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (2) 「㋓」並びに「㋔」及び「㋕」欄には、「㋒」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (3) 「㋖」及び「㋗」の欄には、「㋕」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。 4 「3　相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。 5 「4　申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。 「㋘」欄の金額を人格のない社団等の相続税申告書第1表又は第1表（続）の「㋐」欄に転記します。	（新規）

（平23.6）

改正後

相続税の総額の計算書

被相続人

第2表（平成21年4月分以降用）

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の㋑欄及び㋒欄並びに㋓欄から㋖欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額	② 遺産に係る基礎控除額	③ 課税遺産総額
㋐ (第1表の㋑) 円 ,000	5,000万円＋(1,000万円×㋔) ㋒ 円	㋓ (㋐－㋒) 円 ,000
㋑ (第1表の㋒) ,000	㋔の人数及び㋒の金額を第1表へ転記します。	㋕ (㋑－㋒) ,000

④ 各法定相続人（注）1参照		⑤ 左の法定相続人に応じた法定相続分	第1表の「相続税の総額①」の計算		第2表の「相続税の総額②」の計算	
氏名	被相続人との続柄		⑥ 法定相続分に応ずる取得金額 (㋓×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額の基となる税額 (下の速算表) で計算します。	⑧ 法定相続分に応ずる取得金額 (㋓×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑨ 相続税の総額の基となる税額 (下の速算表) で計算します。
			円 ,000	円	円 ,000	円
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
法定相続人の数	人	合計 1	⑩ 相続税の総額 (㋐の合計額) (100円未満切捨て)	0	⑪ 相続税の総額 (㋑の合計額) (100円未満切捨て)	0

（注）1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2 ㋐欄の金額を第1表㋑欄へ転記します。財産を取得した人のうち農業相続人がいる場合は、㋑欄の金額を第1表㋒欄へ転記するとともに、㋕欄の金額を第3表㋑欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	300,000千円以下	300,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	－ 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	47,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
㋐欄の金額×税率－控除額＝㋑欄の税額　　㋑欄の金額×税率－控除額＝㋒欄の税額
例えば、㋐欄の金額30,000千円に対する税額（㋑欄）は、30,000千円×15%－500千円＝4,000千円です。

○連帯納付義務について
相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互に連帯して納付しなければならない義務があります。
（相4－2－3－A4統一）

第2表（平22.4）

この表を修正申告書の第2表として使用するときは、㋐欄には修正申告書第1表の㋑欄の金額を記入し、㋑欄には修正申告書第3表の1の㋕欄の金額を記入します。

改正前

相続税の総額の計算書

被相続人

第2表（平成十八年分以降用）

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の㋑欄及び㋒欄並びに㋓欄から㋖欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額	② 遺産に係る基礎控除額	③ 課税遺産総額
㋐ (第1表の㋑) 円 ,000	5,000万円＋(1,000万円×㋔) ㋒ 円	㋓ (㋐－㋒) 円 ,000
㋑ (第1表の㋒) ,000	㋔の人数及び㋒の金額を第1表へ転記します。	㋕ (㋑－㋒) ,000

④ 各法定相続人（注）1参照		⑤ 左の法定相続分に応じた法定相続分	第1表の「相続税の総額①」の計算		第2表の「相続税の総額②」の計算	
氏名	被相続人との続柄		⑥ 法定相続分に応ずる取得金額 (㋓×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額の基となる税額 (下の速算表) で計算します。	⑧ 法定相続分に応ずる取得金額 (㋓×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑨ 相続税の総額の基となる税額 (下の速算表) で計算します。
			円 ,000	円	円 ,000	円
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
			,000		,000	
法定相続人の数	人	合計 1	⑩ 相続税の総額 (㋐の合計額) (100円未満切捨て)	0	⑪ 相続税の総額 (㋑の合計額) (100円未満切捨て)	0

（注）1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2 ㋐欄の金額を第1表㋑欄へ転記します。財産を取得した人のうち農業相続人がいる場合は、㋑欄の金額を第1表㋒欄へ転記するとともに、㋕欄の金額を第3表㋑欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	300,000千円以下	300,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	－ 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	47,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
㋐欄の金額×税率－控除額＝㋑欄の税額　　㋑欄の金額×税率－控除額＝㋒欄の税額
例えば、㋐欄の金額30,000千円に対する税額（㋑欄）は、30,000千円×15%－500千円＝4,000千円です。

○連帯納付義務について
相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互に連帯して納付しなければならない義務があります。
（相4－2－3－A4統一）

第2表（平18.4）

この表を修正申告書の第2表として使用するときは、㋐欄には修正申告書第1表の㋑欄の金額を記入し、㋑欄には修正申告書第3表の1の㋕欄の金額を記入します。

改正後

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書

被相続人

第3表（平成21年4月分以降用）

私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。

相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名

（　歳）　（　歳）　（　歳）

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得したすべての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。

財産を取得した人の氏名				(各人の合計)			
課税価格の計算	取得財産の種類	農業相続人（第12表⑧）	①	円	円	円	円
		その他の人（第1表⑧＋第11表⑧）	②				
	債務及び葬式費用の金額（第1表⑭）		③				
	純資産価額（①－②）又は（②－①）（赤字のときは0）		④				
	相続税法第19条の2第1項の規定の適用がある場合の贈与税額控除額（第1表⑨）		⑤				
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）		⑥	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額（第2表⑩）		⑦	00			
	あん分割合（各人の⑥／⑥）		⑧	1.00			
	算出税額（⑦×各人の⑧）		⑨	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の基となる税額	⑩	00	（①表の⑥の金額）　00円 －	（⑩表の⑥の金額）　00円	
		農業投資価格による相続税額（第11表⑧）	⑪				
		各人へのあん分割合（⑩×各人の⑧÷⑩）	⑫				
	各人の算出税額（⑨－⑫）		⑬				

財産を取得した人の氏名							
課税価格の計算	取得財産の種類	農業相続人（第12表⑧）	①	円	円	円	円
		その他の人（第1表⑧＋第11表⑧）	②				
	債務及び葬式費用の金額（第1表⑭）		③				
	純資産価額（①－②）又は（②－①）（赤字のときは0）		④				
	相続税法第19条の2第1項の規定の適用がある場合の贈与税額控除額（第1表⑨）		⑤				
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）		⑥	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額（第2表⑩）		⑦				
	あん分割合（各人の⑥／⑥）		⑧				
	算出税額（⑦×各人の⑧）		⑨	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の基となる税額	⑩				
		農業投資価格による相続税額（第11表⑧）	⑪				
		各人へのあん分割合（⑩×各人の⑧÷⑩）	⑫				
	各人の算出税額（⑨－⑫）		⑬				

（注）1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額欄」欄に転記します。

第3表（平22.4）　（資4－20－4－A4統一）

改正前

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書

被相続人

第3表（平成十六年分以降用）

私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。

相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名

（　歳）　（　歳）　（　歳）

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得したすべての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。

財産を取得した人の氏名				(各人の合計)			
課税価格の計算	取得財産の種類	農業相続人（第12表⑧）	①	円	円	円	円
		その他の人（第1表⑧＋第11表⑧）	②				
	債務及び葬式費用の金額（第1表⑭）		③				
	純資産価額（①－②）又は（②－①）（赤字のときは0）		④				
	相続税法第19条の2第1項の規定の適用がある場合の贈与税額控除額（第1表⑨）		⑤				
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）		⑥	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額（第2表⑩）		⑦	00			
	あん分割合（各人の⑥／⑥）		⑧	1.00			
	算出税額（⑦×各人の⑧）		⑨	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の基となる税額	⑩	00	（①表の⑥の金額）　00円 －	（⑩表の⑥の金額）　00円	
		農業投資価格による相続税額（第11表⑧）	⑪				
		各人へのあん分割合（⑩×各人の⑧÷⑩）	⑫				
	各人の算出税額（⑨－⑫）		⑬				

財産を取得した人の氏名							
課税価格の計算	取得財産の種類	農業相続人（第12表⑧）	①	円	円	円	円
		その他の人（第1表⑧＋第11表⑧）	②				
	債務及び葬式費用の金額（第1表⑭）		③				
	純資産価額（①－②）又は（②－①）（赤字のときは0）		④				
	相続税法第19条の2第1項の規定の適用がある場合の贈与税額控除額（第1表⑨）		⑤				
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）		⑥	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額（第2表⑩）		⑦				
	あん分割合（各人の⑥／⑥）		⑧				
	算出税額（⑦×各人の⑧）		⑨	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の基となる税額	⑩				
		農業投資価格による相続税額（第11表⑧）	⑪				
		各人へのあん分割合（⑩×各人の⑧÷⑩）	⑫				
	各人の算出税額（⑨－⑫）		⑬				

（注）1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額欄」欄に転記します。

第3表（平18.5）　（資4－20－4－A4統一）

改　正　後

相続税額の加算金額の計算書
暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第4表（平成23年4月分以降用）

1　相続税額の加算金額の計算書

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった孫を除く。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。

（注）一親等の血族であっても相続税額の加算の対象とならない場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の相続税額等の相当税額（第1表又は第1表の2の金額）	①	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	相続人（一親等の血族であり、代襲相続人である孫を含みます。）以外の人が財産を取得した場合に、その人の相続税額に加算される金額（①×20％）	②	円	円	円	円
暦年課税分の贈与税額控除額	被相続人から、相続開始前3年以内に贈与によって取得した財産がある場合に、その財産に課税された贈与税額（第1表の2⑧又は第1表の3⑧）	③				
差引税額	加算の対象となる相続税額（②－③）	④				
相続税額の加算金額（第1表又は第1表の2⑨又は⑩）		⑤	円	円	円	円

（注）各人の金額の合計額を第1表又は第1表の2の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に転記します。

2　暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

この表は、第14表の「1 相続税額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。

控除を受ける人の氏名					
相続開始の年の前年分	相続開始の年の前年中に贈与税の課税価格の計算の基となった財産の価額（第14表の⑫の金額）	⑥	円	円	円	円
	⑥のうち被相続人から暦年課税分の贈与によって取得した財産の価額（第14表の⑫の金額）	⑦				
	その年分の暦年課税分の贈与税額	⑧	00	00	00	00
	控除を受ける贈与税額（⑧×⑦÷⑥）	⑨				
	贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々年分	相続開始の年の前々年中に贈与税の課税価格の計算の基となった財産の価額（第14表の⑫の金額）	⑩	円	円	円	円
	⑩のうち被相続人から暦年課税分の贈与によって取得した財産の価額（第14表の⑫の金額）	⑪				
	その年分の暦年課税分の贈与税額	⑫	00	00	00	00
	控除を受ける贈与税額（⑫×⑪÷⑩）	⑬				
	贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々々年分	相続開始の年の前々々年中に贈与税の課税価格の計算の基となった財産の価額（第14表の⑫の金額）	⑭	円	円	円	円
	⑭のうち被相続開始の日からさかのぼって3年目の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額（第14表の⑫の金額）	⑮				
	その年分の暦年課税分の贈与税額	⑯	00	00	00	00
	控除を受ける贈与税額（⑯×⑮÷⑭）	⑰				
	贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署	税務署
暦年課税分の贈与税額控除額（⑨＋⑬＋⑰）		⑱	円	円	円	円

（注）各人の金額を第1表又はその人の「暦年課税分の贈与税額控除額」欄に転記します。

第4表（平成23年4月分以降用）　（付4－20－5－A4統一）

改　正　前

相続税額の加算金額の計算書
暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第4表（平成十六年分以降用）

1　相続税額の加算金額の計算書

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった孫を除く。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。

（注）一親等の血族であっても相続税額の加算の対象とならない場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の相続税額等の相当税額（第1表又は第1表の2の金額）	①	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	相続人（一親等の血族であり、代襲相続人である孫を含みます。）以外の人が財産を取得した場合に、その人の相続税額に加算される金額（①×20％）	②	円	円	円	円
暦年課税分の贈与税額控除額	被相続人から、相続開始前3年以内に贈与によって取得した財産がある場合に、その財産に課税された贈与税額（第1表の2⑧又は第1表の3⑧）	③				
差引税額	加算の対象となる相続税額（②－③）	④				
相続税額の加算金額（第1表又は第1表の2⑨又は⑩）		⑤	円	円	円	円

（注）各人の金額の合計額を第1表又はその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に転記します。

2　暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

この表は、第14表の「1 相続税額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。

控除を受ける人の氏名					
相続開始の年の前年分	相続開始の年の前年中に贈与税の課税価格の計算の基となった財産の価額（第14表の⑫の金額）	⑥	円	円	円	円
	⑥のうち被相続人から暦年課税分の贈与によって取得した財産の価額（第14表の⑫の金額）	⑦				
	その年分の暦年課税分の贈与税額	⑧	00	00	00	00
	控除を受ける贈与税額（⑧×⑦÷⑥）	⑨				
	贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々年分	相続開始の年の前々年中に贈与税の課税価格の計算の基となった財産の価額（第14表の⑫の金額）	⑩	円	円	円	円
	⑩のうち被相続開始の日からさかのぼって3年目の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額（第14表の⑫の金額）	⑪				
	その年分の暦年課税分の贈与税額	⑫	00	00	00	00
	控除を受ける贈与税額（⑫×⑪÷⑩）	⑬				
	贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署	税務署
暦年課税分の贈与税額控除額（⑨＋⑬）		⑭	円	円	円	円

（注）各人の金額の合計額を第1表又はその人の「暦年課税分の贈与税額控除額」欄に転記します。

第4表（平成十六年分以降用）　（付4－20－5－A4統一）

改正後

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

第5表（平成21年4月分以降用）

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合（この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに被相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	（第1表の⑧の金額）×（配偶者の法定相続分）＝ ㉑ 円	㉒ 円
	上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円	

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	㉓ 分割財産の価額（第11表の配偶者の㉑の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額 ㉔ 債務及び葬式費用の金額（第11表の配偶者の㉒の金額）	㉕ 未分割財産の価額（第11表の配偶者の㉕の金額）	㉖（㉓－㉔）の金額（㉓の金額が㉔の金額より大きいときは0）	㉗ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第1表の配偶者の㉘の金額）	㉘（㉖－㉗）の金額（㉖の金額が㉗の金額より大きいときは第3表の㉘の金額）（1,000円未満切捨て）
	円	円	円	円	円	㉘ 円 ,000

㉙ 相続税の総額（第1表の㉚の金額）	㉚ ㉘の金額と㉙の金額とのうちいずれか少ない方の金額	㉛ 課税価格の合計額（第1表の㉙の金額）	㉜ 配偶者の税額軽減の基となる金額（㉙×㉚÷㉛）
円 00	円	円 ,000	円

配偶者の税額軽減の限度額	（第1表の配偶者の㉚又は㉘の金額）（第1表の配偶者の㉙の金額） ㉝ 円 （ 円 － 円 ）	㉝ 円
配偶者の税額軽減額	（㉜の金額と㉝の金額とのうちいずれか少ない方の金額）	㉞ 円

（注）㉞の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額㉔」欄に転記します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	（第1表の⑧の金額）×（配偶者の法定相続分）＝ ㉟ 円	㊱ 円
	上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円	

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	㊲ 分割財産の価額（第11表の配偶者の㉟の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額 ㊳ 債務及び葬式費用の金額（第11表の配偶者の㉜の金額）	㊴ 未分割財産の価額（第11表の配偶者の㊴の金額）	㊵（㊲－㊳）の金額（㊲の金額が㊳の金額より大きいときは0）	㊶ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第1表の配偶者の㉘の金額）	㊷（㊵－㊶）の金額（㊵の金額が㊶の金額より大きいときは第3表の㊷の金額）（1,000円未満切捨て）
	円	円	円	円	円	㊷ 円 ,000

㊸ 相続税の総額（第3表の㊹の金額）	㊹ ㊷の金額と㊸の金額とのうちいずれか少ない方の金額	㊺ 課税価格の合計額（第3表の㊸の金額）	㊻ 配偶者の税額軽減の基となる金額（㊸×㊹÷㊺）
円 00	円	円 ,000	円

配偶者の税額軽減の限度額	（第1表の配偶者の㉚の金額）（第1表の配偶者の㉙の金額） ㊼ 円 （ 円 － 円 ）	㊼ 円
配偶者の税額軽減額	（㊻の金額と㊼の金額とのうちいずれか少ない方の金額）	㊽ 円

（注）㊽の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額㉕」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項適用（いわゆる養子がいる場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用）の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の（第1表の㉚の金額）、㉑、㉟、㊱、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の（第3表の㊸の金額）、㊺、㊽及び㊾の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

改正前

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

第5表（平成十九年四月一日以降用）

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合（この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに被相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	（第1表の⑧の金額）×（配偶者の法定相続分）＝ ㉑ 円	㉒ 円
	上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円	

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	㉓ 分割財産の価額（第11表の配偶者の㉑の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額 ㉔ 債務及び葬式費用の金額（第11表の配偶者の㉒の金額）	㉕ 未分割財産の価額（第11表の配偶者の㉕の金額）	㉖（㉓－㉔）の金額（㉓の金額が㉔の金額より大きいときは0）	㉗ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第1表の配偶者の㉘の金額）	㉘（㉖－㉗）の金額（㉖の金額が㉗の金額より大きいときは第3表の㉘の金額）（1,000円未満切捨て）
	円	円	円	円	円	㉘ 円 ,000

㉙ 相続税の総額（第1表の㉚の金額）	㉚ ㉘の金額と㉙の金額とのうちいずれか少ない方の金額	㉛ 課税価格の合計額（第1表の㉙の金額）	㉜ 配偶者の税額軽減の基となる金額（㉙×㉚÷㉛）
円 00	円	円 ,000	円

配偶者の税額軽減の限度額	（第1表の配偶者の㉚又は㉘の金額）（第1表の配偶者の㉙の金額） ㉝ 円 （ 円 － 円 ）	㉝ 円
配偶者の税額軽減額	（㉜の金額と㉝の金額とのうちいずれか少ない方の金額）	㉞ 円

（注）㉞の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額㉔」欄に転記します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	（第1表の⑧の金額）×（配偶者の法定相続分）＝ ㉟ 円	㊱ 円
	上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円	

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	㊲ 分割財産の価額（第11表の配偶者の㉟の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額 ㊳ 債務及び葬式費用の金額（第11表の配偶者の㉜の金額）	㊴ 未分割財産の価額（第11表の配偶者の㊴の金額）	㊵（㊲－㊳）の金額（㊲の金額が㊳の金額より大きいときは0）	㊶ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第1表の配偶者の㉘の金額）	㊷（㊵－㊶）の金額（㊵の金額が㊶の金額より大きいときは第3表の㊷の金額）（1,000円未満切捨て）
	円	円	円	円	円	㊷ 円 ,000

㊸ 相続税の総額（第3表の㊹の金額）	㊹ ㊷の金額と㊸の金額とのうちいずれか少ない方の金額	㊺ 課税価格の合計額（第3表の㊸の金額）	㊻ 配偶者の税額軽減の基となる金額（㊸×㊹÷㊺）
円 00	円	円 ,000	円

配偶者の税額軽減の限度額	（第1表の配偶者の㉚の金額）（第1表の配偶者の㉙の金額） ㊼ 円 （ 円 － 円 ）	㊼ 円
配偶者の税額軽減額	（㊻の金額と㊼の金額とのうちいずれか少ない方の金額）	㊽ 円

（注）㊽の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額㉕」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項適用（いわゆる養子がいる場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用）の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の（第1表の㉚の金額）、㉑、㉟、㊱、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の（第3表の㊸の金額）、㊺、㊽及び㊾の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

改　正　後

未成年者控除額
障害者控除額の計算書

被相続人

第6表（平成22年分以降用）

1　未成年者控除

（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳にならない人がいる場合に記入します。）

未成年者の氏名					計
年齢（1年未満切捨て） ①	歳	歳	歳	歳	
未成年者控除額 ②	6万円×（20歳－　）年＝ 0,000円	6万円×（20歳－　）年＝ 0,000円	6万円×（20歳－　）年＝ 0,000円	6万円×（20歳－　）年＝ 0,000円	円 0,000
未成年者の第1表の①－②－③－④又は①－②－③－⑤の税額 ④	円	円	円	円	円

（注）1　当表に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2　②欄の金額と④欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額⑥」欄に転記します。
3　②欄の金額が④欄の金額を超える人は、その超える金額（②－④の金額）を次の⑤欄に記入します。

控除しきれない金額（②－④） ⑤	円	円	円	円	計 ⑥ 円

（扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額）

②欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑦欄に記入します。

扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の①－②－③－④又は①－②－③－⑤の税額 ⑦	円	円	円	円	円
未成年者控除額 ⑧					

（注）各人の⑧欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額⑥」欄に転記します。

2　障害者控除

（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。）

	一般障害者		特別障害者		計
障害者の氏名					
年齢（1年未満切捨て） ①	歳	歳	歳	歳	
障害者控除額 ③	6万円×（85歳－　）年＝ 0,000円	6万円×（85歳－　）年＝ 0,000円	12万円×（85歳－　）年＝ 0,000円	12万円×（85歳－　）年＝ 0,000円	円 0,000
障害者の第1表の①－②－③－④又は①－②－③－⑤の税額 ④	円	円	円	円	円

（注）1　②欄の金額「85」には相続開始の日が平成22年12月31日以前の場合には「80」を、相続開始の日が平成23年1月1日以後の場合には「85」を記入します。
2　当表に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算しますので必ず確認してください。
3　③欄の金額と④欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその障害者の「障害者控除額⑦」欄に転記します。
4　②欄の金額が④欄の金額を超える人は、その超える金額（②－④の金額）を次の⑤欄に記入します。

控除しきれない金額（②－④） ⑤	円	円	円	円	計 ⑥ 円

（扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額）

③欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑦欄に記入します。

扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の①－②－③－④又は①－②－③－⑤の税額 ⑦	円	円	円	円	円
障害者控除額 ⑧					

（注）各人の⑧欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額⑦」欄に転記します。

第6表（平22.4）　（令4・20・7・A4統一）

改　正　前

未成年者控除額
障害者控除額の計算書

被相続人

第5表（平成十六年分以降用）

1　未成年者控除

（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳にならない人がいる場合に記入します。）

未成年者の氏名					計
年齢（1年未満切捨て） ①	歳	歳	歳	歳	
未成年者控除額 ②	6万円×（20歳－　）年＝ 0,000円	6万円×（20歳－　）年＝ 0,000円	6万円×（20歳－　）年＝ 0,000円	6万円×（20歳－　）年＝ 0,000円	円 0,000
未成年者の第1表の①－②－③－④又は①－②－③－⑤の税額 ③	円	円	円	円	円

（注）1　当表に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2　②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額⑥」欄に転記します。
3　②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額（②－③の金額）を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額（②－③） ④	円	円	円	円	計 ⑤ 円

（扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額）

②欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。

扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の①－②－③－④又は①－②－③－⑤の税額 ⑥	円	円	円	円	円
未成年者控除額 ⑦					

（注）各人の④欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額⑥」欄に転記します。

2　障害者控除

（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。）

	一般障害者		特別障害者		計
障害者の氏名					
年齢（1年未満切捨て） ①	歳	歳	歳	歳	
障害者控除額 ③	6万円×（85歳－　）年＝ 0,000円	6万円×（85歳－　）年＝ 0,000円	12万円×（85歳－　）年＝ 0,000円	12万円×（85歳－　）年＝ 0,000円	円 0,000
障害者の第1表の①－②－③－④又は①－②－③－⑤の税額 ④	円	円	円	円	円

（注）1　当表に障害者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2　②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその障害者の「障害者控除額⑦」欄に転記します。
3　②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額（②－③の金額）を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額（②－③） ⑤	円	円	円	円	計 ⑥ 円

（扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額）

②欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。

扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の①－②－③－④又は①－②－③－⑤の税額 ⑥	円	円	円	円	円
障害者控除額 ⑦					

（注）各人の⑦欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額⑦」欄に転記します。

第5表（平30.5）　（令4・20・7・A4統一）

改正後

相次相続控除額の計算書

被相続人

第7表（平成21年4月分以降用）

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の基礎となる税額の計算

前の相続に係る被相続人の氏名	前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との関係	前の相続に係る相続税の申告書の提出先
		税務署

① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間（1年未満切捨て）	④ 10年 − ③の年数
年 月 日	年 月 日	年	年

⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額（相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ （⑤ − ④）の金額	⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した全ての人の純資産価額の合計額（第1表の⑧の合計金額）
円	円	円	円

（⑥の相続税額） ＿＿＿円 × （⑦の金額 ／ ⑤の金額） ＝ 円 （⑦の年数 ／ 10年） ＝ 円

相次相続控除額の総額 ⑨ 円

2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人のすべての人が記入します。）

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額（第1表の各人の⑧の金額）	⑫ 相続人以外の人を含めた純資産価額の合計額（第1表の⑧の各人の合計）	⑬ ⑪／⑫の割合	⑭ 各人の相次相続控除額（⑨×各人の⑬の割合）
	（上記⑨の金額） ＿＿＿円	円	⑫ ＿＿＿円		円

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人のすべての人が記入します。）

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額（第1表の各人の⑧の金額）	⑫ 相続人以外の人を含めた純資産価額の合計額（第1表の⑧の各人の合計）	⑬ ⑪／⑫の割合	⑭ 各人の相次相続控除額（⑨×各人の⑬の割合）
	（上記⑨の金額） ＿＿＿円	円	⑫ ＿＿＿円		円

（注）1 ⑨の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が贈与税額の還付を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算後の額は含まれません。
2 各人の⑩又は⑭欄の金額を第1表のその人の「相次相続控除額」欄に転記します。

第7表（平22.5）

（資4－20－3－A4統一）

改正前

相次相続控除額の計算書

被相続人

第7表（平成十六年分以降用）

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の基礎となる税額の計算

前の相続に係る被相続人の氏名	前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との関係	前の相続に係る相続税の申告書の提出先
		税務署

① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間（1年未満切捨て）	④ 10年 − ③の年数
年 月 日	年 月 日	年	年

⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額（相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ （⑤ − ⑥）の金額	⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した全ての人の純資産価額の合計額（第1表の⑧の合計金額）
円	円	円	円

（⑥の相続税額） ＿＿＿円 × （⑦の金額 ／ ⑤の金額） 円 （⑦の年数 ／ ⑤の年数） ＝ 円

相次相続控除額の総額 ⑨ 円

2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人のすべての人が記入します。）

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額（第1表の各人の⑧の金額）	⑫ 相続人以外の人を含めた純資産価額の合計額（第1表の⑧の各人の合計）	⑬ 各人の⑪／⑫の割合	⑭ 各人の相次相続控除額（⑨×各人の⑬の割合）
	（上記⑨の金額） ＿＿＿円	円	⑫ ＿＿＿円		円

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人のすべての人が記入します。）

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額（第1表の各人の⑧の金額）	⑫ 相続人以外の人を含めた純資産価額の合計額（第1表の⑧の各人の合計）	⑬ 各人の⑪／⑫の割合	⑭ 各人の相次相続控除額（⑨×各人の⑬の割合）
	（上記⑨の金額） ＿＿＿円	円	⑫ ＿＿＿円		円

（注）1 ⑨の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が贈与税額の還付を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算後の額は含まれません。
2 各人の⑩又は⑭欄の金額を第1表のその人の「相次相続控除額」欄に転記します。

第7表（平21.5）

（資4－20－3－A4統一）

改正後

外国税額控除額 農地等納税猶予税額 の計算書

被相続人

第8表（平成21年4月分以降用）

1 外国税額控除

（この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。）

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税			⑨その財産について日本の相続税の計算上控除される外国税額	⑩差引額（⑧－⑨）	⑪非貿易財産の価額	⑫⑪の金額のうち相続開始の年に取得した財産の価額	⑬相次相続控除後の税額×⑫／⑪	⑭控除額（⑩と⑬とのうちいずれか少ない方の金額）
	⑦国名及び税の名称	⑧税額（円未満切捨）							
		・・			円	円		円	円
		・・							
		・・							
		・・							
		・・							
		・・							

（注）1 ⑪欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
2 ⑫欄の「取得財産の価額」は、第1表の⑧欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑭欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額等」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 （この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名				
納税猶予の基となる税額（第3表の各農業相続人の⑳の金額）	①	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（⑭×0.2）	②			
上場株式等に係る課税価格に算入される特例農地等の価額に対応する債務の金額の計（第1表の各農業相続人の⑭－⑳の金額）	③			
第3表⑧の各農業相続人の算出税額	④			
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×0.2）	⑤			
農地等納税猶予税額の計算額（③－（④＋⑤））の金額（赤字のときは0）	⑥			
農地等納税猶予税額（①＋②－⑥）（100円未満切捨て、赤字のときは0）	⑦	00	00	00

（注）各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、第8の3表の⑪又は⑫欄の金額をその人の「農地等納税猶予税額⑮」欄に転記します。

第8表（平24）　（日本ビジネス・システムズ（株）A4横）

改正前

外国税額控除額 納税猶予税額 の計算書

被相続人

第8表（平成十六年分以降用）

1 外国税額控除

（この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。）

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税			⑨その財産について日本の相続税の計算上控除される外国税額	⑩差引額（⑧－⑨）	⑪非貿易財産の価額	⑫⑪の金額のうち相続開始の年に取得した財産の価額	⑬相次相続控除後の税額×⑫／⑪	⑭控除額（⑩と⑬とのうちいずれか少ない方の金額）
	⑦国名及び税の名称	⑧税額（円未満切捨）							
		・・			円	円		円	円
		・・							
		・・							
		・・							
		・・							
		・・							

（注）1 ⑪欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
2 ⑫欄の「取得財産の価額」は、第1表の⑧欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑭欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額等」欄に転記します。

2 納税猶予税額 （この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名				
納税猶予の基となる税額（第3表の各農業相続人の⑳の金額）	①	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（⑭×0.2）	②			
上場株式等に係る課税価格に算入される特例農地等の価額に対応する債務の金額の計（第1表の各農業相続人の⑭－⑳の金額）	③			
第3表⑧の各農業相続人の算出税額	④			
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×0.2）	⑤			
納税猶予税額の計算額（③－（④＋⑤））の金額（赤字のときは0）	⑥			
納税猶予税額（①＋②－⑥）（100円未満切捨て、赤字のときは0）	⑦	00	00	00

（注）各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑮」欄に転記します。

第8表（平25）　（日本ビジネス・システムズ（株）A4横）

改　正　後

株式等納税猶予税額の計算書

第8の2表（平成21年4月分以降用）

被相続人	
納税承継相続人等・経営承継相続受贈者	

この計算書は、特定承継相続人等又は経営承継相続受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予制度（株式等納税猶予税額）を有利するために使用します。
（注）　特定承継相続人等及び経営承継相続受贈者に該当する人が、以下この計算書（第8の2表）において「納税承継人」と表記しています。

私は、第8の2表の付表1・付表2の「2　特例非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2　特例相続非上場株式等の明細」に記載された会社の株式（出資）のうち各明細の㉑欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予の特例（相続等贈与税猶予税額の計算の特例）第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項の適用を受けます。

1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税価産総額」等の計算

⑦	この計算書の納税承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の金額	円
⑧	この計算書の納税承継人に係る相続時精算課税適用者の金額（第1表・第1表（続）のその人の㉔欄の金額）	
⑨	特定価額（⑦−⑧）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000
⑩	特定価額の20%に相当する金額（⑨×20%）（1,000円未満切捨て）	,000
⑪	この計算書の納税承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の納税承継人以外の者の第1表・第1表（続）の㉔欄又は第3表の㉔欄）の合計額	,000
⑫	基礎控除額（第2表の㉑欄の金額）	0,000,000
⑬	特定価額に基づく課税遺産総額（⑪+⑨−⑫）	,000
⑭	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑪+⑩−⑫）	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

㉕ 法定相続人の氏名	㉖ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ㉗ 特定承継分に係る取得金額（⑬×㉖）	㉘ 特定承継分の基となる税額（第2表の㉘欄へ）	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ㉙ 特定承継分に係る取得金額（⑭×㉖）	㉚ 特定承継分の基となる税額（第2表の㉙欄へ）
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	㉛相続税の総額（㉘の合計額）	㉜	㉝相続税の総額（㉚の合計額）	㉞

（注）1　㉘欄の「第1表・第1表（続）の㉘欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した者のうちに相続時精算課税適用者がある場合の第9第1項の規定による税額控除についての相続税の特例の適用を受ける者がいる場合は、「第3表の㉘欄の金額」となります。
2　㉕及び㉖欄は第2表の「法定相続人」の「氏名」欄及び「各人の法定相続分に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2　株式等納税猶予税額の計算

⑮	納税承継人の第1表・第1表（続）の㉔欄の（⑭+⑪−⑫）の金額	円
⑯	特定価額に基づく基礎控除額（「1の㉗×1の㉖／1の㉘」の㉘+㉙）	
⑰	特定価額に基づく相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（⑯×20%）	
a	（⑯+⑰）−納税承継人の第1表・第1表（続）の㉘の金額（赤字の場合は0）	
⑱	特定価額の20%に相当する金額に基づく基礎控除額（「1の㉗×1の㉙／1の㉘」の㉘+㉙）	
⑲	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（⑱×20%）	
b	（⑱+⑲）−納税承継人の第1表・第1表（続）の㉙の金額（赤字の場合は0）	
⑳	納税承継人の第1表・第1表（続）の㉔欄に係る相続税（その人の第1表・第1表（続）の㉔欄又は㉔欄−㉕）（赤字の場合は0）	
㉑	（⑮−a−b）の金額（赤字の場合は0）	
㉒	（a−b−㉑）の金額（赤字の場合は0）	
㉓	特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（第2表㉓）	
イ	会社名 に係る株式等納税猶予税額（㉑×イの株式等に係る価額／1の㉑）（100円未満切捨て）	00
ロ	会社名 に係る株式等納税猶予税額（㉑×ロの株式等に係る価額／1の㉑）（100円未満切捨て）	00
ハ	会社名 に係る株式等納税猶予税額（㉑×ハの株式等に係る価額／1の㉑）（100円未満切捨て）	00
㉔	株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ）（第2表㉔）	00

（注）1　㉔欄の算式中の「第1表・第1表（続）の㉔」の金額について、経営承継人が農業等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第1表・第1表（続）の㉗」の金額とします。
2　㉓欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、㉓欄の金額を㉑欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2　特例非上場株式等の明細」の㉑欄及び第8の2表の付表3の「2　特例相続非上場株式等の明細」の㉑欄のそれぞれに記載の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、最大の明細に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
3　㉔欄の金額を経営承継人の第1表・第1表（続）の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。なお、経営承継人が農業等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、㉔欄の金額にかかわらず、第8の3表の㉔又は㉕欄の金額を経営承継人の第1表・第1表（続）の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。

税務署整理欄	入力		確認			

第8の2表（平21.4）　　（資4－28－3－2－A4統一）

改　正　前

（新規）

改正後

第8の2表の付表1（平成22年4月分以降用）

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

被相続人	
経営承継相続人等	

この明細書は、非上場株式等についての相続税の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、被相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書に代えて第8の2表の付表3を使用してください。
この明細書の記入に関しては、裏面もご参照ください。

1 特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	（　署）		
③ 事業内容		⑧ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日　平成　年　月　日
④ 相続開始の時における資本金の額	円		認定番号
⑤ 相続開始の時における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特定特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有　無
⑥ 相続開始の時における従業員数	人		

2 特例非上場株式等の明細

① 相続開始の時における発行済株式等の総数等	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株（口・円）当たりの価額（次面の「2(3)」参照）	⑤ 価額（③×④）
株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	円 A

3 特例猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 {2の①×2/3}（1株・口・円未満の端数切上げ）	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ ①－②の数等（0未満の場合は0）	④ 2の③欄の限度となる数等（1の数等と2の②欄の数等のいずれか少ない方の数等）
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第1号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び特定承継相続人等と特別の関係がある者（次面の「3(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（次面の「3(2)」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を適用した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	特別区分	固定資産等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・・						円	
・・							
・・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社のすべての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）						%	

上記の明細の内容に相違ありません。　　平成　年　月　日

所在地

会社名

代表者氏名　　印

税務署整理欄	法人番号整理番号	—	入力		確認			

第8の2表の付表1（平22.4）　　（令4－20－5－3－八4統一）

第8の2表の付表1には記入する必要がありません。

改正前

（新規）

改　正　後	改　正　前
〈 書 き か た 等 〉 1　「1　特例非上場株式等に係る会社」欄 (1)　㋐欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例適子の特例の適用を受けることはできません。 (2)　㋑欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3)　㋒欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が発行する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。 2　「2　特例非上場株式等の明細」欄 (1)　①から㋒欄までの「種数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2)　㋒欄の数等は、「3　相続時精算課税適用財産の特例の適用を受ける株式等の数等の明細書（明細表）」の㋑欄の数等が限度となります。 (3)　㋓欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。 なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の相続時精算課税の計算の基となる特例非上場株式等の価額は，会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (4)　A欄の金額（㋓欄の金額）を第8の2表の「1　株式等相続時精算課税の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、この明細書以外に第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の金額の合計額を第8の2表の「1　株式等相続時精算課税の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。 3　「4　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄 (1)　営業承継相続人等と特別の関係がある者とは、営業承継相続人等の親族などその営業承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2)　①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。 なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。 (3)　②欄の金額は会社のすべての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。 (4)　③欄の保有割合が50%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5)　明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。	(新規)

改正後	改正前

第8の2表の付表2（平成22年4月分以降用）

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

（租税特別措置法施行令第40条の8第21項第13号）

被相続人	
経営承継相続人等	

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定非上場会社の株式又は特定同族株式等のうち、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例非上場株式等及びその特定同族株式等又はその特定同族株式等に係る剰余の同時等を相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等について、その明細書を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面に注意ください。

1 特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑤ 経営承継相続人等が役員等であった期間	・・～・・
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署等）	（ 署）	⑥ 経営承継円滑化法の認定の状況	認定年月日 平成 年 月 日
③ 事業内容			認定番号
④ 相続開始の時における資本金の額	円	⑦ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有 / 無
⑤ 相続開始の時における従業員数	人		
⑥ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役員名			

2 特例非上場株式等の明細

(1) 相続開始の時における発行済株式等の総数等　　株・口・円

(2) 特例非上場株式等の明細

区分	受贈年月日	⑧ 被相続人から相続又は遺言により取得した株式等の数等	⑨ 被相続人から贈与により取得した株式等の数等	⑩ ⑧又は⑨のうち、特例の適用を受ける（上うとする株式等の数等	⑪ 1株（口）・1円当たりの金額（第4表「3(2)」参照）	⑫ 価額（⑩×⑪）
イ 特定同族会社株式等に係る特例非上場株式等	・・	株・口・円	株・口・円 a	株・口・円	円	円
	・・		b			
ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等	・・		b			
	・・		b			
ハ 上記以外の特例非上場株式等		a 株・口・円	c			
		合計	d	e		A

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この項は、「2 特例非上場株式等の明細」の(2)のc欄に記入することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（2の(1)×2/3）（1株・口・円未満の端数切上げ）	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ bの合計	④ ①－②＋③の数等（赤字の場合は0）
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

※この場合には、猶予の打ち切りを受けようとする相続に係る被相続人から贈与により取得した特例非上場株式等のうち、④の数等を限度として猶予の適用を受けることができます。この場合、相続又は遺贈により取得した株式等について特例の適用を受けることはできません。

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第13号の規定に基づき、会社が相続開始の年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	⑬ 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・・						円	
・・							
・・							
⑭ 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（⑬の合計額）							
⑮ 会社のすべての資産の価額の合計額（⑭の金額を含みます。）							
⑯ 現物出資等資産の保有割合（⑭/⑮）						%	

上記の明細の内容に相違ありません。　　平成 年 月 日

所 在 地

会 社 名

代表者氏名　　印

5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意

同意すべき人の氏名（第4表「5」参照）	

私（私たち）は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 特例非上場株式等の明細」のその株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

税理士署名押印	法人番号又は個人番号	—	入力		確認			

第8の2表の付表2（平22.4）　　（資4－20－2－A4統一）

第8の2表の付表2は、経営承継相続人等ごとに作成します。

（新規）

改　正　後	改　正　前
〈 書　き　か　た　等 〉 1　特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等 (1)　この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、被相続相続人等が被相等に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る相当書（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。 (2)　この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。 イ　平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（新予税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。） ロ　同法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の被相の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確定日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過するはをいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等をいいます（イの株式等を除きます。）。 (3)　特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての納税猶予の特例」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の特例猶予の適用に関する届出書」を被相続相続人等の住所地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。 また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。 2　「1　特例非上場株式等に係る会社」欄 (1)　㋐欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表役に就任のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 (2)　㋑欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3)　㋒欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。 3　「2　特例非上場株式等の明細」欄 (1)　①欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2)　(2)の「イ　特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ　特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の④欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。 なお、遺産の贈与により取得した株式等の会社について、納税猶予の特例の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ　イ及びロ以外の特例非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの特例の適用を受けることはできません。 （注）　贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（(3)において同じです。）。 (3)　(2)の「イ　特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ　特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の④欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。 (4)　(2)の「イ　特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ　特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に特例非上場株式等の明細を記載し添付してください。 (5)　(2)の「ハ　イ及びロ以外の特例非上場株式等」に係る④欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。 なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の特定猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (6)　A欄の金額（純資産の金額）を第8の2表の「1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の計算」の①欄に転記します。 なお、この明細書以外に第8の2表の特表1・特表2・特表3の特記がある場合は、各特表のA欄の金額の合計額を第8の2表の「1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。 4　「4　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄 (1)　「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2)　⑥欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。 なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を現に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。 (3)　⑦欄の金額は会社のすべての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。 (4)　⑧欄の保有割合が50%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5)　明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。 5　「5　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の関係」欄 (1)　この明細書の経営承継相続人等が「2　特例非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの特例の適用を受けようとする場合は、この特例の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈動産」、「特例対象動産」又は「特例対象宅地等」を取得したすべての人の同意が必要です。 (2)　(1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈動産」、「特例対象動産」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。 (R22.4)	(新規)

改　正　後

第８の２表の付表３（平成22年４月分以降用）

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書

被相続人	
提出相続税申告書提出者	

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等について、その明細を記入します。

1　特例相続非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑦ 相続開始の時における代表権の有無	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	（　　署）	⑧ 相続開始の時における役員の状況	
③ 事業種目		⑨ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日　平成　年　月　日
④ 相続開始の時における資本金の額	円		認定番号
⑤ 相続開始の時における資本準備金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有　無
⑥ 相続開始の時における従業員数	人		

（注）１　租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用を受ける特例相続非上場株式等に係る会社が、その株式等の発行の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその他の会社について⑦から⑩までの各項を記入します。
２　⑦欄に、お亡くなりになった方は、「代表権あり」と記入します。
　なお、代表権に制限のある役員については、この特例の適用を受けることはできません。
３　⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第５条第１項各号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の確認を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
４　⑩欄は、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の８の３第４項の規定において読替えて準用する同条第１項第１号に規定する特別関係会社をいいます。）であって当該相続に係る被相続人との間に支配関係（同条第１項第２号に規定する支配関係をいいます。）がある法人（当該特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は当該特別関係会社法施行令第40条の８の３第７項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の８の２第１項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2　特例相続非上場株式等の明細

受贈年月日	⑪ 相続開始の時における発行済株式等の総数等	⑫ 被相続人から贈与により取得した租税特別措置法第70条の７第１項の認定を受けた株式等で相続開始の時において保有していた株式等の数等	⑬ ⑫のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑭ １株（口・円）当たりの価額（付表４参照）	⑮ 価額（⑬×⑭）
・・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A　円

（注）１　⑪から⑬までの「株式等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
２　⑫欄の数字又は⑬欄の数字の記入に当たり、誤りにより取得した時点において、株式等について合併・分割・株式交換等があった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、別表等にお知らせください。
３　⑬欄の数字は、「３　納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の⑤欄の数等の限度となります。
４　⑮欄の金額は、贈与の時における価額を記載として算定した価額を記入します。
　なお、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の８の３第４項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の８の２第５項の特例の適用がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（同条第１項第２号に規定する支配関係をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第２条第２号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の限度数等の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額は、租税特別措置法第70条の７の４第１項の特例受贈非上場株式等の価額等計算書第３表の７第１項の規定の適用に係る贈与の時に受ける特例相続非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして租税特別措置法施行令第40条の８の３第８項及び医療法人税特別措置法施行規則第39条の２第２項の規定に基づき算出した価額となります。
５　A欄の金額（⑮欄の金額）が第８の２表の「１　株式等納税猶予税額の基となる相続税の基礎の計算」の⑪欄に転記します。
　なお、この明細書以外に第８の２表の付表１・付表２・付表３の作成がある場合は、各付表のA欄の金額を第８の２表の「１　株式等納税猶予税額の基となる相続税の基礎の計算」の⑪欄に記入します。

3　納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「２　特例相続非上場株式等の明細」の⑬欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の３分の２に相当する数等（２の⑪×$\frac{2}{3}$）（１株・口・円未満の端数切上げ）	② 被相続人から贈与により取得した株式等で相続開始の時において保有していた株式等の数等	③ ①－② の数等（零の場合は０）	④ ２の金額の限度となる数等（③欄の数等と２の⑬欄の数等のいずれか少ない方の数等）
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

（注）　⑪欄の数等の記入に当たり、同日により取得した株式等において、株式等について合併・分割・株式交換等があった場合やその株式等に係る会社について合併・株式交換等があった場合は、別表等にお知らせください。

※税務署整理欄	法人番号整理番号	—	入力		確認			

第８の２表の付表３（平22.4）　　（資４－20－３－５－Ａ４統一）

※この用紙は、第８の２表と合わせてＡ４縦長に印刷してください。

改　正　前

（新規）

改　正　後

第8の3表（平成21年4月分以降用）

農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整計算書

被相続人	
農業相続人	

この計算書は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例と同法第70条の7の2第1項又は同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例を同時に適用する農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）が、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整の計算のために使用します。

1　調整前猶予税額等の明細

	円
① この計算書の農業相続人の調整前農地等猶予税額（その人の第5表の「2」の③欄の金額）	00
② この計算書の農業相続人の調整前非上場株式等猶予税額（その人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の第5の2表の「2」の③欄の金額）	00
③ 猶予税額（①+②）	00
④ この計算書の農業相続人の猶予可能税額（その人の第1表の③欄の金額）	

（注）1　③欄の金額が④欄の金額を超える場合（「③>④」の場合）は、「2　農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。
2　③欄の金額が④欄の金額以下の場合（「③≦④」の場合）は、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①及び②欄の金額を第1表・第1表（続）の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額⑨」及び「株式等納税猶予税額⑩」欄にそれぞれ転記します。

2　農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整

この欄は、上記1の③欄の金額が④欄の金額を超える場合（「③>④」の場合）に使用します。
なお、上記1の③欄の金額が④欄の金額以下の場合（「③≦④」の場合）は記入を要しません（上記1の（注2）参照）。

	円
⑤ 調整後の農地等納税猶予税額（④×$\frac{2}{3}$）（100円未満切捨て）	00
⑥ 調整後の株式等納税猶予税額（④−⑤）（100円未満切捨て）	00

（注）⑤及び⑥欄の金額を第1表・第1表（続）の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額⑨」及び「株式等納税猶予税額⑩」欄にそれぞれ転記します。

改　正　前

（新規）

改　正　後

生命保険金などの明細書

被相続人

第9表（平成21年4月分以降用）

1　相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
		・・	円	
		・・		
		・・		
		・・		
		・・		

（注）1　相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の二の表等に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2　相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額をそのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
3　相続時精算課税適用財産とされません。

2　課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	（第2表の④の法定相続人の数） 500万円×［　人］により計算した金額を右の㋐に記入します。	㋐　円 ,000,000

保険金などを受け取った相続人の氏名	㋑受け取った保険金などの金額	㋒非課税金額 ㋐×各人の㋑／㋑	㋓課税金額 （㋑－㋒）
	円	円	円
合　計	㋑		

（注）1　㋐の金額が㋑の金額より少ないときは、各相続人の㋓の金額がそのまま第1表の「課税価格」の計算の基となりますので、各人の課税金額は0となります。
2　各人の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第9表（平22.4）

（資4－29－15－A4統一）

改　正　前

生命保険金などの明細書

被相続人

第9表（平成十六年分以降用）

1　相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
		・・	円	
		・・		
		・・		
		・・		
		・・		

（注）1　相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の二の表等に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2　相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額をそのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
3　相続時精算課税適用財産とされません。

2　課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	（第2表の④の法定相続人の数） 500万円×［　人］により計算した金額を右の㋐に記入します。	㋐　円 ,000,000

保険金などを受け取った相続人の氏名	㋑受け取った保険金などの金額	㋒非課税金額 ㋐×各人の㋑／㋑	㋓課税金額 （㋑－㋒）
	円	円	円
合　計	㋑		

（注）1　㋐の金額が㋑の金額より少ないときは、各相続人の㋓の金額がそのまま第1表の「課税価格」の計算の基となりますので、各人の課税金額は0となります。
2　各人の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

平21.3

（資4－29－15－A4統一）

改　正　後

退職手当金などの明細書

被相続人

第10表（平成21年4月分以降用）

1　相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
		・・		円	
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			

（注）1　相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2　相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

2　課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	（第2表の⑦の法定相続人の数） （500万円×　人）により計算した金額を右の㋑に記入します。	㋑　円 ,000,000

退職手当金などを受け取った相続人の氏名	㋺ 受け取った退職手当金などの金額	㋩ 非課税金額 ㋑ × 各人の㋺ / ㋺の合計	㋥ 課税金額（㋺－㋩）
	円	円	円
合　計	㋺		

（注）1　㋑の金額が㋺の金額より少ないときは、各相続人の㋩欄の金額がそのまま㋥欄の非課税金額となりますので、㋥欄の課税金額は0となります。
2　㋥欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

（平22.6）

（第4－20－11－A4統一）

改　正　前

退職手当金などの明細書

被相続人

第10表（平成十一年分以降用）

1　相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、被相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
		・・		円	
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			

（注）1　相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2　相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

2　課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	（第2表の⑦の法定相続人の数） （500万円×　人）により計算した金額を右の㋑に記入します。	㋑　円 ,000,000

退職手当金などを受け取った相続人の氏名	㋺ 受け取った退職手当金などの金額	㋩ 非課税金額 ㋑ × 各人の㋺ / ㋺の合計	㋥ 課税金額（㋺－㋩）
	円	円	円
合　計	㋺		

（注）1　㋑の金額が㋺の金額より少ないときは、各相続人の㋩欄の金額がそのまま㋥欄の非課税金額となりますので、㋥欄の課税金額は0となります。
2　㋥欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

（平10.6）

（第4－20－11－A4統一）

改　正　後

相続税がかかる財産の明細書

（相続時精算課税適用財産を除きます。）

被相続人

第11表（平成21年4月分以降用）

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況　区分　1 全部分割　2 一部分割　3 全部未分割　分割の日　・・　・・

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量 又は倍数	単価 又は固定資産税評価額	価額	取得した人の氏名	取得財産の種類
						円	円		円
						円			

改正後

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第11の2表（平成21年4月分以降用）

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1　相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	⑪ 贈与を受けた人の氏名	⑫ 贈与を受けた年分	⑬ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	⑭ ⑫の年に課税される相続時精算課税適用財産の価額	⑮ ⑫の年に係る贈与税の外国税額控除前の金額	⑯ ⑫のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1				円	円	円
2						
3						
4						
5						
6						
	氏名	（各人の合計）				
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	⑰ 課税価格の合計額（⑭の合計額）			円	円	円
	⑱ 贈与税額の合計額（⑮の合計額）					
	⑲ ⑯のうち5年超贈与税額に係る外国税額控除額の合計額（⑯の合計額）					

（注）1　相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の⑫欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2　⑭欄の金額は、下記2の⑭の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3　各人の⑭欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額⑤」欄及び第15表のその人の各欄にそれぞれ転記します。
4　各人の⑯欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑭」欄に転記します。

2　相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

（上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。）

番号	⑪ 贈与を受けた人の氏名	⑫ 贈与年月日	⑭ 相続時精算課税適用財産の明細 種類	細目	利用区分、用途等	所在場所等	数量	価額
								円

（注）1　この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2　⑭の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の2の⑫欄の金額の合計額を、特定船舶の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2　特定受贈株式指定会社対象由来である選択特定船舶の明細」の⑫欄の金額を記入します。

第11の2表　(平22.4)　　(日本工業規格A4縦)

改正前

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第11の2表（平成十八年分以後用）

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1　相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	⑪ 贈与を受けた人の氏名	⑫ 贈与を受けた年分	⑬ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	⑭ ⑫の年に課税される相続時精算課税適用財産の価額	⑮ ⑫の年に係る贈与税の外国税額控除前の金額	⑯ ⑫のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1				円	円	円
2						
3						
4						
5						
6						
	氏名	（各人の合計）				
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	⑰ 課税価格の合計額（⑭の合計額）			円	円	円
	⑱ 贈与税額の合計額（⑮の合計額）					
	⑲ ⑯のうち5年超贈与税額に係る外国税額控除額の合計額（⑯の合計額）					

（注）1　相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の⑫欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2　⑭欄の金額は、下記2の⑭の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3　各人の⑭欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額⑤」欄及び第15表のその人の各欄にそれぞれ転記します。
4　各人の⑯欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑭」欄に転記します。

2　相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

（上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。）

番号	⑪ 贈与を受けた人の氏名	⑫ 贈与年月日	⑭ 相続時精算課税適用財産の明細 種類	細目	利用区分、用途等	所在場所等	数量	価額
								円

（注）1　この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2　⑭の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の2の⑫欄の金額の合計額を、特定船舶の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2　特定受贈株式指定会社対象由来である選択特定船舶の明細」の⑫欄の金額を記入します。

この項は記入しないでください。

第11の2表　(平20.12)　　(日本工業規格A4縦)

改　正　後

小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人

この表及び第11・11の2表の付表2の1から[省略]までについては、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、「小規模宅地等の特例」、[特定計画山林の特例]又は[特定事業用資産の特例]の適用を受ける場合に記入します。[省略]

1　特例の適用にあたっての同意

(注)　「小規模宅地等の特例」、[特定計画山林の特例]又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得したすべての人の同意が必要です。

私（私たち）は下記の「2　特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産のすべてが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する[特定計画山林又は相続税及び贈与税の負担が軽減される山林の特例]の対象となる特定計画山林、同法第69条の4第1項、同法第69条の5第1項又は[租税特別措置法第69条の5第1項]に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となる財産を取得したすべての人の氏名	

2　特例の適用を受ける財産の明細

(注)　特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

(1) 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表2の1の「1　小規模宅地等の明細」のとおり。
(2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3のとおり。
(3) 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1　特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2　特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

3　特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」、[特定計画山林の特例]又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

㋐	㋑	㋒	㋓
	限度面積	特例の適用を受ける面積（第11・11の2表の付表2の1の「3　限度額までの計算」の㋑「合計」欄の数値）	特例適用限度面積（㋑－㋒）
	400㎡	㎡	㎡

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

㋐	㋑	㋒	㋓
特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式（出資）の価額相当額の合計額（各法人の株式（出資）の価額相当額が負の値となる法人は0円とする。）及び10億円を超える場合は10億円とする。	特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 (㋐×$\frac{6}{10}$)	㋐のうち特例の適用を受ける面積（第11・11の2表の付表3の「3　特定（受贈）事業用資産の価額の合計額」の「A＋B」欄の金額）	特例適用限度額 (㋐－㋒)
円	円	円	円

(注) 1　㋑欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
2　小規模宅地等の特例の適用がない場合には、㋐欄には金額の合計を記入します。
3　被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の㋐欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林施業計画対象山林の調整限度額等の計算

㋐	㋑	㋒	㋓
特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林施業計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	特例の対象となる特定（受贈）森林施業計画対象山林の調整限度額 (㋐×$\frac{6}{10}$) 又は (㋐×$\frac{6}{10}$×$\frac{3}{4}$)	㋐のうち特例の適用を受ける面積（第11・11の2表の付表4の「3　特定（受贈）森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の「A＋B」欄の金額）	
円	円	円	

(注) 1　㋑欄が0となる場合又は㋐欄が0となる場合には、特定（受贈）森林施業計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。
2　小規模宅地等の特例を適用し、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、受贈に特例適用限度額が生じたときの㋒欄は、「(㋐×$\frac{6}{10}$)」により計算します。
3　特定（受贈）同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合（あわせて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。）において、受贈に特例適用限度額が生じたときの㋒欄は、「(㋐×$\frac{3}{4}$)」により計算します。

第11・11の2表の付表1（平24）　　（平24・28・12・2・A4縦）

第11・11の2表の付表1（平成21年4月分以降用）

改　正　前

小規模宅地等又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人

この表及び第11・11の2表の付表2から[省略]までについては、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、[小規模宅地等についての課税価格の計算の特例]又は[特定事業用資産についての課税価格の計算の特例]の適用を受ける場合に記入します。

1　特例の適用にあたっての同意

(注)　「小規模宅地等についての課税価格の計算の特例」の対象となり得る財産を取得したすべての人の同意が必要です。

私（私たち）は、下記の「2　特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産のすべてが、[租税特別措置法第69条の4第1項]に規定する小規模宅地等、[同法第69条の5第1項]に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が[租税特別措置法]第69条の4第1項、[同法第69条の5第1項又は租税特別措置法第69条の5第1項]に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となる財産を取得したすべての人の氏名	

2　特例の適用を受ける財産の明細

(注)　特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

(1) 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表2の1の「1　小規模宅地等の明細」のとおり。
(2) 特定（受贈）同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3のとおり。
(3) 特定（受贈）森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1　特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2　特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

3　特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の課税価格の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」と「特定事業用資産の特例」の両特例を適用する場合又は小規模宅地（受贈）同族会社株式等である特定事業用宅地等と特定（受贈）森林施業計画対象山林である特定事業用資産の両方について「特定事業用資産の特例」を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

㋐	㋑	㋒	㋓
	限度面積	特例の適用を受ける面積（第11・11の2表の付表2の1の「3　限度額までの計算」の㋑「合計」欄の数値）	特例適用限度面積（㋑－㋒）
	400㎡	㎡	㎡

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定（受贈）同族会社株式等の課税価格等の計算

㋐	㋑	㋒	㋓
特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）同族会社株式等に係る各法人の株式（出資）の価額相当額の合計額（各法人の株式（出資）の価額相当額が負の値となる法人は0円とする。）及び10億円を超える場合は10億円とする。	特例の対象となる特定（受贈）同族会社株式等の調整限度額 (㋐×$\frac{6}{10}$)	㋐のうち特例の適用を受ける面積（第11・11の2表の付表3の「3　特定（受贈）同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額」の「A＋B」欄の金額）	特例適用限度額 (㋐－㋒)
円	円	円	円

(注) 1　㋑欄が0となる場合には、特定（受贈）同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
2　小規模宅地等の特例の適用がない場合には、㋐欄には金額の合計を記入します。
3　被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の㋐欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林施業計画対象山林の調整限度額等の計算

㋐	㋑	㋒	㋓
特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林施業計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	特例の対象となる特定（受贈）森林施業計画対象山林の調整限度額 (㋐×$\frac{6}{10}$) 又は (㋐×$\frac{6}{10}$×$\frac{3}{4}$)	㋐のうち特例の適用を受ける面積（第11・11の2表の付表4の「3　特定（受贈）森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の「A＋B」欄の金額）	
円	円	円	

(注) 1　㋑欄が0となる場合又は㋐欄が0となる場合には、特定（受贈）森林施業計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。
2　小規模宅地等の特例を適用し、特定（受贈）同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、受贈に特例適用限度額が生じたときの㋒欄は、「(㋐×$\frac{6}{10}$)」により計算します。
3　特定（受贈）同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合（あわせて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。）において、受贈に特例適用限度額が生じたときの㋒欄は、「(㋐×$\frac{3}{4}$)」により計算します。

第11・11の2表の付表1（平24）　　（平24・28・12・2・A4縦）

第11・11の2表の付表1（平成21年4月分以降用）

改　正　後	改　正　前
（注）　この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の４第１項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の５第１項に規定する特定計画山林の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（「旧租税特別措置法」といいます。）第69条の５第１項に規定する特定事業用資産をいいます。	（新規）

改　正　後

第11・11の2表の付表2の1（平成22年4月分以降用）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（その1）　FD3543

被相続人

1　小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の番号	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑭ ⑫のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
		⑫ 所在地番	⑮ 課税価格の計算に当たって減額される金額
		⑬ 取得者の持分に応ずる面積	⑯ 宅地等について課税価格に算入すべき価額（⑮－⑯）
		⑭ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	
	□□	①	⑭ ㎡
		②	⑮ 円
		③ ．㎡	⑯ 円
		④ 円	
	□□	①	⑭ ㎡
		②	⑮ 円
		③ ．㎡	⑯ 円
		④ 円	
	□□	①	⑭ ㎡
		②	⑮ 円
		③ ．㎡	⑯ 円
		④ 円	
	□□	①	⑭ ㎡
		②	⑮ 円
		③ ．㎡	⑯ 円
		④ 円	
	□□	①	⑭ ㎡
		②	⑮ 円
		③ ．㎡	⑯ 円
		④ 円	

（注）1　次のいずれかに該当する場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成してください。
(1) 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の被相続人又は受遺者が取得している場合
(2) 一の宅地等の全部又は一部が、被災建付地である場合において、被災建付地の評価額の計算上「貸家敷地」が「1」でない場合
(注) 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
2　⑯ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の2表の付表2の2によります。
3　⑯の金額を第11表の「宅地の明細」の「価額」欄に転記します。
4　上欄に記入しきれない土地は、この明細書を複数枚使用し記入します。

2　限度面積要件の判定

上記「1　小規模宅地等の明細」の「⑭　⑫のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「(第11・11の2表の付表2の2の⑭　⑫の面積の合計)」、「(第11・11の2表の付表2の2の⑫の面積の合計)」及び「(合計)」の金額を記入することにより判定します。

(第11・11の2表の付表2の2の⑭　⑫の面積の合計)		(第11・11の2表の付表2の2の⑫の面積の合計)		(第11・11の2表の付表2の2の⑫の面積の合計)		〔合　計〕
㎡	＋	㎡	× 5/3 ＋	㎡	× 2 ＝	㎡ ≦ 400㎡

※　第11・11の2表の付表2の2へ続きます。

税務署整理番号	年分	名簿番号	申告区分	通信日付印	確認	番号確認	身元確認	区分

第11・11の2表の付表2の1（平22.4）　（日本ビジネスコンピューター株式会社）

○この明細は横書きで記入することができます。

※の項目は記入する必要がありません。

改　正　前

（新規）

改　正　後	改　正　前
小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その１） 第11・11の２表の付表２の１（平成22年４月分以降用）	（新規）

住所又は所在地	
氏名又は名称	

１　小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	整理番号		
		① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑭ ⑬のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
		② 所在地番	⑮ 課税価格の計算に当たって減額される金額
		③ 取得者の持分に応ずる面積	⑯ 宅地等について課税価格に算入する価額（⑫－⑮）
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	
	□□	①	⑫ ㎡
		②	⑬ ㎡
		③ ㎡	⑭ 円
		④ 円	
	□□	①	⑫ ㎡
		②	⑬ ㎡
		③ ㎡	⑭ 円
		④ 円	
	□□	①	⑫ ㎡
		②	⑬ ㎡
		③ ㎡	⑭ 円
		④ 円	
	□□	①	⑫ ㎡
		②	⑬ ㎡
		③ ㎡	⑭ 円
		④ 円	

（注）１　次のいずれかに該当する場合には、第11・11の２表の付表２の２を作成してください。
(1) 相続又は遺贈により一の宅地等を２人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
(2) 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「１」でない場合
(3) 一の宅地等とは、一筆の宅地又は相続税法の規定によります。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
２「⑮ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の２表の付表２の２によります。
３ ⑯欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
４ 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

２　限度面積要件の判定

上記「１ 小規模宅地等の明細」の「⑬ ⑫のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「(第11・11の３表の付表２の２の⑫・⑬の面積の合計)」、「(第11・11の２表の付表２の２の⑫の面積の合計)」、「(第11・11の２表の付表２の２の⑬の面積の合計)」及び「(合計)」の各欄を記入することにより判定します。

(第11・11の２表の付表２の２の⑫・⑬の面積の合計)		(第11・11の２表の付表２の２の⑫の面積の合計)		(第11・11の２表の付表２の２の⑬の面積の合計)		〔合　計〕	
㎡	＋	㎡	× 5/3 ＋	㎡	× 2 ＝	㎡	≦400㎡

※　第11・11の２表の付表２の２へ続きます。

第11・11の２表の付表２の１　令和４年

（04－11－13－4－3－A4統一）

改正後	改正前
第11・11の2表の付表2の2（平成22年4月分以降用）	（新規）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（その2）　FD3544

被相続人

3 「⑯ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等（同表の「2 限度面積要件を満たすものに限ります。）についての「⑯ 課税価格の計算に当たって減額される金額」等の金額は、次により計算します。

第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」の宅地等の番号」欄の番号に対応して記入します。

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑰特例の適用を受ける取得者の氏名 ⑱その宅地等における持戻財産の価額の明細の事績	⑲割合	⑳小規模宅地等の面積 ㉑小規模宅地等の価額（⑯×割合） ㉒小規模宅地等について減額される金額（㉑×割合）
被相続人等の居住用宅地等	㋑特定事業用宅地等	㋐	㋐	80/100	㋐ ㎡ ㋑ ㎡ ㋒ ㎡
		㋑	㋐		㋐ ㎡ ㋑ ㎡ ㋒ ㎡
	㋺特定同族会社事業用宅地等	㋐	㋐	80/100	㋐ ㎡ ㋑ ㎡ ㋒ ㎡
		㋑	㋐		㋐ ㎡ ㋑ ㎡ ㋒ ㎡
	㋩貸付事業用宅地等	㋐	㋐	50/100	㋐ ㎡ ㋑ ㎡ ㋒ ㎡
		㋑	㋐		㋐ ㎡ ㋑ ㎡ ㋒ ㎡
被相続人等の居住用宅地等	㋥特定居住用宅地等	㋐	㋐	80/100	㋐ ㎡ ㋑ ㎡ ㋒ ㎡
		㋑	㋐		㋐ ㎡ ㋑ ㎡ ㋒ ㎡

（注）1 ⑯欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、番頭・雑貨小売、野菜小売、貸家のように具体的に記入します。

2 ⑱欄には、それぞれの宅地等の番号に応ずる第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」に記入した宅地等の「⑯ ⑯のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。

3 ㉒欄の金額を第11・11の2表の付表2の1の宅地等の番号に応ずる㉒欄へ転記します。

4 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

※税務署整理欄

第11・11の2表の付表2の2（平22.4）　（日本ビジネスシステムズ株式会社）

改正後	改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その2)

第11・11の2表の付表2の2（平成22年4月分以降用）

住所氏名

3 「⑯ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等（同表の2の限度面積要件を満たすものに限ります。）についての ⑮ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑫特例の適用を受ける取得者の氏名 ⑬その宅地等における相続開始の直前の事業	⑭割合	⑮小規模宅地等の面積 ⑯小規模宅地等の価額（⑮×⑭） ⑰小規模宅地等について減額される金額（⑯×⑭）
被相続人等の事業用宅地等	⑧特定事業用宅地等		⑧	80/100	⑮ ㎡ ⑯ 円 ⑰ 円
			⑧	80/100	⑮ ㎡ ⑯ 円 ⑰ 円
	⑨特定同族会社事業用宅地等		⑨	80/100	⑮ ㎡ ⑯ 円 ⑰ 円
			⑨	80/100	⑮ ㎡ ⑯ 円 ⑰ 円
	⑩貸付事業用宅地等		⑩	50/100	⑮ ㎡ ⑯ 円 ⑰ 円
			⑩	50/100	⑮ ㎡ ⑯ 円 ⑰ 円
被相続人等の居住用宅地等	⑦特定居住用宅地等		⑦	80/100	⑮ ㎡ ⑯ 円 ⑰ 円
			⑦	80/100	⑮ ㎡ ⑯ 円 ⑰ 円

(注) 1 ⑬欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、番頭・雑貨小売、鮮魚小売、貸家のように具体的に記入します。

2 ⑭欄には、それぞれの宅地等の番号に応ずる第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」に記入した宅地等の「⑪ ⑧のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。

3 ⑰欄の金額を第11・11の2表の付表2の1の宅地等の番号に応ずる⑯欄へ転記します。

4 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

第11・11の2表の付表2の2 (平成22年4月分以降用)

(第4-ロ-(2)-イ-(イ)-A4統一)

(新規)

改正後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その３）

被相続人

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。

1　相続又は遺贈により一の宅地等を２人以上の相続人又は受遺者が取得している場合

2　一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「１」でない場合

（注）　一の宅地等とは、一体の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に応ずる敷地をいいます。

１　一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。

(1)　「宅地等の所在地」欄は、一の宅地等が数分である場合には、最も広大な部分を記入してください。

(2)　上記２に該当する場合には、各欄については、各筆の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地		宅地等の面積	㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）	評価額（円）
A	㉑のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 （B、C及びDに該当するものを除きます。）	㉑	㉛
B	㉒のうち特定同族会社の株式（資料第７表の１の⑧に係るものに限ります。）の発行済株式の総数又は出資の総額の50％を超える数又は金額の株式又は出資を被相続人等が有していた場合の当該株式又は出資の発行済株式の総数又は出資の総額に対する割合が50％を超える場合の当該株式又は出資の発行法人の事業の用に供されていた宅地等	㉒	㉜
C	㉓のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （相続開始の時において相続税の申告期限までに貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	㉓	㉝
D	㉔のうち被相続人等の特例事業の用に供されていた宅地等 （Cに該当する部分及び特例事業の用に供されていた宅地等の敷地）	㉔	㉞
E	㉕のうち第３表の１の⑧に係るものに限ります。）の発行済株式の総数又は出資の総額の50％を超える数又は金額の株式又は出資を被相続人等が有していた場合の当該株式又は出資の発行法人の事業の用に供されていた宅地等	㉕	㉟
F	㉖のうちA～Eの宅地等に該当しない宅地等	㉖	㊱

２　一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。

(1)　「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を１人で取得した場合には、「1/1」と記入します。

(2)　「１　持分に応じた宅地等」は、上記のAからFに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いて按分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。

(3)　「２　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「１　持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、宅地等の場合は、上記の「特定同族会社事業用宅地等」として選択する場合の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。

「２　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の２表の付表２の１」の「１小規模宅地等の明細」の「取得者の持分に応ずる面積」欄及び「取得者の持分に応ずる宅地等の金額」欄に転記します。

(4)　「３　特例の対象とならない宅地等（１－２）」には、「１　持分に応じた宅地等」のうち「２　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名		持分割合	/			
	１　持分に応じた宅地等		２　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		３　特例の対象とならない宅地等（１－２）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	㉑×㉛	㉛×㉛				
B	㉒×㉜	㉜×㉜				
C	㉓×㉝	㉝×㉝				
D	㉔×㉞	㉞×㉞				
E	㉕×㉟	㉟×㉟				
F	㉖×㊱	㊱×㊱				

宅地等の取得者氏名		持分割合	/			
	１　持分に応じた宅地等		２　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		３　特例の対象とならない宅地等（１－２）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	㉑×㉛	㉛×㉛				
B	㉒×㉜	㉜×㉜				
C	㉓×㉝	㉝×㉝				
D	㉔×㉞	㉞×㉞				
E	㉕×㉟	㉟×㉟				
F	㉖×㊱	㊱×㊱				

第11・11の２表の付表２の３（平22.4）

（資４－20－12－４－３－Ａ４横－２

第11・11の２表の付表２の３（平成22年４月分以降用）

改正前

（新規）

改　正　後

特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

被相続人

この欄は、特例の対象として特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。

選択した特定受贈同族会社株式等

取得年月日 / 届け出た経営承継期間の末日	法人名	特例の適用を受ける取得者の氏名 / 役員であった期間（その期間における役職名）	① 1単位当たりの価額	② 相続時精算課税に係る贈与によって取得した株式（出資）の単位数 ③ 価額（①×②）	④ 次のうち特例の対象として選択した株式（出資）の単位数 ⑤ 価額（①×④）	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑤×10/100）	⑦ 課税価格に算入する価額（⑤－⑥）
			円	円	円	円	円
		（　）					
		（　）					
		（　）					
		（　）					
合計		10億円を超える場合は特例適用不可 →			⑧		

（注）1　①欄は、贈与時の価額を記入します。ただし、選択した特定受贈同族会社株式等について直前特定同族株式等贈与（租税特別措置法第70条の2の7第1項に規定する直前特定同族株式等贈与をいう。）があった場合には、第11・11の2表の付表3の3の受贈又は贈与の金額を記入します。

2　②欄の金額と③欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の受贈の金額の合計額を第11の2表の「2　相続時精算課税適用財産（1の計の③の金額）」の「価額」欄に記入します。

3　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

4　小規模宅地等の特例の適用に当たっては、次のいずれかを選択することができます。

（1）　⑧の金額を「A」の金額に加算して、第11・11の2表の付表1の「1　特定事業用宅地等の特例の対象となる宅地等及び特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の明細」の「A」の金額欄に記入する。

（2）　⑧の金額を「B」の金額に加算して、第11・11の2表の付表1の「2　特定事業用宅地等の特例の対象となる宅地等及び特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の明細」の「B」の金額欄に記入する。

第11・11の2表の付表3（平22.6）

（第1－20－12－5－1－A4統一）

第11・11の2表の付表3（平成21年1月分以降用）

改　正　前

特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

被相続人

1　特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細

この欄は、特例の対象として特定同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。

選択した特定同族会社株式等

法人名	⑨ 特例の適用を受ける取得者の住者 / 申告期限における役職名	⑩ 1単位当たりの価額	⑪ 相続税の申告書に添付した明細書に記載された株式（出資）の単位数 ⑫ 価額（⑩×⑪）	⑬ 次のうち特例の対象として選択した株式（出資）の単位数 ⑭ 価額（⑩×⑬）	⑮ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑭×10/100）	⑯ 課税価格に算入する価額（⑫－⑮）
		円	円	円	円	円
	（　）					
	（　）					
	（　）					
	（　）					
合計				A		

（注）1　⑫欄は、贈与時の価額を記入します。ただし、選択した特定同族会社株式等について直前特定同族株式等贈与（租税特別措置法第70条の2の7第1項に規定する直前特定同族株式等贈与をいう。）があった場合には、第11・11の2表の付表3の3の受贈又は贈与の金額を記入します。

2　⑫欄の金額と⑮欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の受贈の金額の合計額を第11の2表の「2　相続時精算課税適用財産（1の計の③の金額）」の「価額」欄に記入します。

3　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

2　特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細

この欄は、特例の対象として特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。

選択した特定受贈同族会社株式等

取得年月日 / 届け出た経営承継期間の末日	法人名	特例の適用を受ける取得者の氏名 / 役員であった期間（その期間における役職名）	⑰ 1単位当たりの価額	⑱ 相続時精算課税に係る贈与によって取得した株式（出資）の単位数 ⑲ 価額（⑰×⑱）	⑳ 次のうち特例の対象として選択した株式（出資）の単位数 ㉑ 価額（⑰×⑳）	㉒ 課税価格の計算に当たって減額される金額（㉑×10/100）	㉓ 課税価格に算入する価額（⑲－㉒）
			円	円	円	円	円
		（　）					
		（　）					
		（　）					
		（　）					
合計					B		

（注）1　⑲欄は、贈与時の価額を記入します。ただし、選択した特定受贈同族会社株式等について直前特定同族株式等贈与（租税特別措置法第70条の2の7第1項に規定する直前特定同族株式等贈与をいう。）があった場合には、第11・11の2表の付表3の3の受贈又は贈与の金額を記入します。

2　⑲欄の金額と㉒欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の受贈の金額の合計額を第11の2表の「2　相続時精算課税適用財産（1の計の③の金額）」の「価額」欄に記入します。

3　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

3　特定（受贈）同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A＋B	円	←（この金額が10億円を超える場合には、特例の適用を受けることはできません。）

（注）小規模宅地等の特例の適用に当たっては、第11・11の2表の付表1の「1　特定事業用宅地等の特例の対象となる宅地等及び特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の明細」の「A」の金額を課税価格として、特定（受贈）同族会社株式等を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。

第11・11の2表の付表3（平22.6）

（第1－20－12－5－1－A4統一）

第11・11の2表の付表3（平成19年分以降用）

改正後

特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細

被相続人

特定事業用資産被相続人等

この表は、相続開始の申告期限までに特定事業用資産被相続人等が有する特定受贈同族会社株式等について租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項に規定する会社分割等があった場合に記入します。なお、この表は、会社分割等があった日が、特定事業用資産被相続人等ごとに記入します。

ア　会社分割等があった特定受贈同族会社株式等（以下「分割等対象株式等」といいます。）に係る法人の名称、会社分割等の年月日

（「会社分割等」には、資本金の額若しくは出資の金額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第24条第12号の規定する分配等額を除きます。）又は現金の配当、自己株式の取得、一口の金額を有さない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。）

法人名		法人の整理番号	
		所轄税務署名	署
会社分割等の別	・ ・	会社分割等の事由	
効力発生日	・ ・		

イ　対応株式に係る法人の名称等

（会社分割等により新設会社等（法人税令第４条の２の２第11項に規定する対応株式（以下「対応株式」といいます。）を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入します。）

法人名		法人の整理番号	
		所轄税務署名	署

ウ　非対応株式に係る法人の名称等

（会社分割等により新たに発行された株式の非対応株式に係る会社株式等に対応する株式又は出資（以下「非対応株式」といいます。）を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入します。）

法人名		法人の整理番号	
		所轄税務署名	署

1　会社分割等分割型株式等対価額の計算

㋐ アの法人の分割等対象分割型株式等の1単位当たりの対価	㋑ 会社分割等時点に特定事業用資産被相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	㋒ 会社分割等分割型株式等対価額 (㋐×㋑)
円	株・口	円

2　租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項第１号の金額の計算

㋓ 会社分割等時点における アの法人の資本金等の額	㋔ 会社分割等時点における アの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	㋕ 会社分割等時点に特定事業用資産被相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	㋖ 租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項第１号の金額 (㋓×㋕÷㋔)
円	株・口	株・口	円

3　旧租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項第２号の金額の計算

㋗ 会社の分割等時点における イの法人の資本金等の額	㋘ 会社分割等時点における イの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	㋙ 会社分割等により特定事業用資産被相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は口数	㋚ 旧租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項第２号の金額 (㋗×㋙÷㋘)
円	株・口	株・口	円

4　旧租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項第３号の金額の合計額の計算

㋛ 旧租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項第３号イの金額	㋜ 会社分割等時点における アの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	㋝ 会社分割等時点における アの法人の資本金等の額	㋞ 会社分割等により特定事業用資産被相続人等が取得したアの法人の非対応株式の数又は口数	㋟ 旧租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項第３号の金額の合計額 (㋛＋㋝×㋞÷㋜)
円	株・口	円	株・口	円

5	アの法人の分割等対象株式等の１単位当たりの対価	(㋐÷(㋑÷㋒))	㋠ 円
6	イの法人の対応株式の１単位当たりの対価	(㋖×㋒÷㋑÷㋠)	㋡ 円
7	特定事業用資産の特例の対象とならない金額	(㋖×(㋒−㋑)÷㋑÷㋠)	㋢ 円

（注）1　イの法人における「特定事業用資産被相続人等」とは、相続税法第…の…を参照する法規（措令21条の２第13項）における特定事業用資産被相続人等をいいます。

2　㋐欄の金額は、会社分割等が行われた場合には、分割等対象株式等の発行等の１単位当たりの対価を記入します。
なお、次にこの表により計算した金額又は価額の金額がある場合には、その金額を記入します。

3　㋑欄、㋒欄、㋓欄の資本金等の額は、法人税法第２条第16号に規定する資本金等の額を記入します。

4　㋔欄、㋕欄、㋖欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。

5　㋗欄、㋘欄、㋙欄の金額は、各欄の金額に１円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てます。

6　㋛欄、㋜欄、㋝欄の金額は、各欄の金額に１円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てます。

7　㋟欄、㋠欄の金額を第11・11の２表の付表３の㋑欄に転記します。

8　特定受贈同族会社株式等について特例の金額がある場合には、受贈の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の２表の付表３の㋑の金額を第11の２表の「７　相続税額の加算の対象となる贈与財産の価額」の「価額」欄に転記します。

9　「租税特別措置法施行令…」とは、相続税法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第…号）による改正前の租税特別措置法施行令をいいます。

第11・11の２表の付表３の２（平成21年４月１日以後用）

第11・11の２表の付表３の２（平成21年４月１日以後用）　（令21-4-1-3-2-A4統一）

改正前

特定（受贈）同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細

被相続人

特定事業用資産被相続人等

この表は、相続開始の申告期限までに特定事業用資産被相続人等の有する特定（受贈）同族会社株式等について租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項に規定する会社分割等があった場合に記入します。なお、この表は、会社分割等があった日が、特定事業用資産被相続人等ごとに記入します。

ア　会社分割等があった特定（受贈）同族会社株式等（以下「分割等対象株式等」といいます。）に係る法人の名称、会社分割等の年月日

（「会社分割等」には、資本金の額若しくは出資の金額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第24条第12号の規定する分配等額を除きます。）又は現金の配当、自己株式の取得、一口の金額を有さない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。）

法人名		法人の整理番号	
		所轄税務署名	署
会社分割等の別	・ ・	会社分割等の事由	
効力発生日	・ ・	（この表を作成する時点で会社株式等について適用する法人税法）	

イ　対応株式に係る法人の名称等

（会社分割等により新設会社等（法人税令第４条の２の２第11項に規定する対応株式（以下「対応株式」といいます。）を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入します。）

法人名		法人の整理番号	
		所轄税務署名	署

ウ　非対応株式に係る法人の名称等

（会社分割等により新たに発行された株式の非対応株式に係る会社株式等に対応する株式又は出資（以下「非対応株式」といいます。）を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入します。）

法人名		法人の整理番号	
		所轄税務署名	署

1　会社分割等分割型株式等対価額の計算

㋐ アの法人の分割等対象分割型株式等の1単位当たりの対価	㋑ 会社分割等時点において特定事業用資産被相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	㋒ 会社分割等分割型株式等対価額 (㋐×㋑)
円	株・口	円

2　租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項第１号の金額の計算

㋓ 会社分割等時点における アの法人の資本金等の額	㋔ 会社分割等時点における アの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	㋕ 会社分割等時点において特定事業用資産被相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	㋖ 租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項第１号の金額 (㋓×㋕÷㋔)
円	株・口	株・口	円

3　旧租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項第２号の金額の計算

㋗ 会社分割等時点における イの法人の資本金等の額	㋘ 会社分割等時点における イの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	㋙ 会社分割等により特定事業用資産被相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は口数	㋚ 旧租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項第２号の金額 (㋗×㋙÷㋘)
円	株・口	株・口	円

4　旧租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項第３号の金額の合計額の計算

㋛ 旧租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項第３号イの金額	㋜ 会社分割等時点における アの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	㋝ 会社分割等時点における アの法人の資本金等の額	㋞ 会社分割等により特定事業用資産被相続人等が取得したアの法人の非対応株式の数又は口数	㋟ 旧租税特別措置法施行令第40条の２の２第10項第３号の金額の合計額 (㋛＋㋝×㋞÷㋜)
円	株・口	円	株・口	円

5	アの法人の分割等対象株式等の１単位当たりの対価	(㋐÷(㋑÷㋒))	㋠ 円
6	イの法人の対応株式の１単位当たりの対価	(㋖×㋒÷㋑÷㋠)	㋡ 円
7	特定事業用資産の特例の対象とならない金額	(㋖×(㋒−㋑)÷㋑÷㋠)	㋢ 円

（注）1　㋐欄の金額は、会社分割等が行われた場合には、分割等対象株式等の発行等の１単位当たりの価額を記入します。
なお、次にこの表により計算した金額又は価額の金額がある場合には、その金額を記入します。

2　㋑欄、㋒欄、㋓欄の資本金等の額は、法人税法第２条第16号に規定する資本金等の額を記入します。

3　㋔欄、㋕欄、㋖欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。

4　㋗欄、㋘欄、㋙欄の金額は、各欄の金額に１円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てます。

5　㋛欄、㋜欄、㋝欄の金額は、各欄の金額に１円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てます。

6　㋟欄、㋠欄の金額を第11・11の２表の付表３の㋑欄に転記します。

7　特定受贈同族会社株式等について特例の金額がある場合には、受贈の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の２表の付表３の㋑の金額を第11の２表の「７　相続税額の加算の対象となる贈与財産の価額」の「価額」欄に転記します。

8　「租税特別措置法施行令…」とは、相続税法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第…号）による改正前の租税特別措置法施行令をいいます。

第11・11の２表の付表３の２（平成21年４月１日以後用）

第11・11の２表の付表３の２　1709.50

（令21-4-1-3-2-A4統一）

改正後

特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表4（平成21年4月分以降用）

1 特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細

この欄は、特例の対象として特定森林施業計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定森林施業計画対象山林	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木・土地等の別	面積	① 立木・土地等の価額	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額（②×$\frac{5}{100}$）	④ 課税価格に算入する価額（①－③）
		（ ）			ha	円	円	円	円
		（ ）							
		（ ）							
		（ ）							
合計				立木					
				土地等					
				合計			A		

（注）1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。
2 各欄の金額を第11の2表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林施業計画の認定年月日（認定番号）」は、被災の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細

この欄は、特例の対象として特定受贈森林施業計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定受贈森林施業計画対象山林	贈与年月日 / 届け出た税務署名	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木・土地等の別	面積	① 立木・土地等の価額	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額（②×$\frac{5}{100}$）	④ 課税価格に算入する価額（①－③）
			（ ）			ha	円	円	円	円
			（ ）							
			（ ）							
			（ ）							
合計					立木					
					土地等					
					合計			B		

（注）1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。
2 各欄の金額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産（1の⑴）の明細」の⑴の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林施業計画の認定年月日（認定番号）」は、被災の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

3 特定（受贈）森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額

この欄は、「1の⑷A」の金額と「2の⑷B」の金額の合計額を記入してください。

A＋B　　円

（注）小規模宅地等の特例又は特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定同族会社の特例の対象となる宅地等の明細及び特例限度額の計算」の⑵の金額をもとに、特定（受贈）森林施業計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。

第11・11の2表の付表4（平成21）　（24－28－12－6－A4統一）

改正前

特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定非業務用資産についての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表4（平成十八年分以降用）

1 特定森林施業計画対象山林である選択特定非業務用資産の明細

この欄は、特例の対象として特定森林施業計画対象山林である特定非業務用資産を選択する場合に記入します。

選択した特定森林施業計画対象山林	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木・土地等の別	面積	① 立木・土地等の価額	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額（②×$\frac{5}{100}$）	④ 課税価格に算入する価額（①－③）
		（ ）			ha	円	円	円	円
		（ ）							
		（ ）							
		（ ）							
合計				立木					
				土地等					
				合計			A		

（注）1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。
2 各欄の金額を第11の2表の「1 相続時精算課税適用財産（1の⑴）の明細」の⑴の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林施業計画の認定年月日（認定番号）」は、被災の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林施業計画対象山林である選択特定非業務用資産の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定非業務用資産の明細

この欄は、特例の対象として特定受贈森林施業計画対象山林である特定非業務用資産を選択する場合に記入します。

選択した特定受贈森林施業計画対象山林	贈与年月日 / 届け出た税務署名	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木・土地等の別	面積	① 立木・土地等の価額	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額（②×$\frac{5}{100}$）	④ 課税価格に算入する価額（①－③）
			（ ）			ha	円	円	円	円
			（ ）							
			（ ）							
			（ ）							
合計					立木					
					土地等					
					合計			B		

（注）1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。
2 各欄の金額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産（1の⑴）の明細」の⑴の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林施業計画の認定年月日（認定番号）」は、被災の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定非業務用資産の明細を記載して添付してください。

3 特定（受贈）森林施業計画対象山林である選択特定非業務用資産の価額の合計額

この欄は、「1の⑷A」の金額と「2の⑷B」の金額の合計額を記入してください。

A＋B　　円

（注）小規模宅地等の特例又は特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定同族会社の特例の対象となる宅地等の明細及び特例限度額の計算」の⑵の金額をもとに、特定（受贈）森林施業計画対象山林を特定非業務用資産の特例の対象として選択することができます。

第11・11の2表の付表4（平成）　（24－28－12－6－A4統一）

改　正　後

農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書

被相続人	
農業相続人	

第12表（平成21年12月15日以後提出分用）

特例農地等の明細（この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。）

農地等の番号等（第1表の該当欄の番号等を記入します。）	田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、引続き農業投資価額による評価（租税特別措置法第70条の6第1項）の適用を受ける農地等、引続き農業投資価額による評価（同法第70条の6第2項）の適用を受ける農地等の別	生産緑地、その他田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、引続き農業投資価額による評価（租税特別措置法第70条の6第1項）の適用を受ける農地等、引続き農業投資価額による評価（同法第70条の6第2項）の適用を受ける農地等の別	所在場所	面積	農業投資価格		通常価額（第11表の価額）
					単位当たりの金額	価額	
				㎡	円	円	円
			合計			㊩	㊪

農業投資価格により計算した取得財産の価額

㊫特例農地等の通常価額（上記㊪の金額）	㊬特例農地等の農業投資価格による価額（上記㊩の金額）	㊭農業投資価格超過額（㊫－㊬）	㊮通常価額により計算した取得財産の価額（㊪－㊭）	㊯農業投資価格により計算した取得財産の価額（㊬－㊭）
円	円	円	円	円

（注）1　「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で農地等農業委員会に届出しない農地又は採草放牧地をいいます。
2　「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「単価」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、引続き農業投資価格による評価（租税特別措置法第70条の6第1項）の適用を受ける農地等、引続き農業投資価格による評価（同法第70条の6第2項）の適用を受ける農地等の別に、括弧を付して、その合計の金額（㊩及び㊪）を第11表のその農業相続人の該当する欄に転記します。
3　㊫の金額を第3表のその農業相続人の㊲欄に転記します。
4　㊯の金額を第3表のその農業相続人の㊳欄に転記します。

第12表（平成21年12月15日以後提出分用）

（令4・20・13・A4統一）

改　正　前

納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書

被相続人	
農業相続人	

第12表（平成十六年分以降用）

特例農地等の明細（この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。）

農地等の番号等（第1表の該当欄の番号等を記入します。）	田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等の別	所在場所	面積	農業投資価格		通常価額（第11表の価額）
				単位当たりの金額	価額	
			㎡	円	円	円
		合計			㊨	㊧

農業投資価格により計算した取得財産の価額

㊫特例農地等の通常価額（上記㊧の金額）	㊬特例農地等の農業投資価格による価額（上記㊨の金額）	㊭農業投資価格超過額（㊫－㊬）	㊮通常価額により計算した取得財産の価額（㊧－㊭）	㊯農業投資価格により計算した取得財産の価額（㊬－㊭）
円	円	円	円	円

（注）1　「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「単価」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等の別に、括弧を付して、その合計の金額（㊨及び㊧）を第11表のその農業相続人の該当する欄に転記します。
2　㊫の金額を第3表のその農業相続人の㊲欄に転記します。
3　㊯の金額を第3表のその農業相続人の㊳欄に転記します。

（令4・20・13・A4統一）

改正後

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

第13表（平成21年4月分以降用）

1 債務の明細 （この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

債務の明細						負担することが確定した債務	
種類	細目	債権者 氏名又は名称	債権者 住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
				・・	円		円
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
合計							

2 葬式費用の明細 （この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
支払先 氏名又は名称	支払先 住所又は所在地	支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
		・・	円		円
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			
合計					

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名			（各人の合計）				
債務	負担することが確定した債務	①	円	円	円	円	円
	負担することが確定していない債務	②					
	計 (①+②)	③					
葬式費用	負担することが確定した葬式費用	④					
	負担することが確定していない葬式費用	⑤					
	計 (④+⑤)	⑥					
合計 (③+⑥)		⑦					

（注）1 各人の⑦の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額⑧」欄に転記します。
2 ①、④及び⑦の金額を第15表の②、④及び⑦欄にそれぞれ転記します。

313表 (平22.4)

（令1－20－14－A4統一）

改正前

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

第13表（平成十六年分以降用）

1 債務の明細 （この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

債務の明細						負担することが確定した債務	
種類	細目	債権者 氏名又は名称	債権者 住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
				・・	円		円
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
合計							

2 葬式費用の明細 （この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。）

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
支払先 氏名又は名称	支払先 住所又は所在地	支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
		・・	円		円
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			
合計					

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名			（各人の合計）				
債務	負担することが確定した債務	①	円	円	円	円	円
	負担することが確定していない債務	②					
	計 (①+②)	③					
葬式費用	負担することが確定した葬式費用	④					
	負担することが確定していない葬式費用	⑤					
	計 (④+⑤)	⑥					
合計 (③+⑥)		⑦					

（注）1 各人の⑦の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額⑧」欄に移記します。
2 ①、④及び⑦の金額を第15表の②、④及び⑦欄にそれぞれ移記します。

313表 (平25.5)

（令1－20－14－A4統一）

改正後

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
相続時精算課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
特定の公益法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人

第14表（平成21年4月分以降用）

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	㋐価額	㋑㋐の価額のうち特定贈与財産の金額	㋒相続税の総額に加算される金額（㋐－㋑）
1		・・					円	円	円
2		・・							
3		・・							
4		・・							
贈与を受けた人ごとの価額の合計額		氏名	（各人の合計）						
		㋓金額	円	円	円	円	円	円	円

上記「㋒」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「（受贈配偶者）」及び「（受贈財産の番号）」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

（受贈配偶者）　（受贈財産の番号）

私［　　］は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記［　］の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。

なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

（注）㋒欄の金額を第1表のその人の純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑧欄及び第1表の⑧欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
				円	
		合計			

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

(1) 国、地方公共団体又は独立行政法人（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人（以下「独立行政法人」といいます。）のうち、別表第一に掲げるもの（以下「別表第一掲載の独立行政法人」といいます。）又は別表第一に掲げる地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいいます。）に対して寄附をしましたので、租税特別措置法施行令第40条の3の規定の適用を受けます。

(2) 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の規定に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

(3) 租税特別措置法第40条の3の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

(4) 国税通則法第2条第3号に規定する地方公共団体（別表第一掲載の独立行政法人及び別表第一に掲げる地方独立行政法人を除きます。）に対して寄附をしましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

寄附年月日	寄附（支出）した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	価額	公益法人等の所在地・名称（公益信託の受託者の氏名）	寄附（支出）をした相続人等の氏名
・・					円		
・・							
		合計					

（注）この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

第14表（平22.4）

（資4－281－15－A4統一）

改正前

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
公益法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人

第14表（平成21年分以降用）

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に贈与税に係る贈与を受けた財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	㋐価額	㋑㋐の価額のうち特定贈与財産の金額	㋒相続税の総額に加算される金額（㋐－㋑）
1		・・					円	円	円
2		・・							
3		・・							
4		・・							
贈与を受けた人ごとの価額の合計額		氏名	（各人の合計）						
		㋓金額	円	円	円	円	円	円	円

上記「㋒」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「（受贈配偶者）」及び「（受贈財産の番号）」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

（受贈配偶者）　（受贈財産の番号）

私［　　］は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記［　］の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。

なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

（注）㋒欄の金額を第1表のその人の純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑧欄及び第1表の⑧欄にそれぞれ転記します。

2 公益法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や公益法人等に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	価額	公益法人などの所在地、名称
				円	
		合計			

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

(1) 国、地方公共団体又は独立行政法人（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人（以下「独立行政法人」といいます。）のうち、別表第一に掲げるもの（以下「別表第一掲載の独立行政法人」といいます。）又は別表第一に掲げる地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいいます。）に対して寄附をしましたので、租税特別措置法施行令第40条の3の規定の適用を受けます。

(2) 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の規定に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

(3) 租税特別措置法第40条の3の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

(4) 国税通則法第2条第3号に規定する地方公共団体（別表第一掲載の独立行政法人及び別表第一に掲げる地方独立行政法人を除きます。）に対して寄附をしましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

寄附年月日	寄附（支出）した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	価額	公益法人等の所在地・名称（公益信託の受託者の氏名）	寄附（支出）をした相続人等の氏名
・・					円		
・・							
		合計					

（注）この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

第14表（平22.4）

（資4－281－15－A4統一）

改正後

第15表（平成21年4月分以降用）

相続財産の種類別価額表（この表は、平成21年4月分以降の相続について記入します。） FD3535

（単位は円）

被相続人

（兵庫）

○この申告書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで記入してください。

種類	細目	番号	金額
	所在場所番号		被相続人
土地（土地の上に存する権利を含みます。）	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
土地の上に存する権利で評価明細書第3表に記載のないもの	借地権	⑦	
	貸宅地、貸家建付地、貸家建付借地権、配偶者居住権又は配偶者敷地利用権	⑧	
家屋、構築物		⑨	
事業（農業）用財産	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑩	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物（収穫前の農作物を含みます。）、貯蔵品	⑪	
	売掛金	⑫	
	その他の財産	⑬	
	計	⑭	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資（評価通達189-3の定めにより評価するもの）	⑮	
	その他の方式により評価するもの	⑯	
	公債及び社債	⑰	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑱	
	計	⑲	
現金、預貯金等		⑳	
家庭用財産		㉑	
その他の財産	生命保険金等	㉒	
	退職手当金等	㉓	
	立木	㉔	
	その他	㉕	
	計	㉖	
合計（㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖）		㉗	
相続時精算課税適用財産の価額		㉘	
不動産等の価額（㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉘）		㉙	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㉚	
課税価格（㉙+㉚）（1,000円未満切捨て）		㉛	0000

※この申告書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

税理士法第30条の書面提出有	申告区分	年分	名簿番号	申告年月日	年 月 日	グループ通し

第15表（平成21.4）

（平4－20－16－1－A4統一）

改正前

第15表（平成十六年分以降用）

相続財産の種類別価額表（この表は、平成十六年分以降の相続について記入します。） FD3533

（単位は円）

被相続人

（兵庫）

○この申告書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで記入してください。

種類	細目	番号	金額
	所在場所番号		被相続人
土地（土地の上に存する権利を含みます。）	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
土地の上に存する権利で評価明細書第3表に記載のないもの	借地権	⑦	
	貸宅地、貸家建付地、貸家建付借地権、配偶者居住権又は配偶者敷地利用権	⑧	
家屋、構築物		⑨	
事業（農業）用財産	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑩	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物（収穫前の農作物を含みます。）、貯蔵品	⑪	
	売掛金	⑫	
	その他の財産	⑬	
	計	⑭	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資（評価通達189-3の定めにより評価するもの）	⑮	
	その他の方式により評価するもの	⑯	
	公債及び社債	⑰	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑱	
	計	⑲	
現金、預貯金等		⑳	
家庭用財産		㉑	
その他の財産	生命保険金等	㉒	
	退職手当金等	㉓	
	立木	㉔	
	その他	㉕	
	計	㉖	
合計（㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖）		㉗	
相続時精算課税適用財産の価額		㉘	
不動産等の価額（㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉘）		㉙	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㉚	
課税価格（㉙+㉚）（1,000円未満切捨て）		㉛	0000

※の項目は記入する必要がありません。

税理士法第30条の書面提出有	申告区分	年分	名簿番号	申告年月日	年 月 日	グループ通し

第15表（平成15.3）

（平4－20－16－1－A4統一）

改正後

相続財産の種類別価額表（この表は、第1表から第14表までの表現に基づいて記入します。）

（単位は円）

被相続人

（住所）

区分	種類			番号	本人の合計	被相続人
不動産等						
土地（土地の上に存する権利を含みます。）	田			①		
	畑			②		
	宅地			③		
	山林			④		
	その他の土地			⑤		
	計			⑥		
	上場株式	通常取引		⑦		
		買付日において公開買付期間等の最終日の翌日から起算して10日目の日までに売却の申込みをしていないもの		⑧		
家屋、構築物				⑨		
事業（農業）用財産	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産			⑩		
	売掛金、貸付金、未収金、立替金、仮払金			⑪		
	受取手形			⑫		
	その他の財産			⑬		
	計			⑭		
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	証券取引所に上場されているもの		⑮		
		その他の方式によるもの		⑯		
	⑮及び⑯以外の株式及び出資			⑰		
	公債及び社債			⑱		
	証券投資信託、貸付信託の受益証券			⑲		
	計			⑳		
現金、預貯金等				㉑		
家庭用財産				㉒		
その他の財産	生命保険金等			㉓		
	退職手当金等			㉔		
	立木			㉕		
	その他			㉖		
	計			㉗		
合計				㉘		
相続時精算課税適用財産の価額				㉙		
不動産等の価額（㉞+㉟+㊱+㊲+㊳）				㉚		
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額				㉛		
純資産価額に加算される相続時精算課税分の贈与財産価額				㉜		
債務	借入金			㉝		
	葬式費用			㉞		
	合計（㉝+㉞）			㉟		
差引純資産価額（㉘+㉙−㉟）（赤字のときは0）				㊱		
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額				㊲		
課税価格（㊱+㊲）（1,000円未満切捨て）				㊳		

第15表（平成21年4月分以降用）

第15表（平成21年4月分以降用）

（令4・3・1以後一）

改正前

相続財産の種類別価額表（この表は、第1表から第14表までの表現に基づいて記入します。）

（単位は円）

被相続人

（住所）

区分	種類			番号	本人の合計	被相続人
不動産等						
土地（土地の上に存する権利を含みます。）	田			①		
	畑			②		
	宅地			③		
	山林			④		
	その他の土地			⑤		
	計			⑥		
	上場株式	通常取引		⑦		
		買付日において公開買付期間等の最終日の翌日から起算して10日目の日までに売却の申込みをしていないもの		⑧		
家屋、構築物				⑨		
事業（農業）用財産	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産			⑩		
	売掛金、貸付金、未収金、立替金、仮払金			⑪		
	受取手形			⑫		
	その他の財産			⑬		
	計			⑭		
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	証券取引所に上場されているもの		⑮		
		その他の方式によるもの		⑯		
	⑮及び⑯以外の株式及び出資			⑰		
	公債及び社債			⑱		
	証券投資信託、貸付信託の受益証券			⑲		
	計			⑳		
現金、預貯金等				㉑		
家庭用財産				㉒		
その他の財産	生命保険金等			㉓		
	退職手当金等			㉔		
	立木			㉕		
	その他			㉖		
	計			㉗		
合計				㉘		
相続時精算課税適用財産の価額				㉙		
不動産等の価額（㉞+㉟+㊱+㊲+㊳）				㉚		
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額				㉛		
純資産価額に加算される相続時精算課税分の贈与財産価額				㉜		
債務	借入金			㉝		
	葬式費用			㉞		
	合計（㉝+㉞）			㉟		
差引純資産価額（㉘+㉙−㉟）（赤字のときは0）				㊱		
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額				㊲		
課税価格（㊱+㊲）（1,000円未満切捨て）				㊳		

第15表（平成十六年分以降用）

（令4・3・1以後一）

改正後

第15表（続）（平成21年4月分以降用）

相続財産の種類別価額表（続）（この表は、相続税の申告書と一緒に提出してください。） FD3536

被相続人

（単位は円）

種類	細目	番号	数量	価額
土地（土地の上に存する権利を含む。）	田	㉑		
	畑	㉒		
	宅地	㉓		
	山林	㉔		
	その他の土地	㉕		
	計	㉖		
	借地権等	㉗		
	貸宅地等	㉘		
家屋、構築物		㉙		
事業（農業）用財産	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	㉚		
	商品、製品、半製品、原材料、農産物、畜産物	㉛		
	売掛金	㉜		
	その他の債権	㉝		
	計	㉞		
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	㉟		
	特定同族会社の株式及び出資以外の株式	㊱		
	特定同族会社の株式及び出資以外の出資	㊲		
	公債及び社債	㊳		
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㊴		
	計	㊵		
現金、預貯金等		㊶		
家庭用財産		㊷		
その他の財産	生命保険金等	㊸		
	退職手当金等	㊹		
	立木	㊺		
	その他	㊻		
	計	㊼		
合計（㉖＋㉗＋㉘＋㉞＋㊵＋㊶＋㊷＋㊼）		㊽		
相続時精算課税適用財産の価額		㊾		
不動産等の価額（㉖＋㉗＋㉘＋㉙＋㊾）		㊿		
債務	借入金	(51)		
	未払金	(52)		
	計（(51)＋(52)）	(53)		
葬式費用		(54)		
差引純資産価額（㊿－(53)－(54)）（赤字のときは0）		(55)		
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		(56)		
課税価格（(55)＋(56)）（1,000円未満切捨て）		(57)		

（第4－20－1－2－A4統一）

改正前

第15表（続）（平成十六年分以降用）

相続財産の種類別価額表（続）（この表は、相続税の申告書と一緒に提出してください。） FD3534

被相続人

（単位は円）

種類	細目	番号	数量	価額
土地（土地の上に存する権利を含む。）	田	㉑		
	畑	㉒		
	宅地	㉓		
	山林	㉔		
	その他の土地	㉕		
	計	㉖		
	借地権等	㉗		
	貸宅地等	㉘		
家屋、構築物		㉙		
事業（農業）用財産	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	㉚		
	商品、製品、半製品、原材料、農産物、畜産物	㉛		
	売掛金	㉜		
	その他の債権	㉝		
	計	㉞		
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	㉟		
	特定同族会社の株式及び出資以外の株式	㊱		
	特定同族会社の株式及び出資以外の出資	㊲		
	公債及び社債	㊳		
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㊴		
	計	㊵		
現金、預貯金等		㊶		
家庭用財産		㊷		
その他の財産	生命保険金等	㊸		
	退職手当金等	㊹		
	立木	㊺		
	その他	㊻		
	計	㊼		
合計（㉖＋㉗＋㉘＋㉞＋㊵＋㊶＋㊷＋㊼）		㊽		
相続時精算課税適用財産の価額		㊾		
不動産等の価額（㉖＋㉗＋㉘＋㉙＋㊾）		㊿		
債務	借入金	(51)		
	未払金	(52)		
	計（(51)＋(52)）	(53)		
葬式費用		(54)		
差引純資産価額（㊿－(53)－(54)）（赤字のときは0）		(55)		
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		(56)		
課税価格（(55)＋(56)）（1,000円未満切捨て）		(57)		

（第4－20－1－2－A4統一）

改　正　後

相続財産の種類別価額表（続）（この表は、第11表から第14表までの各欄に基づいて記入します。）

（単位は円）

被相続人			
		（兵庫）	（兵庫）
種類		細目	
未分割遺産等			
土地（土地の上に存する権利を含む。）	田	㋐	
	畑	㋑	
	宅地	㋒	
	山林	㋓	
	その他の土地	㋔	
	計	㋕	
	上記のうち特例適用農地等	農業投資価格 ㋖	
		農業投資価格以上の価額 ㋗	
家屋，構築物		㋘	
事業（農業）用財産	現金、預貯金、受取手形、その他の経常的な取引による債権、売掛金、未収金、貸付金、前渡金、立替金	㋙	
	有価証券	㋚	
	その他の財産	㋛	
	計	㋜	
有価証券	金融商品取引法の規定による有価証券	相続税評価方式によるもの ㋝	
		その他の方式によるもの ㋞	
	金融商品取引法の規定による有価証券以外の株式又は出資	㋟	
	公債及び社債	㋠	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㋡	
	計	㋢	
現金，預貯金等		㋣	
家庭用財産		㋤	
その他の財産	生命保険金等	㋥	
	退職手当金等	㋦	
	立木	㋧	
	牛馬等	㋨	
	動産	㋩	
	計	㋪	
合計（㋕+㋜+㋢+㋣+㋤+㋪）		㋫	
相続時精算課税適用財産の価額		㋬	
不動産等の価額（㋕+㋜+㋢+㋬）		㋭	
立木のうち特定立木以外の立木の価額		㋮	
立木のうち特定立木の価額		㋯	
債務	債務	㋰	
	葬式費用	㋱	
	合計（㋰+㋱）	㋲	
差引純資産価額（㋫−㋲）		㋳	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㋴	
課税価格（㋳+㋴）（1,000円未満切捨て）		㋵	

第15表（続）（平成21年4月分以降用）

第15表（続）（平成21年4月分以降用）

（令4・3・1・3・A4統一）

改　正　前

相続財産の種類別価額表（続）（この表は、第11表から第14表までの各欄に基づいて記入します。）

（単位は円）

被相続人			
		（兵庫）	（兵庫）
種類		細目	
未分割遺産等			
土地（土地の上に存する権利を含む。）	田	㋐	
	畑	㋑	
	宅地	㋒	
	山林	㋓	
	その他の土地	㋔	
	計	㋕	
	上記のうち特例適用農地等	農業投資価格 ㋖	
		農業投資価格以上の価額 ㋗	
家屋，構築物		㋘	
事業（農業）用財産	現金、預貯金、受取手形、その他の経常的な取引による債権、売掛金、未収金、貸付金、前渡金、立替金	㋙	
	有価証券	㋚	
	その他の財産	㋛	
	計	㋜	
有価証券	金融商品取引法の規定による有価証券	相続税評価方式によるもの ㋝	
		その他の方式によるもの ㋞	
	金融商品取引法の規定による有価証券以外の株式又は出資	㋟	
	公債及び社債	㋠	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㋡	
	計	㋢	
現金，預貯金等		㋣	
家庭用財産		㋤	
その他の財産	生命保険金等	㋥	
	退職手当金等	㋦	
	立木	㋧	
	牛馬等	㋨	
	動産	㋩	
	計	㋪	
合計（㋕+㋜+㋢+㋣+㋤+㋪）		㋫	
相続時精算課税適用財産の価額		㋬	
不動産等の価額（㋕+㋜+㋢+㋬）		㋭	
立木のうち特定立木以外の立木の価額		㋮	
立木のうち特定立木の価額		㋯	
債務	債務	㋰	
	葬式費用	㋱	
	合計（㋰+㋱）	㋲	
差引純資産価額（㋫−㋲）		㋳	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㋴	
課税価格（㋳+㋴）（1,000円未満切捨て）		㋵	

第15表（続）（平成十六年分以降用）

（令4・3・1・3・A4統一）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

被相続人の氏名 _____

申告期限後３年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後３年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

１　分割されていない理由

_____
_____
_____
_____
_____

２　分割の見込みの詳細

_____
_____
_____
_____
_____

３　適用を受けようとする特例等

(1)　配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の２第１項）
(2)　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
（租税特別措置法第69条の４第１項）
(3)　特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例
（租税特別措置法第69条の５第１項）
(4)　特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例
（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の５第１項）

（資４－21－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

被相続人の氏名 _____

申告期限後３年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後３年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

１　分割されていない理由

_____
_____
_____
_____
_____

２　分割の見込みの詳細

_____
_____
_____
_____
_____

３　適用を受けようとする特例等

(1)　配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の２第１項）
(2)　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
（租税特別措置法第69条の４第１項）
(3)　特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例
（租税特別措置法第69条の５第１項）

（資４－21－Ａ４統一）

改　正　後

□□□-□□□□

＿＿＿＿年＿＿＿＿号

住所又は
事務所(居所)
氏名又は
名　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、

・配偶者に対する相続税額の軽減
・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例
・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例

の適用を受けようとする遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請を 承認 / 却下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）　やむを得ない事由がなくなった日の翌日から４か月以内にその遺産が分割された結果、納め<u>すぎ</u>の税金が生じた場合には、分割の日の翌日から４か月以内に更正の請求をして、納め<u>すぎ</u>の税金の還付を受けることができます。また、納付した税金に不足が生じた場合には、修正申告書を提出することができます。

（　）枚のうち（　）枚目

（資４－22－３－Ａ４統一）

改　正　前

□□□-□□□□

＿＿＿＿年＿＿＿＿号

住所又は
居所(法人)
氏名又は
名　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、

・配偶者に対する相続税額の軽減
・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例

の適用を受けようとする遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請を 承認 / 却下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）　やむを得ない事由がなくなった日の翌日から４か月以内にその遺産が分割された結果、納め<u>過ぎ</u>の税金が生じた場合には、分割の日の翌日から４か月以内に更正の請求をして、納め<u>過ぎ</u>の税金の還付を受けることができます。また、納付した税金に不足が生じた場合には、修正申告書を提出することができます。

（　）枚のうち（　）枚目

（資４－22－３－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
遺産が未分割であることについてやむを得ない 事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書　（通知用） 使用目的 　この承認（却下）書は、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 　却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。	遺産が未分割であることについてやむを得ない 事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書　（通知用） 使用目的 　この承認（却下）書は、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改正後

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

申請番号	

税務署受付印

年 月 日提出

〒

税務署長殿　　住所（居所）

申請者　氏名　　㊞　電話

遺産の分割後、{・配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の２第１項）／・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の４第１項）／・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の５第１項）／・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の５第１項）}の適用を受けたいので、遺産が未分割であることについて、{・相続税法施行令第４条の２第２項／・租税特別措置法施行令第40条の２第11項又は第13項／・租税特別措置法施行令第40条の２第８項又は第10項／・租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の２第19項又は第22項}に規定するやむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1　被相続人の住所・氏名　住所　　氏名

2　被相続人の相続開始の日　平成　年　月　日

3　相続税の申告書を提出した日　平成　年　月　日

4　遺産が未分割であることについてのやむを得ない事由

（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類
③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が伸長されていることを証する書類
④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名

住所（居所）	氏名	続柄
	甲	
	乙	
	丙	
	丁	

○ 相続人等の代表者の指定　代表者の氏名

税理士	印	電話番号	

（税４－22－１－Ａ４統一）

改正前

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

申請番号	

税務署受付印

〒

住所（居所）

税務署長殿

申請者

年 月 日提出　　氏名　　㊞　電話

遺産の分割後、{・配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の２第１項）／・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の４第１項）／・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の５第１項）}の適用を受けたいので、遺産が未分割であることについて、{・相続税法施行令第４条の２第２項／・租税特別措置法施行令第40条の２第12項又は第14項／・租税特別措置法施行令第40条の２の２第16項又は第19項}に規定するやむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1　被相続人の住所・氏名

住所　　氏名

2　被相続人の相続開始の日　平成　年　月　日

3　相続税の申告書を提出した日　平成　年　月　日

4　遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由

（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類
③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が伸長されていることを証する書類
④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名

住所（居所）	氏名	続柄
	甲	
	乙	
	丙	
	丁	

○ 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名

税理士	印	電話番号	

（税４－22－１－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後３年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の２の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の４の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、③租税特別措置法第69条の５の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は④所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の５の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするとき、次により使用してください。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が２人以上のときは各相続人等が「○相続人等申請者の住所・氏名」欄に連署し申請してください。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。

1　この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地（被相続人の相続開始時の住所地）を所轄する税務署長に対して、申告期限後３年を経過する日の翌日から２か月を経過する日までに提出してください。

このため、提出先の「＿＿＿＿税務署長」の空欄には、申請者の住所地（居所）地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。

なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類（配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）ごとに提出してください。このとき｛　｝内の該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消してください。

2　「4　遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。

3　「（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない事由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後３年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の２の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の４の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例又は③租税特別措置法第69条の５の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするとき、次により使用してください。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が２人以上のときは各相続人等が「○相続人等申請者の住所・氏名」欄に連署し申請してください。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。

1　この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地（被相続人の相続開始時の住所地）を所轄する税務署長に対して、申告期限後３年を経過する日の翌日から２か月を経過する日までに提出してください。

このため、提出先の「＿＿＿＿税務署長」の空欄には、申請者の住所地（居所）地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。

なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類（配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）ごとに提出してください。このとき｛　｝内の該当しない方の文言及び条項を二重線で抹消してください。

2　「4　遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。

3　「（注）やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない理由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。

改正後

相続税の修正申告書

_____税務署長 殿
_____年___月___日 提出

相続開始年月日 ___年___月___日

○フリガナは、必ず記入してください。

区分	各人の合計	財産を取得した人
フリガナ	(被相続人)	
氏名		㊞
生年月日	年 月 日(年齢 歳)	年 月 日(年齢 歳)
住所(電話番号)		〒 (― ―)
被相続人との続柄	職業	
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
整理番号		

第1表（平成21年4月分以降用）

○この申告書は黒のボールペンで記入してください。

区分		㋐修正前の第1表	㋑修正申告額	㋒修正する額(㋑－㋐)	㋓修正前の第1表	㋔修正申告額	㋕修正する額(㋔－㋓)
相続税額の計算	取得財産の価額(第11表㉙)	①	円	円	円	円	円	円
	債務及び葬式費用の金額(第13表3㉔)	②						
	純資産価額(①＋②－③)(赤字のときは0)	④						
	課税価格(④－⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	㋐ 000	㋑ 000	㋒ 000	000	000	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦	(㋐ 人) 0,000,000	(㋑ 人) 0,000,000	(㋒ 人) 0,000,000	左の欄には、第2表の㋐欄の㋑の人数及び㋑の金額を記入します。		
	相続税の総額	⑧	00	00	00	左の欄には、第2表の㋑欄の金額を記入します。		
	一般の場合 各人の按分割合	⑨	1.00	1.00				
	一般の場合 各人の算出税額(⑧×⑨)	⑩	円	円	円	円	円	円
	相続時精算課税適用者の特例の適用を受ける場合 各人の算出税額(第3表㉑)	⑪	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、㋑、㋔欄の記入を行わず、この欄に第3表の該当欄の税額を記入します。					
	相続時精算課税適用者の特例の適用を受ける場合 各人の算出税額(第3表㉒)	⑫	円	円	円	円	円	円
各人の税額控除・還付税額の計算	税額控除 贈与税額控除(第5表㉔)	⑬						
	税額控除 配当控除(第6表1㉑)	⑭						
	税額控除 外国税額控除(第6表1㉟)	⑮						
	税額控除 相次相続控除(第7表㉒)	⑯						
	税額控除 外国居住親族控除(第8表1㉑)	⑰						
	税額控除 計	⑱						
	差引税額(⑩＋⑫－⑱)(マイナスの場合は0)	⑲	00	00	00	00	00	00
	相続時精算課税適用者の特例による税額(第3表㉓)	⑳						
	小計(⑲－⑳)(赤字のときは0と記入)	㉑	00	00	00	00	00	00
	農地等納税猶予税額(第10表2㉔)	㉒	00	00	00	00	00	00
	差引税額(㉑－㉒)	㉓	00	00	00	00	00	00
	申告納税額	申告期限までに納付すべき税額	㉔	00	00	00	00	00
	申告納税額	還付される税額(㉓－㉔)	㉕	△	△	00	△	△	00

(注) 各欄の金額が赤字となる場合は、各欄の左側に△を付してください。なお、この場合で、各欄の金額のうちに第3表の相続時精算課税適用者（第1の2表の⑥があるときの各欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

税務署処理欄	申告	整理番号	部門番号

申告税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号	
	㊞
□税理士法第30条の書面提出有	□税理士法第33条の2の書面提出有

第4－(1)－1－A4統一

改正前

相続税の修正申告書

_____税務署長 殿
_____年___月___日 提出

相続開始年月日 ___年___月___日

○フリガナは、必ず記入してください。

区分	各人の合計	財産を取得した人
フリガナ	(被相続人)	
氏名		㊞
生年月日	年 月 日(年齢 歳)	年 月 日(年齢 歳)
住所(電話番号)		〒 (― ―)
被相続人との続柄	職業	
取得原因	該当するお得原因を○で囲みます。	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
整理番号		

第1表（平成21年分以降用）

○この申告書は黒のボールペンで記入してください。

区分		㋐修正前の第1表	㋑修正申告額	㋒修正する額(㋑－㋐)	㋓修正前の第1表	㋔修正申告額	㋕修正する額(㋔－㋓)
相続税額の計算	取得財産の価額(第11表㉙)	①	円	円	円	円	円	円
	債務及び葬式費用の金額(第13表3㉔)	②						
	純資産価額(①＋②－③)(赤字のときは0)	④						
	課税価格(④－⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	㋐ 000	㋑ 000	㋒ 000	000	000	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦	(㋐ 人) 0,000,000	(㋑ 人) 0,000,000	(㋒ 人) 0,000,000	左の欄には、第2表の㋐欄の㋑の人数及び㋑の金額を記入します。		
	相続税の総額	⑧	00	00	00	左の欄には、第2表の㋑欄の金額を記入します。		
	一般の場合 各人の按分割合	⑨	1.00	1.00				
	一般の場合 各人の算出税額(⑧×⑨)	⑩	円	円	円	円	円	円
	相続時精算課税適用者の特例の適用を受ける場合 各人の算出税額(第3表㉑)	⑪	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、㋑、㋔欄の記入を行わず、この欄に第3表の該当欄の税額を記入します。					
	相続時精算課税適用者の特例の適用を受ける場合 各人の算出税額(第3表㉒)	⑫	円	円	円	円	円	円
各人の税額控除・還付税額の計算	税額控除 贈与税額控除(第5表㉔)	⑬						
	税額控除 配当控除(第6表1㉑)	⑭						
	税額控除 外国税額控除(第6表1㉟)	⑮						
	税額控除 相次相続控除(第7表㉒)	⑯						
	税額控除 外国居住親族控除(第8表1㉑)	⑰						
	税額控除 計	⑱						
	差引税額(⑩＋⑫－⑱)(マイナスの場合は0)	⑲	00	00	00	00	00	00
	相続時精算課税適用者の特例による税額(第3表㉓)	⑳						
	小計(⑲－⑳)(赤字のときは0と記入)	㉑						
	農地等納税猶予税額(第10表2㉔)	㉒	00	00	00	00	00	00
	差引税額(㉑－㉒)	㉓	00	00	00	00	00	00
	申告納税額	申告期限までに納付すべき税額	㉔	00	00	00	00	00
	申告納税額	還付される税額(㉓－㉔)	㉕	△	△	00	△	△	00

(注) 各欄の金額がマイナスとなる場合は、各欄の左側に△を付してください。なお、この場合で、各欄の金額のうちに第3表の相続時精算課税適用者（第1の2表の⑥があるときの各欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

税務署処理欄	申告	整理番号	部門番号

申告税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号	
	㊞
□税理士法第30条の書面提出有	□税理士法第33条の2の書面提出有

第4－(1)－1－A4統一

改正後

相続税の修正申告書（続）

第1表（続）（平成21年4月分以降用）

○この申告書は黒のボールペンで記入してください。

フリガナ	財産を取得した人	財産を取得した人
氏名	㊞	㊞
生年月日	年 月 日（年齢 歳）	年 月 日（年齢 歳）
住所（電話番号）	〒 （ － － ）	〒 （ － － ）
被相続人との続柄	職業	職業
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
取得原因発生年月日	年 月 日	年 月 日

区分		㉑修正前の課税価格	㉒修正後の課税価格	㉓差引増△減額（㉒－㉑）	㉑修正前の課税価格	㉒修正後の課税価格	㉓差引増△減額（㉒－㉑）
各人の課税価格の計算	取得財産の価額（第11表㉑）	㉑	円	円	円	円	円	円
	相続開始前3年以内の贈与財産の価額（第11の2表1㉑）	㉒						
	債務及び葬式費用の金額（第11表㉔）	㉓						
	純資産価額（㉑＋㉒－㉓）（赤字のときは0）	㉔						
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表2㉔）	㉕						
	課税価格（㉔＋㉕）（1,000円未満切捨て）	㉖	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	㉗						
	相続税の総額	㉘						
	一般の場合（第2表㉓／第3表㉓）	㉙	円	円	円	円	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額を有する場合（第3表㉓）	㉚	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、㉚の記入を行わず、この欄に第3表の㉚の税額を記入します。					
	算出税額（㉙＋㉚）	㉛	円	円	円	円	円	円
各人の納付・還付税額の計算	税額控除 暦年課税分の贈与税額控除（第4表㉔）	㉜						
	配偶者の税額軽減（第5表イ又はロ）	㉝						
	未成年者控除額（第6表1㉓又は2㉓）	㉞						
	障害者控除額（第6表2㉒又は3㉒）	㉟						
	相次相続控除額（第7表㉔又は㉕）	㊱						
	外国税額控除額（第8表1㊴）	㊲						
	計	㊳						
	差引税額（㉛－㊳）（赤字のときは0）	㊴						
	相続時精算課税適用財産の贈与税額控除（第11の2表2㉕）	㊵	00	00	00	00	00	00
	小計（㊴－㊵）（赤字のときは0円未満切捨て）	㊶						
	農地等納税猶予税額（第9の2表1㉔）	㊷	00	00	00	00	00	00
	医療法人持分税額（第10表㉔）	㊸	00	00	00	00	00	00
	申告税額（㊶－㊷－㊸） 期限内申告税額	㊹	00	00	00	00	00	00
	申告税額（㊶－㊷－㊸） 還付される税額	㊺	△	△	00	△	△	00

（注）㉓の金額が赤字となる場合は、㉓の左欄に△を付してください。なお、この場合で、㉑の金額のうちに第1表の㉑相続税額加算額（第11の2表1㉓）があるときの各人の金額については、「相続税の計算のしかた」を参照してください。

税務署整理欄	申告区分	処理年月	整理番号

修正第1表（続）（平22.4）

（資4－24－2－A4統一）

改正前

相続税の修正申告書（続）

第一表（続）（平成二十年分以降用）

○この申告書は黒のボールペンで記入してください。

フリガナ	財産を取得した人	財産を取得した人
氏名	㊞	㊞
生年月日	年 月 日（年齢 歳）	年 月 日（年齢 歳）
住所（電話番号）	〒 （ － － ）	〒 （ － － ）
被相続人との続柄	職業	職業
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
取得原因発生年月日	年 月 日	年 月 日

区分		㉑修正前の課税価格	㉒修正後の課税価格	㉓差引増△減額（㉒－㉑）	㉑修正前の課税価格	㉒修正後の課税価格	㉓差引増△減額（㉒－㉑）
各人の課税価格の計算	取得財産の価額（第1表㉑）	㉑	円	円	円	円	円	円
	相続開始前3年以内の贈与財産の価額（第11の2表1㉑）	㉒						
	債務及び葬式費用の金額（第11表㉔）	㉓						
	純資産価額（㉑＋㉒－㉓）（赤字のときは0）	㉔						
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表2㉔）	㉕						
	課税価格（㉔＋㉕）（1,000円未満切捨て）	㉖	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	㉗						
	相続税の総額	㉘						
	一般の場合（第2表㉓／第3表㉓）	㉙	円	円	円	円	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額を有する場合（第3表㉓）	㉚	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、㉚の記入を行わず、この欄に第3表の㉚の税額を記入します。					
	算出税額（㉙＋㉚）	㉛	円	円	円	円	円	円
各人の納付・還付税額の計算	税額控除 暦年課税分の贈与税額控除（第4表㉔）	㉜						
	配偶者の税額軽減（第5表イ又はロ）	㉝						
	未成年者控除額（第6表1㉓又は2㉓）	㉞						
	障害者控除額（第6表2㉒又は3㉒）	㉟						
	相次相続控除額（第7表㉔又は㉕）	㊱						
	外国税額控除額（第8表1㊴）	㊲						
	計	㊳						
	差引税額（㉛－㊳）（赤字のときは0）	㊴						
	相続時精算課税適用財産の贈与税額控除（第11の2表2㉕）	㊵	00	00	00	00	00	00
	小計（㊴－㊵）（赤字のときは0円未満切捨て）	㊶						
	農地等納税猶予税額（第9の2表1㉔）	㊷	00	00	00	00	00	00
	申告税額（㊶－㊷） 期限内申告税額	㊸	00	00	00	00	00	00
	申告税額（㊶－㊷） 還付される税額	㊹	△	△	00	△	△	00

（注）㉓の金額が赤字となる場合は、㉓の左欄に△を付してください。なお、この場合で、㉑の金額のうちに第1表の㉑相続税額加算額（第11の2表1㉓）があるときの各人の金額については、「相続税の計算のしかた」を参照してください。

税務署整理欄	申告区分	処理年月	整理番号

修正第1表（続）（平21.5）

（資4－24－2－A4統一）

改正後

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

第3表・第8表2（修正申告用）（平成21年4月分以降用）

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額（第3表）

財産を取得した人の氏名			（各人の合計）					
区分			㋐修正前の課税価格	㋑修正申告額	㋒修正する額（㋑−㋐）	㋓修正前の課税価格	㋔修正申告額	㋕修正する額（㋔−㋓）
課税価格の計算	取得財産	農業相続人（第12表㋑）	① 円	円	円	円	円	円
		その他の人（第11表㋑＋第11表㋒）	②					
	債務及び葬式費用の金額（第1表㉔）		③					
	純資産価額（㋐−㋒又は㋓−㋒）（赤字のときは0）		④					
	農業投資価額による評価額を適用する場合の差額（第1表㉘）		⑤					
	課税価格（㋔＋㋕）（1,000円未満切捨て）		⑥ ,000	⑥ ,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額（第2表㉑）		⑦ 00	00	00			
	あん分割合（㋔の各人の㋔／㋔）		⑧ 1.00	1.00				
	算出税額（㋖×各人の㋗）		⑨ 円	円	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の基となる税額	⑩ 00	00	00	この欄には、第1表の②欄の金額からこの表の㋒欄の金額を控除した金額を記入します。		
		農業投資価額による通常価額（第12表㉑）	⑪	⑪	円	円	円	
		各人への配分金額（⑩×各人の㋗／㋔）	⑫					
	各人の算出税額（㋘＋㋙）		⑬					

（注）1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を修正申告第1表のその人の「算出税額㉑」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額（第8表2）（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名								
区分		㋐修正前の課税価格	㋑修正申告額	㋒修正する額（㋑−㋐）	㋓修正前の課税価格	㋔修正申告額	㋕修正する額（㋔−㋓）
納税猶予の基となる税額（上の表の農業相続人の⑩の金額）	①	円	円	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表㉒）	②						
税額控除額の計算等の基となる相続人の㋐+㋓の金額	③						
上の表の⑩の各農業相続人の算出税額	④						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表㉒）	⑤						
㋐−（㋔+㋕）の金額（赤字のときは0）	⑥						
納税猶予税額（㋑+㋒−㋕）（100円未満切捨て、全部免除のときは0）	⑦	00	00	00	00	00	00

（注）1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉓」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の計算の適用を受ける場合は、修正申告書第8表の3表の⑪又は⑫欄のその人の「農地等納税猶予税額㉓」欄に転記します。
2 ㋒欄の金額に加算する金額は、㋕欄の「（㋑−㋐−㋔）の金額」が㋒欄の金額を超える場合には、㋕欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（同期内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、㋒欄の㋕欄の金額は、㋒欄の㋕欄の金額を超えることができます。

修正第3表、第8表2（平22.4）　（第4－24－3－A4統一）

改正前

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び納税猶予税額の計算書

被相続人

第3表・第8表2（修正申告用）（平成十六年分以降用）

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額（第3表）

財産を取得した人の氏名			（各人の合計）					
区分			㋐修正前の課税価格	㋑修正申告額	㋒修正する額（㋑−㋐）	㋓修正前の課税価格	㋔修正申告額	㋕修正する額（㋔−㋓）
各人の算出税額の計算	取得財産	農業相続人（第12表㋑）	① 円	円	円	円	円	円
		その他の人（第11表㋑＋第11表㋒）	②					
	債務及び葬式費用の金額（第1表㉔）		③					
	純資産価額（㋐−㋒又は㋓−㋒）（赤字のときは0）		④					
	農業投資価額による評価額を適用する場合の差額（第1表㉘）		⑤					
	課税価格（㋔＋㋕）（1,000円未満切捨て）		⑥ ,000	⑥ ,000	,000	,000	,000	,000
	相続税の総額（第2表㉑）		⑦ 00	00	00			
	あん分割合（㋔の各人の㋔／㋔）		⑧ 1.00	1.00				
	算出税額（㋖×各人の㋗）		⑨ 円	円	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の基となる税額	⑩ 00	00	00	この欄には、第1表の②欄の金額からこの表の㋒欄の金額を控除した金額を記入します。		
		農業投資価額による通常価額（第12表㉑）	⑪	⑪	円	円	円	
		各人への配分金額（⑩×各人の㋗／㋔）	⑫					
	各人の算出税額（㋘＋㋙）		⑬					

（注）1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額㉑」欄に転記します。

2 納税猶予税額（第8表2）（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名								
区分		㋐修正前の課税価格	㋑修正申告額	㋒修正する額（㋑−㋐）	㋓修正前の課税価格	㋔修正申告額	㋕修正する額（㋔−㋓）
納税猶予の基となる税額（上の表の農業相続人の⑩の金額）	①	円	円	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表㉒）	②						
税額控除額の計算等の基となる相続人の㋐+㋓の金額	③						
上の表の⑩の各農業相続人の算出税額	④						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表㉒）	⑤						
㋐−（㋔+㋕）の金額（赤字のときは0）	⑥						
納税猶予税額（㋑+㋒−㋕）（100円未満切捨て、全部免除のときは0）	⑦	00	00	00	00	00	00

（注）1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「納税猶予税額㉓」欄に移記します。
2 ㋒欄の金額に加算する金額は、㋕欄の「（㋑−㋐−㋔）の金額」が㋒欄の金額を超える場合には、㋕欄の㋒欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（同期内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、㋒欄の㋕欄の金額は、㋒欄の㋕欄の金額を超えることができます。

修正第3表　第8表2（平22.4）　（第4－24－3－A4統一）

改正後

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書(続)

被相続人

第3表(続)・第8表2(続)(修正申告用)(平成21年1月分以降用)

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額(第3表(続))

財産を取得した人の氏名							
区分			㉑修正前の課税価額	㉒修正後の申告額	㉓修正する額(㉒−㉑)	㉔修正前の課税価額	㉕修正後の申告額	㉖修正する額(㉕−㉔)
課税価格の計算	取得財産の価額	農業相続人(第1表③)	⑪ 円	円	円	円	円	円
		その他の人(第1表(1)+(2))	⑫					
	債務及び葬式費用の金額(第1表④)		⑬					
	純資産価額(⑪−⑫−⑬)又は(㉓−㉖)(赤字のときは0)		⑭					
	相続税額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)		⑮					
	課税価格(⑭+⑮)(1,000円未満切捨て)		⑯ 000	000	000	000	000	000
各人の算出税額の計算	相続税の総額(第2表⑩)		⑰					
	あん分割合	各人の⑯/㉑又は㉔	⑱					
	算出税額(⑰×各人の⑱)		⑲	円	円	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の基となる税額	⑳					
		農業投資価額による課税価格(⑯)	㉑	円	円	円	円	円	円
		各人のあん分割合(⑱又は⑱の付記一部)	㉒					
	各人の算出税額(⑲−⑳)		㉓					

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑯欄の金額を修正申告書第1表のその人の「課税価格」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2(続))(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名							
区分		㉗修正前の課税価額	㉘修正後の申告額	㉙修正する額(㉘−㉗)	㉚修正前の課税価額	㉛修正後の申告額	㉜修正する額(㉛−㉚)
納税猶予の基となる税額(上の表の農業相続人の㉑の金額)	㉔	円	円	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第8表2(1)⑥)	㉕						
税額控除額の計算(第1表の農業相続人の⑭+⑮)の金額	㉖						
上の表の㉑の各農業相続人の算出税額	㉗						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第8表2(1)⑥)	㉘						
(㉖−㉗+㉘)の金額(赤字のときは0)	㉙						
納税猶予税額(㉔+㉕−㉙)(100円未満切捨て、赤字のときは0)	㉚	00	00	00	00	00	00

(注) 1 各人の㉚欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農業相続税納税猶予税額⑭」欄に転記します。ただし、その人が、申上税法第36条についての納税猶予の適用を受ける場合は、修正申告書提出までの1年の間に譲渡等の全部又はその人の「農業相続税納税猶予税額⑭」欄に転記します。
2 ㉙欄の㉖欄に記入する金額は、㉖欄の「㉔+㉕−㉖」の金額が㉖欄の㉔欄の金額を超える場合には、㉖欄の㉔欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。)の評価誤り又は価額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、㉖欄の㉔欄の金額は、㉖欄の㉔欄の金額を超えることができます。

改正第3表(続)・第8表2(続) (平22.4) (第4-24-4-A4統一)

改正前

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び納税猶予税額の計算書(続)

被相続人

第3表(続)・第8表2(続)(修正申告用)(平成16年分以降用)

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額(第3表(続))

財産を取得した人の氏名							
区分			㉑修正前の課税価額	㉒修正後の申告額	㉓修正する額(㉒−㉑)	㉔修正前の課税価額	㉕修正後の申告額	㉖修正する額(㉕−㉔)
課税価格の計算	取得財産の価額	農業相続人(第1表③)	⑪ 円	円	円	円	円	円
		その他の人(第1表(1)+(2))	⑫					
	債務及び葬式費用の金額(第1表④)		⑬					
	純資産価額(⑪−⑫−⑬)又は(㉓−㉖)(赤字のときは0)		⑭					
	相続税額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)		⑮					
	課税価格(⑭+⑮)(1,000円未満切捨て)		⑯ 000	000	000	000	000	000
各人の算出税額の計算	相続税の総額(第2表⑩)		⑰					
	あん分割合	各人の⑯/㉑又は㉔	⑱					
	算出税額(⑰×各人の⑱)		⑲	円	円	円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の基となる税額	⑳					
		農業投資価額による課税価格(⑯)	㉑	円	円	円	円	円	円
		各人のあん分割合(⑱又は⑱の付記一部)	㉒					
	各人の算出税額(⑲−⑳)		㉓					

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑯欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額」欄に転記します。

2 納税猶予税額(第8表2(続))(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名							
区分		㉗修正前の課税価額	㉘修正後の申告額	㉙修正する額(㉘−㉗)	㉚修正前の課税価額	㉛修正後の申告額	㉜修正する額(㉛−㉚)
納税猶予の基となる税額(上の表の農業相続人の㉑の金額)	㉔	円	円	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第8表2(1)⑥)	㉕						
税額控除額の計算(第1表の農業相続人の⑭+⑮)の金額	㉖						
上の表の㉑の各農業相続人の算出税額	㉗						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第8表2(1)⑥)	㉘						
(㉖−㉗+㉘)の金額(赤字のときは0)	㉙						
納税猶予税額(㉔+㉕−㉙)(100円未満切捨て、赤字のときは0)	㉚	00	00	00	00	00	00

(注) 1 各人の㉚欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農業相続税納税猶予税額⑭」欄に転記します。
2 ㉙欄の㉖欄に記入する金額は、㉖欄の「㉔+㉕−㉖」の金額が㉖欄の㉔欄の金額を超える場合には、㉖欄の㉔欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。)の評価誤り又は価額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、㉖欄の㉔欄の金額は、㉖欄の㉔欄の金額を超えることができます。

改正第3表(続)・第8表2(続) (平16.5) (第4-24-4-A4統一)

改　正　後

配偶者の税額軽減額の計算書（付表）

被相続人

この表は、被相続人から相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。）により財産を取得した者（以下「納税義務者」といいます。）のうちに財産を隠ぺい又は仮装した者がいる場合に記入します。

第5表各欄の金額の計算

納税義務者のうちに財産を隠ぺい又は仮装した者がいる場合には、次の表により計算した金額を第5表に転記します。

(1) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算

㋐ 第1表の「各人の合計」の㋐の金額（配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「各人の合計」の㋐の金額）	㋑ 第1表の「各人の合計」の㋑の金額（被相続人から相続時精算課税の適用を受ける財産を取得した者がある場合には第3表の「各人の合計」の㋑の金額）	㋒ ㋐+㋑の金額	㋓ 第1表の「各人の合計」の㋐+㋑の金額のうち配偶者が隠ぺい又は仮装した財産の金額（配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「各人の合計」の㋐+㋑の金額）	㋔ 第1表の「各人の合計」の㋒の金額のうち配偶者が取得した相続税の課税価格に算入される生前贈与加算の金額
円	円	円	円	円
㋕ ㋐+㋑の金額と第1表の「各人の合計」の㋕の金額のいずれか少ない方の金額	㋖ 第1表の「各人の合計」の㋖の金額のうち配偶者が隠ぺい又は仮装した財産の金額	㋗ ㋒+㋓の金額	㋘ ㋗−㋔の金額（1,000円未満切捨て）	㋙ ㋘の金額に相当する相続税の金額
円	円	円	円 .000	円

（注）1　㋙の金額を第5表の㋑又は㋒に転記します。また、㋘の金額を第5表の㋐又は㋓に転記します。
2　㋓の金額は、㋔の金額を被相続人の配偶者とみなして計算した場合の相続税の税額を記載します。
なお、㋓の金額については、第2表を別途作成して提出してください。

(2) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号イに規定する「課税価格の合計額」の計算

㋐ 第1表の配偶者の㋐の金額のうち相続税法第19条の2第1項の規定の適用を受ける財産の金額	㋑ 第1表の配偶者の㋒の金額のうち相続税の申告書に記載された㋐の金額	㋒ ㋐+㋑の金額と第1表の配偶者の㋕の金額のいずれか少ない方の金額	㋓ 第1表の配偶者の㋖の金額のうち相続税の申告書に記載された㋑の金額	㋔ ㋒+㋓の金額	㋕ ㋔−㋐の金額（1,000円未満切捨て）
円	円	円	円	円	円 .000

（注）㋕の金額を第3表の「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の「第1表への転記」欄又は「第3表への転記」欄に転記します。

(3) 相続税法第19条の2第5項により読み替えられた同条第1項第2号ロの「配偶者に係る相続税の軽減額」の計算

㋐ 第1表の配偶者の㋐の金額（分割財産の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			㋔ （㋐−㋓）の金額（零未満は0）	㋕ 第1表の配偶者の㋒の金額（生前贈与加算される相続時精算課税分の贈与財産価額）
	㋑ 第1表の配偶者の㋑の金額（債務及び葬式費用の金額）	㋒ 第1表の配偶者の㋕の金額（第3表の㋑）	㋓ （㋑−㋒）の金額（㋐の金額が㋐の金額より大きいときは0）		
円	円	円	円	円	円
㋖ ㋐の金額のうち相続税法第19条の2第1項の規定の適用を受ける財産の金額	㋗ ㋑の金額のうち相続税法第19条の2第1項の規定の適用を受ける財産の金額	㋘ ㋖+㋗の金額と㋕の金額のうちいずれか少ない方の金額	㋙ ㋕の金額のうち相続税法第19条の2第1項の規定の適用を受ける財産の金額	㋚ ㋘+㋙の金額	㋛ （㋘+㋙−㋖）の金額（1,000円未満の端数があるときはその端数を切捨て零未満のときは0）
円	円	円	円	円	円

（注）㋛の金額を第5表の㋒又は㋔に転記します。

第5表の付表（平22.6）　　（平24－20－6－2－A4統一）

第5表の付表（平成21年6月分以降用）

改　正　前

配偶者の税額軽減額の計算書（付表）

被相続人

この表は、被相続人から相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。）により財産を取得した者（以下「納税義務者」といいます。）のうちに財産を隠ぺい又は仮装した者がいる場合に記入します。

第5表各欄の金額の計算

納税義務者のうちに財産を隠ぺい又は仮装した者がいる場合には、次の表により計算した金額を第5表に移記します。

(1) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算

㋐ 第1表の「各人の合計」の㋐の金額（配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「各人の合計」の㋐の金額）	㋑ 第1表の「各人の合計」の㋑の金額（被相続人から相続時精算課税の適用を受ける財産を取得した者がある場合には第3表の「各人の合計」の㋑の金額）	㋒ ㋐+㋑の金額	㋓ 第1表の「各人の合計」の㋐+㋑の金額のうち配偶者が隠ぺい又は仮装した財産の金額（配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「各人の合計」の㋐+㋑の金額）	㋔ 第1表の「各人の合計」のうち配偶者が取得した債務及び葬式費用の金額
円	円	円	円	円
㋕ ㋐+㋑の金額と第1表の「各人の合計」の㋕の金額のいずれか少ない方の金額	㋖ 第1表の「各人の合計」の㋖の金額のうち配偶者が隠ぺい又は仮装した財産の金額	㋗ ㋒+㋓の金額	㋘ ㋗−㋔の金額（1,000円未満切捨て）	㋙ ㋘の金額に相当する相続税の金額
円	円	円	円 .000	円

（注）1　㋙の金額を第5表の㋑又は㋒に転記します。また、㋘の金額を第5表の㋐又は㋓に転記します。
2　㋓の金額は、㋔の金額を被相続人の配偶者とみなして計算した場合の相続税の税額を記載します。
なお、㋓の金額については、第2表を別途作成して提出してください。

(2) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号イに規定する「課税価格の合計額」の計算

㋐ 第1表の配偶者の㋐の金額のうち相続税法第19条の2第1項の規定の適用を受ける財産の金額	㋑ 第1表の配偶者の㋒の金額のうち相続税の申告書に記載された㋐の金額	㋒ ㋐+㋑の金額と第1表の配偶者の㋕の金額のいずれか少ない方の金額	㋓ 第1表の配偶者の㋖の金額のうち相続税法第19条の2第1項の規定の適用を受ける財産の金額	㋔ ㋒+㋓の金額	㋕ （㋔−㋐）の金額（1,000円未満切捨て）
円	円	円	円	円	円 .000

（注）㋕の金額を第3表の「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の「第1表への転記」欄又は「第3表への転記」欄に転記します。

(3) 相続税法第19条の2第5項により読み替えられた同条第1項第2号ロの「配偶者に係る相続税の軽減額」の計算

㋐ 第1表の配偶者の㋐の金額（分割財産の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			㋔ （㋐−㋓）の金額（零未満は0）	㋕ 第1表の配偶者の㋒の金額（生前贈与加算される相続時精算課税分の贈与財産価額）
	㋑ 第1表の配偶者の㋑の金額（債務及び葬式費用の金額）	㋒ 第1表の配偶者の㋕の金額（第3表の㋑）	㋓ （㋑−㋒）の金額（㋐の金額が㋐の金額より大きいときは0）		
円	円	円	円	円	円
㋖ ㋐の金額のうち相続税法第19条の2第1項の規定の適用を受ける財産の金額	㋗ ㋑の金額のうち相続税法第19条の2第1項の規定の適用を受ける財産の金額	㋘ ㋖+㋗の金額と㋕の金額のうちいずれか少ない方の金額	㋙ ㋕の金額のうち相続税法第19条の2第1項の規定の適用を受ける財産の金額	㋚ ㋘+㋙の金額	㋛ （㋘+㋙−㋖）の金額（1,000円未満の端数があるときはその端数を切捨て零未満のときは0）
円	円	円	円	円	円

（注）㋛の金額を第5表の㋒又は㋔に転記します。

第5表の付表（平20.5）　　（平24－20－6－2－A4統一）

第5表の付表（平成21年6月分以降用）

改　正　後

株式等納税猶予税額の計算書

第8の2表（修正申告用）（平成21年4月分以降用）

被相続人	
経営承継相続人（経営承継相続人等・経営贈与承継受贈者）	

この計算書は、相続税の修正申告において、特定受贈同族会社等又は特例認定承継会社に該当する会社の株式等について納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を計算するために使用します。
（注）1　経営承継相続人等及び経営贈与承継者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表（修正申告用））において「経営承継人」と表記しています。

1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税価格相当額」等の計算

区分		①修正申告の基礎となった税額	②修正申告書提出後に更正又は決定を受ける場合に記入	③差引（①－②）
⑪	この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の金額	円	円	円
⑫	この計算書の経営承継人に係る課税価格相当額の合計額（修正申告書第1表のその人の⑭欄の金額）			
⑬	特定価額（⑪－⑫）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000	,000	,000
⑭	特定価額の控除に相当する金額（⑬×20%）（1,000円未満切捨て）	,000	,000	,000
⑮	この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の者が修正申告書第1表の⑭欄、又は修正申告書第3表、第8の2表又は第8の3表の⑭欄）の合計額	,000	,000	,000
⑯	基礎控除額（第2表の⑰欄の金額）	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑰	特定価額に基づく課税遺産総額（⑮＋⑬－⑯）	,000	,000	,000
⑱	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑰＋⑭－⑬）	,000	,000	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告用）

⑲ 被相続人の氏名	⑳ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ㉑特定価額に係る取得金額（⑰×㉚）	㉒相続税の税率（㉑を基に算出します。）	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ㉓特定価額に係る取得金額（⑱×㉚）	㉔相続税の税率（㉓を基に算出します。）
		円	%	円	%
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	㉕相続税の総額の合計額	00	㉖相続税の総額の合計額	00

（注）1　㉑欄の「特定価額に係る取得金額」は、贈与又は遺産により財産を取得した者のうちに相続時精算課税適用者がいる場合の㉑欄の金額については、租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定による課税価格についての特例計算の適用を受ける場合は、「修正申告書第3表、第8の2表の⑰欄の金額」となります。
2　⑲及び㉑欄は第2表の「⑱被相続人」の「氏名」欄及び「法定相続人に係る法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2　株式等納税猶予税額の計算

区分		①修正申告の基礎となった税額	②修正申告書提出後に更正又は決定を受ける場合に記入	③差引（①－②）
㉗	経営承継人の修正申告書第1表の（㉑＋㉒－㉓）の金額	円	円	円
㉘	特定価額に基づく経営承継人の相続税額（㉑の第×㉑の人／㉑の㉑＋㉓）			
㉙	特定価額に基づく相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（㉘×20%）			
a	（㉘＋㉙）－経営承継人の修正申告書第1表の㉓の金額（赤字の場合は0）			
㉚	特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の相続税額（㉓の第×㉓の人／㉓の㉑＋㉓）			
㉛	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（㉚×20%）			
b	（㉚＋㉛）－経営承継人の修正申告書第1表の㉓の金額（赤字の場合は0）			
㉜	経営承継人の修正申告書第1表の㉓に係る控除税額（その人の修正申告書第1表の㉓（又は㉓＋㉔－㉕）（赤字の場合は0）			
㉝	（a－b－㉜）の金額（赤字の場合は0）			
㉞	（a－b－㉜）の金額（赤字の場合は0）			

㉟ 特例認定承継株式等又は特例認定上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額 (a)×(b)÷(c)

イ	（会社名）　に係る株式等納税猶予税額 ㉞×イの株式等に係る価額／㉟の㉟（100円未満切捨て）	00	00	00
ロ	（会社名）　に係る株式等納税猶予税額 ㉞×ロの株式等に係る価額／㉟の㉟（100円未満切捨て）	00	00	00
ハ	（会社名）　に係る株式等納税猶予税額 ㉞×ハの株式等に係る価額／㉟の㉟（100円未満切捨て）	00	00	00
㊱	株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）（㉞の金額）	00	00	00

（注）1　㉜欄の算式の「修正申告書第1表の㉓」の金額について、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第1表の㉔」の金額とします。
2　㉜欄の控除に充てる金額に、相続（a－b－㉜）の金額が㉓欄の金額を超える場合には、㉜欄の金額にとどめます（㉜欄の控除不足額は6月後です。）。ただし、この特例の適用を受ける特例非上場株式等又は特例認定非上場株式等（相続の申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2　特例非上場株式等の明細」及び第8の2表の付表3の「2　特例認定非上場株式等の明細」に記入した特例非上場株式等又は特例認定非上場株式等に限ります。）の譲渡又は贈与があった場合で、その譲渡又は贈与が㉜欄の計算前の㉓欄の金額を修正するものであるときは、㉜欄の金額の全額に、㉜欄の金額を加えることができます。
3　㉟欄について、特例非上場株式等又は特例認定上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、㉞欄の金額を㉟欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2　特例非上場株式等の明細」の㉞欄及び第8の2表の付表3の「2　特例認定非上場株式等の明細」の㉞欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合には、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
4　㉟欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額㉟」欄に転記します。なお、贈与承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、㉜欄の金額によらず、修正申告書第8の2表の㉞又は㉟欄の金額を贈与承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額㉟」欄に転記します。

※税務署整理欄	入力		審査				

第8の2表（修正用）（平22.4）

（R1－24－5－A4横－1）

改　正　前

（新規）

改　正　後

農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整計算書

被相続人	
農業相続人	

この計算書は、相続税の修正申告において、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての相続税の納税猶予と同法第70条の7の2第1項又は同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例を同時に適用する農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）が、農業等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整のために使用します。

第8の3表（修正申告用）（平成21年4月分以降用）

1　調整前猶予税額等の明細

区　分	㋑修正前の課税価格	㋺修正申告額	㋩修正する額（㋺－㋑）
㋐ この計算書の農業相続人の農地等納税猶予税額（その人の修正申告書第3表・第8表2の「2」の㋐欄の金額）	円 00	円 00	円 00
㋒ この計算書の農業相続人の特例株式等納税猶予税額（その人（特定承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の修正申告書第3の2表の「2」の㋒欄の金額）	00	00	00
㋓ 調整猶予税額（㋐＋㋒）	00	00	00
㋔ この計算書の農業相続人の猶予可能税額（その人の修正申告書第1表の㋔欄の金額）			

（注）1　㋓の金額が㋔の金額を超える場合（「㋓＞㋔」の場合）は、「2　農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。
2　㋔の金額が㋓の金額以下の場合（「㋓≦㋔」の場合）は、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整は不要ですので、上記記入済みの金額を修正申告書第1表の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額」及び「株式等納税猶予税額」欄にそれぞれ転記します。

2　農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整

この欄は、上記1の㋓欄の金額が㋔欄の金額を超える場合（「㋓＞㋔」の場合）に使用します。
なお、上記1の㋓欄の金額が㋔欄の金額以下の場合（「㋓≦㋔」の場合）は記入を要しません（上記1の（注）2）参照）。

区　分	㋕修正前の課税価格	㋖修正申告額	㋗修正する額（㋖－㋕）
㋘ 調整後の農地等納税猶予税額（㋐×㋔／㋓）（100円未満切捨て）	円 00	円 00	円 00
㋙ 調整後の株式等納税猶予税額（㋔－㋘）（100円未満切捨て）	00	00	00

（注）㋘及び㋙の金額を修正申告書第1表の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額」及び「株式等納税猶予税額」欄にそれぞれ転記します。

修正第8の3表（平22.4）

所4－24－6－A4統一

改　正　前

（新設）

改　正　後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細

整理番号

1　小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の番号	所在場所	① 取得者ごとの按分割合	② 取得者ごとの按分に応ずる面積	③ 特例の適用を受ける取得者の氏名	④ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積	⑤ 選択価格の計算に当たって減額される金額	⑥ 備考について第11表6に転入する場合 ⑤−⑥
				㎡ 円		㎡	円	円

(注) 1　「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、下記3によります。
2　⑥欄の金額を第11表の「備考欄の明細」の「番号」欄に転記します。

2　限度面積要件の判定

上記「1　小規模宅地等の明細」の「④　④のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「(下記3の㋑、㋺の面積の合計)」、「(下記3の㋩の面積の合計)」、「(下記3の㋥の面積の合計)」及び「合計」の各欄を記入することにより判定します。

(下記3の㋑、㋺の面積の合計)　(下記3の㋩の面積の合計)　(下記3の㋥の面積の合計)　合計

㎡ ＋ ㎡ × 5/3 ＋ ㎡ × 2 ＝ ㎡ ≦400㎡

3　「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

上記「1　小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等（上記2の限度面積要件を満たすものに限ります。）についての「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

（上記「1　小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。）

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	㋐ 特例の適用を受ける取得者の氏名	㋑ その宅地等における特例対象者の取得の非違	㋒ 小規模宅地等の面積	㋓ 小規模宅地等の価額 (㋒×㋔/㋕)	㋔ 割合	㋕ 小規模宅地等について減額される金額 (㋓×㋔)
					㎡	円		円
特定事業用等	㋖ 特定事業用宅地等						80/100	
特定同族会社事業用等	㋗ 特定同族会社事業用宅地等						80/100	
貸付事業用等	㋘ 貸付事業用宅地等						50/100	
特定居住用等	㋙ 特定居住用宅地等						80/100	

(注) 1　㋐欄には、それぞれの宅地等の番号に応ずる上記「1　小規模宅地等の明細」の「④　④のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。
2　㋑欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、貸付・従業小売、廃止小売、開業のように具体的に記入します。

第11・11の2表の付表2の1・2の2（修正申告用）（平成22年4月分以降用）

改　正　前

（新規）

改正後

相続財産の種類別価額表

（この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。）

被相続人

第15表（修正申告用）（平成23年4月分以降用）

区分	細目	番号	各人の合計	氏名				
			円	円	円	円	円	円
土地（土地の上に存する権利を含みます。）	田	㋑						
	畑	㋺						
	宅地	㋩						
	山林	㋥						
	その他の土地	㋭						
	計	㋬						
家屋、構築物	家屋のうち自用家屋等	㋣						
	家屋のうち貸家建付借地権等に基づき評価する家屋	㋠						
	構築物	㋡						
事業（農業）用財産	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	㋢						
	商品、製品、半製品、原材料、農作物	㋤						
	売掛金	㋥						
	その他の財産	㋦						
	計	㋧						
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	配当還元方式によったもの	㋨					
		その他の方式によったもの	㋩					
	公債及び社債の株式及び投資信託の受益証券		㋪					
	公債及び社債		㋫					
	証券投資信託、貸付信託の受益証券		㋬					
	計		㋭					
現金、預貯金等		㋮						
家庭用財産		㋯						
その他の財産	生命保険金等	㋰						
	退職手当金等	㋱						
	立木	㋲						
	その他	㋳						
	計	㋴						
合計	(㋑+㋺+㋩+㋥+㋭+㋬)	㋵						
相続時精算課税適用財産の価額		㋶						
本来正等の価額	(㋵+㋶+㋷-㋸)	㋷						
公益法人等に寄附した相続財産の価額		㋸						
特例農地等による納税猶予の対象となる農地等の価額		㋹						
債務	葬式費用	㋺						
	合計（㋻+㋼）	㋻						
差引純資産価額	(㋷+㋶-㋸-㋻) (赤字のときは0)	㋽						
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㋾						
課税価格（㋽+㋾）	(1,000円未満切捨て)	㋿	000	000	000	000	000	000

修正第15表（平22.4）

（第4－20－16－A4統一）

改正前

相続財産の種類別価額表

（この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。）

被相続人

第15表（平成十六年分以降用）

区分	細目	番号	各人の合計	氏名				
			円	円	円	円	円	円
土地（土地の上に存する権利を含みます。）	田	㋑						
	畑	㋺						
	宅地	㋩						
	山林	㋥						
	その他の土地	㋭						
	計	㋬						
	家屋のうち自用家屋等	㋣						
	家屋のうち貸家建付借地権等に基づき評価する家屋	㋠						
家屋、構築物		㋡						
事業（農業）用財産	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	㋢						
	商品、製品、半製品、原材料、農作物	㋤						
	売掛金	㋥						
	その他の財産	㋦						
	計	㋧						
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	配当還元方式によったもの	㋨					
		その他の方式によったもの	㋩					
	公債及び社債の株式及び投資信託の受益証券		㋪					
	公債及び社債		㋫					
	証券投資信託、貸付信託の受益証券		㋬					
	計		㋭					
現金、預貯金等		㋮						
家庭用財産		㋯						
その他の財産	生命保険金等	㋰						
	退職手当金等	㋱						
	立木	㋲						
	その他	㋳						
	計	㋴						
合計	(㋑+㋺+㋩+㋥+㋭+㋬)	㋵						
相続時精算課税適用財産の価額		㋶						
本来正等の価額	(㋵+㋶+㋷-㋸)	㋷						
公益法人等に寄附した相続財産の価額		㋸						
特例農地等による納税猶予の対象となる農地等の価額		㋹						
債務	葬式費用	㋺						
	合計（㋻+㋼）	㋻						
差引純資産価額	(㋷+㋶-㋸-㋻) (赤字のときは0)	㋽						
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㋾						
課税価格（㋽+㋾）	(1,000円未満切捨て)	㋿	000	000	000	000	000	000

第15表（平20.5）

（第4－20－16－A4統一）

改　正　後

定期金に関する権利の評価明細書

（平成二十二年度改正法適用分）

被相続人 氏名	

定期金又は契約の名称		
定期金の給付者	氏名又は名称	住所又は所在地
定期金に関する権利を取得した者		
定期金給付契約に関する権利の取得年月日	平成　年　月　日	

1　定期金の給付事由が発生しているもの

(1) 有期定期金	㋐ 契約返戻金の金額	㋑ 一時金の金額	㋒ 掛金の金額	㋓ 評価額（㋐又は㋑のいずれか多い金額）
	円	円	円	円
	㋔ 定期金給付契約に基づく定期金の給付が終了する年月日	平成　年　月　日		
	㋕ 1年当たりの平均額	㋖ 予定利率	㋗ 給付期間の年数	㋘ 複利年金現価率	㋙ ㋕×㋘の金額
	円	%	年		円
(2) 確定期金	㋐ 契約返戻金の金額	㋑ 一時金の金額	㋒ 掛金の金額	㋓ 評価額（㋐又は㋑のいずれか多い金額）
	円	円	円	円
	㋔ 1年当たりの平均額	㋕ 予定利率	㋖ 残存期間	㋗ 残存期間に応ずる複利現価率	㋘ ㋔×㋗の金額
	円	%	年		円
(3) 終身定期金	㋐ 契約返戻金の金額	㋑ 一時金の金額	㋒ 掛金の金額	㋓ 評価額（㋐又は㋑のいずれか多い金額）
	円	円	円	円
	㋔ 定期金給付契約の目的とされた者の生年月日及び性別	年　月　日（男・女）		
	㋕ 1年当たりの平均額	㋖ 予定利率	㋗ 余命年数	㋘ 複利年金現価率	㋙ ㋕×㋘の金額
	円	%	年		円
(4) 契約に対し、一定期間、かつ、定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付する契約に基づくもの	㋐ 1回に受け取るべき給付金額	㋑ 給付期間	㋒ 予定利率	㋓ 評価額（㋐又は㋑のいずれか少ない金額）
	円	円	%	円
(5) 定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときは相続者又は遺族等に定期金を給付する契約に基づくもの	㋐ 1回に受け取るべき給付金額	㋑ 給付期間	㋒ 予定利率	㋓ 評価額（㋐又は㋑のいずれか多い金額）
	円	円	%	円

2　定期金の給付事由が発生していないもの

(1) 契約に係る解約返戻金を支払う定めがない場合	定期金給付契約に基づく掘金又は保険料の払込開始年月日	昭和　平成　年　月　日					
	イ 掛金又は保険料が一時に払い込まれた場合	㋐ 払込金額	㋑ 予定利率	㋒ 経過期間の年数	㋓ 複利現価率	㋔ ㋐×㋓の金額	評価額（㋔×90/100）
		円	%	年		円	円
		㋕ 1年当たりの平均額	㋖ 予定利率	㋗ 払込期間の年数	㋘ 複利年金現価率	㋙ ㋕×㋘の金額	評価額（㋙×90/100）
	ロ イ以外の場合	円	%	年		円	円
(2) (1)以外の場合						評価額（解約返戻金の金額）	㋚ 円

（資4－34－A4統一）

改　正　前

定期金に関する権利の評価明細書

被相続人 氏名	

定期金又は契約の名称		
定期金の給付者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
定期金に関する権利の取得者		
契約年月日	昭和 平成　年　月　日	

1　定期金の給付事由が発生しているもの

有期定期金	1回に受け取るべき給付金額	1年間に受けるべき給付回数	1年間に受けるべき給付金額の総額（①×②）	給付期間の年数	給付期間に応ずる複利現価率第23条第1項第1号又は第2号に掲げる割合	割増割合の計算		評価額（⑤又は⑥のいずれか少ない方の金額）
	① 円	② 回	③ 円	④ 年	⑤ 円	⑥ 100	⑦ ⑤×⑥ 円	⑧ ⑤×15 円	円
確定期金	1回に受けるべき給付金額	1年間に受けるべき給付回数	1年間に受けるべき給付金額の総額（①×②）	国税庁長官が定める割合第23条第1項第2号に掲げる割合	評価額（③×④）
	① 円	② 回	③ 円	④ 15	円
終身定期金	1回に受けるべき給付金額	1年間に受けるべき給付回数	1年間に受けるべき給付金額の総額（①×②）	定期金の目的とされた者の余命年数に応じた年齢	国税庁長官が定める割合第23条第1項第3号に掲げる割合	評価額（③×④）
	① 円	② 回	③ 円	④ 歳	⑤ 倍	円
その他	1回に受け取るべき給付金額	1年間に受けるべき給付回数	1年間に受けるべき給付金額の総額（①×②）	給付期間	④の期間に受けるべき給付金額の合計額	1号に掲げる割合	定期金の目的とされた者の年齢に応ずる複利現価率第23条第1項第3号に掲げる割合	⑤に応ずる複利現価率第23条第1項第3号に掲げる係数	③×⑥	③×15	③又は⑧のいずれか少ない方の金額	③×⑥	評価額（⑨又は⑩）
	① 円	② 回	③ 円	④ 年	⑤ 円	⑥ 100	⑦ 歳	⑧ 倍	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	円

（注）1　終身定期金に係る定期金給付契約で、その契約に関する権利を相続税の申告書の提出期限までに分割できないやむを得ない事情があるため、その権利者又はその遺族等に定期金を給付する契約に基づくものの価額を評価する場合には、⑨又は⑩のいずれか多い方の金額を「評価額」欄に記載します。

2　定期金の給付事由が発生していないもの

1回に払込むべき掛金等	掛金の払込み開始年月日	定期金受給に関する権利の取得年月日	何から何までの期間分の掛金の払込所数	何から何までの期間に払込んだ掛金の合計額（①×④）	何から何までの期間に応ずる複利現価率第23条に掲げる割合	評価額（③×⑥）
① 円	② 年　月　日	③ 年　月　日	④ 回	⑤ 円	⑥ 100	円

（注）1回に受けるべき給付金額又は1回に払込むべき掛金等が、毎期均一額でない場合には、「1回に受けるべき給付金額」又は「1回に払込むべき掛金等」の欄の記載は要しません。

（資4－34－A4統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記載方法等 この評価明細書（平成22年度改正法適用分）は、次の定期金給付契約に関する権利を評価する場合に使用します。 1　定期金の給付事由が発生しているもの (1)　平成23年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）により取得したもの (2)　平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に締結された定期金給付契約に関する権利（確定給付企業年金など一定のものを除きます。）で、平成23年3月31日までの間に相続等により取得したもの 2　定期金の給付事由が発生していないもの 平成22年4月1日以後の相続等により取得したもの なお、この評価明細書の各欄の「金額」及び「評価額」に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて記載します。 1　定期金の給付事由が発生しているもの (1)　①、⑩及び⑰の「解約返戻金の金額」欄は、定期金給付契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金に、前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の金額につき源泉徴収されるべき所得税額に相当する金額がある場合にはその金額を減算した金額を記載します。 (2)　②、⑪及び⑱の「一時金の金額」欄は、定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合の、その一時金の金額を記載します。 (3)　⑤、⑭及び㉑の「1年当たりの平均額」欄は、定期金の種類に応じて、それぞれ次に掲げる金額を記載します。 イ　有期定期金 毎年一定の金額が年1回給付される場合（年金方式の場合）には、その金額を記載します。 それ以外の場合には、定期金給付契約に関する権利の取得年月日から定期金の給付が終了する年月日までの期間に給付を受けるべき金額の合計額を、⑦の「給付期間の年数」欄に記載した年数で除して計算した金額を記載します。 ロ　短期定期金 定期金給付契約に基づき給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額を記載します。 ハ　終身定期金 毎年一定の金額が給付される場合には、その金額を記載します。 それ以外の場合には、定期金給付契約に関する権利の取得年月日から㉒の「余命年数」欄に記載した年数の間に給付を受ける金額の合計額を、その「余命年数」で除して計算した金額を記載します。 (4)　⑥、⑮及び⑲の「予定利率」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る予定利率を記載します。 (5)　⑦の「給付期間の年数」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に係る年数（1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）を記載します。 (6)　㉒の「余命年数」欄は、厚生労働省の作成に係る完全生命表（定期金給付契約に関する権利を取得した時の属する年の1月1日現在に公表されている最新の完全生命表）に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を記載します。 (7)　⑧及び⑳の「複利年金現価率」欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。 $\left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^{n}} \right\} \Big/ r$　　n：有期定期金の場合は「給付期間の年数」、終身定期金の場合は「余命年数」 r：予定利率 2　定期金の給付事由が発生していないもの (1)　㉓及び㉗の「予定利率」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る予定利率を記載します。 (2)　㉔の「経過期間の年数」欄は、定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の時からその契約に関する権利を取得した時までの期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を記載します。 (3)　㉕の「複利終価率」の欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。 $(1+r)^{n}$　　n：経過期間の年数　　r：予定利率 (4)　㉖の「1年当たりの平均額」欄は、定期金給付契約に係る掛金又は保険料の払込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの期間に払い込まれた掛金又は保険料の額の合計額を、㉙の「払込済期間の年数」欄に記載した年数で除して計算した金額を記載します。 ただし、年1回一定の金額の掛金又は保険料が払い込まれる契約の場合は、1年間に払い込まれた掛金又は保険料の金額を記載します。 (5)　㉙の「払込済期間の年数」欄は、定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の日からその契約に関する権利を取得した日までの年数（1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）を記載します。 (6)　㉚の「複利年金終価率」欄は、次の算式で計算し、小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。 $\{(1+r)^{n}-1\} \Big/ r$　　n：払込済期間の年数　　r：予定利率 (7)　㉛の「解約返戻金の金額」欄は、定期金給付契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金に、前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の金額につき源泉徴収されるべき所得税額に相当する金額がある場合にはその金額を減算した金額を記載します。	（新規）

改正後

相続税の納税猶予税額及び利子税額の通知書（経過措置）

住所
氏名　　殿

第　　号
平成　年　月　日
税務署長　　印

平成　年　月　日の相続開始に係る相続税及び贈与税の納税猶予の特例について、次の税額の通り　　及び利子税額の税額を通知します。

したがって、この通知により貴方に納付すべき又は還付される税額は、次のとおりとなります。

① この通知により新たに納付すべき又は還付される税額

納付すべき本税の税額	納付すべき利子税の税額		納税猶予税額計算書の納付すべき利子税の税額
円	特例贈与税	円	円
	一般贈与税		

② 納付すべき税額及び還付税額（納税猶予税額のあるときは、納税猶予税額控除後の本税・利子税の税額及び利子税の額）は、同封の納付書により平成　年　月　日までに日本銀行（国庫、国税収納金整理資金に係る歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署窓口へ納付してください。

③ 納付すべき税額について延納又は物納を希望されるかは、上記の期限までに申請してください。

④ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、当該差額の税額がないときは、相続税の延納金利（一般の延納金利より1％上乗せ）、延滞税の割合のうち、いずれか低い割合により計算することになります。

② 延滞税の計算方法
（相続税法第51条の2、第64条、第131条及び租税特別措置法第70の

納付すべき本税の税額	延滞税の割合	期間（日数）
円	4.7%（注2）	納付期限の翌日から納付又は還付に係る加算税の賦課決定の日まで

× ÷ 365 ＝ 延滞税の額（注3）

（注1）本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
また、本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

（注2）平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、各年前（1月1日～12月31日）の特例基準割合（年「特例基準割合」）が年7.3%の割合に満たない場合には、その特例基準割合に1%の割合を加算した割合（年「特例基準割合＋1%」）となります。
具体的には、次のとおりです。
・ 納期限の翌日から6月を経過するまでの期間…年「特例基準割合＋1%」と「年7.3%」とのいずれか低い割合
・ 納期限の翌日から6月を経過した以後の期間…年「特例基準割合＋1%」

（注3）延滞税の額が、2,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
また、延滞税の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

（注4）あなたの場合は、税務署長の承認により（　・　・　・　）の期間は、上記の計算期間に含まれないこととなっています。

③ この通知に係る処分の理由

④ あなたは、上記の税額に納付すべき税額のほか、あなたが受けた財産の贈与を原因として相続税法第19条の　　の規定により他の相続人又は受遺者の相続税について追加納付の義務があります。

（　）税のうち（　）税目

相続税の納税猶予税額及び利子税額の通知書（経過措置）

第　　号
平成　年　月　日
税務署長　　印

① 相続税の納税猶予税額の計算明細

区分		当初申告	今回
㋐	取得した財産の価額	円	円
㋑	相続時精算課税適用財産の価額		
㋒	債務控除額		
㋓	純資産価額（㋐＋㋑－㋒）		
㋔	相続税の課税価格に加算される相続時精算課税適用財産の価額		
㋕	課税価格（㋓＋㋔）		
㋖	相続税の総額（㋕に対応する金額）		
一般分	㋗ 納税猶予分の税額控除額		
	㋘ 差引税額（㋖－㋗）		
特例分	㋙ 相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額		
	㋚ 配偶者の税額軽減額		
	㋛ 未成年者控除額		
	㋜ 障害者控除額		
	㋝ 相次相続控除額		
	㋞ 外国税額控除額		
	㋟ 計		
㋠	差引税額（㋘－㋟）		
㋡	相続時精算課税分の税額控除額		
㋢	小計（㋠－㋡）		
㋣	農地等納税猶予分の税額控除額（㋢の内数）		
㋤	医療法人持分税額控除額		
㋥	納付税額（㋢－㋣－㋤）		
申告期限までに納付する税額	㋦ 納付すべき税額		
	㋧ 還付される税額		

② 相続税の課税価格の計算明細

区分		当初申告	今回
㋨	取得財産価額の合計額	円	円
㋩	相続時精算課税適用財産の価額の合計額		
㋪	債務控除の合計額		
㋫	純資産価額の合計額（㋨＋㋩－㋪）		
㋬	相続税の総額の計算の基となる民間給与の合計額		
㋭	基礎控除額		
㋮	法定相続人の数	人	人
㋯	遺産に係る基礎控除額	円	円
㋰	課税遺産総額（㋫－㋯）		
㋱	相続税の基となる税額		

③ 税額控除の計算明細

区分		㋐ 各人の算出税額	㋑ 相続時精算課税適用財産の価額に対応する税額	㋒ 税額控除割合	㋓ 税額控除額（㋐×㋒）	㋔ 税額控除後の税額（㋐－㋓）
一般分	配偶者	円	円	%		円
	配偶者以外の法定相続人	6,000	6,000	100		
	法定相続人以外の人	6,000	6,000	100		
	計					
特例分	配偶者					
	配偶者以外の法定相続人	6,000		100		
	法定相続人以外の人	6,000		100		
	計					

（　）税のうち（　）税目

（第4-73-2-A4統一）

改正前

相続税の納税猶予税額及び利子税額の通知書（経過措置）

住所
氏名　　殿

第　　号
平成　年　月　日
税務署長　　印

平成　年　月　日の相続開始に係る相続税及び贈与税の納税猶予の特例について、次の税額の通り　　及び利子税額の税額を通知します。

したがって、この通知により貴方に納付すべき又は還付される税額は、次のとおりとなります。

① この通知により新たに納付すべき又は還付される税額

納付すべき本税の税額	納付すべき利子税の税額		納税猶予税額計算書の納付すべき利子税の税額
円	特例贈与税	円	円
	一般贈与税		

② 納付すべき税額及び還付税額（納税猶予税額のあるときは、納税猶予税額控除後の本税・利子税の税額及び利子税の額）は、同封の納付書により平成　年　月　日までに日本銀行（国庫、国税収納金整理資金に係る歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署窓口へ納付してください。

③ 納付すべき税額について延納又は物納を希望されるかは、上記の期限までに申請してください。

④ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、当該差額の税額がないときは、相続税の延納金利（一般の延納金利より1％上乗せ）、延滞税の割合のうち、いずれか低い割合により計算することになります。

② 延滞税の計算方法
（相続税法第51条の2、第64条、第131条及び租税特別措置法第70の

納付すべき本税の税額	延滞税の割合	期間（日数）
円	4.7%（注2）	納付期限の翌日から納付又は還付に係る加算税の賦課決定の日まで

× ÷ 365 ＝ 延滞税の額（注3）

（注1）本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
また、本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

（注2）平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、各年前（1月1日～12月31日）の特例基準割合（年「特例基準割合」）が年7.3%の割合に満たない場合には、その特例基準割合に1%の割合を加算した割合（年「特例基準割合＋1%」）となります。
具体的には、次のとおりです。
・ 納期限の翌日から6月を経過するまでの期間…年「特例基準割合＋1%」と「年7.3%」とのいずれか低い割合
・ 納期限の翌日から6月を経過した以後の期間…年「特例基準割合＋1%」

（注3）延滞税の額が、2,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
また、延滞税の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

（注4）あなたの場合は、税務署長の承認により（　・　・　・　）の期間は、上記の計算期間に含まれないこととなっています。

③ この通知に係る処分の理由

④ あなたは、上記の税額に納付すべき税額のほか、あなたが受けた財産の贈与を原因として相続税法第19条の　　の規定により他の相続人又は受遺者の相続税について追加納付の義務があります。

（　）税のうち（　）税目

相続税の納税猶予税額及び利子税額の通知書（経過措置）

第　　号
平成　年　月　日
税務署長　　印

① 相続税の納税猶予税額の計算明細

区分		当初申告	今回
㋐	取得した財産の価額	円	円
㋑	相続時精算課税適用財産の価額		
㋒	債務控除額		
㋓	純資産価額（㋐＋㋑－㋒）		
㋔	相続税の課税価格に加算される相続時精算課税適用財産の価額		
㋕	課税価格（㋓＋㋔）		
㋖	相続税の総額（㋕に対応する金額）		
一般分	㋗ 納税猶予分の税額控除額		
	㋘ 差引税額（㋖－㋗）		
特例分	㋙ 相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額		
	㋚ 配偶者の税額軽減額		
	㋛ 未成年者控除額		
	㋜ 障害者控除額		
	㋝ 相次相続控除額		
	㋞ 外国税額控除額		
	㋟ 計		
㋠	差引税額（㋘－㋟）		
㋡	相続時精算課税分の税額控除額		
㋢	小計（㋠－㋡）		
㋣	農地等納税猶予分の税額控除額（㋢の内数）		
㋤	医療法人持分税額控除額		
㋥	納付税額（㋢－㋣－㋤）		
申告期限までに納付する税額	㋦ 納付すべき税額		
	㋧ 還付される税額		

② 相続税の課税価格の計算明細

区分		当初申告	今回
㋨	取得財産価額の合計額	円	円
㋩	相続時精算課税適用財産の価額の合計額		
㋪	債務控除の合計額		
㋫	純資産価額の合計額（㋨＋㋩－㋪）		
㋬	相続税の総額の計算の基となる民間給与の合計額		
㋭	基礎控除額		
㋮	法定相続人の数	人	人
㋯	遺産に係る基礎控除額	円	円
㋰	課税遺産総額（㋫－㋯）		
㋱	相続税の基となる税額		

③ 税額控除の計算明細

区分		㋐ 各人の算出税額	㋑ 相続時精算課税適用財産の価額に対応する税額	㋒ 税額控除割合	㋓ 税額控除額（㋐×㋒）	㋔ 税額控除後の税額（㋐－㋓）
一般分	配偶者	円	円	%		円
	配偶者以外の法定相続人	6,000	6,000	100		
	法定相続人以外の人	6,000	6,000	100		
	計					
特例分	配偶者					
	配偶者以外の法定相続人	6,000		100		
	法定相続人以外の人	6,000		100		
	計					

（　）税のうち（　）税目

（第4-73-2-A4統一）

改　正　後

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

（通知用）

あなたが、被相続人＿＿＿

改正後

（通知用）

相続税の更正通知書（付表１）

〔租税特別措置法第70条の６（農地等についての相続税の納税猶予）の適用を受けている人がいる場合の算出税額等の計算明細表〕

(1) 算出税額の計算明細

区分		当初（　）額	更正額
① 農業投資価格に基づく取得財産の価額（注２）	農業相続人の場合	円	円
	その他の人の場合		
② 債務控除額			
③ 純資産価額（①－②）			
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑤ 課税価格（③＋④）			
⑥ 農業投資価格に基づく相続税の総額（(2)の㉘）			
⑦ 同上のあん分割合			
⑧ 算出税額（⑥×⑦）			
農業相続人の農業投資価格超過額に対する税額	⑨ 相続税の総額の基礎（本表(1)の⑧－上段⑧）		
	⑩ 農業投資価格の基礎		
	⑪ 取得した財産等の農業投資価格超過額		
	⑫ あん分額（⑨×⑪÷⑩）		
⑬ 農業投資価格に基づく算出税額（⑧＋⑫）			

(2) 農業投資価格に基づく相続税の総額の計算明細

区分		当初（　）額	更正額
① 農業投資価格に基づく取得財産価額の合計額（注２）	農業相続人	円	円
	その他の人		
② 債務控除の合計額			
③ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額			
④ 課税価格の合計額			
⑤ 法定相続人の数		人	人
⑥ 遺産に係る基礎控除額		円	円
⑦ 計算の基礎となる金額（④－⑥）			
⑧ 農業投資価格に基づく相続税の総額			

（注１） この付表で「農業相続人」とは、被相続人から相続や遺贈により財産を取得した人のうちで農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けている人をいいます。

（注２） (1)の①及び(2)の①の金額は、相続財産評価後税適用財産の価額を含みます。

（　）枚のうち（　）枚目

（資4－75－4－A4統一）

改正前

（通知用）

相続税の更正通知書（付表）

〔租税特別措置法第70条の６（農地等についての相続税の納税猶予）の適用を受けている人がいる場合の算出税額等の計算明細表〕

(1) 算出税額の計算明細

区分		当初（　）額	更正額
① 農業投資価格に基づく取得財産の価額（注２）	農業相続人の場合	円	円
	その他の人の場合		
② 債務控除額			
③ 純資産価額（①－②）			
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑤ 課税価格（③＋④）			
⑥ 農業投資価格に基づく相続税の総額（(2)の㉘）			
⑦ 同上のあん分割合			
⑧ 算出税額（⑥×⑦）			
農業相続人の農業投資価格超過額に対する税額	⑨ 相続税の総額の基礎（本表(1)の⑧－上段⑧）		
	⑩ 農業投資価格の基礎		
	⑪ 取得した財産等の農業投資価格超過額		
	⑫ あん分額（⑨×⑪÷⑩）		
⑬ 農業投資価格に基づく算出税額（⑧＋⑫）			

(2) 農業投資価格に基づく相続税の総額の計算明細

区分		当初（　）額	更正額
① 農業投資価格に基づく取得財産価額の合計額（注２）	農業相続人	円	円
	その他の人		
② 債務控除の合計額			
③ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額			
④ 課税価格の合計額			
⑤ 法定相続人の数		人	人
⑥ 遺産に係る基礎控除額		円	円
⑦ 計算の基礎となる金額（④－⑥）			
⑧ 農業投資価格に基づく相続税の総額			

（注１） この付表で「農業相続人」とは、被相続人から相続や遺贈により財産を取得した人のうちで農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けている人をいいます。

（注２） (1)の①及び(2)の①の金額は、相続財産評価後税適用財産の価額を含みます。

（　）枚のうち（　）枚目

（資4－75－4－A4統一）

改正後

（通知用）

相続税の更正通知書（付表２）

租税特別措置法第 70 条の７の２（非上場株式等についての相続税の納税猶予）及び同法第 70 条の７の４（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

１　株式等納税猶予税額の基となる相続税の税額の計算

(1)「特定価額に基づく課税価格及び税額」等の計算			
区　　分		当初（　　）額	更正額
① 被相続人から非上場株式等の贈与		円	円
② 被相続人等及び被相続人等以外の者が相続時精算課税適用者（以下「相続時精算課税適用者」という。）に係る贈与及び株式等の譲渡の金額			
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）			
④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）			
⑤ 被相続人以外の相続人等の課税価格の合計額			
⑥ 基礎控除額			
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）			
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）			

(2)「特定価額に基づく相続税の税額」等の計算（更正額）					
⑨	⑩	特定価額に基づく相続税の税額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の税額の計算	
被相続人の氏名	相続税額分	相続税額分に応する取得金額（⑦×⑩）	相続税の税額の基礎となる税額	相続税額分に応する取得金額（⑧×⑩）	相続税の税額の基礎となる税額
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
相続税額分の合計	1	⑪相続税の税額（⑨の合計額）	00	⑫相続税の税額（⑨の合計額）	00

２　株式等納税猶予税額の計算

区　　分	当初（　　）額	更正額
① 被相続人の相続税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
② 特定価額に基づく被相続人の算出税額（１の⑪×１の⑦／１の⑦＋⑤）（当初申告額（　　）額）欄については更正前における申告書第９の２表等の同欄の金額）		
③ 特定価額に基づき相続税の２割加算が行われる場合のその金額（②×20%）		
a （②＋③－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）		
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく被相続人の算出税額（１の⑪×１の⑧／１の⑦＋⑤）（当初申告額（　　）額）欄については更正前における申告書第９の２表等の同欄の金額）		
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）		
b （④＋⑤－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は０）		
⑥ 被相続人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は０）		
⑦ （⑥－a－b－⑤）の金額（赤字の場合は０）		
⑧ （a－b－⑦）の金額（赤字の場合は０）		
⑨ 非上場株式等に係る会社が２社以上ある場合のその会社ごとの株式等納税猶予税額		
イ （会社名）　に係る株式等納税猶予税額（⑧×イの株式等に係る価額／１の⑦）（100円未満切捨て）		
ロ （会社名）　に係る株式等納税猶予税額（⑧×ロの株式等に係る価額／１の⑦）（100円未満切捨て）		
ハ （会社名）　に係る株式等納税猶予税額（⑧×ハの株式等に係る価額／１の⑦）（100円未満切捨て）		
⑩ 株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）		

（　）枚のうち（　）枚目

（香４－75－６－Ａ４統一）

改正前

（新規）

改正後

平成□□年分贈与税の申告書

FD4723

提出用

第一表（平成21年分以降用）（住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と一緒に提出してください。）

住所	〒（電話　－　－）
フリガナ	氏名はフリガナを、必ず記入してください。
氏名	㊞
生年月日	明・大・昭・平　年　月　日　職業

税務署整理欄（記入しないでください。）

整理番号		名簿	
申告書提出年月日		財産	事業
受付等延長期限		通信日付印	処理
出国年月日		コード	確認
死亡年月日		申告区分	年

（単位は円）

現住所 1 大正 2 昭和 3 平成 4

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	住所	氏名	続柄	生年月日	財産の価額	財産を取得した年月日
住所				円		
フリガナ / 氏名			続柄			平成　年　月　日
生年月日	明・大・昭・平　年　月　日					
住所				円		
フリガナ / 氏名			続柄			平成　年　月　日
生年月日	明・大・昭・平　年　月　日					
住所				円		
フリガナ / 氏名			続柄			平成　年　月　日
生年月日	明・大・昭・平　年　月　日					

財産の価額の合計額（課税価格）	①	
配偶者控除額（□居住用不動産の取得等に係る配偶者控除の適用を受けます。）	②	
基礎控除額	③	1,100,000
②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）（1,000円未満切捨て）	④	
④に対する税額	⑤	
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を納付したときに記入します。）	⑥	
差引税額（⑤－⑥）	⑦	

相続時精算課税分（「課税価格」の合算をされる方は、②及び⑥欄に記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税分の計算明細書）」もあわせてください。）

特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税分の計算明細書）」⑧の金額の合計額）	⑧	
特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税分の計算明細書）」⑨の金額の合計額）	⑨	

課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩	
差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））（100円未満切捨て）	⑪	
暦年課税分の贈与税額控除額（「贈与税の税額控除額」の計算書）の⑫の金額	⑫	
配当控除額（「配当控除額」の計算書）の⑬の金額	⑬	
申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭	
この申告書が修正申告書である場合	差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪－第二表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」⑪）	⑮
	申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑭－第二表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」⑭）	⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号　㊞

□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印　・　・　確認者　㊞

（日5－19－1－1－A4統一）（平21.10）

改正前

平成□□年分贈与税の申告書

FD4722

提出用

第一表（平成20年分以降用）（相続等精算課税の申告者は申告書第二表と一緒に提出してください。）

住所	〒（電話　－　－）
フリガナ	氏名はフリガナを、必ず記入してください。
氏名	㊞
生年月日	明・大・昭・平　年　月　日　職業

税務署整理欄（記入しないでください。）

整理番号		名簿	
申告書提出年月日		財産	事業
受付等延長期限		通信日付印	処理
出国年月日		コード	確認
死亡年月日		申告区分	年

（単位は円）

現住所 1 大正 2 昭和 3 平成 4

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	住所	氏名	続柄	生年月日	財産の価額	財産を取得した年月日
住所				円		
フリガナ / 氏名			続柄			平成　年　月　日
生年月日	明・大・昭・平　年　月　日					
住所				円		
フリガナ / 氏名			続柄			平成　年　月　日
生年月日	明・大・昭・平　年　月　日					
住所				円		
フリガナ / 氏名			続柄			平成　年　月　日
生年月日	明・大・昭・平　年　月　日					

財産の価額の合計額（課税価格）	①	
配偶者控除額（□居住用不動産の取得等に係る配偶者控除の適用を受けます。）	②	
基礎控除額	③	1,100,000
②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）（1,000円未満切捨て）	④	
④に対する税額	⑤	
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を納付したときに記入します。）	⑥	
差引税額（⑤－⑥）	⑦	

相続時精算課税分（「課税価格」の合算をされる方は、②及び⑥欄に記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税分の計算明細書）」もあわせてください。）

特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税分の計算明細書）」⑧の金額の合計額）	⑧	
特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税分の計算明細書）」⑨の金額の合計額）	⑨	

課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩	
差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））（100円未満切捨て）	⑪	
暦年課税分の贈与税額控除額（「贈与税の税額控除額」の計算書）の⑫の金額	⑫	
申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫）	⑬	
この申告書が修正申告書である場合	差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪－第二表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」⑪）	⑭
	申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑬－第二表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」⑬）	⑮

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号　㊞

□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印　・　・　確認者　㊞

（日5－19－1－1－A4統一）（平20.10）

改正後

平成□□年分贈与税の申告書

第一表（平成20年分以降用）

○この用紙は、税務署に提出用です。申告には必ず提出用を使ってください。

（単位は円）

Ⅰ 暦年課税分

Ⅱ 相続時精算課税分

Ⅲ 合計

この申告書が修正申告書である場合	差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額	⑮
	申告期限までに納付すべき税額の増加額	⑯

税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有

（資5－10－1－2－A4統一）（平31.10）

改正前

平成□□年分贈与税の申告書

第一表（平成20年分以降用）

○この用紙は、税務署に提出用です。申告には必ず提出用を使ってください。

（単位は円）

Ⅰ 暦年課税分

Ⅱ 相続時精算課税分

Ⅲ 合計

この申告書が修正申告書である場合	差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額	⑭
	申告期限までに納付すべき税額の増加額	⑮

税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有

（資5－10－1－2－A4統一）（平20.10）

改正後

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成＿＿年分）

第一表の付表一（平成21年分以降用）

この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書の書き方等については、裏面をご覧ください。

受託者の名称又は氏名（法人番号又は個人番号）：（　　）

1　委託者

住所		氏名	（フリガナ）	生年月日	年　月　日
					明治１、大正２、昭和３、平成４

2　信託の明細

番号	信託の名称	所在地（信託の受託者が２以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。）	委託者の氏名、住所（相続税法第９条の４第２項の規定の適用がある場合に限ります。）
1			
2			
3			

3　信託に関する権利の明細

番号	種類	細目	利用区分、給付等	所在場所等	収益 受益者の所得税	収益 非居住	単価 倍数	価額	あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額
							円	円	円
信託に関する権利の価額の合計額等							⑪		⑫
上記信託に係る外国税額控除額又は贈与税額	（⑫の金額から１００千円を限度とした金額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額）又は⑪の金額に対する贈与税額（平成21年分以降用）の速算表により計算した金額）						⑬		

（注）１　「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「２　信託の明細」の「番号」を記入します。
２　「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。
３　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

4　贈与税額等の計算

⑪ 信託に関する権利の価額の合計額（⑪欄の金額）	⑫ ⑫欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額	⑭ 贈与税の額（⑬×⑫÷⑪）	⑮ 外国税額控除後の贈与税額（⑭－⑫）	⑯ 控除された法人税等に相当する額（⑫欄の金額）	⑰ 差引税額（⑮－⑯）
円	円	円	円	円	円

（注）１　⑫欄は、上記３の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
２　⑯欄は、「５　控除される法人税等に相当する額の計算」により算出した控除される法人税等に相当する額（⑫欄の金額）を記入します。
３　⑰欄の金額（⑮－⑯）がマイナスとなるときは「０」と記入します。
４　⑫欄の金額を第９表の申告書第一表の⑦欄に転記します。なお、この明細書を相続税申告される場合には、各明細書の⑰欄の合計額を第９表の申告書第一表の⑦欄に転記します。
５　信託の受託者が１人の場合には、⑰欄と⑫欄の額は、同じになります。

5　控除される法人税等に相当する額の計算

法人税及び所得税の額の基となる税額の計算				㉑ 他の箇所に記載の法人税の額
㉒ あなたが受託した信託に係る権利の価額の合計額（⑫欄の金額）	贈与税課税事業移転株式等相当額 ㉓ ㉒の金額に基づく事業税の額	㉔ ㉒の金額に基づく地方法人特別税の額	㉕ 法人税及び所得税の額の基となる税額（㉒－㉓－㉔）	
円	円	円	円	円
㉖ ㉓の金額に基づく事業税の額	㉗ ㉔の金額に基づく地方法人特別税の額	㉘ ㉕の金額に基づく所得税の額	㉙ ㉕の金額に基づく住民税の額	㉚ 法人税額に相当する額（㉖＋㉗＋㉘＋㉙）
円	円	円	円	円

（注）１　㉑又は㉚の各欄は、㉑又は㉚の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
２　㉔又は㉗の各欄は、㉑又は㉚の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税に関する規定を適用して計算した「特別法人特別税の額」を記入します。
３　㉘欄は、㉕欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
４　㉙又は㉚の各欄は、㉘欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。

（資６－59－１－Ａ４統一）（平21．10）

改正前

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成＿＿年分）

第一表の付表一（平成20年分以降用）

この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。

受託者の名称又は氏名（法人番号又は個人番号）：（　　）

1　委託者

住所		氏名	（フリガナ）	生年月日	年　月　日
					明治１、大正２、昭和３、平成４

2　信託の明細

番号	信託の名称	所在地（信託の受託者が２以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。）	委託者の氏名、住所（相続税法第９条の４第２項の規定の適用がある場合に限ります。）
1			
2			
3			

3　信託に関する権利の明細

番号	種類	細目	利用区分、給付等	所在場所等	収益 受益者の所得税	収益 非居住	単価 倍数	価額	あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額
							円	円	円
信託に関する権利の価額の合計額等							⑪		⑫
上記信託に係る外国税額控除額又は贈与税額	（⑫の金額から１００千円を限度とした金額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額）又は⑪の金額に対する贈与税額（平成20年分以前用）の速算表により計算した金額）						⑬		

（注）１　「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「２　信託の明細」の「番号」を記入します。
２　「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。
３　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

4　贈与税額等の計算

⑪ 信託に関する権利の価額の合計額（⑪欄の金額）	⑫ ⑫欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額	⑭ 贈与税の額（⑬×⑫÷⑪）	⑮ 外国税額控除後の贈与税額（⑭－⑫）	⑯ 法人税等控除額（⑫欄の金額）	⑰ 差引税額（⑮－⑯）
円	円	円	円	円	円

（注）１　⑫欄は、上記３の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
２　⑯欄は、「５　法人税等の額の計算」により算出した法人税等控除額（⑫欄の金額）を記入します。
３　⑰欄の金額（⑮－⑯）がマイナスとなるときは「０」と記入します。
４　⑫欄の金額を第９表の申告書第一表の⑦欄に転記します。なお、この明細書を相続税申告される場合には、各明細書の⑰欄の合計額を第９表の申告書第一表の⑦欄に転記します。
５　信託の受託者が１人の場合には、⑰欄と⑫欄の額は、同じになります。

※相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成しないでください。

5　法人税等の額の計算

法人税及び所得税の額の基となる税額の計算				㉑ 他の箇所に記載の法人税の額
㉒ あなたが受託した信託に係る権利の価額の合計額（⑫欄の金額）	㉓ ㉒の金額に基づく事業税の額（贈与税課税事業移転株式等相当額）	㉔ 法人税及び所得税の額の基となる税額（㉒－㉓）		
円	円	円		円
㉖ ㉓の金額に基づく事業税の額	㉗ ㉔の金額に基づく道府県民税の額	㉘ ㉔の金額に基づく所得税の額	㉙ 法人税額相当額（㉖＋㉗＋㉘）	
円	円	円	円	

（注）１　㉓又は㉖の各欄は、非居住制度の適用を受ける各種の会社を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
２　㉗欄は、㉔欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
３　㉘又は㉙の各欄は、㉗欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。

（資６－59－１－Ａ４統一）（平20．10）

改正後

6　信託財産責任負担債務の額の計算

① 課税価格に対する贈与税額（課税価格の金額）	法人税及び事業税の額の基となる価額の計算				⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額
	⑥ 信託に係る権利の合計額（表面③欄の金額）	相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利に係る価額		⑦ 法人税及び事業税の基となる価額（⑥－⑥）	
		⑥ ⑤の価額に基づく事業税の額	⑥ ⑤の価額に基づく地方法人税額の額		
円	円	円	円	円	円

⑨ ⑤の価額に基づく事業税の額	⑩ ⑤の価額に基づく地方法人税額の額	⑪ ⑤の金額に基づく道府県民税の額	⑫ ⑪の金額に基づく市町村民税の額
円	円	円	円

⑬ 法人税等に相当する額（⑨＋⑩＋⑪＋⑫）	⑭ ⑦－⑬ の金額
円	円

番号	⑮ 上記課税価格の金額	⑯ ⑥欄の金額のうちあなたが受託した各信託ごとの価額の合計額	⑰ （⑭×⑯÷⑮）の金額	⑱ 各信託に係る外国税額控除額	⑲ 信託財産責任負担債務の額（⑰－⑱）
	円	円	円	円	円

（注）１　この欄は、委託者について２以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税が相続税法施行令第１条の10第１項及び第２項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第２条第９項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。
２　「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「２　信託の明細」欄の番号を記入します。
３　⑭又は⑮の各欄は、⑭又は⑮の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
４　⑩又は⑪の各欄は、⑭又は⑮の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
５　⑫欄は、⑪欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
６　⑬欄は、⑨欄の金額（⑭－⑮）がマイナスとなるときは「０」と記入します。
７　⑭欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「３　信託に関する権利の明細」欄の信託財産に係る資産の価額（信託財産に係る負債がある場合は、その信託財産に係る資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
８　⑮欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
９　⑯欄の金額（⑮－⑯）がマイナスとなるときは「０」と記入します。
10　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書　き　か　た　等

この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。
各欄の記載については、各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

１　「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
２　「１　委託者」欄には、委託者の住所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
３　「２　信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した（している）受益者等が存しない信託（相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により贈与により取得したものとみなされる、信託に関する権利をいいます。以下同じ。）のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した（している）受益者等が存しない信託についても記入してください。
　なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。
　また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第９条の４第２項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者（信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等）の氏名及び住所を記入してください。
４　「３　信託に関する権利の明細」には、「２　信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
　なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「２　信託の明細」に記載した信託財産に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の８に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
５　「４　贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した（している）受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。
　作成する明細書が１枚の場合には、表面「⑳」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「㉑」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「㉑」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「㉑」欄に転記します。
６　「５　控除する法人税等の額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
７　「６　信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第１条の10第１項及び第２項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改正前

6　信託財産責任負担債務の額の計算

① 課税価格に対する贈与税額（表面③欄の金額）	法人税及び事業税の額の基となる価額の計算			
	⑥ 信託に関する権利の合計額（表面③欄の金額）	⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額（相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利に係る価額）	⑧ 法人税及び事業税の額の基となる価額（⑥－⑦）	
円	円	円	円	

⑨ ⑧の価額に基づく法人税の額	⑩ ⑤の価額に基づく事業税の額	⑪ ⑩の金額に基づく道府県民税の額	⑫ ⑩の金額に基づく市町村民税の額
円	円	円	円

⑬ 法人税等に相当する額（⑨＋⑪＋⑫）	⑭ ⑧－⑬ の金額
円	円

番号	⑮ 上記課税価格の金額	⑯ ⑥欄の金額のうちあなたが受託した各信託ごとの価額の合計額	⑰ （⑭×⑯÷⑮）の金額	⑱ 各信託に係る外国税額控除額	⑲ 信託財産責任負担債務の額（⑰－⑱）
	円	円	円	円	円

（注）１　この欄は、委託者について２以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税が相続税法施行令第１条の10第１項及び第２項の規定によりその者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第２条第９項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。
２　「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「２　信託の明細」欄の番号を記入します。
３　⑭又は⑮の各欄は、⑭又は⑮の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
４　⑩又は⑪の各欄は、⑭又は⑮の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
５　⑫欄は、⑪欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
６　⑬欄は、⑨欄の金額（⑧－⑫）がマイナスとなるときは「０」と記入します。
７　⑭欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「３　信託に関する権利の明細」欄の信託財産に係る資産の価額（信託財産に係る負債がある場合は、その信託財産に係る資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
８　⑮欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
９　⑯欄の金額（⑮－⑯）がマイナスとなるときは「０」と記入します。
10　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書　き　か　た　等

この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。
各欄の記載については、各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

１　「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
２　「１　委託者」欄には、委託者の住所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
３　「２　信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した（している）受益者等が存しない信託（相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により贈与により取得したものとみなされる、信託に関する権利をいいます。以下同じ。）のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した（している）受益者等が存しない信託についても記入してください。
　なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。
　また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第９条の４第２項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者（信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等）の氏名及び住所を記入してください。
４　「３　信託に関する権利の明細」には、「２　信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
　なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「２　信託の明細」に記載した信託財産に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の８に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
５　「４　贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した（している）受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。
　作成する明細書が１枚の場合には、表面「⑳」欄の金額を贈与税申告書第一表の「㉑」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「㉑」欄の合計額を贈与税申告書第一表の「㉑」欄に転記します。
６　「５　法人税等の額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
７　「６　信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第１条の10第１項及び第２項の規定によりその者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改　正　後

人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成＿＿年分）

第一表の付表二（平成21年分以降用）

贈与者の氏名	
この明細書は、相続税法第66条第１項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。 なお、この明細書の書き方等については、裏面をご覧ください。	人格のない社団又は財団の名称（法人番号等）

1　贈与により取得した財産の明細等

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量（単位記号等）	単価（倍数）	財産の価額	外国税額控除額
1							円	円
2								
3								
4								
5								
贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額		①	②
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額							③	④
基礎控除後の課税価格に対する税額 （⑩の金額がある場合に限ります。）に対し、相続税額の加算（相続税法第18条）又は「相続税の贈与税額控除（平成15年分以降用）」を受ける場合							⑤	円

2　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算

⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額（⑧の金額）	⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額	⑧ ⑥の価額に基づく地方法人特別税の額	⑨ 控除税額事業税等相当額（⑦＋⑧）
円	円	円	円
⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑥－⑨）	⑪ ⑩の価額に基づく法人税の額	⑫ ⑩の価額に基づく事業税の所得割の額	⑬ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額
円	円	円	円
⑭ ⑪の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑮ ⑪の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑯ 法人税等に相当する額（⑭＋⑫＋⑬＋⑮）	
円	円	円	

3　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算

⑰ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額（⑤×③÷④）	⑱ 法人税等に相当する金額（⑯の金額）	⑲ 限度額（⑰の金額と⑱の金額とのうちいずれか少ない方の金額）
円	円	円

4　差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算

⑳ 基礎控除後の課税価格に対する税額（⑤の金額）	㉑ 外国税額控除額（③の金額）	㉒ 控除する法人税等に相当する額（⑲の金額）	㉓ 差引税額の合計額（納付すべき税額）（⑳－㉑－㉒）
円	円	円	円

（資５－59－３－Ａ４統一）（平31．４）

改　正　前

人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成＿＿年分）

第一表の付表二（平成20年分用）

贈与者	
この明細書は、相続税法第65条第１項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。 なお、この明細書の書き方等については、裏面をご覧ください。	人格のない社団又は財団の名称（法人番号等）

1　贈与により取得した財産の明細等

① 平成20年１月１日から平成20年12月31日までの間に贈与により取得した財産の明細
（財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。）

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量（単位記号等）	単価（倍数）	価額	外国税額控除額
1							円	円
2								
						合計額	①	②

② 平成20年12月１日から平成20年12月31日までの間に贈与により取得した財産の明細
（財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入されるものを含む。）

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量（単位記号等）	単価（倍数）	価額	外国税額控除額
3							円	円
2								
贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入されるものについては、番号を○で囲んでください。						合計額	③	④
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額							⑤	⑥
基礎控除後の課税価格に対する税額 （⑩の金額がある場合に限ります。）に対し、相続税額の加算（相続税法第18条）又は「相続税の贈与税額控除（平成15年分以降用）」を受ける場合							⑦	円

2　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算

⑧ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額（②の金額）	⑨ ⑧の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑧の価額に基づく地方法人特別税の額	⑪ 控除税額事業税等相当額（⑨＋⑩）
円	円	円	円
⑫ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑧－⑪）	⑬ ⑫の価額に基づく法人税の額	⑭ ⑫の価額に基づく事業税の所得割の額	⑮ ⑫の価額に基づく地方法人特別税の額
円	円	円	円
⑯ ⑬の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑰ ⑬の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑱ 法人税等相当額（⑯＋⑭＋⑮＋⑰）	
円	円	円	

3　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算

⑲ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額（⑦×③÷⑤）	⑳ 法人税等相当額（⑱の金額）	㉑ 限度額（⑲の金額と⑳の金額とのうちいずれか少ない方の金額）
円	円	円

4　差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算

㉒ 基礎控除後の課税価格に対する税額（⑦の金額）	㉓ 外国税額控除額（③＋⑤の金額）	㉔ 控除する法人税等に相当する額（㉑の金額）	㉕ 差引税額の合計額（納付すべき税額）（㉒－㉓－㉔）
円	円	円	円

※印欄は記入しないでください。

（資５－59－３－Ａ４統一）（平20．10）

改　正　後

書　き　か　た　等

この明細書は、相続税法第 66 条第１項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が２人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

１　「人格のない社団又は財団の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。

２　「１　贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。

(1)　「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第１表に準じて記入してください。

(2)　「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の８に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。

３　「２　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。

(1)　「⑥」の欄には、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（⑤の金額）を記入します。

(2)　「⑦」、「⑧」欄には、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

(3)　「⑨」、「⑩」及び「⑪」欄には、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

(4)　「⑫」、「⑬」の欄には、「⑪」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。

４　「３　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。

５　「４　差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。

「⑭」欄の金額を贈与税の申告書第１表の「⑤」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「⑭」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑤」欄に転記します。

改　正　前

書　き　か　た　等

この明細書は、相続税法第 66 条第１項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が２人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

１　「人格のない社団又は財団の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団又は財団の名称を記入してください。

２　「１　贈与により取得した財産の明細等」は、この明細書を提出する人格のない社団等が贈与により取得した財産の明細等を「平成 20 年１月１日から平成 20 年 11 月 30 日までの間に贈与により取得した財産」と「平成 20 年 12 月１日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に贈与により取得した財産」とに分けて、次により記入してください。なお、記入しきれないとき は、別紙の用紙に贈与により取得した財産の明細を記入して添付してください。

(1)　「(1)　平成 20 年１月１日から平成 20 年 11 月 30 日までの間に贈与により取得した財産の明細」欄には、贈与に係る財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合には、その財産については記入する必要はありません。

(2)　「(2)　平成 20 年 12 月１日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に贈与により取得した財産の明細」欄には、贈与に係る財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるか否かにかかわらず、この明細書に記載した贈与者から贈与により取得したすべての財産を記入します。

(3)　「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の８に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。

３　「２　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。

(1)　「⑥」の欄には、平成 20 年１月１日から平成 20 年 11 月 30 日までの間に贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（⑤の金額）を記入します。

(2)　「⑦」、「⑧」欄には、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

(3)　「⑨」、「⑩」及び「⑪」欄には、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

(4)　「⑫」、「⑬」の欄には、「⑪」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。

４　「３　贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。

５　「４　差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。

「⑭」欄の金額を贈与税申告書第１表の「⑤」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「⑭」欄の合計額を贈与税申告書第一表の「⑤」欄に転記します。

改正後	改正前

提出用

平成２１年分贈与税の申告書　（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

第一表の二（平成21年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

受贈者の氏名

私は、次の贈与者からの贈与により取得した住宅取得等資金について租税特別措置法第70条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。

（単位は円）

住宅取得等資金の明細及び非課税金額の計算

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭　年　月　日		平成　年　月　日 円
住宅取得等資金の合計額	㉝	円
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭　年　月　日		平成　年　月　日 円
住宅取得等資金の合計額	㉞	円
贈与者別の非課税の適用を受ける金額（㉝と㉞の合計額5500万円を超えないように㉝と㉞を記入します。）		
㉝のうち非課税の適用を受ける金額	㊲	円
㉞のうち非課税の適用を受ける金額	㊳	円
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額（㊲＋㊳）（最高500万円）	㊴	円
住宅取得等資金のうち贈与税の課税価格に算入される金額の計算		
㉝のうち課税価格に算入される金額（㉝－㊲） （㉝に係る贈与者の「財産の種類」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊵	円
㉞のうち課税価格に算入される金額（㉞－㊳） （㉞に係る贈与者の「財産の種類」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊶	円
翌年に繰り越される非課税額（500万円－㊴）	㊷	円

非又は㊳に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、非又は㊳の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		番号確認		身元確認	

※印欄には記入しないでください。

（第５－10－１－２－Ａ４統一）（平21.10）

（新規）

改正後	改正前

（新規）

第一表の二（平成21年分用）この用紙は、申告には必ず提出用を使ってください。

平成２１年分贈与税の申告書　（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

提出用

受贈者の氏名

住宅取得等資金の非課税分

私は、次の贈与者からの贈与により取得した住宅取得等資金について租税特別措置法第70条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭　年　月　日		平成□□年□□月□□日 □□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額	㉝	□□□□□□□□□
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭　年　月　日		平成□□年□□月□□日 □□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額	㉞	□□□□□□□□□

贈与者別の非課税の適用を受ける金額（㉟と㊱の合計額が500万円を超えないように㉟と㊱を記入します。）		
㉟のうち非課税の適用を受ける金額	㊲	□□□□□□□□□
㊱のうち非課税の適用を受ける金額	㊳	□□□□□□□□□
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額（㊲＋㊳）（最高500万円）	㊴	□□□□□□□□□

住宅取得等資金のうち贈与税の課税価格に算入される金額の計算		
㉝のうち課税価格に算入される金額（㉝－㊲） ㉝に係る贈与者の「財産の種類」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊵	□□□□□□□□□
㉞のうち課税価格に算入される金額（㉞－㊳） ㉞に係る贈与者の「財産の種類」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊶	□□□□□□□□□
翌年に繰り越される非課税額（500万円－㊴）	㊷	□□□□□□□□□

※ 修正申告書に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、修正後の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

改正後

提出用

平成□□ 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

第二表（平成21年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、贈与税の配偶者控除（相法21の6）の適用を受けません。

□ 私は、震災特例法第70条の3の2第1項の規定による住宅資金等特別控除の適用を受けます。

（単位は円）

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	単位	価額	財産を取得した年月日 財産の価額
住所					円		平成 年 月 日
				円	円		
フリガナ 氏名					円		平成 年 月 日
				円	円		
続柄 年 月 日 年 月 日 └明治1、大正2、昭和3					円		平成 年 月 日
					円		

課税価格の計算	財産の価額の合計額（繰戻控除）	⑰	
	⑰のうち 住宅取得等資金の額	⑱	
	⑰のうち 住宅取得等資金以外の額（⑰－⑱）	⑲	
住宅資金特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑳	
	住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑳）	㉑	
	住宅資金特別控除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉒	
特別控除額の計算	⑰の控除後の課税価格（⑰－㉒）	㉔	
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉕	
	特別控除額の残額（2,500万円－㉕）	㉖	
	特別控除額（㉔の金額と㉖の金額のいずれか低い金額）	㉗	
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉔－㉗）	㉘	
税額の計算	㉔の控除後の課税価格（㉔－㉒）【1,000円未満切捨て】	㉙	000
	㉙に対する税額（㉙×20%）	㉚	00
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉛	
	差引税額（㉚－㉛）	㉜	

上記㉒及び㉔の金額を適用した申告の状況	申告した税務署名	適用した年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	

（注）㉒、㉔の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		通信日付印		確認	

※印欄には記入しないでください。

（資5－10－2－1－A4統一）（平21.10）

❸ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

改正前

提出用

平成□□ 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

第二表（平成21年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

受贈者の氏名

私は次の特例による控除を受けます。□の中にレ印を記入してください。

□相法21の6第1項（配偶者控除）の規定による控除 □震災特例法第70条の3の2第1項（住宅資金等特別控除）の適用

□震災特例法第70条の3の3第1項（特定国際金融機関株式等に係る相続時精算課税の適用）

□相続特別措置法第70条の3の4第1項（特定国際金融機関株式等に係る相続時精算課税の特別控除）の適用

（単位は円）

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	単位	価額	財産を取得した年月日 財産の価額
住所					円		平成 年 月 日
					円		
フリガナ 氏名					円		平成 年 月 日
					円		
続柄 年 月 日 年 月 日 └明治1、大正2、昭和3					円		平成 年 月 日
					円		

課税価格の計算	財産の価額の合計額（繰戻控除）	⑯	
	⑯のうち 住宅取得等資金の額	⑰	
	⑯のうち 特定国際金融株式等の額（一の特定国際金融人に係る特定国際金融株式等の価額の合計額が5億円以上の場合に限ります。）	⑱	
	⑯のうち 住宅取得等資金及び特定国際金融株式等以外の額（⑯－⑰－⑱）	⑲	
住宅資金特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑳	
	住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑳）	㉑	
	住宅資金特別控除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉒	
	翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－㉑－㉒）	㉓	
	特定国際金融株式等特別控除額（500万円）	㉔	
特別控除額の計算	⑯及び⑱控除後の課税価格（⑯－⑱－㉒）	㉕	
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉖	
	特別控除額の残額（2,500万円－㉕）	㉗	
	特別控除額（㉕の金額と㉗の金額のいずれか低い金額）	㉘	
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉔－㉗）	㉙	
税額の計算	㉕の控除後の課税価格（㉕－㉗）【1,000円未満切捨て】	㉚	000
	㉚に対する税額（㉚×20%）	㉛	00
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉜	
	差引税額（㉛－㉜）	㉝	

上記㉗及び㉘の金額を適用した申告の状況	申告した税務署名	適用した年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	

（注）㉗、㉘の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		通信日付印		確認	

※印欄には記入しないでください。

（資5－10－2－1－A4統一）（平20.10）

❸ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

改正後

平成□□ 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

第11表（平成21年分以降用）

この用紙は、適用です。申告には必ず、提出用を使ってください。

受贈者の氏名

次の規定の適用を受ける場合は、□の中に○印を記入してください。

□ 私は、相続時精算課税選択届出書による相続時精算課税制度の適用を受けます。

□ 私は、相続時精算課税の2の2第1項の規定による住宅資金特別控除の適用を受けます。

（単位は円）

相続時精算課税分

| | | |

改　正　後

死亡した者の平成＿＿年分　贈与税の申告書付表

（兼相続人の代表者指定届出書）

（改正法令用）

1　死亡した者の住所・氏名等				
住所		氏名	フリガナ	相続開始年月日	平成　年　月　日
2　死亡した者の納める税金（贈与税の申告書第一表の㉕又は㉖の金額）				円・・・・A
3　相続人等の代表者の指定（贈与税に係る書類を提出する代表者を指定するときに記入してください。）			相続人等の代表者の氏名	
4　限定承認の有無（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）				限定承認

5　相続人等に関する事項					
(1) 住所	〒	〒	〒	〒
(2) 氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞
※整理欄（記入しないでください。）				
(3) 被災及び被相続人との続柄	続柄	続柄	続柄	続柄
(4) 生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日
(5) 電話番号				
(6) 相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(8) 各人の(7)の合計	＿＿＿＿＿＿＿＿円			
(9) (7)の㈱に対する割合 (7)/(8)				
6　各人の納付税額 A×B（各人の100円未満の端数切捨て）	00円	00円	00円	00円

○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

（注）「5　相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

（宮5－10－4－A4統一）（平21．10）

改　正　前

死亡した者の平成＿＿年分　贈与税の申告書付表

（兼相続人の代表者指定届出書）

（改正法令用）

1　死亡した者の住所・氏名等				
住所		氏名	フリガナ	相続開始年月日	平成　年　月　日
2　死亡した者の納める税金（贈与税の申告書第一表の㉕又は㉖の金額）				＿＿＿＿＿＿円・・・・A
3　相続人等の代表者の指定（贈与税に係る書類を提出する代表者を指定するときに記入してください。）			相続人等の代表者の氏名	
4　限定承認の有無（相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。）				限定承認

5　相続人等に関する事項					
(1) 住所	〒	〒	〒	〒
(2) 氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞
※整理欄（記入しないでください。）				
(3) 被災及び被相続人との続柄	続柄	続柄	続柄	続柄
(4) 生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日	明・大・昭・平　年　月　日
(5) 電話番号				
(6) 相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(8) 各人の(7)の合計	＿＿＿＿＿＿＿＿円			
(9) (7)の㈱に対する割合 (7)/(3)				
6　各人の納付税額 A×B（各人の100円未満の端数切捨て）	00円	00円	00円	00円

○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

（注）「5　相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

（宮5－10－4－A4統一）

改　正　後

書　き　か　た　等

《使用目的等》

1　この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
2　この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
3　死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が２月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
4　死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の１月１日から３月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記３の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
5　相続人や包括受遺者が１人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
6　一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

1　「平成□□年分贈与税の申告書」には、標題の右側余白部に「（控）」と記入してください。
2　「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
　なお、相続人や包括受遺者が１人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を２段に分け次のように記入してください。
（1）上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
（2）下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《申告書付表の書きかた》

1　「死亡した者の平成＿＿年分　贈与税の申告書付表」の標題の「＿＿年分」欄
　死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
2　「1　死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
　死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
3　「2　死亡した者の納める税金」欄
　死亡した人の申告書第一表の**金額**（修正申告の場合には**金額**）の金額を転記してください。
4　「5　相続人等に関する事項」
　一緒に申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除く。）について記入してください。
（1）「住所」欄
　相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地を記入してください。
（2）「氏名」欄
　この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
　なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。
（3）「相続分・・・B」欄
　法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注１）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
　なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ２人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注２）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
（4）「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
　各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
　なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
5　「6　各人の納付税額」欄
　この欄には、「2　死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改　正　前

書　き　か　た　等

《使用目的等》

1　この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
2　この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
3　死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が２月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
4　死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の１月１日から３月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記３の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
5　相続人や包括受遺者が１人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
6　一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

1　「平成□□年分贈与税の申告書」には、標題の右側余白部に「（控）」と記入してください。
2　「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
　なお、相続人や包括受遺者が１人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を２段に分け次のように記入してください。
(1)　上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
(2)　下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を書くとともに、相続人や包括受遺者の氏名を書く場合にその氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《申告書付表の書きかた》

1　「死亡した者の平成＿＿年分　贈与税の申告書付表」の標題の「＿＿年分」欄
　死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
2　「1　死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
　死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
3　「2　死亡した者の納める税金」欄
　死亡した人の申告書第一表の**金額**（修正申告の場合には**金額**）の金額を転記してください。
4　「5　相続人等に関する事項」
　一緒に申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除く。）について記入してください。
(1)　「住所」欄
　相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地を記入してください。
(2)　「氏名」欄
　この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
　なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。
(3)　「相続分・・・B」欄
　法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注１）　次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
　なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ２人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注２）　指定相続分とは、被相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
(4)　「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
　各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
　なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
5　「6　各人の納付税額」欄
　この欄には、「2　死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改　正　後

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

届出承継受贈者の氏名		署名等の先名 （裏面「1」参照）	

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2　特例対象贈与の特定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の②欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。

1　特例受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑤ 贈与の時における従業員数		人
② 会社の整理番号（会社の新規税務署届出）	（　　署）	⑥ 贈与の時における届出承継受贈者の役職名		
③ 事業種目		⑦ 経営承継受贈者が会長等に就任した年月日		平成　年　月　日
④ 贈与の時における資本金の額	円	⑧ 経営承継大臣の認定の状況	認定年月日	平成　年　月　日
⑨ 贈与の時における資本準備金の額	円		認定番号	

（注）1　②欄は、次のとおり記載し、該当する「代表取締役」を記入します。なお、代表者に異動があった場合には、この特例の適用を受けることはできません。
2　⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。

2　特例対象贈与の特定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細

受贈年月日	① 贈与の時における発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（a） ①×2／3 （1株・1口・1円未満の端数は切上げ）	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（b）	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（c）	⑤ 贈与により取得した株式等の数等（d）
・・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

⑥ 特例対象贈与の特定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額） (a) a≧b+cの場合　⇒ b ※ a>bの場合は、特例適用不可 (b) a≦b+cの場合　⇒ (a－c) ※ (a－c)＜0の場合及び(a－c)が零の場合は、特例適用不可	⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧ 1株（口・円）当たりの価額	⑨ 価額 ⑦×⑧
株・口・円	株・口・円	円	A　円

（注）1　①から⑨欄までの「株式等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等は含まれません。
2　この特例の適用を受けるには、贈与の日に取得する贈与者は⑥の会社、会社の⑤に記載する役会には（a－c）が1以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
3　⑧欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。
4　この計算書が株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3　株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の1の⑪欄に記入します。

3　株式等納税猶予税額の計算

① 上記2の⑨欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ （①－②）の金額 （1,000円未満切捨て）	④ ③に対する税額 （株式等納税猶予税額） （100円未満切捨て）
円	1,100,000円	,000円	0円

（注）②欄の金額は、平成27年1月1日以後の贈与の場合の「暦年課税の基礎控除」を使って計算します。また、計算により1月未満切捨て後の税額が零円となる場合には、「0円」と記入します。

4　会社が現物出資又は譲与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第3号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の2(1)から(5)）から現物出資又は譲与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が税理士等その内容を証明した書類を添付しても差しえありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・・						円	
・・							
・・							
⑩ 現物出資又は譲与により取得した資産の価額の合計額（⑪の合計額）							
⑪ 会社のすべての資産の価額の合計額（⑩の金額を含みます。）							
⑫ 現物出資等資産の保有割合（⑩／⑪）						％	

上記の明細の内容に相違ありません。　　平成　年　月　日

所在地

会社名

代表者氏名　　印

（注）　この明細書の記載に当たっては裏面の「2」をご覧ください。

※	税務署整理欄	法人番号等番号	－	入力		確認			

（税務署処理欄）　（平成27）

改　正　前

（新規）

改　正　後	改　正　前
《書きかた等》 1　この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受ける場合に記入します。 　なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。 （１）　異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 （２）　異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 （３）　同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 ※　贈与者が贈与の時において会社の役員である場合は、この特例の適用を受けることはできません。 2　「４　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項 （１）　「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第 40 条の８第９項に定める特別の関係がある者をいいます。 （２）　①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。 　なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。 （３）　③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社のすべての資産の価額の合計額を記入します。 （４）　④欄の保有割合が 70％以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 （５）　この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。	（新規）

改　正　後	改　正　前
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表） （新規）	

相続承継届出書の提出者の氏名		この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」を２以上作成する必要がある場合に使用します。

１　按分前の株式等納税猶予税額の計算

① 各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額の合計額	円
② 基礎控除額	1,100,000
③ ②の超過金の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）	,000
④ ③に対する税額（申告書第一表（按分）の税額の「暦年課税分の速算表」を使って計算します。）	

２　按分後の株式等納税猶予税額の計算

⑤　会社又は持分会社ごとの株式等納税猶予税額の計算

	会社名	持分の氏名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）	
イ			上記１の④× イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の⑤欄の価額	円 00
ロ			上記１の④× ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の⑤欄の価額	00
ハ			上記１の④× ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の⑤欄の価額	00
ニ			上記１の④× ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の⑤欄の価額	00
ホ			上記１の④× ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の⑤欄の価額	00
⑥ 持分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）				00

（注）１　上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は持分者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
２　⑥の納税猶予税額を「申告書第一表」の税額に移記します。

処理欄	税務署整理欄	入力		確認					

※印欄には記入しないでください。

（資８－１１－１－Ａ４統一）　（平31.10）

改正後

提出用

平成□□年分贈与税の修正申告書（別表）

受贈者の氏名

第二表（平成21年分以降用）

❶ 修正前の課税額（第一表）　（単位円）

Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	①	
	配偶者控除額	②	
	基礎控除額	③	1,100,000
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）（1,000円未満切捨て）	④	
	④に対する税額	⑤	
	外国税額の控除額	⑥	
	差引税額（⑤－⑥）	⑦	
Ⅱ 相続時精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧	
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨	
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩	
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））（100円未満切捨て）	⑪	
	暦年課税分の贈与税額控除額	⑫	
	相続時精算課税分の贈与税額控除額	⑬	
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭	

❷ 修正前の非課税額（第一表の二）

住宅取得等資金の非課税分	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	㉝
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	㉞
	㉟のうち非課税の適用を受ける金額	㊲	
	㊱のうち非課税の適用を受ける金額	㊳	
	贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額（㊲＋㊳）（最高500万円）	㊴	
	㉟のうち課税価格に算入される金額（㉟－㊲）	㊵	
	㊱のうち課税価格に算入される金額（㊱－㊳）	㊶	
	翌年に繰り越される非課税額（500万円－㊴）	㊷	

❸ 修正前の課税額（第二表）

特定贈与者の氏名

相続時精算課税分	課税価格の計算	財産の価額の合計額（課税価格）	⑰
		⑰のうち　住宅取得等資金の額	⑱
		⑰のうち　住宅取得等資金以外の額（⑰－⑱）	⑲
	特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑳
		住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑳）	㉑
		住宅資金特別控除額（⑱の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉒
		⑲の控除後の課税価格（⑲－㉒）	㉓
		過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉔
		特別控除額の残額（2,500万円－㉔）	㉕
		特別控除額（⑲の金額と㉓の金額のいずれか低い金額）	㉖
		翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉔－㉖）	㉗
	税額の計算	㉓の控除後の課税価格（㉓－㉖）（1,000円未満切捨て）	㉘
		㉘に対する税額（㉘×20％）	㉙
		外国税額の控除額	㉚
		差引税額（㉙－㉚）	㉛

❹ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		通信日付印	年	月	日

※印欄には記入しないでください。

（資5－16－3－1－A4統一）（平21.10）

（第二表は、申告書第一表及び第二表（相続時精算課税分について修正申告する場合のみ）と一緒に提出してください。）

改正前

提出用

平成□□年分贈与税の修正申告書（別表）

受贈者の氏名

第二表（平成20年分以降用）

❶ 修正前の課税額（第一表）　（単位円）

Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	①	
	配偶者控除額	②	
	基礎控除額	③	1,100,000
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）（1,000円未満切捨て）	④	
	④に対する税額	⑤	
	外国税額の控除額	⑥	
	差引税額（⑤－⑥）	⑦	
Ⅱ 相続時精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧	
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨	
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩	
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））（100円未満切捨て）	⑪	
	暦年課税分の贈与税額控除額	⑫	
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫）	⑬	

（第二表は、申告書第一表及び第二表（相続時精算課税分について修正申告する場合のみ）と一緒に提出してください。）

❷ 修正前の課税額（第二表）

特定贈与者の氏名

相続時精算課税分	課税価格の計算	財産の価額の合計額（課税価格）	⑯
		⑯のうち　住宅取得等資金の額	⑰
		⑯のうち　特定贈与者以外の額	⑱
		⑱のうち　住宅取得等資金及び特定贈与者以外の額（⑱－⑰－⑲）	⑲
	特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑳
		住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑳）	㉑
		住宅資金特別控除額（⑰の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉒
		翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－⑳－㉒）	㉓
		特定贈与者ごとの特別控除額（2,500万円）	㉔
		⑲の控除後の課税価格（⑲－㉒）	㉕
		過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉖
		特別控除額の残額（2,500万円－㉖）	㉗
		特別控除額（⑲の金額と㉕の金額のいずれか低い金額）	㉘
		翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉖－㉘）	㉙
	税額の計算	㉕の控除後の課税価格（㉕－㉘）（1,000円未満切捨て）	㉚
		㉚に対する税額（㉚×20％）	㉛
		外国税額の控除額	㉜
		差引税額（㉛－㉜）	㉝

❹ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		通信日付印	年	月	日

（注）※印欄には記入しないでください。

（資5－16－3－1－A4統一）（平20.10）

改正後

採用

平成□□年分贈与税の修正申告書（別表）

受贈者の氏名

第二表（平成21年分以降用）

（単位円）

❶ 修正前の課税額（第一表）

Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	①	
	配偶者控除額	②	
	基礎控除額	③	110,000
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）（1,000円未満切捨て）	④	000
	④に対する税額	⑤	
	外国税額の控除額	⑥	
	差引税額（⑤－⑥）	⑦	
Ⅱ 相続時精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧	
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨	
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（④＋⑧）	⑩	
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））（100円未満切捨て）	⑪	00
	暦年課税分の贈与税額控除額	⑫	00
	相続時精算課税分の贈与税額控除額	⑬	00
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭	00

この用紙は、適用です。申告にあたっては、提出用を使ってください。

❷ 修正前の非課税額（第一表の二）

住宅取得等資金の非課税分	適用を受ける金額	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	㉝
		贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	㉞
		㉝のうち非課税の適用を受ける金額		㉟
		㉞のうち非課税の適用を受ける金額		㊱
		贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額（㉟＋㊱）（最高500万円）		㊲
	適用を受ける金額の贈与者別の非課税の	㉝のうち課税価格に算入される金額（㉝－㉟）		㊳
		㉞のうち課税価格に算入される金額（㉞－㊱）		㊴
		翌年に繰り越される非課税額（500万円－㊲）		㊵

❸ 修正前の課税額（第二表）

特定贈与者の氏名

相続時精算課税分	課税価格の計算	財産の価額の合計額（課税価格）	⑮
		⑮のうち 住宅取得等資金の額	⑯
		⑮のうち 住宅取得等資金以外の額（⑮－⑯）	⑰
	特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑱
		住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑱）	⑲
		住宅資金特別控除額（⑯の金額と⑲の金額のいずれか低い金額）	⑳
		⑰の控除後の課税価格（⑰－⑳）（1,000円未満切捨て）	㉑
	税額の計算	㉑に対する税額（㉑×20%）	㉒
		外国税額の控除額	㉓
		差引税額（㉒－㉓）	㉔

❹ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

（資5－16－3－2－A4統一）（平21.10）

改正前

採用

平成□□年分贈与税の修正申告書（別表）

受贈者の氏名

第二表（平成20年分以降用）

（単位円）

❶ 修正前の課税額（第一表）

Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	①	
	配偶者控除額	②	
	基礎控除額	③	110,000
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）（1,000円未満切捨て）	④	000
	④に対する税額	⑤	
	外国税額の控除額	⑥	
	差引税額（⑤－⑥）	⑦	
Ⅱ 相続時精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧	
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨	
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（④＋⑧）	⑩	
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））（100円未満切捨て）	⑪	00
	納税猶予税額	⑫	00
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫）	⑬	00

この用紙は、適用です。申告にあたっては、提出用を使ってください。

❷ 修正前の課税額（第二表）

特定贈与者の氏名

相続時精算課税分	課税価格の計算	財産の価額の合計額（課税価格）	⑭
		⑭のうち 住宅取得等資金の額	⑮
		⑭のうち 特定同族株式等の額	⑯
		⑭のうち 住宅取得等資金及び特定同族株式等以外の額（⑭－⑮－⑯）	⑰
	特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑱
		住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑱）	⑲
		住宅資金特別控除額（⑮の金額と⑲の金額のいずれか低い金額）	⑳
		翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－⑱－⑳）	㉑
		特定同族株式等特別控除額（500万円）	㉒
		⑰及び㉒の控除後の課税価格（⑰－⑱－㉒）	㉓
		過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉔
		特別控除額の残額（2,500万円－㉔）	㉕
		特別控除額（㉓の金額と㉕の金額のいずれか低い金額）	㉖
		翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉔－㉖）	㉗
	税額の計算	㉓の控除後の課税価格（㉓－㉖）（1,000円未満切捨て）	㉘
		㉘に対する税額（㉘×20%）	㉙
		外国税額の控除額	㉚
		差引税額（㉙－㉚）	㉛

❸ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

（資5－16－3－2－A4統一）（平20.10）

改　正　後

書　き　か　た　等

1　修正申告は、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「❶修正前の課税額（第一表）」、「❷修正前の非課税額（第一表の二）」及び「❸修正前の課税額（第二表）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二又は第二表に記入して、一緒に提出してください。

（注）　修正申告書（別表）の「❷修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税の適用がある場合に記入し、また「❸修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税の適用がある場合に記入してください。

2　この修正申告書（別表）の各欄は、次により記入してください。

(1)　「❶修正前の課税額（第一表）」、「❷修正前の非課税額（第一表の二）」及び「❸修正前の課税額（第二表）」の各欄は、修正申告を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。

（注）　住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が３名以上いる場合は、別表（修正申告書（別表））を作成してください。また、相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。これらの場合、「❶修正前の課税額（第一表）」欄及び「❹修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか１枚のみに記入してください。

(2)　「❹修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。

3　申告書第一表の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成□□年分の贈与税の申告書」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右横の余白に「（修正）」と記入してください。

(2)　「Ⅰ　暦年課税分」、「Ⅱ　相続時精算課税分」及び「Ⅲ　合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

(3)　「差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額」欄の「(⑩－第三表「平成　　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑩)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

(4)　「⑪」欄には、申告書第一表の「⑩」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑩」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

(5)　「申告期限までに納付すべき税額の増加額」欄の「(⑫－第三表「平成　　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑫)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

(6)　「⑬」欄には、申告書第一表の「⑫」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑫」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

4　申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成21年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右横の余白に「（修正）」と記入してください。

(2)　「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

5　申告書第二表の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右横の余白に「（修正）」と記入してください。

(2)　「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

6　納付すべき税額（申告書第一表の「⑬」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第二表、修正申告書（別表））を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎　延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額		延滞税の割合		期　間（日　数）		延滞税の額
10,000円未満の端数切捨て	×	7.3%（注）	×	申告期限の翌日から完納の日まで	＝	100円未満の端数切捨て
		365				

（注）　延滞税の割合は、年単位（１／１～12／31）で適用することとなります。

具体的には次のとおりです。

・　修正申告書を提出した日の翌日から２月を経過する日まで…年「7.3%」と「前年の11／30の日本銀行の定める基準割引率＋４%」のいずれか低い割合

・　修正申告書を提出した日の翌日から２月を経過した日以後…年「14.6%」

○　本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付する必要はありません。

○　延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。

○　申告書を提出してから１年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。

改　正　前

書　き　か　た　等

1　修正申告は、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「❶修正前の課税額（第一表）」欄及び「❷修正前の課税額（第二表）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表又は第二表に記入して、一緒に提出してください。

（注）　修正申告書（別表）の「❷修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税の適用がある場合に限り記入してください。

2　この修正申告書（別表）の各欄は、次により記入してください。

(1)　「❶修正前の課税額（第一表）」及び「❷修正前の課税額（第二表）」の各欄は、修正申告を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。

（注）　特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。この場合、「❶修正前の課税額（第一表）」欄及び「❹修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか１枚のみに記入してください。

(2)　「❹修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。

3　申告書第一表の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成□□年分の贈与税の申告書」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右横の余白に「（修正）」と記入してください。

(2)　「Ⅰ　暦年課税分」、「Ⅱ　相続時精算課税分」及び「Ⅲ　合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

(3)　「差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額」欄の「(⑩－第三表「平成　　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑩)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

(4)　「⑪」欄には、申告書第一表の「⑩」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑩」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

(5)　「申告期限までに納付すべき税額の増加額」欄の「(⑫－第三表「平成　　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑫)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

(6)　「⑬」欄には、申告書第一表の「⑫」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑫」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

4　申告書第二表の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右横の余白に「（修正）」と記入してください。

(2)　「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

5　納付すべき税額（申告書第一表の「⑬」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第二表、修正申告書（別表））を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎　延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額		延滞税の割合		期　間（日　数）		延滞税の額
10,000円未満の端数切捨て	×	7.3%（注）	×	申告期限の翌日から完納の日まで	＝	100円未満の端数切捨て
		365				

（注）　延滞税の割合は、年単位（１／１～12／31）で適用することとなります。

具体的には次のとおりです。

・　修正申告書を提出した日の翌日から２月を経過する日まで…年「7.3%」と「前年の11／30の日本銀行の定める基準割引率＋４%」のいずれか低い割合

・　修正申告書を提出した日の翌日から２月を経過した日以後…年「14.6%」

○　本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付する必要はありません。

○　延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。

○　申告書を提出してから１年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。

改　正　後

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

受贈者の氏名

（平成21年分用）

この表は、平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成21年中に贈与を受けた財産について暦年課税による税額の計算に使用します。

○この明細書は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

(1)　平成17年分の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

贈与者の氏名 （申告者との続柄）	申告した税務署
（　　）	税務署

(2)　課税価格に対する税額の計算

課税される財産の価額の合計額（申告書第一表の ㋑－㋒ の金額）	①	円
この特例の適用を受けた住宅取得資金等の額 （1,500万円を超える場合は、1,500万円になります。）	②	
住宅取得資金等の額の$\frac{1}{5}$に相当する金額（②×$\frac{1}{5}$）	③	
①と③の金額	④	
基礎控除額	⑤	1,100,000
課税価格（①－⑤）【1,000円未満は切り捨てます。】	⑥	,000
⑥に対する税額 （「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」を使って計算します。）	⑦	
（⑥－1,100,000円）の金額【1,000円未満は切り捨てます。】	⑧	,000
⑧に対する税額 （「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」を使って計算します。）	⑨	
算出税額（⑦－⑨）【マイナスの場合は0】 （申告書第一表の㋐欄へ転記します。）	⑩	

（注）「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」は申告書第一表（控用）の裏面に掲載しています。

（第5－11－1－A4統一）（平成21.10）

改　正　前

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

受贈者の氏名

（平成20年分用）

この表は、平成16年分又は平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成20年中に財産の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します（その贈与を受けた財産について相続時精算課税選択の特例及び特定贈与者死亡等に係る相続時精算課税の適用を含みません。）。この適用をする場合を除きます。）。

○この明細書は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

(1)　平成16年分又は平成17年分の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

住宅取得資金等の贈与者が死亡している場合の留意事項

住宅取得資金等の贈与を受けた年分	贈与者の氏名 （申告者との続柄）	申告した税務署
平成　　年分	（　　）	税務署

左記の住宅資金等の贈与者が平成20年12月31日までに死亡している場合において、当該住宅資金等の額が相続税法第19条の規定により受贈者とした者に係る相続税の課税価格とみなされるときには、次の点に留意してください。
(1)「(2) 課税価格に対する税額の計算」の㋐欄には、その死亡した贈与者からの住宅取得資金等の額は含みません。（住宅取得資金等の贈与者が全員死亡しているときは、「(2) 課税価格に対する税額の計算」の記入は要しません。）
(2) その他「(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項」欄に所定事項を記入します。

(2)　課税価格に対する税額の計算

課税される財産の価額の合計額（申告書第一表の ㋑－㋒ の金額）	①	円
この特例の適用を受けた住宅取得資金等の額 （1,500万円を超える場合は、1,500万円になります。）	②	
住宅取得資金等の額の$\frac{1}{5}$に相当する金額（②×$\frac{1}{5}$）	③	
①と③の金額	④	
基礎控除額	⑤	1,100,000
課税価格（①－⑤）【1,000円未満は切り捨てます。】	⑥	,000
⑥に対する税額 （「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」を使って計算します。）	⑦	
（⑥－1,100,000円）の金額【1,000円未満は切り捨てます。】	⑧	,000
⑧に対する税額 （「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」を使って計算します。）	⑨	
算出税額（⑦－⑨）【マイナスの場合は0】 （申告書第一表の㋐欄へ転記します。）	⑩	

（注）「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」は申告書第一表（控用）の裏面に掲載しています。

(3)　死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

死亡した贈与者の氏名		死亡時の住所	
死亡年月日	・・	死亡した贈与者に係る相続税の申告書の提出の有無	有・無	「有」の場合の提出先の税務署	税務署

（注）上記確認事項(1)に該当する住宅取得資金等の額があるときは、平成20年分の贈与税の申告書にこの明細書及びその贈与者が死亡したことを証する書類として戸籍の抄本等を添付して提出する必要があります。

（第5－11－1－A4統一）（平成20.10）

改　正　後

相続時精算課税選択届出書

（平成21年分以降用）

平成　　年　　月　　日

　　税務署長　殿

受贈者	住所又は居所	〒　　電話（　　－　　－　　）
	フリガナ	
	氏名（生年月日）	㊞（大・昭　　年　　月　　日）
	特定贈与者との続柄	

私は、下記の特定贈与者から平成　　年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の９第１項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

１　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭　　年　　月　　日

２　年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成　　年　　月　　日

３　添付書類

次の（１）～（４）のすべての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

（１）□　受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

①　受贈者の氏名、生年月日

②　受贈者が特定贈与者の推定相続人であること

（２）□　受贈者の戸籍の謄票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）

（３）□　特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類

（４）□　特定贈与者の戸籍の謄票の写しその他の書類で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（特定贈与者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）

（注）１　租税特別措置法第 70 条の３（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）の適用を受ける場合には「平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類」となります。

２　（３）の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後（租税特別措置法第 70 条の２の適用を受ける場合を除きます。）又は平成 15 年１月１日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、（４）の書類の添付を要しません。

（注）この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。）。

作成税理士	㊞	電話番号	

※	税務署処理欄	届出番号	－	名簿						確認	

※印欄には記入しないでください。

（A３－４２－Ａ４横一）（平21.10）

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

改　正　前

相続時精算課税選択届出書

（平成20年分以降用）

平成　　年　　月　　日

　　税務署長　殿

受贈者	住所又は居所	〒　　電話（　　－　　－　　）
	フリガナ	
	氏名（生年月日）	㊞（大・昭　　年　　月　　日）
	特定贈与者との続柄	

私は、下記の特定贈与者から平成　　年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の９第１項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

１　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭　　年　　月　　日

２　年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成　　年　　月　　日

３　添付書類

次の（１）～（３）のすべての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

（１）□　受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

①　受贈者の氏名、生年月日

②　受贈者が特定贈与者の推定相続人であること

（２）□　受贈者の戸籍の謄票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）

（３）□　特定贈与者の住民票の写し又は特定贈与者の戸籍の謄票の写しその他の書類で、次の内容を証する書類

①　特定贈与者の氏名、生年月日

②　特定贈与者の 65 歳に達した時以後の住所又は居所（特定贈与者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）

（注）②の書類については、租税特別措置法第 70 条の３（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）の適用を受ける場合には「平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類」、租税特別措置法第 70 条の２の２（特定の贈与者からの教育資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）の適用を受ける場合には「平成 19 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類」となります。

（注）この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与について は、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。）。

作成税理士	㊞	電話番号	

※	税務署処理欄	届出番号	－	名簿						確認	

（注）※印欄には記入しないでください。

（A３－４２－Ａ４横一）（平20.10）

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

改　正　後

書　き　か　た　等

1　この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2　この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。

3　「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。

4　「1　特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5　「2　年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（養子縁組等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。

6　「3　添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。

7　その他

（1）受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人になった場合、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

（2）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

改　正　前

書　き　か　た　等

1　この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2　この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。

3　「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。

4　「1　特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5　「2　年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（養子縁組等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。

6　「3　添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。

7　その他

（1）受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人になった場合、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

（2）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」もあわせて提出することとなります。

改　正　後

（平成21年4月1日以降の贈与用）

収受印

平成＿＿年分　特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

受贈者	住所又は居所	〒　　電話（　　－　　－　　）	
	フリガナ		
	氏名（生年月日）	（大・昭　　年　　月　　日）	㊞
	特定贈与者との続柄		

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林施業計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第6項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

1　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名（生年月日）	（明・大・昭　　年　　月　　日）

2　相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	＿＿＿＿署　平成＿＿＿年分

3　特例の適用を受ける特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項

森林施業計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木又は土地等の別	面積	立木又は土地等の価額
・・（　　）			㎡	円
・・（　　）				
・・（　　）				
合計		立木		
		土地等		

（注）上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

4　添付書類

次の書類が必要となります。

（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□　特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係る森林施業計画書の写し及びその森林施業計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	㊞	電話番号	

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		確認	

※印欄には記入しないでください。

（第5－46－A4統一）（平31.10）

改　正　前

（平成20年分以降用）

収受印

平成＿＿年分　特定受贈同族会社株式等に係る届出書
特定受贈森林施業計画対象山林

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

受贈者	住所又は居所	〒　　電話（　　－　　－　　）	
	フリガナ		
	氏名（生年月日）	（大・昭　　年　　月　　日）	㊞
	特定贈与者との続柄		

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第19項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

1　特定贈与者に関する事項

住所	
フリガナ	
氏名（生年月日）	（明・大・昭　　年　　月　　日）

2　相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	＿＿＿＿署　平成＿＿＿年分

3　特定受贈同族会社株式等に関する事項（特定受贈同族会社株式等の明細書により作成してください。）

特例の適用を受ける特定受贈同族会社株式等	法人名	①1株（口）当たりの価額	特例の適用を受ける株式（出資）の株数等	②金額（①×②）
		円	株・口・円	円

※　上記受贈の株数等は、「平成　年分特定受贈同族会社株式等の明細書」の当期の株数等を転記します。

4　特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項

特例の適用を受ける特定受贈森林施業計画対象山林	森林施業計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木又は土地等の別	面積	立木又は土地等の価額
	・・（　　）			㎡	円
	・・（　　）				
	・・（　　）				
	合計		立木		
			土地等		

（注）上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

5　添付書類

上記3について届け出る場合は次の(1)から(3)までの書類、上記4について届け出る場合は次の(4)の書類が必要となります（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）。

(1) □　特定受贈同族会社株式等の明細書

(2) □　特定受贈同族会社株式等に係る法人の定款（贈与の時に効力を有するものに限ります。）の写し

(3) □　贈与の時における特定受贈同族会社株式等に係る法人のすべての株主（社員）の氏名（名称）、住所（居所）、そのすべての株主（社員）と贈与者との関係、そのすべての株主（社員）が保有する株式（出資）の数（口数）及びその他参考となるべき事項を記載した書類（その法人が清算したものに限ります。）

(4) □　特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係る森林施業計画書の写し及びその森林施業計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	㊞	電話番号	

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		確認	

（注）※印欄は記入しないでください。

（第5－46－A4統一）（平28.10）

改　正　後

書　き　か　た　等

1　この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。

2　この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。
　なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。

3　受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分　特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。

4　「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。

5　「1　特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

6　「2　相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。

7　「3　特例の適用を受ける特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木又は土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

改　正　前

書　き　か　た　等

1　この届出書は，特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。

2　この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。
　なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。

3　受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分　特定受贈同族会社株式等・特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。

4　「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。

5　「1　特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

6　「2　相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。

7　「3　特定受贈同族会社株式等に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈同族会社株式等に係る法人名、1株（口）当たりの額面、特例の適用を受ける株式（出資）の株数等及びその価額を記入してください。

8　「4　特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

改正後

平成＿＿年分　特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表

（平成21年4月1日以降の贈与用）

受贈者の氏名	

5　受贈者の相続開始年月日

平成　　年　　月　　日

6　受贈者の相続人に関する事項

住所又は居所		
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
生年月日	大・昭・平　年　月　日	大・昭・平　年　月　日
受贈者との続柄		
住所又は居所		
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
生年月日	大・昭・平　年　月　日	大・昭・平　年　月　日
受贈者との続柄		
住所又は居所		
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
生年月日	大・昭・平　年　月　日	大・昭・平　年　月　日
受贈者との続柄		

（注）受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

7　添付書類

次の書類が必要となります。

（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□　上記6に記入した人の戸籍の謄（抄）本など受贈者のすべての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

（注）この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「平成＿＿年分　特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。

（資6－47－A4統一）（平21.10）

改正前

平成＿＿年分　特定受贈同族会社株式等に係る届出書付表
特定受贈森林施業計画対象山林

（平成18年分以降用）

受贈者の氏名	

6　受贈者の相続開始年月日

平成　　年　　月　　日

7　受贈者の相続人に関する事項

住所又は居所		
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
生年月日	大・昭・平　年　月　日	大・昭・平　年　月　日
受贈者との続柄		
住所又は居所		
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
生年月日	大・昭・平　年　月　日	大・昭・平　年　月　日
受贈者との続柄		
住所又は居所		
フリガナ		
氏名	㊞	㊞
生年月日	大・昭・平　年　月　日	大・昭・平　年　月　日
受贈者との続柄		

（注）受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

8　添付書類

次の書類が必要となります。

（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□　上記7に記入した人の戸籍の謄（抄）本など受贈者のすべての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

（注）この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌月から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「平成＿＿年分　特定受贈同族会社株式等／特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。

（資5－47－A4統一）（平18.10）

改　正　後

書　き　か　た　等

1　この付表は、受贈者が「平成__年分　特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。

2　この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分　特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。）。

3　「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。

4　「5　受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。

5　「6　受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

改　正　前

書　き　か　た　等

1　この付表は、受贈者が「平成__年分　特定受贈同族会社株式等／特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。

2　この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分　特定受贈同族会社株式等／特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。）。

3　「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。

4　「5　受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。

5　「7　受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

改　正　後

平成___年分　特定受贈同族会社株式等の判定明細書

受贈者の氏名

1　株式(出資)の時価総額が20億円未満であることの判定

株式(出資)の時価総額の合計額（⑮＋⑯＋⑰）の金額
(注) この金額が20億円以上の場合には、特例を適用することはできません。　円

2　特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人別の明細

法人の整理番号（税務税務署名）	（　　署）	⑭　今回の贈与の時における発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名		⑮　株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時における時価	円
		⑯　株式(出資)の時価総額（⑭×⑮）	円

ア　株主等の状況

氏名(名称) (特定贈与者からの今回の贈与の直前において特定贈与者の親族等である者の氏名をご記入ください。)	特定贈与者との関係	⑰ 特定贈与者からの今回の贈与に係る株式(出資)の株数等	⑱ 株主(出資者)割合(⑰／⑭の割合)	⑲ 特定贈与者からの今回の贈与により取得した株式(出資)の株数等	⑳ 特定贈与者からの今回の贈与による取得後の株式(出資)の株数等 (特定贈与者からの今回の贈与の時において特定贈与者の親族等である者の株数等を○で囲みます。)	㉑ 株主(出資者)割合(⑳／⑭の割合)	㉒ ㉑のうち、中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の株数等	㉓ 中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の株主(出資者)割合(㉒／㉑の割合)
	特定贈与者	株・円・口	%	株・円・口	株・円・口	%	株・円・口	%
A	(受贈者)			B　株・円・口		株		
その他の株主(社員)								
㊀　計		㊁	100		㊂		㊃	
㉔のうち特定贈与者及び特定贈与者の親族等である者の株主(出資者)割合 (C欄の割合が50%以下である場合は、特例適用不可) →		C	㉕のうち特定贈与者及び特定贈与者の親族等である者の株主(出資者)割合 (D欄の割合が50%以下である場合は、特例適用不可) →		D	(㉓の割合が5%未満であり、かつ、E欄の割合(㉓-㉑)が25%未満である場合は、特例適用不可) →	E

イ　特定贈与者が今回の贈与前に贈与をした当該法人の株式(出資)についての相続時精算課税適用者の令和5年改正法附則第89条の3第1項の適用状況（今回贈与を受けた人以外の人が贈与を受けて届出したものもあります。）

	平成　年分	平成　年分	平成　年分
(a) 届出書を提出した年分			
(b) 届出書を提出した受贈者の氏名			
(c) 届出書を提出した受贈者名	署	署	署
(d) 発行済株式又は出資の総数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口
(e) 今回の贈与の時における発行済株式(出資)総数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口
(f) (d)／(e)の割合	――	――	――

(f)の割合の合計 F ――

ウ　特例適用限度数等の計算

㉖ $\frac{2}{3}$－F	――
㉗ 特例適用限度株数等 ①×㉖	株・円・口
㉘ Bのうち特例の適用を受ける株式(出資)の株数等	株・円・口

㉘欄の株数等が㉗欄の株数等を超える場合は、特例適用不可（特例の適用を受ける平成___年分　特定受贈同族会社株式等の特例適用届出書に係る届出書の③の□へ○を記入します。）

3　特定贈与者が今回の贈与前に贈与をした特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2又は4と同一の法人を除きます。)別の明細

法人の整理番号（税務税務署名）	（　　署）	㉙　今回の贈与の時における発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名		㉚　株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時における時価	円
		㉛　株式(出資)の時価総額（㉙×㉚）	円

4　特定贈与者が今回の贈与の直前において有していた特定保有株式(特定保有出資)に係る法人(2又は3と同一の法人を除きます。)別の明細

法人の整理番号（税務税務署名）	（　　署）	㉜　今回の贈与の時における発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名		㉝　株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時における時価	円
		㉞　株式(出資)の時価総額（㉜×㉝）	円

（資５－45－Ａ４統一）（平21.10）

（平成21年3月31日以前の贈与用）　○この特定受贈同族会社株式等の判定明細書は、平成　年分　特定受贈同族会社株式等の特例適用届出書と一緒に提出してください。

改　正　前

平成___年分　特定受贈同族会社株式等の判定明細書

受贈者の氏名

1　株式(出資)の時価総額が20億円未満であることの判定

株式(出資)の時価総額の合計額（⑮＋⑯＋⑰）の金額
(注) この金額が20億円以上の場合には、特例を適用することはできません。　円

2　特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人別の明細

法人の整理番号（税務税務署名）	（　　署）	⑭　今回の贈与の時における発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名		⑮　株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時における時価	円
		⑯　株式(出資)の時価総額（⑭×⑮）	円

ア　株主等の状況

氏名(名称) (特定贈与者からの今回の贈与の直前において特定贈与者の親族等である者の氏名をご記入ください。)	特定贈与者との関係	⑰ 特定贈与者からの今回の贈与に係る株式(出資)の株数等	⑱ 株主(出資者)割合(⑰／⑭の割合)	⑲ 特定贈与者からの今回の贈与により取得した株式(出資)の株数等	⑳ 特定贈与者からの今回の贈与による取得後の株式(出資)の株数等 (特定贈与者からの今回の贈与の時において特定贈与者の親族等である者の株数等を○で囲みます。)	㉑ 株主(出資者)割合(⑳／⑭の割合)	㉒ ㉑のうち、中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の株数等	㉓ 中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の株主(出資者)割合(㉒／㉑の割合)
	特定贈与者	株・円・口	%	株・円・口	株・円・口	%	株・円・口	%
A	(受贈者)			B　株・円・口		株		
その他の株主(社員)								
㊀　計		㊁	100		㊂		㊃	
㉔のうち特定贈与者及び特定贈与者の親族等である者の株主(出資者)割合 (C欄の割合が50%以下である場合は、特例適用不可) →		C	㉕のうち特定贈与者及び特定贈与者の親族等である者の株主(出資者)割合 (D欄の割合が50%以下である場合は、特例適用不可) →		D	(㉓の割合が5%未満であり、かつ、E欄の割合(㉓-㉑)が25%未満である場合は、特例適用不可) →	E

イ　特定贈与者が今回の贈与前に贈与をした当該法人の株式(出資)についての相続時精算課税適用者の令和5年改正法附則第89条の3第1項の適用状況（今回贈与を受けた人以外の人が贈与を受けて届出したものもあります。）

	平成　年分	平成　年分	平成　年分
(a) 届出書を提出した年分			
(b) 届出書を提出した受贈者の氏名			
(c) 届出書を提出した受贈者名	署	署	署
(d) 適用届出特定受贈同族会社株式等の株数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口
(e) 今回の贈与の時における発行済株式(出資)総数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口
(f) (d)／(e)の割合	――	――	――

(f)の割合の合計 F ――

ウ　特例適用限度数等の計算

㉖ $\frac{2}{3}$－F	――
㉗ 特例適用限度株数等 ①×㉖	株・円・口
㉘ Bのうち特例の適用を受ける株式(出資)の株数等	株・円・口

㉘欄の株数等が㉗欄の株数等を超える場合は、特例適用不可（特例の適用を受ける平成___年分　特定受贈同族会社株式等の特例適用届出書に係る届出書の③の□へ○を記入します。）

3　特定贈与者が今回の贈与前に贈与をした特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2又は4と同一の法人を除きます。)別の明細

法人の整理番号（税務税務署名）	（　　署）	㉙　今回の贈与の時における発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名		㉚　株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時における時価	円
		㉛　株式(出資)の時価総額（㉙×㉚）	円

4　特定贈与者が今回の贈与の直前において有していた特定保有株式(特定保有出資)に係る法人(2又は3と同一の法人を除きます。)別の明細

法人の整理番号（税務税務署名）	（　　署）	㉜　今回の贈与の時における発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名		㉝　株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時における時価	円
		㉞　株式(出資)の時価総額（㉜×㉝）	円

（資５－45－Ａ４統一）（平29.10）

（平成20年分以降用）　○この特定受贈同族会社株式等の判定明細書は、平成　年分　特定受贈同族会社株式等の特例適用届出書と一緒に提出してください。

改　正　後

使　用　目　的　等

1　この判定明細書は、特定贈与者であった被相続人の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。

2　この判定明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「平成＿年分　特定受贈同族会社株式等／特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」その他必要な添付書類と一緒に提出してください。

3　用語の意義

(1)「ア　株主等の状況」欄の「氏名（名称）」欄及び㋑欄の「特定贈与者の親族等」とは、特定贈与者の親族及びその特定贈与者と租税特別措置法施行令第40条の２の２第８項により準用される第40条の２第９項に定める特別の関係のある者をいいます。

(2) ㋐及び㋒欄の「中心的な同族個人株主グループ」とは、受贈者(A)並びにその受贈者(A)の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び１親等の姻族をいいます。

4　記載に当たっての留意事項

(1) ①、⑩、㉑及び(o)欄の総数等には、議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式（出資）の株数等が含まれます。

(2) ④、⑬、⑰及び㉔欄の株数等には、議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等は含まれません。

(3)「ア　株主等の状況」欄には、「特定贈与者、特定贈与者の親族等である者及び中心的な同族個人株主グループに属する者」について各人ごとに記入し、それ以外の株主又は社員については「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。

(4) A欄には、受贈者の氏名を記入します。

(5)「イ　特定贈与者が今回の贈与の前に贈与をした当該法人の株式（出資）について租税特別措置法第69条の５第10項の届出状況」欄には、特別受贈同族会社株式等（２の法人の株式（出資）を除きます。）とみなされる租税特別措置法施行令第40条の２の２第11項に規定する対応株式（２の法人の株式（出資）に限ります。）についても記載します（今回贈与を受けた人以外の人に係る株式（出資）を含みます。）

(6) ㉒、㉓及び㉔欄は、今回の贈与の時において当該株式（出資）を原則的評価方式により評価した価額となります。

(7)「３」欄に係る法人は、当該法人に係る株式（出資）の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の(8)において同じです。）の２分の１超の株式等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の(8)において同じです。）を有している法人（特定受贈同族会社株式等とみなされる租税特別措置法施行令第40条２の２第11項に規定する対応株式に係る法人を含みます。）に限られます。

また、租税特別措置法第69条の５第10項の届出をしていないものも含まれます。

(8)「４」欄に係る法人は、今回の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等の２分の１超の株式等を有している法人に限られます。

(9)「２」、「３」又は「４」欄について、該当する法人が２以上ある場合には、この用紙を複数枚使用します。

改　正　前

使　用　目　的　等

1　この判定明細書は、特定贈与者であった被相続人の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。

2　この判定明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「平成＿年分　特定受贈同族会社株式等／特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」その他必要な添付書類と一緒に提出してください。

3　用語の意義

(1)「ア　株主等の状況」欄の「氏名（名称）」欄及び㋑欄の「特定贈与者の親族等」とは、特定贈与者の親族及びその特定贈与者と租税特別措置法施行令第40条の２の２第８項により準用される第40条の２第９項に定める特別の関係のある者をいいます。

(2) ㋐及び㋒欄の「中心的な同族個人株主グループ」とは、受贈者(A)並びにその受贈者(A)の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び１親等の姻族をいいます。

4　記載に当たっての留意事項

(1) ①、⑩、㉑及び(o)欄の総数等には、議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式（出資）の株数等が含まれます。

(2) ④、⑬、⑰及び㉔欄の株数等には、議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等は含まれません。

(3)「ア　株主等の状況」欄には、「特定贈与者、特定贈与者の親族等である者及び中心的な同族個人株主グループに属する者」について各人ごとに記入し、それ以外の株主又は社員については「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。

(4) A欄には、受贈者の氏名を記入します。

(5)「イ　特定贈与者が今回の贈与の前に贈与をした当該法人の株式（出資）について租税特別措置法第69条の５第10項の届出状況」欄には、特別受贈同族会社株式等（２の法人の株式（出資）を除きます。）とみなされる租税特別措置法施行令第40条の２の２第11項に規定する対応株式（２の法人の株式（出資）に限ります。）についても記載します（今回贈与を受けた人以外の人に係る株式（出資）を含みます。）

(6) ㉒、㉓及び㉔欄は、今回の贈与の時において当該株式（出資）を原則的評価方式により評価した価額となります。

(7)「３」欄に係る法人は、当該法人に係る株式（出資）の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の(8)において同じです。）の２分の１超の株式等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の(8)において同じです。）を有している法人（特定受贈同族会社株式等とみなされる租税特別措置法施行令第40条２の２第11項に規定する対応株式に係る法人を含みます。）に限られます。

また、租税特別措置法第69条の５第10項の届出をしていないものも含まれます。

(8)「４」欄に係る法人は、今回の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等の２分の１超の株式等を有している法人に限られます。

(9)「２」、「３」又は「４」欄について、該当する法人が２以上ある場合には、この用紙を複数枚使用します。

改　正　後

□□□-□□□□

平成　年分贈与税　通知書　（通知用）
及び加算税の賦課決定通知書

（第一表）

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

住所

平成　年　月　日

氏名　　殿

＿＿＿＿税務署長　＿＿＿＿＿＿印

平成　年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり　及び加算税の賦課決定をします。

記

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき本税の額 減少する	納付すべき加算税の額 減少する		納税猶予税額控除後の納付すべき本税の額 減少する
㉑	申告加算税	㉒	㉓
	重加算税	㉔	

① 納付すべき税額及び還付金（納税猶予税額がある人は、納税猶予税額控除後の本税・加算税の額及び還付金の額）は、同封の納付書により平成　年　月　日までに日本銀行（国税収納金整理機関）又は所轄税務署へ納付してください。
② 前に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への還付又は振替えをもって行い、還付金の受け取り方法により還付することになります。

○課税価格等及び税額等の計算明細

区分		当初課税額（㊟）	増差額	増減（△）差額
Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格） ①	㉕	㉖	㉗
	配偶者控除額 ②			
	基礎控除額 ③	00,000	00,000	00,000
	①及び②の控除後の課税価格（①－②－③） ④	,000	,000	,000
	④に対する税額 ⑤			
	外国税額の控除額 ⑥			
	差引税額（⑤－⑥） ⑦			
Ⅱ 相続時精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 ⑧			
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 ⑨			
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（④＋⑧） ⑩			
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨）） ⑪	㊀	㊀	㊀
	暦年課税分の税額控除額 ⑫	㊀	㊀	㊀
	医式等外税額控除額 ⑬	㊀	㊀	㊀
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬） ⑭	㊀	㊀	㊀

○加算税の額の計算明細

区分	申告加算税 基礎となる税額	申告加算税 変更税額の賦課決定額	申告加算税 減少する額	重加算税 基礎となる税額	重加算税 変更税額の賦課決定額	重加算税 減少する額
⑮ 加算税の基礎となる税額	0,000	0,000		0,000	0,000	
⑯ 上記のうち国税通則法第65条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	0,000	0,000				
⑰ ⑮に対する加算税の割合	100/100	100/100				
⑱ ⑯に対する加算税の割合	5/100	5/100		100/100	100/100	
⑲ 加算税の額（⑮×⑰＋⑯×⑱との合計額）	㊀	㊀	㊀	㊀	㊀	㊀

○この通知に係る処分の理由

（加算税の計算方法）国税通則法第65条、第66条、第67条及び第68条並びに附則第15条第2項

納付すべき本税の額（㊟1） × 賦課決定の基礎となる税額（㊟2） ÷ 365 × 賦課決定の基礎となった期間の日数（㊟3） ＝ 賦課税の額（㊟4）

（㊟）1　本税の額が減少し、納付税額の全部が減少する場合は、加算税を納付する必要はありません。
　　また、本税の額には、納税猶予税額の額は含みません。これを含めた額で計算してください。
2　平成23年1月1日から平成25年12月31日までに国税通則法第70条第2項の規定による決定期限の延長の特例の適用を受けた場合は、本税の額に係る加算税の計算は、次のとおりとなります。
　・期限後申告又は修正申告の場合……100分の10
　・期限後の翌日から1月を経過した日以後……100分の15
3　0円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた後の金額を記載してください。
4　賦課決定の基礎となった税額の全部又は一部が減少しない場合は、「減少する額」の欄は記載しないでください。
5　本通知書の送付後、国税通則法の規定により　・　・　・　の期間は、上記の計算期間に含まれないこととなります。

◇　この通知書の送付後、国税通則法の規定により税額を減額する更正をすべき場合において、その減額更正をすべき税額について、その減額更正をすべき旨の通知があったときは、原則として、その通知に係る税額に係る部分の国税は、その通知があった日に納付があったものとされます。

（　）枚のうち（　）枚目　　（第5－23－1－1－A4統一）

改　正　前

□□□-□□□□

平成　年分贈与税　通知書　（通知用）
及び加算税の賦課決定通知書

（第一表）

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

住所

平成　年　月　日

氏名　　殿

＿＿＿＿税務署長　＿＿＿＿＿＿印

平成　年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり　及び加算税の賦課決定をします。

記

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき本税の額 減少する	納付すべき加算税の額 減少する		納税猶予税額控除後の納付すべき本税の額 減少する
㉑	申告加算税	㉒	㉓
	重加算税	㉔	

① 納付すべき税額及び還付金（納税猶予税額がある人は、納税猶予税額控除後の本税・加算税の額及び還付金の額）は、同封の納付書により平成　年　月　日までに日本銀行（国税収納金整理機関）又は所轄税務署へ納付してください。
② 前に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への還付又は振替えをもって行い、還付金の受け取り方法により還付することになります。

○課税価格等及び税額等の計算明細

区分		当初課税額（㊟）	増差額	増減（△）差額
Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格） ①	㉕	㉖	㉗
	配偶者控除額 ②			
	基礎控除額 ③	00,000	00,000	00,000
	①及び②の控除後の課税価格（①－②－③） ④	,000	,000	,000
	④に対する税額 ⑤			
	外国税額の控除額 ⑥			
	差引税額（⑤－⑥） ⑦			
Ⅱ 相続時精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 ⑧			
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 ⑨			
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（④＋⑧） ⑩			
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨）） ⑪	㊀	㊀	㊀
	暦年課税分の税額控除額 ⑫	㊀	㊀	㊀
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫） ⑭	㊀	㊀	㊀

○加算税の額の計算明細

区分	申告加算税 基礎となる税額	申告加算税 変更税額の賦課決定額	申告加算税 減少する額	重加算税 基礎となる税額	重加算税 変更税額の賦課決定額	重加算税 減少する額
⑮ 加算税の基礎となる税額	0,000	0,000		0,000	0,000	
⑯ 上記のうち国税通則法第65条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	0,000	0,000				
⑰ ⑮に対する加算税の割合	――	――		――	――	
⑱ ⑯に対する加算税の割合	――	――		――	――	
⑲ 加算税の額（⑮×⑰＋⑯×⑱との合計額）	㊀	㊀	㊀	㊀	㊀	㊀

○この通知に係る処分の理由

（加算税の計算方法）国税通則法第65条、第66条、第67条及び第68条並びに附則第15条第2項

納付すべき本税の額（㊟1） × 賦課決定の基礎となる税額（㊟2） ÷ 365 × 賦課決定の基礎となった期間の日数（㊟3） ＝ 賦課税の額（㊟4）

（㊟）1　本税の額が減少し、納付税額の全部が減少する場合は、加算税を納付する必要はありません。
　　また、本税の額には、納税猶予税額の額は含みません。これを含めた額で計算してください。
2　平成23年1月1日から平成25年12月31日までに国税通則法第70条第2項の規定による決定期限の延長の特例の適用を受けた場合は、本税の額に係る加算税の計算は、次のとおりとなります。
　・期限後申告又は修正申告の場合……100分の10
　・期限後の翌日から1月を経過した日以後……100分の15
3　0円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた後の金額を記載してください。
4　賦課決定の基礎となった税額の全部又は一部が減少しない場合は、「減少する額」の欄は記載しないでください。
5　本通知書の送付後、国税通則法の規定により　・　・　・　の期間は、上記の計算期間に含まれないこととなります。

◇　この通知書の送付後、国税通則法の規定により税額を減額する更正をすべき場合において、その減額更正をすべき税額について、その減額更正をすべき旨の通知があったときは、原則として、その通知に係る税額に係る部分の国税は、その通知があった日に納付があったものとされます。

（　）枚のうち（　）枚目　　（第5－23－1－1－A4統一）

改　正　後

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

（通知用）

あなたが、被相続人＿＿＿＿＿＿＿＿殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「平成　　年分贈与税＿＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第５条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1「納付すべき／減少する 本税の額」欄の税額

（基礎となる税額）　＿＿＿＿円 × （相続分）／ ＝ A ＿＿＿＿円

（注）「（基礎となる税額）」は、「平成　年分贈与税＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑪差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））」の「増減（△）差額」欄の額です。

2「納付すべき／減少する 加算税の額」欄の税額

上記１のＡの税額の内訳
※ イ以外の金額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）」により合計額を計算しています。

イ　＿＿申告加算税に対応する本税の額　＿＿＿＿円
ロ　重加算税に対応する本税の額　＿＿＿＿円
ハ　上記以外の本税の額　＿＿＿＿円

(1)　＿＿申告加算税

（基礎となる税額）　0，000円 × （加算税の割合）／100 ＝ B ＿＿＿＿円

（基礎となる税額）　0，000円 × （加算税の割合）5／100（国税通則法第＿＿条第２項適用分） ＝ C ＿＿＿＿円

＿＿申告加算税の額（B＋C）　＿＿＿＿円

(2)　重加算税

（基礎となる税額）　0，000円 × （加算税の割合）／100 ＝ ＿＿＿＿円

（注）上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記１のＡの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3「納税猶予税額控除後の納付すべき／減少する 本税の額」欄の税額

（基礎となる税額）　＿＿＿＿円 × （相続分）／ ＝ ＿＿＿＿円

（注）「（基礎となる税額）」は、「平成　年分贈与税＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑭申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）」の「増減（△）差額」欄の額です。

（　）枚のうち（　）枚目

（第５－61－１－Ａ４統一）

改　正　前

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

（通知用）

あなたが、被相続人＿＿＿＿＿＿＿＿殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「平成　　年分贈与税＿＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第５条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1「納付すべき／減少する 本税の額」欄の税額

（基礎となる税額）　＿＿＿＿円 × （相続分）／ ＝ A ＿＿＿＿円

（注）「（基礎となる税額）」は、「平成　年分贈与税＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑪差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））」の「増減（△）差額」欄の額です。

2「納付すべき／減少する 加算税の額」欄の税額

上記１のＡの税額の内訳
※ イ以外の金額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）」により合計額を計算しています。

イ　＿＿申告加算税に対応する本税の額　＿＿＿＿円
ロ　重加算税に対応する本税の額　＿＿＿＿円
ハ　上記以外の本税の額　＿＿＿＿円

(1)　＿＿申告加算税

（基礎となる税額）　0，000円 × （加算税の割合）／100 ＝ B ＿＿＿＿円

（基礎となる税額）　0，000円 × （加算税の割合）5／100（国税通則法第＿＿条第２項適用分） ＝ C ＿＿＿＿円

＿＿申告加算税の額（B＋C）　＿＿＿＿円

(2)　重加算税

（基礎となる税額）　0，000円 × （加算税の割合）／100 ＝ ＿＿＿＿円

（注）上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記１のＡの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3「納税猶予税額控除後の納付すべき／減少する 本税の額」欄の税額

（基礎となる税額）　＿＿＿＿円 × （相続分）／ ＝ ＿＿＿＿円

（注）「（基礎となる税額）」は、「平成　年分贈与税＿＿通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑭申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）」の「増減（△）差額」欄の額です。

（　）枚のうち（　）枚目

（第５－61－１－Ａ４統一）

改　正　後

平成　　年分贈与税　　通知書
及び加算税の賦課決定通知書　　（通知用）

（第11の11）

［住宅取得等資金の非課税分に係る明細］

氏名　　殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。
課税価格等の計算明細の⑭又は⑮欄の金額は、「平成　　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税価格等及び税額等の計算明細」の「1　暦年課税分」欄、又は「平成　　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税価格等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑭又は⑮欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税価格等の計算明細

区　分		当初課税額（　　額）	差額	増減(△)金額
住宅取得等資金の合計額1	①	円	円	円
住宅取得等資金の合計額2	②			
年分の申告において非課税の適用を受けた住宅取得等資金の合計額（最高500万円）	③			
住宅取得等資金の非課税の適用限額（500万円－③）	④			
①のうち非課税の適用を受ける金額	⑤			
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑥			
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額（⑤＋⑥）（最高500万円又は①の金額のうち低い金額）	⑦			
①のうち課税価格に算入される金額（①－⑦）	⑧			
②のうち課税価格に算入される金額（②－⑥）	⑨			
年分の住宅取得等資金の贈与へ繰り越される非課税額（500万円－③－⑦）	⑩			

（　）枚のうち（　）枚目　　（資9－23－3－1－A4統一）

改　正　前

（新規）

改　正　後

平成　　年分贈与税　　通知書
及び加算税の賦課決定通知書

（通知用）

（相続時精算課税分に係る明細）

（第11表）

氏名　　殿

この表は、「平成　　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税価格等及び税額等の計算明細」の「Ⅱ　相続時精算課税分」欄の特定贈与者ごとの計算明細です。

○課税価格等及び税額等の計算明細

区分		特定贈与者の氏名		
		当初課税額（　　額）	増減（△）金額	
財産の価額の合計額（課税価格）	①			
①のうち　住宅取得等資金の額	②			
①のうち住宅取得等資金以外の額（①－②）	③			
当年の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	④			
住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－④）	⑤			
住宅資金特別控除額（③の金額と⑤の金額のいずれか低い金額）	⑥			
翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－④－⑥）	⑦			
①の控除後の課税価格（①－⑥）	⑧			
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑨			
特別控除額の残額（2,500万円－⑨）	⑩			
特別控除額（⑧の金額と⑩の金額のいずれか低い金額）	⑪			
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑨－⑪）	⑫			
⑧の控除後の課税価格（⑧－⑪）	⑬	,000	,000	,000
⑬に対する税額（⑬×20％）	⑭	00	00	00
外国税額の控除額	⑮			
差引税額（⑭－⑮）	⑯			

（　）税のうち（　）税額

（第5－23－2－1－A4統一）

改　正　前

平成　　年分贈与税　　通知書
及び加算税の賦課決定通知書

（通知用）

（相続時精算課税分に係る明細）

（第11表）

氏名　　殿

この表は、「平成　　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税価格等及び税額等の計算明細」の「Ⅱ　相続時精算課税分」欄の特定贈与者ごとの計算明細です。

○課税価格等及び税額等の計算明細

区分		特定贈与者の氏名		
		当初課税額（　　額）	調査額	増減（△）金額
財産の価額の合計額（課税価格）	⑰			
⑰のうち　住宅取得等資金の額	⑱			
⑰のうち　特定同族株式等の額	⑲			
⑰のうち住宅取得等資金及び特定同族株式等以外の額（⑰－⑱－⑲）	⑳			
当年の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	㉑			
住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－㉑）	㉒			
住宅資金特別控除額（⑱の金額と㉒の金額のいずれか低い金額）	㉓			
翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－㉑－㉓）	㉔			
特定同族株式等特別控除額（500万円）	㉕			
住宅資金等特別の課税価格（⑰－⑱－⑲－㉓）	㉖			
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉗			
特別控除額の残額（2,500万円－㉗）	㉘			
特別控除額（㉖の金額と㉘の金額のいずれか低い金額）	㉙			
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉗－㉙）	㉚			
㉖の控除後の課税価格（㉖－㉙）	㉛	,000	,000	,000
㉛に対する税額（㉛×20％）	㉜	00	00	00
外国税額の控除額	㉝			
差引税額（㉜－㉝）	㉞			

（　）税のうち（　）税額

（第5－23－2－1－A4統一）

改正後	改正前
やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書	やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書
1　使用目的 この申請書は、租税特別措置法第 37 条第4項又は同法第 37 条の5第2項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。	1　使用目的 この申請書は、租税特別措置法第37条第4項又は同法第37条の5第2項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の認定を受けようとするために使用するものです。
2　記載要領等 (1)　「2　代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。 (2)　この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。	2　記載要領等 「2　代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の認定を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

改正後

【平成　年分　行の貸金　債務の保証に関する明細書（確定申告書添付用）】

保証した債務の明細	依頼者	住所		氏名	電話番号 ( )
	税理士	住所		氏名	電話番号 ( )

主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称
債権者	住所又は所在地		氏名又は名称
保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額
	年月日		円
保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務を履行した金額	求償権の額
	年月日	円	㋐ 円
求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日	㋑のうち行使不能額	㋒のうち既に支払を受けた金額
	年月日	㋑ 円	円

保証債務を履行するため譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期
	資産の所在地番			
	資産の種類			
	資産の利用状況	資産の数量	取得(日)・他	取得(日)・他	取得(日)・他
	譲渡先	住所又は所在地			
		氏名又は名称	(現況)	(現況)	(現況)
	譲渡した年月日		年月日	年月日	年月日
	譲渡資産を取得した時期		年月日	年月日	年月日
	譲渡価額の総額		円	円	円

譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額	求償権の行使不能額（上の㋑の金額）	㋓	円	総合譲渡の短期・長期譲渡所得の金額（申告書B第一表の㋑の金額）	㋔	円
	所得税法第64条第2項又は租税特別措置法第31条の2第2項若しくは第32条第2項の規定の適用がある場合の譲渡所得の金額の計算	総所得金額（申告書B第一表の㋖に相当する金額）	㋕	円	分離譲渡の短期・長期譲渡所得の金額（申告書第三表の㋑に相当する金額）	㋖ 円
		山林所得金額（申告書第三表の㋒に相当する金額）	㋗	円	退職所得金額（申告書第三表の㋓に相当する金額）	㋘ 円
		退職所得金額（申告書第三表の㋓に相当する金額）	㋙	円	小計（㋕＋㋗＋㋘）	㋚ 円
		小計（㋕＋㋗＋㋘）	㋚	円	分離譲渡の短期・長期譲渡所得の金額（申告書第三表の㋑に相当する金額）	㋛ 円
		分離譲渡の短期・長期譲渡所得の金額（申告書第三表の㋑に相当する金額）	㋛	円	株式等に係る譲渡所得等の金額（申告書第三表の㋒に相当する金額）	㋜ 円
		分離譲渡の株式等に係る譲渡所得等の金額（申告書第三表の㋒に相当する金額）	㋜	円	合計（㋔＋㋖＋㋚＋㋛＋㋜）	㋝ 円
		分離譲渡の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（申告書第三表の㋓に相当する金額）	㋝	円	山林所得金額（申告書第三表の㋔の金額）	㋞ 円
		分離譲渡の先物取引に係る雑所得等の金額（申告書第三表の㋔に相当する金額）	㋞	円	譲渡所得又は山林所得のうちないものとみなされる金額（㋐・㋑・㋞のうち低い金額又は㋓・㋑・㋞のうち低い金額）	㋟ 円
		合計（㋕＋㋗＋㋘＋㋙＋㋞）	㋟	円		

求償権の行使が不能となった事情	

(注) 1 総合譲渡の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「㋔」の金額は、申告書B第一表の「㋖＋(㋗＋㋘)×½」の金額となります。
2 「総所得金額」、「分離譲渡の短期・長期譲渡所得の金額」、「株式等に係る譲渡所得等の金額」、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」、「先物取引に係る雑所得等の金額」、「山林所得金額」及び「退職所得金額」欄には、譲渡所得又は山林所得に係る負債の利子の額を控除する前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「㋟の金額」は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に係る「申告書分離課税用」の「必要経費」欄の上段に「㋐××円」と二段書きをしてください。
詳しくは、税務署におたずねください。

(平6－12－A4統一)
(平成21年分以降用)

改正前

【平成　年分　行の貸金　債務の保証に関する明細書（確定申告書添付用）】

保証した債務の明細	依頼者	住所		氏名	電話番号 ( )
	税理士	住所		氏名	電話番号 ( )

主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称
債権者	住所又は所在地		氏名又は名称
保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額
	年月日		円
保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務を履行した金額	求償権の額
	年月日	円	㋐ 円
求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日	㋑のうち行使不能額	㋒のうち既に支払を受けた金額
	年月日	㋑ 円	円

保証債務を履行するため譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期
	資産の所在地番			
	資産の種類			
	資産の利用状況	資産の数量	取得(日)・他	取得(日)・他	取得(日)・他
	譲渡先	住所又は所在地			
		氏名又は名称	(現況)	(現況)	(現況)
	譲渡した年月日		年月日	年月日	年月日
	譲渡資産を取得した時期		年月日	年月日	年月日
	譲渡価額の総額		円	円	円

譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額	求償権の行使不能額（上の㋑の金額）	㋓	円	総合譲渡の短期・長期譲渡所得の金額（申告書B第一表の㋑の金額）	㋔	円
	所得税法第64条第2項又は租税特別措置法第31条の2第2項若しくは第32条第2項の規定の適用がある場合の譲渡所得の金額の計算	総所得金額（申告書B第一表の㋖に相当する金額）	㋕	円	分離譲渡の短期・長期譲渡所得の金額（申告書第三表の㋑に相当する金額）	㋖ 円
		分離譲渡の短期・長期譲渡所得の金額（申告書第三表の㋑に相当する金額）	㋗	円	退職所得金額（申告書第三表の㋓に相当する金額）	㋘ 円
		分離譲渡の株式等に係る譲渡所得等の金額（申告書第三表の㋒に相当する金額）	㋙	円	小計（㋕＋㋗＋㋘）	㋚ 円
		株式等に係る譲渡所得等の金額（申告書第三表の㋒に相当する金額）	㋚	円	分離譲渡の短期・長期譲渡所得の金額（申告書第三表の㋑に相当する金額）	㋛ 円
		山林所得金額（申告書第三表の㋔の金額）	㋛	円	株式等に係る譲渡所得等の金額（申告書第三表の㋒に相当する金額）	㋜ 円
		退職所得金額（申告書第三表の㋓の金額）	㋜	円	合計（㋔＋㋖＋㋚＋㋛＋㋜）	㋝ 円
		合計（㋔＋㋖＋㋚＋㋛＋㋜）	㋝	円	山林所得金額（申告書第三表の㋔の金額）	㋞ 円
					譲渡所得又は山林所得のうちないものとみなされる金額（㋐・㋑・㋞のうち低い金額又は㋓・㋑・㋞のうち低い金額）	㋟ 円

求償権の行使が不能となった事情	

(注) 1 総合譲渡の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「㋔」の金額は、申告書B第一表の「㋖＋(㋗＋㋘)×½」の金額となります。
2 「総所得金額」、「分離譲渡の短期・長期譲渡所得の金額」、「株式等に係る譲渡所得等の金額」、「山林所得金額」及び「退職所得金額」欄には、譲渡所得又は山林所得に係る負債の利子の額を控除する前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「㋟の金額」は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に係る「申告書分離課税用」の「必要経費」欄の上段に「㋐××円」と二段書きをしてください。
詳しくは、税務署におたずねください。

(平6－12－A4統一)
(平成19年分以降用)

改　正　後

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1　使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の３第８項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2　記載要領等

(1)　「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。

(2)　「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。

(3)　本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後２年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の２第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。

(4)　本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。

(5)　本文中の〔　〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

（参考）　租税特別措置法第31条の２第２項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買取りの年月日		
	平成19年１月１日～平成19年９月30日	平成19年９月30日～平成21年３月31日	平成21年４月１日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の規定及び開発許可を受けた者に対する譲渡）	第12号	第13号	―
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第15号	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（仮換地の指定の効力発生の日から３年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第16号	第17号	第16号

改　正　前

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1　使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の３第８項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2　記載要領等

(1)　「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。

(2)　「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。

(3)　本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後２年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の２第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。

(4)　本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。

(5)　本文中の〔　〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

（参考）　租税特別措置法第31の２第２項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買取りの年月日					
	平成15年１月１日～平成15年12月31日	平成16年１月１日～平成16年３月31日	平成16年４月１日～平成17年３月31日	平成17年４月１日～平成18年３月31日	平成18年４月１日～平成19年３月31日	平成19年４月１日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第７号	第８号	第９号	第10号	第11号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の規定及び開発許可を受けた者に対する譲渡）	第８号	第９号	第10号	第11号	第12号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第９号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（仮換地の指定の効力発生の日から３年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第17号

改　正　後

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1　使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の３第１項に規定する国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2　記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※１及び※３については該当する文字等を記載し、※２及び※４については該当箇所を○で囲んでください。

※１ 譲渡年月日			※２	※３	※４
平成19年１月１日～平成19年９月27日	平成19年９月28日～平成21年３月31日	平成21年４月１日以降			
第12号	第13号	—	一団の宅地の造成	ロ	国土交通大臣の証する書類の写し
				ホ	検査済証の写し
第14号	第15号	第14号		ハ(2)	都道府県知事の証する書類の写し
第15号	第16号	第15号	一団の住宅の建設	ハ	検査済証の写し
			中高層の耐火共同住宅の建設		

改　正　前

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1　使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の３第１項に規定する国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2　記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※１及び※３については該当する文字等を記載し、※２及び※４については該当箇所を○で囲んでください。

※１ 譲渡年月日						※２	※３	※４
譲渡年月日～平成13年３月31日	平成13年４月１日～平成15年３月31日	平成15年４月１日～平成17年３月31日	平成17年４月１日～平成19年３月31日	平成19年４月１日～平成21年３月31日	平成21年４月１日以降			
第８号	第９号	第10号	第11号	第12号	第13号	一団の宅地の造成	ロ	国土交通大臣の証する書類の写し
							ホ	検査済証の写し
第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号		ハ(2)	都道府県知事の証する書類の写し
第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	一団の住宅の建設	ハ	検査済証の写し
						中高層の耐火共同住宅の建設		

改　正　後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1　使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※１に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後２年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※１〕

	譲渡した年月日	
	平成17年1月1日 ～ 平成20年9月30日	平成21年6月30日 以後
「法第31条の２第３項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常２年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第21項	第23項

〔※２〕

	譲渡した年月日				
	平成15年1月1日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 ～ 平成19年3月31日	平成19年4月1日 以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第17項	第19項	第20項	第22項	第24項

2　記載要領等

(1)　「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。

(2)　「やむを得ない事情等」欄の「２　上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。

(3)　※印の箇所については、上記１の※１及び※２をご確認の上、該当条項を記載してください。

(4)　その他お分かりにならない点につきましては、税務署におたずねください。

改　正　前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1　使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※１に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後２年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※１〕

	譲渡した年月日					
	平成14年12月31日 以前	平成15年1月1日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 ～ 平成19年9月27日	平成19年9月28日 以後
「法第31条の２第３項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常２年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第15項	第16項	第18項	第19項	第21項	第23項

〔※２〕

	譲渡した年月日					
	平成14年12月31日 以前	平成15年1月1日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 ～ 平成18年9月27日	平成18年9月28日 以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第16項	第17項	第19項	第20項	第22項	第24項

2　記載要領等

(1)　「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。

(2)　「やむを得ない事情等」欄の「２　上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。

(3)　※印の箇所については、上記１の※１及び※２をご確認の上、該当条項を記載してください。

(4)　その他お分かりにならない点につきましては、税務署におたずねください。

改　正　後

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1　使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の３第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出をするために使用するものです。

○　租税特別措置法第31条の２第２項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日						
	平成11年1月1日 ～ 平成14年12月17日	平成14年12月18日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 ～ 平成18年3月31日	平成18年4月1日 ～ 平成19年3月31日	平成19年4月1日 以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第７号	第８号	第９号	第10号	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の規定及び開発許可を受けた者に対する譲渡）	第８号	第９号	第10号	第11号	第12号	第13号	―
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第９号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 （一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	―	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 （優良地の指定の効力発生の日から３年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	―	―	―	第15号	第16号	第17号	第16号

2　記載要領等

(1)　「届出者」欄の「（旧住所）」及び「（旧姓）」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。

(2)　文面中の〔　〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改　正　前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1　使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の３第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出をするために使用するものです。

○　租税特別措置法第31の２第２項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日					
	平成11年1月1日 ～ 平成14年12月17日	平成14年12月18日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 ～ 平成18年3月31日	平成18年4月1日 以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第７号	第８号	第９号	第10号	第11号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の規定及び開発許可を受けた者に対する譲渡）	第８号	第９号	第10号	第11号	第12号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第９号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 （開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 （一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 （優良地の指定の効力発生の日から３年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第17号

2　記載要領等

(1)　「届出者」欄の「（旧住所）」及び「（旧姓）」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。

(2)　文面中の〔　〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改正後

		一連番号

1面

平成＿＿年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

受付印

住所（又は事業所・事務所・居所など）		フリガナ 氏名	

この付表は、租税特別措置法第37条の12の２（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は３年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書きます。２面の２も同じです。）

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の㉔の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の㉙の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額（①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額（税込）	負債の利子
	円	円
合計額	㉕ 申告書第三表㉕へ	㉖

本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額（㉕－㉖）	④	

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④）（④の金額 ≧ ③の金額 の場合には0と書いてください。）（(2)の記載がない場合には、③の金額を移記してください。）	⑤	△をつけて、申告書第三表㉔へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額（④－③）（③の金額 ≧ ④の金額 の場合には0と書いてください。）（(1)の記載がない場合には、④の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表㉖へ

（平成21年分以降用）

H21.11

改正前

		一連番号

平成＿＿年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越用）

受付印

住所（又は事業所・事務所・居所など）		フリガナ 氏名	

この付表は、租税特別措置法第37条の12の２（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例）の規定の適用を受ける方が、３年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算（赤字の金額は、△を付けないで書きます。下の２も同じです。）

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の㉔の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の㉙の金額）	②	
特定譲渡損失の金額（①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分（※1）	Ⓐ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額（※2）	Ⓑ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額（※3）	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額（Ⓐ－Ⓑ）
本年の３年前分（平成＿＿年分）	（前年分の付表の㉚の金額） 円	円	
本年の２年前分（平成＿＿年分）	（前年分の付表の㉚の金額）		④ 円
本年の前年分（平成＿＿年分）	（前年分の付表の㉚の金額）		⑤
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（③＋⑤＋⑤）			⑥ 申告書第三表㉖へ（※4）

※1 平成20年分の申告では、「本年の３年前分」は平成17年分、「本年の２年前分」は平成18年分、「本年の前年分」は平成19年分になります（平成16年分以前に生じた株式等に係る譲渡損失の金額を平成20年分から控除することはできません。）。

※2 平成20年分の申告では、平成19年分の申告の「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越用）」の各欄の金額を移記します。

※3 Ⓑ（本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額）は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の㉚の金額を限度として、Ⓐ（前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額）のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

※4 平成20年分の申告では、平成17年に生じた株式等に係る譲渡損失の金額のうち、平成20年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額を、平成21年分以後に繰り越して株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

（平成19年分以降用）

H20.11

改正後	改正前
2面（確定申告書付表）	（新規）

2　翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分（※1）	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額（※2）	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※3）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（平成__年分）	⑭（⑭年分の付表の④の金額）　円	⑮（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）　円 ⑯（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	
本年の2年前分（平成__年分）	⑰（⑰年分の付表の④の金額）	⑱（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） ⑲（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑦（⑱－⑮－⑲）　円
本年の前年分（平成__年分）	⑳（⑳年分の付表の④の金額）	㉑（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） ㉒（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑧（㉑－⑯－㉒）
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑮+⑲+㉒）	⑨（申告書第三表㉓へ）		
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑭+⑰+⑳）		⑩（申告書第三表㉔へ（※4））　円	

※1　平成21年分の申告では、「本年の3年前分」は平成18年分、「本年の2年前分」は平成19年分、「本年の前年分」は平成20年分になります（平成17年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成21年分から控除することはできません。）。

※2　平成21年分の申告では、平成20年分の申告の「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越用）」の各欄の金額を移記します。

※3　「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑱の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

※4　平成18年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成21年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成22年分以後に繰り越して控除することはできません。

3　前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○　「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額（※）（⑥－⑨）	⑪	（申告書第三表㉕へ）　円

※　⑪欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉓欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○　特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

改正後

一連番号

1面

平成__年分の所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）

受付印

住所（又は事業所・事務所・居所など）　　フリガナ　氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○　本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

1　本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

○　「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「⑤特定投資株式に係る損失の金額」及び「⑮上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑱本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

(1)　特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の㉖の金額の合計額）	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額（赤字の金額がない場合には0と書いてください。）（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の㉓の金額）	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額（赤字の金額がない場合には0と書いてください。）（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の㉔の金額）	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額（赤字の金額がない場合には0と書いてください。）（②＋③）	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（赤字の金額がない場合には0と書いてください。）（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の㊵の金額）	⑤	

(2)　本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額（（①≦⑤の場合は0、①＞⑤の場合は④と（①－⑤）の金額のうちいずれか少ない方の金額）	⑥	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額（④と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑦	

(3)　本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額（税込）	負債の利子
	円	円
合　計　額	ⓐ 申告書第三表㊃へ	ⓑ
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額（ⓐ－ⓑ）	⑧	

（平成21年分以降用）
H21.11

○　この付表は、申告書と一緒に提出してください。

改正前

一連番号

平成__年分の所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越用）

受付印

住所（又は事業所・事務所・居所など）　　フリガナ　氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○　本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

1　本年分の特定譲渡損失の金額の計算（赤字の金額は、△を付けないで書きます。下の2も同じです。）

○　「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合には、この欄の記載は要しません。

株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の㉖の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（赤字の金額がない場合には0と書いてください。）（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の㊵の金額）	②	
特定投資株式の譲渡による損失の金額（赤字の金額がない場合には0と書いてください。）（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の㉓の金額）	③	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額（赤字の金額がない場合には0と書いてください。）（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の㉔の金額）	④	
特定譲渡損失の金額（②の金額と（③＋④）の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑤	

2　翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分（※1）	Ⓐ 前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額（※2）	Ⓑ 本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額（※3）	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額（Ⓐ－Ⓑ）
本年の3年前分（平成__年分）	（翌年分の付表の㉚の金額）　円	円	
本年の2年前分（平成__年分）	（翌年分の付表の㉚の金額）		⑥　円
本年の前年分（平成__年分）	（翌年分の付表の㉚の金額）		⑦
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（⑥＋⑦＋⑧）			⑧　申告書第三表㊃へ（※4）

※1　平成20年分の申告では、「本年の3年前分」は平成17年分、「本年の2年前分」は平成18年分、「本年の前年分」は平成19年分になります（平成16年分以前に生じた株式等に係る譲渡損失の金額を平成20年分から控除することはできません。）。
※2　平成20年分の申告では、平成19年分の申告の「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越用）」の⑱欄の金額を控除します。
※3　Ⓑ（本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額）は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」の場合には㉕の金額を限度として、「上場分」の場合には㊴の金額を限度として、Ⓐ（翌年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額）のうち古い年に生じた金額から順次控除します。
※4　平成20年分の申告では、平成17年に生じた株式等に係る譲渡損失の金額のうち、平成20年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額を、平成21年以後に繰り越して株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。

○　特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください。

（平成19年分以降用）
H20.01

○　この付表は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

2 面

(4) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑦－⑧) (⑦の金額 ≦ ⑧の金額 の場合には0と書いてください。) (⑦の記載がない場合には、⑧の金額を移記してください。)	⑨	次に対して申告書第三表㉒へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (⑧－⑦) (⑦の金額 ≧ ⑧の金額 の場合には0と書いてください。) (⑦の記載がない場合には、⑧の金額を移記してください。)	⑩	申告書第三表㉓へ

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成__年分)	㋐ (特定投資株式に係る金額) 円	㋑ (㋐に係る繰越控除等の金額から差し引く部分) 円	
	㋒ (上場株式等に係る金額)	㋓ (㋒に係る繰越控除等の金額から差し引く部分)	
		㋔ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の2年前分 (平成__年分)	㋕ (特定投資株式に係る金額)	㋖ (㋕に係る繰越控除等の金額から差し引く部分)	⑪ (㋐－㋑) 円
	㋗ (上場株式等に係る金額)	㋘ (㋗に係る繰越控除等の金額から差し引く部分)	⑫ (㋒－㋓－㋔)
		㋙ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の前年分 (平成__年分)	㋚ (特定投資株式に係る金額)	㋛ (㋚に係る繰越控除等の金額から差し引く部分)	⑬ (㋕－㋖)
	㋜ (上場株式等に係る金額)	㋝ (㋜に係る繰越控除等の金額から差し引く部分)	⑭ (㋗－㋘－㋙)
		㋞ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑪＋⑫＋⑬)	⑮	申告書第三表㉔へ	
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑭＋㋑＋㋓＋㋖＋㋘＋㋛＋㋝)		⑯	申告書第三表㉕へ 円

※ 「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。
また、「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定公社債等の利子等及び特定株式投資信託の収益の分配等の金額用)」の「未公開分」の⑫の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「上場分」の⑬の金額(赤字の場合には、0とみなします。)並びに「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○ 「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額 (※) (⑩－⑮)	⑰	申告書第三表㉖へ 円

※ ⑰欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉖欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

改正前

(新規)

改　正　後

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成＿＿年分】

番　号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

住　所（前住所）	（　　）			フリガナ 氏　名	
電話番号（連絡先）		職業		関与税理士名（電　話）	（　　）

※　譲渡した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

１　所得金額の計算

			未公開分	上場分
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	円
	その他の収入	②		
	小　計（①+②）	③	申告書第三表㉑へ	申告書第三表㉒へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④		
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③−⑦−⑧）		⑨		
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨−⑩）（赤字の場合は△を付けてください。）		⑪	申告書第三表㉓へ	黒字の場合は申告書第三表㉔へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑫	申告書第三表㉕へ	申告書第三表㉖へ
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪−⑫）		⑬	申告書第三表㉗へ	申告書第三表㉘へ

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿＿条の＿＿ 措法＿＿条の＿＿

※1　「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※2　⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※3　⑫欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の２の㋐、㋒及び㋓の欄の金額の合計額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※4　⑬欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉙欄の金額が⑬欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄

（平成21年分以降用）

H21.11

「上場分」の⑪欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

改　正　前

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成＿＿年分】

番　号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

住　所（前住所）	（　　）			フリガナ 氏　名	
電話番号（連絡先）		職業		関与税理士名（電　話）	（　　）

※　譲渡した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

１　所得金額の計算

			未公開分	上場分
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	円
	その他の収入	②		
	小　計（①+②）	③	申告書第三表㉑へ	申告書第三表㉒へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④		
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③−⑦−⑧）		⑨		
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※1）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨−⑩）（赤字の場合は△を付けてください。）		⑪	申告書第三表㉓へ	申告書第三表㉔へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※2）		⑫	申告書第三表㉕へ	申告書第三表㉖へ
繰越控除後の所得金額（※3）（⑪−⑫）		⑬	申告書第三表㉗へ	申告書第三表㉘へ

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿＿条の＿＿ 措法＿＿条の＿＿

※1　⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※2　⑫欄の金額は、⑪欄の金額が０の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越用）」の２㋐欄の合計額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※3　⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉙欄の金額が⑬欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄

（平成19年分以降用）

H20.11

「上場分」の⑪欄が赤字の場合で、譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

改正後

2面（計算明細書）

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日	特例を適用した計算の取得費の額	その譲渡直前の株式等の所有状況 ⑧その株式等の全所有株式数	⑧うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
・・		株(口)		円	・・（・・）	円	株(口)	株(口)
・・					・・（・・）			
・・					・・（・・）			
・・					・・（・・）			
・・					・・（・・）			

【参考】 その他の譲渡した主な株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分・上場分	・・		株(口)		円	・・（・・）
未公開分・上場分	・・					・・（・・）
未公開分・上場分	・・					・・（・・）
未公開分・上場分	・・					・・（・・）
未公開分・上場分	・・					・・（・・）

※ 「区分」欄は、未公開株式等については「未公開分」、上場株式等については「上場分」のいずれか当てはまるものを○で囲んでください。

改正前

2面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日	特例を適用した計算の取得費の額	その譲渡直前の株式等の所有状況 ⑧その株式等の全所有株式数	⑧うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
・・		株(口)		円	・・（・・）	円	株(口)	株(口)
・・					・・（・・）			
・・					・・（・・）			
・・					・・（・・）			
・・					・・（・・）			

【参考】 その他の譲渡した主な株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分・上場分	・・		株(口)		円	・・（・・）
未公開分・上場分	・・					・・（・・）
未公開分・上場分	・・					・・（・・）
未公開分・上場分	・・					・・（・・）
未公開分・上場分	・・					・・（・・）

※ 「区分」欄は、未公開株式等については「未公開分」、上場株式等については「上場分」のいずれか当てはまるものを○で囲んでください。

改　正　後

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）

【平成＿＿＿年分】

番　号

この明細書は、租税特別措置法第29条の２に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の２及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の３に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住　所 （前住所）	（　　）			フリガナ 氏　名	
電話番号 （連絡先）		職　業		関与税理士名 （電　話）	（　　）

1　所得金額の計算

（単位：円）

			未公開分	内、特定権利行使株式分	内、特定投資株式分	上場分	内、特定権利行使株式分	内、公開等特定株式分
収入金額	譲渡による収入金額	①						
	その他の収入	②						
	小計（①＋②）	③	申告書第三表㋑へ			申告書第三表㋒へ		
必要経費又は譲渡所得の特別控除額	取得費（取得価額）	④						
	譲渡のための委託手数料	⑤						
		⑥						
	小計（④から⑥までの計）	⑦						
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※１）（△を付けないで書いてください。）		⑧						
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨				㋓		㋔
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※２）（控除額がゼロの場合は０と書いてください。）		⑩						
特定投資株式の譲渡損失の金額（△の付いた⑩の金額を書いてください。）		⑪			㋕			
所得金額（⑨－⑩－⑪）（赤字の場合は０と書いてください。）		⑫	申告書第三表㋐へ		㋖	㋗		㋘
公開等特定株式の計算（※３）（控除しきれない金額を書いてください。）		⑬				赤字の場合は申告書第三表㋒へ		
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※４）		⑭	申告書第三表㋑へ			申告書第三表㋒へ		
繰越控除後の所得金額（※５）（⑫－⑭又は⑨－⑭）		⑮	申告書第三表㋐へ			申告書第三表㋒へ		

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※１　「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定承継株式をいいます。

※２　㋐欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」（「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。）、「未公開分」の順に、㋑欄の金額を限度として控除します。また、㋐欄の㋒の金額が㋗の金額より小さい場合には、「公開等特定株式分」の㋓欄には、㋔の金額を限度として記載します。

※３　㋖欄の金額は、㋘欄の㋐の金額が０又は赤字の場合には、２面の５の計算を行わずに㋖の金額をそのまま記載してください。

※４　㋙欄の金額は、㋘欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）」の２㋐欄の合計額を、「未公開分」（㋑欄の金額を限度とします。）、「上場分」（㋒欄の金額を限度とします。）の順に控除します。

※５　㋚欄の金額は、㋙欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、㋚欄の金額を申告書へ記載するに当たって申告書第三表の㋐欄の金額が㋚欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

特例適用条文	措法＿＿条の＿＿ 措法＿＿条の＿＿

整理欄		

（平成21年分以降用）

改　正　前

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）

【平成＿＿＿年分】

番　号

この明細書は、租税特別措置法第29条の２に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の２及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の３に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住　所 （前住所）	（　　）			フリガナ 氏　名	
電話番号 （連絡先）		職　業		関与税理士名 （電　話）	（　　）

1　所得金額の計算

（単位：円）

			未公開分	内、特定権利行使株式分	内、特定投資株式分	上場分	内、特定権利行使株式分	内、公開等特定株式分
収入金額	譲渡による収入金額	①						
	その他の収入	②						
	小計（①＋②）	③	申告書第三表㋑へ			申告書第三表㋒へ		
必要経費又は譲渡所得の特別控除額	取得費（取得価額）	④						
	譲渡のための委託手数料	⑤						
		⑥						
	小計（④から⑥までの計）	⑦						
特定管理株式のみなし譲渡損失の金額（△を付けないで書いてください。）		⑧						
特定投資株式の譲渡損失の金額（△の付いた⑩の金額を書いてください。）		⑨						
差引金額（③－⑦－⑧－⑨）		⑩			㋓	㋔		㋕
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※１）（控除額がゼロの場合は０と書いてください。）		⑪						
所得金額（⑩－⑪）（赤字の場合は０と書いてください。）		⑫	申告書第三表㋐へ			㋖		㋗
公開等特定株式の計算（控除しきれない金額を書いてください。）		⑬				申告書第三表㋒へ		
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※２）		⑭	申告書第三表㋑へ			申告書第三表㋒へ		
繰越控除後の所得金額（※３）（⑫－⑭又は⑩－⑭）		⑮	申告書第三表㋐へ			申告書第三表㋒へ		

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※１　㋐欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」（「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。）、「未公開分」の順に、㋑欄の金額を限度として控除します。また、㋐欄の㋒の金額が㋖の金額より小さい場合には、「公開等特定株式分」の㋓欄には、㋔の金額を限度として記載します。

※２　㋙欄の金額は、㋘欄の金額が０の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）」の２㋐欄の合計額を、「未公開分」（㋑欄の金額を限度とします。）、「上場分」（㋒欄の金額を限度とします。）の順に控除します。

※３　㋚欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㋐欄の金額が㋚欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

特例適用条文	措法＿＿条の＿＿ 措法＿＿条の＿＿

整理欄		

（平成20年分以降用）

改正後

2面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地等・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日	特例を適用して計算した取得費の額	その譲渡直前の株式等の所有状況 ⑧その株式等の所有株式数	⑧うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
・・		株(口)		円	・・（・・）	円	株(口)	株(口)
・・					・・（・・）			
・・					・・（・・）			
・・					・・（・・）			

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額（①×②）
株	円	「1 所得金額の計算」の⑤欄へ 円

㊟ ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算結了等の直前の特定残株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算 【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日（取得期間）までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数（①又は②のいずれか少ない株式数）	株

㊟ 1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。
2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日（取得期間）までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」⑪欄（所得金額）が⑧≧◎の場合	（㋑－◎÷2）	「1 所得金額の計算」⑧欄へ 円
「1 所得金額の計算」⑪欄（所得金額）が⑧＜◎の場合	（㋑÷2）	「1 所得金額の計算」⑧欄へ 円

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細（上記2、3及び4に記載した株式等以外の株式について記載してください。）

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等（※）	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分	・・		株(口)		円	・・（・・）
上場分						
未公開分	・・					・・（・・）
上場分						
未公開分	・・					・・（・・）
上場分						

※ 特定株料行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に（ ）書きで記載してください。
（事由）受託口座等への記載等の解約、振替口座等への記載等への終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください。

改正前

2面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地等・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日	特例を適用して計算した取得費の額	その譲渡直前の株式等の所有状況 ⑧その株式等の所有株式数	⑧うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
・・		株(口)		円	・・（・・）	円	株(口)	株(口)
・・					・・（・・）			
・・					・・（・・）			
・・					・・（・・）			

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額（①×②）
株	円	「1 所得金額の計算」の⑤欄へ 円

㊟ ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算結了等の直前の特定残株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算 【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日（取得期間）までに払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数（①又は②のいずれか少ない株式数）	株

㊟ 1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。
2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日（取得期間）までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」⑪欄（所得金額）が㋑≧◎の場合	（㋑－◎÷2）	「1 所得金額の計算」⑧欄へ 円
「1 所得金額の計算」⑪欄（所得金額）が㋑＜◎の場合	（㋑÷2）	「1 所得金額の計算」⑧欄へ 円

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細（上記2、3及び4に記載した株式等以外の株式について記載してください。）

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等（※）	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分	・・		株(口)		円	・・（・・）
上場分						
未公開分	・・					・・（・・）
上場分						
未公開分	・・					・・（・・）
上場分						

※ 特定株料行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に（ ）書きで記載してください。
（事由）保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください。

改　正　後

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

（国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合）

【平成＿＿＿年分】

番　号	

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の２に規定する国内事業管理親法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は (2) 譲渡した場合に使用するものです。

納税地	居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。）			フリガナ 氏　名	
電話番号 （連絡先）		職　業 （屋　号）	（　　）	関与税理士名 （電　話）	（　　）

1　所得金額の計算

			未公開分	上場分
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	円
	譲渡があったものとみなされる金額（※1）	②		
	その他の収入	③		
	小計（①から③までの計）	④	申告書第三表㉑へ	申告書第三表㉒へ
必要経費又は譲渡に係る費用等	取得費（取得価額）	⑤		
	譲渡のための委託手数料	⑥		
		⑦		
	小計（⑤から⑦までの計）	⑧		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※2）（△を付けないで書いてください。）		⑨		
差引金額（④－⑧－⑨）		⑩		
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※3）（⑩が0未満のときは0と書いてください。）		⑪		
所得金額（⑩－⑪）（赤字の場合は0と書いてください。）		⑫	申告書第三表㉓へ	赤字の場合は申告書第三表㉓へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※4）		⑬	申告書第三表㉔へ	申告書第三表㉔へ
繰越控除後の所得金額（※5）（⑫－⑬）		⑭	申告書第三表㉕へ	申告書第三表㉕へ

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合及び国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿条の＿＿ 措法＿条の＿＿

※1　②欄には、２面の３の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。

※2　「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※3　⑪欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。

※4　⑬欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の２の㉑、㉓及び㉕の欄の金額の合計額を、「未公開分」、「上場分」の順に控除します。

※5　⑭欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑭欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑭欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄		

（平成21年分以降用）

「上場分」の㉒欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

改　正　前

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

（国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合）

【平成＿＿＿年分】

番　号	

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の２に規定する国内事業管理親法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合 又は (2) 譲渡した場合 に使用するものです。

納税地	居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。）			フリガナ 氏　名	
電話番号 （連絡先）		職　業 （屋　号）	（　　）	関与税理士名 （電　話）	（　　）

1　所得金額の計算

			未公開分	上場分
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	円
	譲渡があったものとみなされる金額（※1）	②		
	その他の収入	③		
	小計（①から③までの計）	④	申告書第三表㉑へ	申告書第三表㉒へ
必要経費又は譲渡に係る費用等	取得費（取得価額）	⑤		
	譲渡のための委託手数料	⑥		
		⑦		
	小計（⑤から⑦までの計）	⑧		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（△を付けないで書いてください。）		⑨		
差引金額（④－⑧－⑨）		⑩		
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※3）（⑩が0未満のときは0と書いてください。）		⑪		
所得金額（⑩－⑪）（赤字の場合は0と書いてください。）		⑫	申告書第三表㉓へ	申告書第三表㉓へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑬	申告書第三表㉔へ	申告書第三表㉔へ
繰越控除後の所得金額（※4）（⑫－⑬）		⑭	申告書第三表㉕へ	申告書第三表㉕へ

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合及び国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿条の＿＿ 措法＿条の＿＿

※1　②欄には、２面の３の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。

※2　⑪欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。

※3　⑬欄の金額は、⑫欄の金額が０の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越用）」の２㉔欄の合計額を、「未公開分」、「上場分」の順に控除します。

※4　⑭欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑭欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄		

（平成20年分以前用）

「上場分」の㉒欄が赤字の場合で、譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

改　正　後

番　号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成＿＿年分）【租税特別措置法第41条の5用】

住所（又は事務所、事業所、居所など）		フリガナ 氏名	

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ[www.nta.go.jp]からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 （「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の㉔の合計額の金額を書いてください。）		①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （㉔の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と㉔の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は0と書きます。）。また、㉔の金額以外にない場合は、㉔の金額を書いてください。）		②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （㉔と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）		③	
本年分の純損失の金額 （上記等（※1）、申告書B第一表㉙及び申告書第三表㊽・㊾の金額の合計額又は申告書第四表㉔の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。）		④	
本年分が青色申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額 （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑤	
本年分が白色申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。）	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （⑦から⑨又は⑨を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。）		⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 （③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。） （③と⑦との金額のいずれか少ない方の金額）＿＿＿円 × { 1 − （（土地等に係る特定損失の金額）＿＿＿円 ／ ⑬の金額 ＿＿＿円） × （（土地等の面積）＿＿＿㎡ − 500㎡ ／ （土地等の面積）＿＿＿㎡） }		⑧	

※1　「上記等の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記⑧の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（「上記⑧の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。
※2　「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の㉓及び㉕の金額の合計額をいいます。
※3　「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「1損失額又は所得金額」の②、④の金額の合計額とします。

（平成21年分以降用）

H21.11

改　正　前

番　号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成＿＿年分）【租税特別措置法第41条の5用】

住所（又は事務所、事業所、居所など）		フリガナ 氏名	

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ[www.nta.go.jp]からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 （「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の㉔の合計額の金額を書いてください。）		①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （㉔の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は0と書きます。）。また、㉔の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）		②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）		③	
本年分の純損失の金額 （上記等（※1）、申告書B第一表㉙及び申告書第三表㊽・㊾の金額の合計額又は申告書第四表㉔の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。）		④	
本年分が青色申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額 （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑤	
本年分が白色申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。）	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （⑦から⑨又は⑨を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。）		⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 （③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。） （③と⑦との金額のいずれか少ない方の金額）＿＿＿円 × { 1 − （（土地等に係る特定損失の金額）＿＿＿円 ／ ⑬の金額 ＿＿＿円） × （（土地等の面積）＿＿＿㎡ − 500㎡ ／ （土地等の面積）＿＿＿㎡） }		⑧	

※1　「上記等の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記⑧の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（「上記⑧の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。
※2　「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の㉓及び㉕の金額の合計額をいいます。
※3　「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「1損失額又は所得金額」の②、④の金額の合計額とします。

（平成19年分以降用）

H20.11

改　正　後

番　号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成＿＿年分）　【租税特別措置法第41条の５の２用】

住所（又は事務所、事業所、居所など）		フリガナ 氏名	

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の５の２第１項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の５の２第４項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ［www.nta.go.jp］からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の㉒の合計欄の金額を書いてください。）		①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （㉓の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と㉓の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は０と書きます。）。また、㉓の金額以外にない場合は、㉓の金額を書いてください。）		②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の㉑から㉒を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は０と書いてください。）		③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。）		④	
本年分の純損失の金額 （上記㉕（※1）、申告書Ｂ第一表㉝及び申告書第三表㉔・㉕の金額の合計額又は申告書第四表㉔の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは０と書きます。）		⑤	
本年分が青色申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額 （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑥	
本年分が白色申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは０と書きます。）	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （④から⑥又は⑦を差し引いた金額（引き出されない場合は0）を書いてください。）		⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 （④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）		⑨	

※１「上記㉕の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、２分の１前）がある場合は、「上記㉓の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（上記㉕の金額より、その黒字の金額が多い場合は０とします。）。
※２「事業所得の金額」とは、申告書Ｂ第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※３「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「１損失額又は所得金額」の㉓、㉔の金額の合計額とします。

（平成21年分以降用）

H21.11

改　正　前

番　号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成＿＿年分）　【租税特別措置法第41条の５の２用】

住所（又は事務所、事業所、居所など）		フリガナ 氏名	

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の５の２第１項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の５の２第４項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ［www.nta.go.jp］からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の㉒の合計欄の金額を書いてください。）		①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （㉓の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は０と書きます。）。また、㉓の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）		②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の㉑から㉒を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は０と書いてください。）		③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。）		④	
本年分の純損失の金額 （上記㉕（※1）、申告書Ｂ第一表㉝及び申告書第三表㉔・㉕の金額の合計額又は申告書第四表㉔の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは０と書きます。）		⑤	
本年分が青色申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額 （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑥	
本年分が白色申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは０と書きます。）	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （④から⑥又は⑦を差し引いた金額（引き出されない場合は0）を書いてください。）		⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 （④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）		⑨	

※１「上記㉕の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、２分の１前）がある場合は、「上記㉓の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（上記㉕の金額より、その黒字の金額が多い場合は０とします。）。
※２「事業所得の金額」とは、申告書Ｂ第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※３「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「１損失額又は所得金額」の㉓、㉔の金額の合計額とします。

（平成19年分以降用）

H20.11

改正後	改正前
租税特別措置法第37条の９の５第１項の規定による先行取得土地等の届出書	（新規）

この欄には記載しないでください

通信日付印の年月日	確認印			番号
年 月 日				

申請書受付印

税務署長殿

年 月 日提出

届出者

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (TEL － －)		
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は書いてください。 (TEL － －)		
フリガナ		生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日生
氏名	㊞		
職業		フリガナ 屋号	

私が昨年取得した下記の土地等（先行取得土地等）については、租税特別措置法第37条の９の５第１項の規定の適用に係るものである旨を届出します。

記

1 取得した土地等（先行取得土地等）

種類			
面積	㎡	㎡	㎡
所在地			
取得年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
取得価額	円	円	円

2 届出者の行う業務の内容

種類	該当するものを○で囲んでください。 不動産所得を生ずべき業務 ・ 事業所得を生ずべき業務 ・ 山林所得を生ずべき業務
業務の内容	

3 その他参考となる事項

(1) 先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る総収入金額

（不動産） 円 （事業） 円 （山林） 円

(2) その他

関与税理士	㊞	電話番号	

（資６－９４－Ａ４統一）（H21.11）

改　正　後	改　正　前
租税特別措置法第37条の９の５第1項の規定による先行取得土地等の届出書 1　この届出書は、個人事業者が平成21年１月１日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等（先行取得土地等）について、租税特別措置法第37条の９の５第１項（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例）の規定の適用に係るものである旨を届け出るために使用します。 （注）　租税特別措置法第37条の９の５第１項の規定の適用を受けるためには、取得をした先行取得土地等について届出する必要があり、届出のない先行取得土地等についてはこの規定の適用が受けられないことにご注意ください。 2　この届出書は、届け出ようとする先行取得土地等を取得した年の翌年３月15日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。 3　各欄は次により記載してください。 なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。 (1)　「種類」については、土地、借地権などと記載してください。 (2)　「面積」、「所在地」、「取得年月日」及び「取得価額」については、それぞれその土地等の面積、所在地、取得年月日及び取得価額を記載してください。 (3)　「業務の内容」については、○で囲んだ業務について、その業務の内容をできるだけ具体的に記載してください。 (4)　「先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る総収入金額」の「(不動産)」、「(事業)」及び「(山林)」については、先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得に係る総収入金額、事業所得に係る総収入金額及び山林所得に係る総収入金額をそれぞれ記載してください。	（新規）

改正後

通信日付印の年月日	確認印			番号
年 月 日				

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

税務署受付印

税務署長殿

年 月 日提出

届出者	住所（国内の居所）	（ ）		
	フリガナ			
	氏名	㊞		
	職業		連絡先電話番号	（ ）

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容のとおり届出します。

記

1 特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件（注）	1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時において、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書（及び変更申告書）の提出年月日 年 月 日（ 年 月 日） 2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。

2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の[1]及び[2]に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合		
	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
[1] 内国法人の特殊関係株主等（[2]に掲げる者を除く。）	%	%	%
[2] 内国法人の特殊関係株主等のうち一定の者（注）	%	%	%

（注）「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）	株（円）	株（円）	株（円）
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）	株（円）	株（円）	株（円）

4 その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	

（注）この届出書については、該当する組合の業務を full で行なっている方は、特例適用申告書（及び変更申告書）の提出年月日を記載してください。

（資6－95－A4統一）（H21.11）

改正前

（新規）

改　正　後	改　正　前
恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書 1　使用目的 この届出書は、国内に恒久的施設を有しない非居住者が、「恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第１項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。 この特例は、国内に恒久的施設を有しない非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名及び住所その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年３月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。 【注】　投資組合契約（同令第26条の31第１項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第１号及び第２号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（契約の内容の変更があった場合には変更前後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。 2　記載要領 (1)　「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第１項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第２項第２号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。 (2)　「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（同令第26条の30第２項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第１項第４号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。 (3)　「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第291条第１項第３号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第４項第３号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前３年内においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。 「　年　月　日～　年　月　日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。 【注】　記載すべき期間の開始日は譲渡年の２年前の１月１日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。 (4)　「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。 「租税特別措置法施行令第26条の31第３項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第３項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。 (5)　納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。	（新規）

改　正　後	改　正　前
農地等の 贈与税 / 相続税 の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書	農地等の 贈与税 / 相続税 の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書
使用目的 この通知書は、納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。	使用目的 この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

改　正　後

農地等の 贈与税 / 相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用を受ける旨の申告書の提出を行った者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改　正　前

農地等の 贈与税 / 相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改　正　後	改　正　前
贈与税 相続税　の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書	贈与税 相続税　の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書
使用目的 この通知書は、更正により納税猶予額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。	使用目的 この証明書は、更正により納税猶予額が増加したものについて、納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

改正後

通信日付印の年月日	確認		番号
年 月 日			

贈与税の納税猶予の継続届出書

猶予税理等	決算
※	※

平成　年　月　日

　　税務署長殿

届出者　住所　〒

氏名　　㊞

（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法第70条の４第１項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる事項等について確認し、同条第26項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 平成　年　月　日

贈与者	住所		氏名	（　年　月　日生）

1　納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 ・・・・・・・・・　　円

2　1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、
既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円
（注）譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3　1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1－2の金額）・・　　円

4　納税猶予の適用を受けた農地等については、　年　月　日に推定相続人他の推定相続人等　　に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人他の推定相続人等に引き続き使用させています。

5　この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年分以降の贈与税に係る相続猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る相続猶予で営農困難時貸付けを行っている場合）

6　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

※　添付書類
- ○　農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
- ○　この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- ○　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る相続猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る相続猶予で営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）

関与税理士		電話番号	

※印欄は記入しないでください。

（資１２－１２－１－Ａ４統一）

改正前

通信日付印の年月日	確認		番号
年 月 日			

贈与税
相続税の納税猶予の継続届出書

猶予税理等	決算
※	※

平成　年　月　日

　　税務署長殿

届出者住所　〒

氏名　　㊞

（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法第70条の4第1項
第70条の5第1項　の規定による贈与税
相続税　の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる事項等について確認し、同条
第70条の4
第70条の5　の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた 相続（遺贈）があった　年　月　日	平成　年　月　日

贈与者 被相続人	住所		氏名	（　年　月　日生）

1　納付すべき贈与税額
相続税額　のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額
相続税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

2．1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、

既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額
相続税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

（注）譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3　1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額
相続税額

（1－2の金額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

1　届出をする必要のある方

(1)　次に掲げる方は、贈与後の申告期限から３年を経過するごとの日までに、贈与後の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届出する必要のある方	
平成６年分以前の贈与	①　特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	②　特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成４年分以降の贈与に係る。）
平成７年分以降の贈与	③　納税猶予を受けているすべての人

（注）　上記に掲げる方が営農困難時貸付けを行っている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（別紙２の「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

(2)　営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（別紙１の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」及び別紙２の「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。

2　この届出書の記載方法等

(1)　記載事項４については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

(2)　上記１(1)の②又は③に該当する方は、別紙１の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。

(3)　営農困難時貸付けの適用を受けている方は、別紙１の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」及び別紙２の「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」も提出してください。

(4)　添付書類のうち農業経営を引き継を行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項４に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き継を行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等のすべてを一時的道路用地等の用に供している場合又は営農困難時貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

1　届出をする必要のある方

次に掲げる方は、贈与税又は相続税の申告期限から３年を経過するごとの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

区　分	届出する必要のある方	
贈与税	平成６年分以前の贈与	①　特例農地等の一部しか担保として提供していない人
		②　特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成４年分以降の贈与に係る。）
	平成７年分以降の贈与	③　納税猶予を受けているすべての人
相続税	平成17年3月31日以前の相続	④　特例農地等の一部しか担保として提供していない人
		⑤　特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成４年分以降の相続に係る。）
	平成17年4月1日以後の相続	⑥　納税猶予を受けているすべての人

2　この届出書の記載方法

(1)　贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨届け出る場合

次の該当箇所について、それぞれの「抹消する文字」欄の文字を横線で抹消してください。

該当箇所	抹消する文字
本文中	「第70条の６第１項」、「相続税」及び「第28項」
「農地等の贈与を受けた年月日」欄	「相続（遺贈）があった」
「贈与者被相続人」欄	「被相続人」
記載事項１から３までの「贈与税額相続税額」欄	「相続税額」

(2)　相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨届け出る場合

次の該当箇所について、それぞれの「抹消する文字」欄の文字を横線で抹消してください。

該当箇所	抹消する文字
本文中	「第70条の４第１項」、「贈与税」及び「第23項」
「農地等の贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日」欄	「贈与を受けた」
「贈与者被相続人」欄	「贈与者」
記載事項１から３までの「贈与税額相続税額」欄	「贈与税額」

(3)　記載事項４については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。

(4)　上記１の②、③、④又は⑤に該当する方は、別紙の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。

改正後

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

相続税の納税猶予の継続届出書

猶予継続等	回数
※	回

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長殿

〒
届出者住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の６第１項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる事項について承認し、同条第31項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の相続（遺贈）があった年月日		平成　年　月　日	
被相続人	住所	氏名	（　年　月　日生）

1　納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受けた相続税額 ・・・・・・・・・　　円

2　１のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

（注）譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3　１のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

4　１のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額（１－２－３の金額） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　円

5　納税猶予の適用を受けた農地等については、　年　月　日に　推定相続人／他の推定相続人等　　に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその　推定相続人／他の推定相続人等　に引き続き使用させています。

6　この届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年１月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年３月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付けに替えて特定貸付けを行っている場合）

7　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

8　特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）

※　添付書類
- ○　農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の５に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の死亡後農業に従事している旨の証明書）
- ○　この届出書を提出する前３年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- ○　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年１月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年３月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付けに替えて特定貸付けを行っている場合）
- ○　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）
- ○　特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）

関与税理士		電話番号	

（平12－13－2－A4統一）

改正前

（新規）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 1　届出をする必要のある方 (1)　次に掲げる方は、相続税の申告期限から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。 届　出　す　る　必　要　の　あ　る　方 平成17年３月31日以前の相続：①　特例農地等の一部しか担保として提供していない人 ②　特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成４年分以降の相続に限る。） 平成17年４月１日以降の相続：③　納税猶予を受けているすべての人 （注）　上記に掲げる方が営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（別紙２の「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は別紙３の「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 (2)　営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあっては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（別紙１の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と別紙２の「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 （注）　上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（別紙３の「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 (3)　特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（別紙１の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と別紙３の「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 （注）　上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（別紙２の「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 2　この届出書の記載方法等 (1)　記載事項５については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。 (2)　上記１(1)の②又は③に該当する方は、別紙１の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。 (3)　営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている方は、別紙１の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と別紙２の「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は別紙３の「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。 (4)　添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項５に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等のすべてを一時的営農困難等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。	（新規）

改　正　後

別紙 1

特例農地等に係る農業経営に関する明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

租税特別措置法 第70条の4第26項 / 第70条の6第31項 の規定による継続届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する明細は、次のとおりです。

1　継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地	地目	面積 作付面積	作付期間 収穫する時	生産量・飼育個別数 kg（頭羽）	出荷量 kg（頭羽）	主な出荷先（氏名・名称）	収入金額
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
合計			（　）					

（資12－34－1・A4縦…）

改　正　前

別紙

特例農地等に係る農業経営に関する明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	

租税特別措置法 第70条の4第26項 / 第70条の6第25項 の規定による継続届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する明細は、次のとおりです。

1　継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地	地目	面積 作付面積	作付期間 収穫する時	生産量・飼育個別数 kg（頭羽）	出荷量 kg（頭羽）	主な出荷先（氏名・名称）	収入金額
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
			（　）	（　～　）				
合計			（　）					

（資12－34－1－A4縦…）

改　正　後

（表）

記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が、継続届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年の農業経営に関する事項を届け出るときに使用してください。

① 特例農地等のうちに都市営農農地等を有する人（平成４年分以降の贈与税又は相続税について納税猶予を受けている人に限ります。）
② 平成７年分以降の贈与税に係る納税猶予の適用を受けている人
③ 平成17年４月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の適用を受けている人
④ 営農困難時貸付けを行っている人
⑤ 特定貸付けを行っている人

1 本文の「第70条の４第26項 / 第70条の６第31項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の６第31項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の４第26項」の文字を横線で抹消してください。

2 「継続届出書の提出期限の属する年の前１年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細」は、次により記載してください。なお、付表１及び付表２も同様に記載してください。

(1) 「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
（注） 下記(6)との関係で、例えば、番号１として数筆使用する場合があるので留意してください。
(2) 「農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
(3) 「面積（内作付面積）」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。
(4) 「作付期間（種類品名等）」欄は、１筆の農地又は採草放牧地について、１年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「１月～３月」（○○）、「４月～６月」（○○）等と具体的に記載してください。
(5) 「収入金額」欄は、所得税（住民税）の申告における収入金額を記載してください。なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。
（注） 所得税（住民税）の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事（事業）消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。
(6) 作付期間や作付の種類などからみて、１筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、○○市○○地区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。
なお、この場合の「農地等の所在地」欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか○○筆」というように記載してください。
(7) 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている農地等については、「番号」、「農地等の所在地」、「面積（内作付面積）」欄（「面積（内作付面積）」欄の内作付面積を除きます。）を記載し、「生産量・銘柄頭羽数kg（頭羽）」欄以下に「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書のとおり」又は「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書のとおり」と記載してください。

3 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている方は、この明細書とともに「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を提出してください。

改　正　前

（裏）

記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等を有する人（平成４年分以降の贈与税又は相続税について納税猶予を受けている人に限ります。）、平成７年分以降の贈与税に係る納税猶予の適用を受けている人又は平成17年４月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の適用を受けている人が、継続届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年の農業経営に関する事項を届け出るときに使用してください。

1 本文の「第70条の４第22項 / 第70条の６第28項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の６第28項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の４第22項」の文字を横線で抹消してください。

2 「継続届出書の提出期限の属する年の前１年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細」は、次により記載してください。なお、付表１及び付表２も同様に記載してください。

(1) 「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
（注） 下記(6)との関係で、例えば、番号１として数筆使用する場合があるので留意してください。
(2) 「農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
(3) 「面積（内作付面積）」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。
(4) 「作付期間（種類品名等）」欄は、１筆の農地又は採草放牧地について、１年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「１月～３月」（○○）、「４月～６月」（○○）等と具体的に記載してください。
(5) 「収入金額」欄は、所得税（住民税）の申告における収入金額を記載してください。なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。
（注） 所得税（住民税）の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事（事業）消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。
(6) 作付期間や作付の種類などからみて、１筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、○○市○○地区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。
なお、この場合の「農地等の所在地」欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか○○筆」というように記載してください。

改正後	改正前
別紙２ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書 受贈者、相続人（受遺者）の氏名 租税特別措置法 第70条の4第21項 第70条の6第27項 の規定による営農困難時貸付けの規定の適用を引き続き受けたいので、次に掲げる特例農地等について引き続き営農困難時貸付けを行っていることを届け出ます。 ○ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細 （第１２－１２－３－Ａ４統一）	（新規）

番号	営農困難時貸付けを行っている特例農地等の所在地	地目	面積	貸付けを行った年月日	貸借権等の存続期間	借り受けている者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 借り受けている者の氏名又は名称
			㎡	平・・	自：平・・ 至：平・・	
				平・・	自：平・・ 至：平・・	
				平・・	自：平・・ 至：平・・	
				平・・	自：平・・ 至：平・・	
				平・・	自：平・・ 至：平・・	
				平・・	自：平・・ 至：平・・	
				平・・	自：平・・ 至：平・・	
				平・・	自：平・・ 至：平・・	
				平・・	自：平・・ 至：平・・	
				平・・	自：平・・ 至：平・・	
				平・・	自：平・・ 至：平・・	
				平・・	自：平・・ 至：平・・	
				平・・	自：平・・ 至：平・・	

改　正　後	改　正　前
（裏） 記載方法等 この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が営農困難時貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における営農困難時貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。 1 本文の「 第70条の４第21項 第70条の６第27項 」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の６第27項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の４第21項」の文字を横線で抹消してください。 2 この明細書は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「営農困難時貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「貸借権等の存続期間」欄は、契約の更新により貸借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自：平　・　・　」には当初契約の貸借権等の存続期間の始期を記載し、「至：平　・　・　」には更新後の貸借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。 3 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について営農困難時貸付けを行っている場合であっても別紙１の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。 4 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。	（新設）

改正後	改正前

別紙３

特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書

相続人(受遺者)の氏名	

租税特別措置法第70条の６の２第１項の規定による特定貸付けの特例の適用を引き続き受けたいので、次に掲げる特例農地等について引き続き特定貸付けを行っていることを届け出ます。

○ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細

番号	特定貸付けを行っている特例農地等の所在地	地目	面積	貸付けを行った年月日	貸借権等の存続期間	借り受けている者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 借り受けている者の氏名又は名称
			㎡	平・・	自:平・・ 至:平・・	
				平・・	自:平・・ 至:平・・	
				平・・	自:平・・ 至:平・・	
				平・・	自:平・・ 至:平・・	
				平・・	自:平・・ 至:平・・	
				平・・	自:平・・ 至:平・・	
				平・・	自:平・・ 至:平・・	
				平・・	自:平・・ 至:平・・	
				平・・	自:平・・ 至:平・・	
				平・・	自:平・・ 至:平・・	
				平・・	自:平・・ 至:平・・	
				平・・	自:平・・ 至:平・・	

(資12－12－4－A4統一)

(新規)

改　正　後	改　正　前
（裏） 記載方法等 この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特定貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における特定貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。 1　この明細書は、次により記載してください。 (1)「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2)「特定貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3)「貸借権等の存続期間」欄は、契約の更新により貸借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自：平　・　・　」には当初契約の貸借権等の存続期間の始期を記載し、「至：平　・　・　」には更新後の貸借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。 2　納税猶予の適用を受ける農地等の全部について特定貸付けを行っている場合であっても別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。 3　この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。	（新規）

改正後

特例農地等の異動の明細書

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		整理簿	検算
		※	※

租税特別措置法 第70条の4第26項 / 第70条の6第31項 の規定による継続届出書の提出期限前3年間における特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目等	面積	譲渡等の価額・農業投資価格超過額	譲渡等の年月日・目的
			㎡	円	・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・

※欄には記入しないでください。

(資12－13－A4統一)

改正前

特例農地等の異動の明細書

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		整理簿	検算
		※	※

租税特別措置法 第70条の4第22項 / 第70条の6第28項 の規定による継続届出書の提出期限前3年間における特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目等	面積	譲渡等の価額・農業投資価格超過額	譲渡等の年月日・目的
			㎡	円	・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・
					・・

※欄には記入しないでください。

(資12－13－A4統一)

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この明細書は、継続届出書の提出期限前３年の間に特例農地等の異動があった場合のその異動等の明細を記載するときに使用してください。

１　本文の「租税特別措置法 第70条の４第26項 / 第70条の６第31項 」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の６第31項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の４第26項」の文字を横線で抹消してください。

２　「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。
　なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

３　「贈与価額・農業投資価格超過額」欄は、贈与税の場合は農地等の価額を、相続税の場合は農地等の通常価額から農業投資価格を差引いた金額を、贈与税又は相続税の申告書等により記載してください。

４　「譲渡等の年月日・態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、権利の設定、耕作の放棄、権利の消滅、買取りの申出等に伴う譲渡等と記載してください。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

この明細書は、継続届出書の提出期限前３年の間に特例農地等の異動があった場合のその異動等の明細を記載するときに使用してください。

１　本文の「租税特別措置法 第70条の４第22項 / 第70条の６第28項 」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の６第28項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の４第22項」の文字を横線で抹消してください。

２　「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等と記載してください。
　なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

３　「贈与価額・農業投資価格超過額」欄は、贈与税の場合は農地等の価額を、相続税の場合は農地等の通常価額から農業投資価格を差引いた金額を、贈与税又は相続税の申告書等により記載してください。

４　「譲渡等の年月日・態様」欄は、譲渡等又は買取りの申出等の年月日を記載するとともに、譲渡等又は買取りの申出等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、耕作の放棄、消滅、買取りの申出等に伴う譲渡　等と記載してください。

改　正　後

贈与税の納税猶予の継続届出書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

猶予整理番号	検　算
※	※

※印欄は記入しないでください。

＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　届出者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 平成	年　月　日

贈与者	住所		氏名	（　年月日生）

1　納税の猶予の適用を受けた贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿円

2　1のうちこの届出書の提出までに特例農地等を譲渡したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿円
（注）譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは権利の消滅も含まれます。

3　1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額
（1－2の金額） …… ＿＿＿＿＿＿円

4　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に下記の特定農業生産法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。
所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農業生産法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6　使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第2条第3項に規定する農業生産法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する（理事／業務執行権を有する社員／取締役／使用人）に就任し、かつ、常時従事者である（組合員／社員／株主）（1年間のうち、農業生産法人の事業に従事する日数が＿＿＿日であり、かつ、事業に必要な農作業に＿＿＿日従事します。）となっています。

※　添付書類
○　この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
○　特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書

関与税理士	印	電話番号	

（資12－52－1－A4統一）

改　正　前

贈与税の納税猶予の継続届出書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

猶予整理番号	検　算
※	※

※印欄は記入しないでください。

＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　届出者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 平成	年　月　日

贈与者	住所		氏名	（　年月日生）

1　納税の猶予の適用を受けた贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿円

2　1のうちこの届出書の提出までに特例農地等を譲渡したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿円
（注）譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは権利の消滅も含まれます。

3　1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額
（1－2の金額） …… ＿＿＿＿＿＿円

4　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に下記の特定農業生産法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。
所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農業生産法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6　使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第2条第3項に規定する農業生産法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する（理事／業務執行権を有する社員／取締役／使用人）に就任し、かつ、常時従事者である（組合員／社員／株主）（1年間のうち、農業生産法人の事業に従事する日数が＿＿＿日であり、かつ、事業に必要な農作業に＿＿＿日従事します。）となっています。

※　添付書類
○　この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
○　特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書

贈与税理士	印	電話番号	

（資12－52－1－A4統一）

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

1　この付表は、特定転用の継続届出書と一緒に提出してください。

2　(1)～(3)の各欄については、承認を受けた特定転用の区分に応じ、関係する欄のみ記載してください。

（注）　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成３年法律第16号）附則第19条第６項が平成９年、平成13年及び平成16年に改正されたことにより、特定転用の区分は、相続開始の年分により、次のとおりとなっています。

相続開始の年分	新旧の区分	特定転用の区分
昭和50～59年分	旧	１号転用、２号転用、３号転用、４号転用
昭和60～平成３年分	新	１号転用、２号転用

3　「(1)　承認を受けて転用した特定市街化区域農地等に関する事項（旧１号、旧４号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、次により記載してください。

(1)　「貸付け条件」欄の「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」は、次の場合にその変更状況を記載します。

イ　特定市街化区域農地等の貸付けに関する届出書の提出後契約の条件に変更があった場合

ロ　２回目以降のこの届出書を提出する場合において前回の届出書の提出後契約の条件に変更があった場合

(2)　「貸付け土地等の用途」欄は、承認を受けた転用の区分以外の文字を、横線で抹消してください。

4　「(2)　共同住宅の貸付けに関する事項（新１号、旧２号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、記載してください。なお、「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」欄は、上記３の(1)に準じて記載してください。

5　「(3)　新築又は取得した共同住宅等に関する事項（新１号、新２号、旧２号、旧３号転用の場合）」の各欄については、この届出書を提出する時における共同住宅の構造等に基づき、次により記載して下さい。

(1)　「種別」欄には、共同住宅の種別の名称を記載してください（名称が定まっていない場合には、仮称を記載してください。）。

(2)　「独立部分の数」及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は床面積を記載します。

(3)　「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。

(4)　「独立部分３、３㎡当たりの取得価額（増改築等を行った場合）」欄は、前回のこの届出書の提出の時から今回のこの届出書の提出時までに、共同住宅について、例えば増改築等を行った場合に、その増改築等の内容とこれに要した費用の明細を記載してください。

(5)　「各棟ごとの敷地の明細」欄及び「各棟の敷地面積」欄については、１棟ごとの共同住宅の敷地となっている主たる土地の所在地及びその敷地面積を記載します。

また、図面等により具体的に各棟と敷地との位置関係を線引き等により表示したものを添付してください。

6　「(4)　承認を受けて転用した特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細」欄は、特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合に、その明細を届出書（本表）の「２」欄に準じて記載してください。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

1　この付表は、特定転用の継続届出書と一緒に提出してください。

2　(1)～(3)の各欄については、承認を受けた特定転用の区分に応じ、関係する欄のみ記載してください。

（注）　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成３年法律第16号）附則第19条第６項が平成９年、平成13年及び平成16年に改正されたことにより、特定転用の区分は、相続開始の年分により、次のとおりとなっています。

相続開始の年分	新旧の区分	特定転用の区分
昭和50～59年分	旧	１号転用、２号転用、３号転用、４号転用
昭和60～平成３年分	新	１号転用、２号転用

3　「(1)　承認を受けて転用した特定市街化区域農地等に関する事項（旧１号、旧４号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、次により記載してください。

(1)　「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」欄は、次の場合にその変更状況を記載します。

イ　特定市街化区域農地等の貸付けに関する届出書の提出後契約の条件に変更があった場合

ロ　２回目以降のこの届出書を提出する場合において前回の届出書の提出後契約の条件に変更があった場合

(2)　「貸付け土地等の用途」欄は、承認を受けた転用の区分以外の文字を、横線で抹消してください。

4　「(2)　共同住宅の貸付けに関する事項（新１号、旧２号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、記載してください。なお、「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」欄は、上記３の(1)に準じて記載してください。

5　「(3)　新築又は取得した共同住宅に関する事項（新１号、新２号、旧２号、旧３号転用の場合）」の各欄については、この届出書を提出する時における共同住宅の構造等に基づき、次により記載して下さい。

(1)　「種別」欄には、共同住宅の種別の名称を記載してください（名称が定まっていない場合には、仮称を記載してください。）。

(2)　「独立部分の数」及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は床面積を記載します。

(3)　「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。

(4)　「独立部分３、３㎡当たりの取得価額（増改築等を行った場合）」欄は、前回のこの届出書の提出の時から今回のこの届出書の提出時までに、共同住宅について、例えば増改築等を行った場合に、その増改築等の内容とこれに要した費用の明細を記載してください。

(5)　「各棟ごとの敷地の明細」欄及び「各棟の敷地面積」欄については、１棟ごとの共同住宅の敷地となっている主たる土地の所在地及びその敷地面積を記載します。

また、図面等により具体的に各棟と敷地との位置関係を線引き等により表示したものを添付してください。

6　「(4)　承認を受けて転用した特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細」欄は、特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合に、その明細を届出書（本表）の「２」欄に準じて記載してください。

改正後

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の４第１項又は第70条の６第１項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の８第１項又は第３項の規定の適用を受けるため、同条第２項又は第４項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の 贈与 相続（遺贈） を受けた年月日		昭和 平成　年　月　日		
贈与者 被相続人	住所		氏名	

1　収用交換等により譲渡した農地等の明細

(1)　所在場所 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(2)　地　目 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(3)　面　積 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㎡

（注）この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2　農地等の譲渡をした日 …… 平成　年　月　日

3　農地等の譲渡先 …… 所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　その他参考事項

※　添付書類
○　公共事業施行者の証明書　　○
○　　○

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－５６－Ａ４統一）

改正前

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の４第１項又は第70条の６第１項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の７第１項又は第３項の規定の適用を受けるため、同条第２項又は第４項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の 贈与 相続（遺贈） を受けた年月日		昭和 平成　年　月　日		
贈与者 被相続人	住所		氏名	

1　収用交換等により譲渡した農地等の明細

(1)　所在場所 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(2)　地　目 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(3)　面　積 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㎡

（注）この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2　農地等の譲渡をした日 …… 平成　年　月　日

3　農地等の譲渡先 …… 所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　その他参考事項

※　添付書類
○　公共事業施行者の証明書　　○
○　　○

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－５６－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は同法第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第70条の8第1項又は第70条の8第3項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の2分の1の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

1　提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（収用交換等により譲渡した日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、軽減の特例の適用が認められます。

2　記載要領

(1) 文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2) 「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ　収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ　この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

（注）「公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3) 「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4) 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

（注）「公共事業施行者から収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5) 「その他参考事項」欄

イ　収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ　やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

3　添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1) 公共事業施行者から収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2) 収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は同法第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第70条の7第1項又は第70条の7第3項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の2分の1の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

1　提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（収用交換等により譲渡した日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、軽減の特例の適用が認められます。

2　記載要領

(1) 文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2) 「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ　収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ　この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

（注）「公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3) 「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4) 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

（注）「公共事業施行者から収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5) 「その他参考事項」欄

イ　収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ　やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

3　添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1) 公共事業施行者から収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2) 収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

改　正　後

猶予期限が確定した贈与税額／相続税額の通知書

（通知用）

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

平成＿＿年＿＿月＿＿日

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

＿＿＿＿＿＿税務署長　㊞

あなたが＿＿＿＿＿＿＿＿から贈与／相続（遺贈）により取得した長地等の贈与税／相続税については、租税特別措置法第70条の4第1項／第70条の6第1項の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

1　納税の猶予がなされていた贈与税／相続税の額 ―――― ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　猶予期限が確定した贈与税／相続税の額（猶予確定税額） ―― ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

　　ほか利子税の額
　　（租税特別措置法第70条の8（□該当・□非該当）） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　引き続き納税の猶予がされる贈与税／相続税の額 ―――― ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　確定した贈与税／相続税の猶予期限 ―――― 平成＿＿年＿＿月＿＿日

5　猶予期限が確定した理由

猶予期限が確定した贈与税／相続税の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに至急同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と合せて納付してください。

（災12－16－1－A4統一）

改　正　前

猶予期限が確定した贈与税額／相続税額の通知書

（通知用）

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

平成＿＿年＿＿月＿＿日

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

＿＿＿＿＿＿税務署長　㊞

あなたが＿＿＿＿＿＿＿＿から贈与／相続（遺贈）により取得した長地等の贈与税／相続税については、租税特別措置法第70条の4第1項／第70条の6第1項の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

1　納税の猶予がなされていた贈与税／相続税の額 ―――― ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　猶予期限が確定した贈与税／相続税の額 ―――― ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

　　ほか利子税の額
　　（租税特別措置法第70条の7（□該当・□非該当）） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　引き続き納税の猶予がされる贈与税／相続税の額 ―――― ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　確定した贈与税／相続税の猶予期限 ―――― 平成＿＿年＿＿月＿＿日

5　猶予期限が確定した理由

猶予期限が確定した贈与税／相続税の額及び利子税の額は、上記の猶予期限までに至急同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記の猶予期限までに納付しなかった場合には、延滞税がかかりますから猶予確定税額、利子税の額と合せて納付してください。

（災12－16－1－A4統一）

改　正　後	改　正　前
猶予期限が確定した<u>贈与税額 相続税額</u>の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。	猶予期限が確定した<u>贈与後 相続税</u>の通知書 使用目的 この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

改正後

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用）

整理番号	

税務署受付印

〒
住所
_____税務署長殿
申請者
_____年_____月_____日提出　氏名_____㊞　電話_____

租税特別措置法施行令 第40条の6第27項 第40条の7第28項 の規定により 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額の見積額等に関する承認申請をいたします。

譲渡等をした特例農地等	農地等の所在地			計
	農地等の地目等、面積	㎡	㎡	
	贈与を受けた年月日 相続(遺贈)のあった	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	贈与 相続(遺贈) の時の価額	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円
	農業投資価格増加額	円	円	円
	譲渡等の年月日、価格	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	譲渡等の対価の額	円	円	円
取得又はその農地又は採草放牧地	農地又は採草放牧地の所在地			
	農地又は採草放牧地の地目等、面積	㎡	㎡	
	取得予定の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	取得価額の見積額	円	円	円

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号	

(資12-19-1-A4統一)

改正前

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用）

整理番号	

税務署受付印

〒
住所
_____税務署長殿
申請者
_____年_____月_____日提出　氏名_____㊞　電話_____

租税特別措置法施行令 第40条の6第28項 第40条の7第28項 の規定により 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額の見積額等に関する承認申請をいたします。

譲渡等をした特例農地等	農地等の所在地			計
	農地等の地目等、面積	㎡	㎡	
	贈与を受けた年月日 相続(遺贈)のあった	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	贈与 相続(遺贈) の時の価額	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円
	農業投資価格増加額	円	円	円
	譲渡等の年月日、価格	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	譲渡等の対価の額	円	円	円
取得又はその農地又は採草放牧地	農地又は採草放牧地の所在地			
	農地又は採草放牧地の地目等、面積	㎡	㎡	
	取得予定の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	取得価額の見積額	円	円	円

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士	印	電話番号	

(資12-19-1-A4統一)

改　正　後

記　載　方　法　等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から１年以内に代替農地等を取得する見込みにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から１か月以内です。

１　この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の７第28項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の６第27項」と「贈与税」の文字を横線で抹消してください。

２　「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「農地等の地目等、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には（「耕作権」）と併記してください。

(2)　「譲渡等の年月日、態様」欄には、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

３　「取得見込みの農地又は採草放牧地」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。

改　正　前

記　載　方　法　等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から１年以内に代替農地等を取得する見込みにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から１か月以内です。

１　この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の７第28項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の６第28項」と「贈与税」の文字を横線で抹消してください。

２　「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「農地等の地目等、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には（「耕作権」）と併記してください。

(2)　「譲渡等の年月日、態様」欄には、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

３　「取得見込みの農地又は採草放牧地」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込である農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。

改　正　後

□□□□□□□

＿＿＿年＿＿＿号

住所又は
所在地（機関）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

代替農地等の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書　（通知用）

平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、代替農地等の取得見込みについての取得価額の見積額等の承認申請を 承認 / 却下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）　譲渡等があった日から１年を経過してもその承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地等の取得に充てられていない場合には、その部分に対応する 贈与税額 / 相続税額 又は全部の 贈与税額 / 相続税額 は、その１年を経過した日から２か月を経過する日に猶予期限が確定します。

（　）枚のうち（　）枚目

（資12－19・28－3－A4統一）

改　正　前

□□□□□□□

＿＿＿税＿＿＿号

住所又は
所在地（機関）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

代替農地等の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書　（通知用）

平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、代替農地等の取得見込についての取得価額の見積額等の承認申請を 承認 / 却下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）　譲渡等があった日から１年を経過してもその承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地等の取得に充てられていない場合には、その部分に対応する 贈与税額 / 相続税額 又は全部の 贈与税額 / 相続税額 は、その１年を経過した日から２か月を経過する日に猶予期限が確定します。

（　）枚のうち（　）枚目

（資12－19・28－3－A4統一）

改　正　後

代替農地等の取得価額等の明細書

整理番号	枝番
※	※

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

税務署長　殿

〒
住所

氏名　　㊞
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法施行規則第23条の7第21項
第23条の8第10項
に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

譲渡した農地等の明細	所在地番				
	地目等				
	面積	①	㎡	㎡	㎡
	譲渡等の年月日、種類		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡価額 農業委員会等の証明額	②	円	円	円
	譲渡の対価の額	③	円	円	円
取得した農地又は採草放牧地の明細	所在地番				
	地目等				
	面積	④	㎡	㎡	㎡
	取得年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		平成　年　月　日 許可／届出	平成　年　月　日 許可／届出	平成　年　月　日 許可／届出
	取得の態様				
	取得価額	⑤	円	円	円
	買入先 住所又は所在地				
	買入先 氏名又は名称				
譲った農地等に対応する部分	③ × (⑤ − ②) / ⑤	⑥	円	円	円
譲った農地等の面積	④ × ① / ④ （1を超えるときは1とする。）	⑦	㎡	㎡	㎡
譲った農地等に対応する部分	⑤ × ⑦ / ④ （1を超えるときは1とする。）	⑧	円	円	円
摘要					

税理士	印	電話番号	

（資12－20－A4統一）

改　正　前

代替農地等の取得価額等の明細書

整理番号	枝番
※	※

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

税務署長　殿

〒
住所

氏名　　㊞
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法施行規則第23条の7第22項
第23条の8第12項
に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

譲渡した農地等の明細	所在地番				
	地目等				
	面積	①	㎡	㎡	㎡
	譲渡等の年月日、種類		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡価額 農業委員会等の証明額	②	円	円	円
	譲渡の対価の額	③	円	円	円
取得した農地又は採草放牧地の明細	所在地番				
	地目等				
	面積	④	㎡	㎡	㎡
	取得年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		平成　年　月　日 許可／届出	平成　年　月　日 許可／届出	平成　年　月　日 許可／届出
	取得の態様				
	取得価額	⑤	円	円	円
	買入先 住所又は所在地				
	買入先 氏名又は名称				
譲った農地等に対応する部分	③ × (⑤ − ②) / ⑤	⑥	円	円	円
譲った農地等の面積	④ × ① / ④ （1を超えるときは1とする。）	⑦	㎡	㎡	㎡
譲った農地等に対応する部分	⑤ × ⑦ / ④ （1を超えるときは1とする。）	⑧	円	円	円
摘要					

税理士	印	電話番号	

（資12－20－A4統一）

改　正　後

（表）

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

なお、この明細書は、代替農地等の取得後遅滞なく税務署長に提出してください。

1　本文の「租税特別措置法施行規則第23条の7第21項第23条の8第16項」は、この明細書を提出する人が、贈与税の納税猶予を受けている場合は、「第23条の８第16項」の文字を、相続税の納税猶予を受けている場合は「第23条の７第21項」の文字を横線で抹消してください。

2　「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。なお、特例農地等が耕作権である場合には（「耕作権」）と併記してください。

(2)　「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

3　「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。

4　「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

改　正　前

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

なお、この明細書は、代替農地等の取得後遅滞なく税務署長に提出してください。

1　本文の「租税特別措置法施行規則第23条の7第22項第23条の8第17項」は、この明細書を提出する人が、贈与税の納税予を受けている場合は、「第23条の８第17項」の文字を、相続税の納税猶予を受けている場合は「第23条の７第22項」の文字を横線で抹消してください。

2　「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。なお、特例農地等が耕作権である場合には（「耕作権」）と併記してください。

(2)　「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

3　「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。

4　「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

改　正　後

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の８第３項第８号）

租税特別措置法第70条の４第１項に規定する贈与者の死亡の日前１年以内に特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認とみなされるときの譲渡等をした特例農地等の明細は次のとおりです。

譲渡等をした特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	㎡	㎡	㎡	㎡
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、態様	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価額超過額	円	円	円	円

（第１２－２１－Ａ４統一）

改　正　前

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の８第４項第８号）

租税特別措置法第70条の４第１項に規定する贈与者の死亡の日前１年以内に特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認とみなされるときの譲渡等をした特例農地等の明細は次のとおりです。

譲渡等をした特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	㎡	㎡	㎡	㎡
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、態様	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価額超過額	円	円	円	円

（第１２－２１－Ａ４統一）

改正後

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書
（納税猶予事案用）

整理番号

税務署受付印

〒

住所

税務署長殿

申請者

年 月 日提出　氏名 ㊞　電話

租税特別措置法施行令 第40条の6第30項 第40条の7第32項 の規定により 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る 代替農地等の取得価額の見積額等 都市営農農地等該当見込み等 に関する承認申請をいたします。

買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				計
	農地等の地目、面積	田 ㎡	田 ㎡	田 ㎡	
	贈与を受けた 相続(遺贈)のあった 年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	贈与 相続(遺贈) の時の価額	円	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細	譲渡等の予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円
	取得する農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積	田 ㎡	田 ㎡	田 ㎡	
	取得予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	取得対価の見積額	円	円	円	円
都市営農農地等該当の明細	都市営農農地等該当予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	都市営農農地等該当見込の農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積	田 ㎡	田 ㎡	田 ㎡	

（注）農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は耕農地をいいます。

税理士	㊞	電話番号	

（資12－35－1－A4統一）

改正前

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書
（納税猶予事案用）

整理簿番号

税務署受付印

〒

住所

税務署長殿

申請者

年 月 日提出　氏名 ㊞　電話

租税特別措置法施行令 第40条の6第32項 第40条の7第35項 の規定により 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る 代替農地等の取得価額の見積額等 都市営農農地等該当見込み等 に関する承認申請をいたします。

買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				計
	農地等の地目、面積	田 ㎡	田 ㎡	田 ㎡	
	贈与を受けた 相続(遺贈)のあった 年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	贈与 相続(遺贈) の時の価額	円	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細	譲渡等の予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円
	取得する農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積	田 ㎡	田 ㎡	田 ㎡	
	取得予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	取得対価の見積額	円	円	円	円
都市営農農地等該当の明細	都市営農農地等該当予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	都市営農農地等該当見込の農地又は採草放牧地の所在地				
	農地等の地目、面積	田 ㎡	田 ㎡	田 ㎡	

（注）農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は耕農地をいいます。

税理士	㊞	電話番号	

（資12－35－1－A4統一）

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から１年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から１年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から１か月以内です。

１　この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の７第32項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の６第30項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。

２　「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)「農地等の地目、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ田、畑と記載してください。

(2)「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（又は第15条第１項）の規定による買取りの申出、都市計画の決定、都市計画の変更、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

３　「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から１年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から１年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から１か月以内です。

１　この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の７第45項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の６第43項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。

２　「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)「農地等の地目、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ田、畑と記載してください。

(2)「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（又は第15条第１項）の規定による買取りの申出、都市計画の決定、都市計画の変更、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

３　「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。

改正後

□□□□□□□

＿＿＿＿年＿＿＿＿月

住所又は
所在地（納税地）
氏名又は
名称　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

平成＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、買取りの申出等に係る農地等の譲渡等及び代替農地等の取得見込みについての取得価額の見積額等の承認申請を承認・却下ことととなった農地等の都市営農農地等該当見込み等いたします。

この通知に係る処分の理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）１　買取りの申出等があった日から１年を経過する日までに、承認を受けた特定農地等の全部若しくは一部が譲渡されない場合、都市営農農地等に該当することとならなかった場合には、その部分に対する贈与税・相続税又は全部の贈与税・相続税は、その１年を経過した日から２か月を経過する日に納予期限が確定します。

２　買取りの申出等があった日から１年を経過する日までに、承認を受けた特定農地等の全部又は一部を譲渡した場合において、その譲渡等があった日から１年を経過する日においてその承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないときは、その部分に対応する贈与税・相続税又は全部の贈与税・相続税は、その１年を経過した日から２か月を経過する日に納予期限が確定します。

（　）枚のうち（　）枚目

（資13－35－3－A4統一）

改正前

□□□□□□□

＿＿＿＿年＿＿＿＿月

住所又は
所在地（納税地）
氏名又は
名称　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

平成＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、買取りの申出等に係る農地等の譲渡等及び代替農地等の取得見込についての取得価額の見積額等の承認申請を承認・却下ことととなった農地等の都市営農農地等該当見込み等いたします。

この通知に係る処分の理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）１　買取りの申出等があった日から１年を経過する日までに、承認を受けた特定農地等の全部若しくは一部が譲渡されない場合、都市営農農地等に該当することとならなかった場合には、その部分に対する贈与税・相続税又は全部の贈与税・相続税は、その１年を経過した日から２か月を経過する日に納予期限が確定します。

２　買取りの申出等があった日から１年を経過する日までに、承認を受けた特定農地等の全部又は一部を譲渡した場合において、その譲渡等があった日から１年を経過する日においてその承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないときは、その部分に対応する贈与税・相続税又は全部の贈与税・相続税は、その１年を経過した日から２か月を経過する日に納予期限が確定します。

（　）枚のうち（　）枚目

（資12－35－3－A4統一）

改　正　後

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

整理番号	枝　番
※	※

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長 殿

住所（〒　　）

氏名　　㊞

（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法施行規則第23条の7第22項／第23条の8第17項に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

譲渡等をした特定農地等の明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡等の年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡等の態様				
	譲渡の対価の額	⑫	円	円	円
	譲渡等の時における相続税評価額又は譲渡所得の収入金額	⑬	円	円	円
取得した農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				
	地目等				
	面積	⑭	㎡	㎡	㎡
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		平成　年　月　日 許可／届出	平成　年　月　日 許可／届出	平成　年　月　日 許可／届出
	取得の態様				
	取得年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	取得価額	⑮	円	円	円
	買入先 住所又は所在地				
	買入先 氏名又は名称				
譲渡のあった部分に係る買取りの申出等	① × (⑫ − ⑬) / ⑫	⑯	㎡	㎡	㎡
	⑮ × (⑫ − ⑬) / ⑫	⑰	円	円	円
買取りの申出等に係る部分の譲渡等	⑭ × ⑯ / ① （1を超えるときは1とする。）	⑱	㎡	㎡	㎡
	⑮ × ⑰ / ⑫ （1を超えるときは1とする。）	⑲	円	円	円

（注）　代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が平成3年1月1日において租税特別措置法第70条の4第2項第3号イからハまでに掲げる区域内にある場合には、その農地又は採草放牧地が同法第70条の4第1項に規定する農地又は採草放牧地に該当するものであることについての市長、区長の証明が必要となります。

関与税理士	印	電話番号	

（資12－36－A4統一）

改　正　前

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

整理番号	枝　番
※	※

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長 殿

住所（〒　　）

氏名　　㊞

（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法施行規則第23条の7第22項／第23条の8第17項に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

譲渡等をした特定農地等の明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡等の年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡等の態様				
	譲渡の対価の額	⑫	円	円	円
	譲渡等の時における相続税評価額又は譲渡所得の収入金額	⑬	円	円	円
取得した農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				
	地目等				
	面積	⑭	㎡	㎡	㎡
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		平成　年　月　日 許可／届出	平成　年　月　日 許可／届出	平成　年　月　日 許可／届出
	取得の態様				
	取得年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	取得価額	⑮	円	円	円
	買入先 住所又は所在地				
	買入先 氏名又は名称				
譲渡のあった部分に係る買取りの申出等	① × (⑫ − ⑬) / ⑫	⑯	㎡	㎡	㎡
	⑮ × (⑫ − ⑬) / ⑫	⑰	円	円	円
買取りの申出等に係る部分の譲渡等	⑭ × ⑯ / ① （1を超えるときは1とする。）	⑱	㎡	㎡	㎡
	⑮ × ⑰ / ⑫ （1を超えるときは1とする。）	⑲	円	円	円

（注）　代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が平成3年1月1日において租税特別措置法第70条の4第2項第3号イからハまでに掲げる区域内にある場合には、その農地又は採草放牧地が同法第70条の4第1項に規定する農地又は採草放牧地に該当するものであることについての市長、区長の証明が必要となります。

関与税理士	印	電話番号	

（資12－36－A4表一）

改　正　後

記　載　方　法　等

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から１年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

1　本文の「租税特別措置法施行規則（第23条の7第22項／第23条の8第17項）」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8 第17項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7 第22項」の文字を横線で抹消してください。

2　「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
　この場合、次の欄は次により記載してください。
(1)　「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
(2)　「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
(3)　「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

3　「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
　なお、「取得の態様」欄は、上記２の(3)に準じて記載してください。

4　「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

改　正　前

記　載　方　法　等

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から１年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から１年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

1　本文の「租税特別措置法施行規則（第23条の7第29項／第23条の8第24項）」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8 第24項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7 第29項」の文字を横線で抹消してください。

2　「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
　この場合、次の欄は次により記載してください。
(1)　「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
(2)　「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
(3)　「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。

3　「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
　なお、「取得の態様」欄は、上記２の(3)に準じて記載してください。

4　「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

改　正　後

整理番号	通知
※	要

都市営農農地等該当に関する明細書

平成　年　月　日

　　税務署長 殿

住所
氏名　　印
（電話番号　－　－　）

租税特別措置法施行規則 第23条の7第23項 に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当に関する明細は、次のとおりです。

地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	告示又は事由の内容				
	告示又は事由が生じた年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡価額 農業投資価格超過額	⑪	円	円	円
証明当該届出	特定農地等に該当した日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	該当した農地等の面積	⑫	㎡	㎡	㎡
贈与等により取得した部分	（①－⑫）の面積	⑬	㎡	㎡	㎡
	⑪ × (①－⑫)/①	⑭	円	円	円
贈与等により取得しなかった部分	⑫の面積	⑮	㎡	㎡	㎡
	⑪ × ⑫/①	⑯	円	円	円

（注）特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

関与税理士	印	電話番号	

（資12－37－A4統一）

改　正　前

整理番号	通知
※	要

都市営農農地等該当に関する明細書

平成　年　月　日

　　税務署長 殿

住所
氏名　　印
（電話番号　－　－　）

租税特別措置法施行規則 第23条の7第20項 に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当に関する明細は、次のとおりです。

地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	㋑	㎡	㎡	㎡
	告示又は事由の内容				
	告示又は事由が生じた年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡価額 農業投資価格超過額	㋒	円	円	円
証明当該届出	特定農地等に該当した日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	該当した農地等の面積	㋓	㎡	㎡	㎡
贈与等により取得した部分	（㋑－㋓）の面積	㋔	㎡	㎡	㎡
	㋒ × (㋑－㋓)/㋑	㋕	円	円	円
贈与等により取得しなかった部分	㋓の面積	㋖	㎡	㎡	㎡
	㋒ × ㋓/㋑	㋗	円	円	円

（注）特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

関与税理士	印	電話番号	

（資12－37－A4統一）

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から１年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

1　本文の「租税特別措置法施行規則第23条の７第23項第23条の８第18項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の８第18項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の７第23項」の文字を横線で抹消してください。

2　「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。

(2)　「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

3　「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。

4　「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から１年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

1　本文の「租税特別措置法施行規則第23条の７第23項第23条の８第18項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の８第18項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の７第23項」の文字を横線で抹消してください。

2　「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

(1)　「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。

(2)　「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

3　「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。

4　「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記２及び３により記載した事項に基づいて記載してください。

改　正　後

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の８第３項第９号）

租税特別措置法第70条の４第１項に規定する贈与者の死亡の日前１年以内に買取りの申出等に係る特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合又は当該買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市営農農地等該当に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認又は都市営農農地等該当に関する承認とみなされるときの買取りの申出等に係る特例農地等の明細は、次のとおりです。

買取りの申出等に係る特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	㎡	㎡	㎡	㎡
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円
買取りの申出等の年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
買取りの申出等の内容				
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、譲渡等の態様	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
都市営農農地等該当年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日

（資１２－３８－Ａ４統一）

改　正　前

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の８第４項第９号）

租税特別措置法第70条の４第１項に規定する贈与者の死亡の日前１年以内に買取りの申出等に係る特例農地等の譲渡等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合又は当該買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市営農農地等該当に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認又は都市営農農地等該当に関する承認とみなされるときの買取りの申出等に係る特例農地等の明細は、次のとおりです。

買取りの申出等に係る特例農地等の所在地番				
地目等				
面積	㎡	㎡	㎡	㎡
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業投資価格超過額	円	円	円	円
買取りの申出等の年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
買取りの申出等の内容				
譲渡等の対価の額	円	円	円	円
譲渡等の年月日、譲渡等の態様	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
都市営農農地等該当年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日

（資１２－３８－Ａ４統一）

改　正　後

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

農業相続人が推定相続人他の推定相続人等に使用貸借による権利の設定をしていることの明細書

租税特別措置法施行規則第23条の８第３項第５号の規定による農業相続人が推定相続人他の推定相続人等に使用貸借による権利の設定をしている明細は、次のとおりです。

推定相続人他の推定相続人等	住所		氏名	

１　相続又は遺贈により取得したものとみなされる農地等で、推定相続人他の推定相続人等に対して使用貸借による権利の設定をしているものの明細は、別紙のとおりです。

２　推定相続人他の推定相続人等に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

なお、その農地等については、今回の相続開始後も引き続き推定相続人他の推定相続人等に使用させています。

３　相続人は、推定相続人他の推定相続人等の営む農業経営に従事しておりましたが、今回の相続開始後も引き続きその農業経営に従事しています。

（資１２－２５－Ａ４統一）

改　正　前

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

農業相続人が推定相続人他の推定相続人等に使用貸借による権利の設定をしていることの明細書

租税特別措置法施行規則第23条の８第４項第５号の規定による農業相続人が推定相続人他の推定相続人等に使用貸借による権利の設定をしている明細は、次のとおりです。

推定相続人他の推定相続人等	住所		氏名	

１　相続又は遺贈により取得したものとみなされる農地等で、推定相続人他の推定相続人等に対して使用貸借による権利の設定をしているものの明細は、別紙のとおりです。

２　推定相続人他の推定相続人等に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

なお、その農地等については、今回の相続開始後も引き続き推定相続人他の推定相続人等に使用させています。

３　相続人は、推定相続人他の推定相続人等の営む農業経営に従事しておりましたが、今回の相続開始後も引き続きその農業経営に従事しています。

（資１２－２５－Ａ４統一）

改　正　後

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

平成　年　月　日

　　税務署長　殿

〒
届出者住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　）

平成　年　月　日に使用貸借による権利の設定を受けた「１」の特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「２」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第４項の規定により届け出ます。

1	合併により消滅した特定農業生産法人	所在地		名　称	
2	合併法人	所在地		名　称	

１　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併した日は、平成　年　月　日です。

２　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成　年　月　日です。

３　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

４　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第２条第３項に規定する農業生産法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する［理事／業務執行権を有する社員／取締役］に就任し、かつ、常時従事者である［組合員／社員］（１年間のうち、当該農業生産法人の農業に従事する日数が　日であり、かつ、農業に耕作業に　日従事します。）となっています。

添付書類
○　合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28号第３項に規定する特定農業生産法人に該当する旨の農業委員会の証明書
○　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類（使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類）
○　合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－６１－Ａ４統一）

改　正　前

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

平成　年　月　日

　　税務署長　殿

〒
届出者住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　）

平成　年　月　日に使用貸借による権利の設定を受けた「１」の特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「２」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第４項の規定により届け出ます。

1	合併により消滅した特定農業生産法人	所在地		名　称	
2	合併法人	所在地		名　称	

１　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併した日は、平成　年　月　日です。

２　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成　年　月　日です。

３　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

４　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第２条第７項に規定する農業生産法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する［理事／業務執行権を有する社員／取締役］に就任し、かつ、常時従事者である［組合員／社員］（１年間のうち、当該農業生産法人の農業に従事する日数が　日であり、かつ、農業に耕作業に　日従事します。）となっています。

添付書類
○　合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28号第３項に規定する特定農業生産法人に該当する旨の農業委員会の証明書
○　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類（使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類）
○　合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－６１－Ａ４統一）

改正後

適用財特法70の4⑧	確認印		番号
平 ・ 令 ・ 0			

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長 殿

〒
届出者住所 ____

氏名 ____ ㊞
（電話番号 ― ）

租税特別措置法第70条の４第８項の規定の適用を受けるため、同条第１項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の４第９項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者	住所		氏名	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	昭和 平成 年 月 日			
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	平成 年 月 日		
	公告番号			
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が50%以上であることが必要です。	（借受代替農地等の合計面積） （面積㎡） ㎡ ÷ （貸付特例適用農地等の合計面積）（面積㎡） ㎡ ＝ ％ ≧50%（小数点以下切捨）			

（提出書類）

1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第５条第１項に規定する農地保有合理化法人である場合には、当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用集積計画の写し

関与税理士	印	電話番号	

（資12－76－1－A4統一）

改正前

適用財特令40の4⑧	確認印		番号
平 ・ 令 ・ 0			

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長 殿

〒
届出者住所 ____

氏名 ____ ㊞
（電話番号 ― ）

租税特別措置法第70条の４第８項の規定の適用を受けるため、同条第１項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の４第９項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者	住所		氏名	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	昭和 平成 年 月 日			
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	平成 年 月 日		
	公告番号			
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が50%以上であることが必要です。	（借受代替農地等の合計面積） （面積㎡） ㎡ ÷ （貸付特例適用農地等の合計面積）（面積㎡） ㎡ ＝ ％ ≧50%（小数点以下切捨）			

（提出書類）

1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第４条第２項に規定する農地保有合理化法人である場合には、当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用集積計画の写し

関与税理士	印	電話番号	

（資12－76－1－A4統一）

改正後

通信日付印の年月日	確認		番号
年 月 日			

貸付特例適用農地等の（変更）届出書

（貸付特例適用農地等に設定されている貸借権等が消滅した場合）

整理簿	検算
㎡	分

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長殿

〒
届出者　住所

氏名　　㊞
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法 第70条の4第8項 / 第70条の6第10項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成　年　月　日届出分）については、

□ イ．同条 第10項 / 第12項（1号・3号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の貸借権等を消滅させたので同条 第11項 / 第13項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

（添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

（注）この場合、貸借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□ ロ．貸借権等の存続期間が終了したので、同令 第40条の6第25項 / 第40条の7第26項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□ ハ．貸借権等の存続期間終了前に貸借権等を消滅させたので、同令 第40条の6第25項 / 第40条の7第26項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 / 平成　年　月　日		
贈与者 / 被相続人	住所	氏名	

○　貸付特例適用農地等に設定していた貸借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	解約(消滅)時における状況	解約(消滅)年月日
1			㎡	（　・　・　）	・　・
2				（　・　・　）	・　・
3				（　・　・　）	・　・
4				（　・　・　）	・　・
5				（　・　・　）	・　・

（注）上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して添え支えありません。

関与税理士	印	電話番号	

（R12－79－A4統一）

改正前

通信日付印の年月日	確認		番号
年 月 日			

貸付特例適用農地等の（変更）届出書

（貸付特例適用農地等に設定されている貸借権等が消滅した場合）

整理簿	検算
㎡	分

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

　　税務署長殿

〒
届出者　住所

氏名　　㊞
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法 第70条の4第8項 / 第70条の6第10項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成　年　月　日届出分）については、

□ イ．同条 第10項 / 第12項（1号・2号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の貸借権等を消滅させたので同条 第11項 / 第13項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

（添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

（注）この場合、貸借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□ ロ．貸借権等の存続期間が終了したので、同令 第40条の6第25項 / 第40条の7第26項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□ ハ．貸借権等の存続期間終了前に貸借権等を消滅させたので、同令 第40条の6第25項 / 第40条の7第26項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 / 平成　年　月　日		
贈与者 / 被相続人	住所	氏名	

○　貸付特例適用農地等に設定していた貸借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	解約(消滅)時における状況	解約(消滅)年月日
1			㎡	（　・　・　）	・　・
2				（　・　・　）	・　・
3				（　・　・　）	・　・
4				（　・　・　）	・　・
5				（　・　・　）	・　・

（注）上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して添え支えありません。

関与税理士	印	電話番号	

（R12－79－A4統一）

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この（変更）届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は同法第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、①その全部の賃借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。

1　この（変更）届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の６第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の４第８項」の文字を二重線で抹消（以下、この（変更）届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。）してください。

2　この（変更）届出書の本文中、「（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。

3　この（変更）届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の□内にレ点を付し、不要の文字を二重線で抹消してください。

なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。

「イ」…… 貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日（又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日）から２か月を経過する日

「ロ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

「ハ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

4　「貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況（現況）及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。

5　「賃借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について賃借権等を解約した年月日を記載してください。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

この（変更）届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の４第８項又は同法第70条の６第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、①その全部の賃借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。

1　この（変更）届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の６第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の４第８項」の文字を二重線で抹消（以下、この（変更）届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。）してください。

2　この（変更）届出書の本文中、「（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。

3　この（変更）届出書の本文中、イからロについては、該当する届出の□内にレ点を付し、不要の文字を二重線で抹消してください。

なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。

「イ」…… 貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日（又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日）から２か月を経過する日

「ロ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

「ハ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から２か月以内

4　「貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況（現況）及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。

5　「賃借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について賃借権等を解約した年月日を記載してください。

改正後

通信日付印の年月日	税務署		番号
年 月 日			

相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

平成 年 月 日

税務署長 殿

〒
届出者住所

氏名 印
（電話番号 － ）

租税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の6第11項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

被相続人	住所		氏名	
届出者が被相続人から農地等を相続・遺贈により取得した年月日	昭和・平成 年 月 日			
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	平成 年 月 日		
	公告番号			
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	（借受代替農地等の合計面積） （面積の㎡） ㎡ ÷ （貸付特例適用農地等の合計面積） （面積の㎡） ㎡		＝ ％ ≧80%	（小数点以下切捨）

（提出書類）

1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第3条第1項に規定する農地保有合理化法人である場合には、当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用集積計画の写し

関与税理士	印	電話番号	

（資12－59－1－A4統一）

改正前

通信日付印の年月日	税務署		番号
年 月 日			

相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

平成 年 月 日

税務署長 殿

〒
届出者住所

氏名 印
（電話番号 － ）

租税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の6第11項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

被相続人	住所		氏名	
届出者が被相続人から農地等を相続・遺贈により取得した年月日	昭和・平成 年 月 日			
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	平成 年 月 日		
	公告番号			
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	（借受代替農地等の合計面積） （面積の㎡） ㎡ ÷ （貸付特例適用農地等の合計面積） （面積の㎡） ㎡		＝ ％ ≧80%	（小数点以下切捨）

（提出書類）

1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人である場合には、当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用集積計画の写し

関与税理士	印	電話番号	

（資12－80－1－A4統一）

改正後

通知年月日	整理簿		番号
年 月 日			

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

整理等

平成 年 月 日

税務署長 殿

届出者 〒
住所
氏名 印
(電話番号 －)

租税特別措置法第70条の1第11項又は第70条の6第31項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法第70条の1第12項又は第70条の6第32項の規定により届け出ます。

1	届出又は通知により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成 年 月 日	
2	届出書又は通知書の提出・氏名	住所	氏名
3	一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項		
(1)	承認申請書の提出年月日	平成 年 月 日	
(2)	(1)の承認の日に対する承認年月日 ※	平成 年 月 日	
※ (1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。			
4	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項		
(1)	貸付先(事業施行者)の名称等	住所	名称
(2)	貸付期間 貸付けを行った日	平成 年 月 日	
	貸付期限	平成 年 月 日	
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	
		使用目的	
※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。			
5	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細		

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				(　　)㎡ ㎡	有・無
2				(　　)㎡ ㎡	有・無
3				(　　)㎡ ㎡	有・無
4				(　　)㎡ ㎡	有・無
5				(　　)㎡ ㎡	有・無
6				(　　)㎡ ㎡	有・無
7				(　　)㎡ ㎡	有・無
8				(　　)㎡ ㎡	有・無
9				(　　)㎡ ㎡	有・無
10			合計	(　　)㎡ ㎡	

一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き貸し付けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類 …… (別紙のとおり)

関与税理士	印	電話番号	

(資12－33－A4統一)

改正前

通知年月日	整理簿		番号
年 月 日			

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

整理等

平成 年 月 日

税務署長 殿

届出者 〒
住所
氏名 印
(電話番号 －)

租税特別措置法第70条の1第11項又は第70条の6第31項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法第70条の1第12項又は第70条の6第32項の規定により届け出ます。

1	届出又は通知により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成 年 月 日	
2	届出書又は通知書の提出・氏名	住所	氏名
3	一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項		
(1)	承認申請書の提出年月日	平成 年 月 日	
(2)	(1)の承認の日に対する承認年月日 ※	平成 年 月 日	
※ (1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。			
4	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項		
(1)	貸付先(事業施行者)の名称等	住所	名称
(2)	貸付期間 貸付けを行った日	平成 年 月 日	
	貸付期限	平成 年 月 日	
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	
		使用目的	
※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。			
5	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細		

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				(　　)㎡ ㎡	有・無
2				(　　)㎡ ㎡	有・無
3				(　　)㎡ ㎡	有・無
4				(　　)㎡ ㎡	有・無
5				(　　)㎡ ㎡	有・無
6				(　　)㎡ ㎡	有・無
7				(　　)㎡ ㎡	有・無
8				(　　)㎡ ㎡	有・無
9				(　　)㎡ ㎡	有・無
10			合計	(　　)㎡ ㎡	

特例農地等の用に供されている特例農地等について引き続き貸し付けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類 …… (別紙のとおり)

関与税理士	印	電話番号	

(資12－32－A4統一)

改　正　後

（裏）
記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の４第17項又は租税特別措置法第70条の６第21項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎１年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

１　この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の６第21項」及び「第70条の６第22項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の４第17項」及び「第70条の４第18項」の文字を二重線で抹消してください。
２　３(2)「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
(1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。
(2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、３(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から１月を経過した日を記載してください。
(3) 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。
(注) この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書等を添付し提出する必要があります。
（例）・(1)又は(3)の場合
承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が平成13年４月25日であれば、継続貸付届出書は毎年４月25日までに提出しなければなりません。
・(2)の場合
承認申請書を提出した日が平成13年４月25日であれば、承認年月日は、平成13年５月25日となり、継続貸付届出書は毎年５月25日までに提出しなければなりません。
３　「５」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、１筆ごとに、次によって記載してください。
(1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
(2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
(3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、果樹、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
(4) 「面積」欄は、次によって記載してください。
イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
(5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
４　この届出書には、「５」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。
５　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

改　正　前

（裏）
記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の４第16項又は租税特別措置法第70条の６第20項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎１年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

１　この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の６第20項」及び「第70条の６第21項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の４第16項」及び「第70条の４第17項」の文字を二重線で抹消してください。
２　３(2)「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
(1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。
(2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、３(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から１月を経過した日を記載してください。
(3) 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。
(注) この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書等を添付し提出する必要があります。
（例）・(1)又は(3)の場合
承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が平成13年４月25日であれば、継続貸付届出書は毎年４月25日までに提出しなければなりません。
・(2)の場合
承認申請書を提出した日が平成13年４月25日であれば、承認年月日は、平成13年５月25日となり、継続貸付届出書は毎年５月25日までに提出しなければなりません。
３　「５」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、１筆ごとに、次によって記載してください。
(1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
(2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
(3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、果樹、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
(4) 「面積」欄は、次によって記載してください。
イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
(5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
４　この届出書には、「５」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。
５　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

改正後

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

整理簿番号	

税務署受付印

〒

住所

_____税務署長殿

申請者

_____年_____月_____日提出　　氏名_____㊞　電話_____

租税特別措置法 第70条の4第17項 / 第70条の6第21項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第33項 / 第40条の7第36項 の規定により承認申請します。

1　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

2　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称	住所		名称	
	貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日		
		貸付期限	平成　年　月　日		
	地上権等の登記の有無		有　・　無		
	貸貸料の金額		円　・　無償		
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名				
	使用目的				

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成_____年_____月_____日までに自己等の農業の用に供する予定です。

関与税理士	印	電話番号	

（資12－83－1－A4統一）

改正前

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

整理簿番号	

税務署受付印

〒

住所

_____税務署長殿

申請者

_____年_____月_____日提出　　氏名_____㊞　電話_____

租税特別措置法 第70条の4第16項 / 第70条の6第20項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第31項 / 第40条の7第32項 の規定により承認申請します。

1　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

2　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称	住所		名称	
	貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日		
		貸付期限	平成　年　月　日		
	地上権等の登記の有無		有　・　無		
	貸貸料の金額		円　・　無償		
(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名				
	使用目的				

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成_____年_____月_____日までに自己等の農業の用に供する予定です。

関与税理士	印	電話番号	

（資12－83－1－A4統一）

改　正　後

（裏）
記　載　方　法　等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101条第2項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から１か月以内です。

１　この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第70条の６第21項」と「第40条の７第36項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第70条の４第17項」と「第40条の６第33項」の文字を二重線で抹消してください。

２　２(1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

３　２(1)の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○で囲んでください。

４　２(2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。

５　「３　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から２か月以内の日に限られます。

６　この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。

７　この承認申請書には、次の書類を添付してください。

(1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類

(2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改　正　前

（裏）
記　載　方　法　等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101条第2項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から１か月以内です。

１　この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第70条の６第20項」と「第40条の７第32項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第70条の４第16項」と「第40条の６第31項」の文字を二重線で抹消してください。

２　２(1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

３　２(1)の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○で囲んでください。

４　２(2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。

５　「３　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から２か月以内の日に限られます。

６　この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。

７　この承認申請書には、次の書類を添付してください。

(1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類

(2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改正後

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書　付表

申請者氏名	

1　贈与／相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日等

取得した年月日	昭和・平成　年　月　日		
贈与者又は被相続人の住所・氏名	住所		氏名

2　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　　）㎡	有・無
2				（　　）	有・無
3				（　　）	有・無
4				（　　）	有・無
5				（　　）	有・無
6				（　　）	有・無
7				（　　）	有・無
8				（　　）	有・無
9				（　　）	有・無
10				（　　）	有・無
			合計	（　　）㎡	

上記の土地に係る租税特別措置法施行令　第40条の6第34項／第40条の7第37項　に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法施行規則　第23条の7第34項／第23条の8第19項　に規定する契約書等の写し――――（別添のとおり。）

3　承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付けがある場合のその明細

所在場所	地目	面積	所在場所	地目	面積
		㎡			㎡

（第12－33－2－A4縦）

改正前

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書　付表

申請者氏名	

1　贈与／相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日等

取得した年月日	昭和・平成　年　月　日		
贈与者／被相続人（大正・昭和・平成　年　月　日）の住所・氏名	住所		氏名

2　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況（注）	面積	地上権等の登記の有無（注）
1				（　　）㎡	有・無
2				（　　）	有・無
3				（　　）	有・無
4				（　　）	有・無
5				（　　）	有・無
6				（　　）	有・無
7				（　　）	有・無
8				（　　）	有・無
9				（　　）	有・無
10				（　　）	有・無
			合計	（　　）㎡	

上記の土地に係る租税特別措置法施行令　第40条の6第33項／第40条の7第32項　に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法施行規則　第23条の7第33項／第23条の8第18項　に規定する契約書等の写し――――（別添のとおり。）

3　承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付けがある場合のその明細

所在場所	地目	面積	所在場所	地目	面積
		㎡			㎡

（第12－33－2－A4縦）

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

1　この付表は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。

2　この付表は、次により記載してください。

(1)　「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）について、1　筆ごとに、次によって記載してください。

イ　「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

ロ　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

ハ　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、桑畑、作業場の敷地のように具体的な利用状況を記載してください。

ニ　「面積」欄は、次によって記載してください。

(イ)　1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

(ロ)　1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

ホ　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

(2)　贈与税についての承認申請をするときは、「2」下欄の文中の「第40条の7第32項」と「第23条の8第19項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6第34項」と「第23条の7第24項」の文字を二重線で抹消してください。

(3)　「3」欄は、承認を受けようとする特例農地等とともに同一事業施行者に対して、貸し付けた土地等がある場合には、その明細を1　筆ごとに、次によって記載してください。

イ　「所在場所」及び「地目」欄は、(1)に準じて記載してください。

ロ　「面積」欄は、その貸し付けた面積を記載してください。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

1　この付表は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。

2　この付表は、次により記載してください。

(1)　「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）について、1　筆ごとに、次によって記載してください。

イ　「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

ロ　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

ハ　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、桑畑、作業場の敷地のように具体的な利用状況を記載してください。

ニ　「面積」欄は、次によって記載してください。

(イ)　1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

(ロ)　1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

ホ　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

(2)　贈与税についての承認申請をするときは、「2」下欄の文中の「第40条の7第32項」と「第23条の8第19項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6第32項」と「第23条の7第23項」の文字を二重線で抹消してください。

(3)　「3」欄は、承認を受けようとする特例農地等とともに同一事業施行者に対して、貸し付けた土地等がある場合には、その明細を1　筆ごとに、次によって記載してください。

イ　「所在場所」及び「地目」欄は、(1)に準じて記載してください。

ロ　「面積」欄は、その貸し付けた面積を記載してください。

改　正　後

□□□-□□□□

＿＿＿＿年＿＿＿＿号

住所又は
居所(法人)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は
名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書　（通知用）

平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の４第11項 第70条の６第21項 の規定に基づく承認申請を 承認 却下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）１　この承認を受けた日の翌日から起算して１年を経過することの日までに、相続貸付届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

２　当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を申請者の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した日から２か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。

（　）枚のうち（　）枚目

（資 12－83－４－Ａ４統一）

改　正　前

□□□-□□□□

＿＿＿＿年＿＿＿＿号

住所又は
居所(法人)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名又は
名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿印

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書　（通知用）

平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の４第10項 第70条の６第20項 の規定に基づく承認申請を 承認 却下 いたします。

この通知に係る処分の理由

（注）１　この承認を受けた日の翌日から起算して１年を経過することの日までに、相続貸付届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

２　当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を申請者の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した日から２か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。

（　）枚のうち（　）枚目

（資 12－83－４－Ａ４統一）

改正後

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

整理番号

平成 年 月 日

税務署長 殿

〒
届出者 住所

氏名 印
(電話番号 － －)

租税特別措置法 第70条の4第12項 第70条の6第21項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について 貸付期限の到来 地上権等の解約 により平成 年 月 日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令 第40条の6第38項 第40条の7第32項 の規定により届け出ます。

1	開始 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成 年 月 日	
2	譲与者 被相続人 の住所・氏名	住所	氏名
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項		
(1)	貸先 (手続者等) の名称等	住所	名称
(2)	貸付期間 貸付けを行った日	平成 年 月 日	
	貸付期限	平成 年 月 日	
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名		
	使用目的		

4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細 (この届出書の提出日現在)

(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等							(2) (1) のうち貸付け終了後の土地利用状況		
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	自己等の農業の用に供した日 (予定日)	自己等の農業の用に供した (供する) 面積	現在 (今後) の利用状況
1				( )m²/m²	有・無	年月日	m²	
2				( )m²/m²	有・無			
3				( )m²/m²	有・無			
4				( )m²/m²	有・無			
5				( )m²/m²	有・無			
6				( )m²/m²	有・無			
7				( )m²/m²	有・無			
8				( )m²/m²	有・無			
9				( )m²/m²	有・無			
10				( )m²/m²	有・無			
			合計	( )m²			m²	

(3) (2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に戻したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること (又は遅滞なく耕作する見込みであること) を証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する市区町村等の書類
その他の添付書類については別紙のとおりです。

関与税理士	印	電話番号分	

(資12－85－A4統一)

改正前

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

整理番号

平成 年 月 日

税務署長 殿

〒
届出者 住所

氏名 印
(電話番号 － －)

租税特別措置法 第70条の4第16項 第70条の6第20項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について 貸付期限の到来 地上権等の解約 により平成 年 月 日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令 第40条の6第35項 第40条の7第32項 の規定により届け出ます。

1	開始 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成 年 月 日	
2	譲与者 被相続人 の住所・氏名	住所	氏名
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項		
(1)	貸先 (手続者等) の名称等	住所	名称
(2)	貸付期間 貸付けを行った日	平成 年 月 日	
	貸付期限	平成 年 月 日	
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名		
	使用目的		

4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細 (この届出書の提出日現在)

(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等							(2) (1) のうち貸付け終了後の土地利用状況		
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	自己等の農業の用に供した日 (予定日)	自己等の農業の用に供した (供する) 面積	現在 (今後) の利用状況
1				( )m²/m²	有・無	年月日	m²	
2				( )m²/m²	有・無			
3				( )m²/m²	有・無			
4				( )m²/m²	有・無			
5				( )m²/m²	有・無			
6				( )m²/m²	有・無			
7				( )m²/m²	有・無			
8				( )m²/m²	有・無			
9				( )m²/m²	有・無			
10				( )m²/m²	有・無			
			合計	( )m²			m²	

(3) (2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に戻したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること (又は遅滞なく耕作する見込みであること) を証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する市区町村等の書類
その他の添付書類については別紙のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

(資12－85－A4統一)

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です。

1　この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の６第21項」と「第40条の７第33項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の４第17項」と「第40条の６第38項」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。

3　この届出書の本文中、平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日には、地上権等が消滅した日を記載してください。

4　「４」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、１筆ごとに、次によって記載してください。

(1)　「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、果樹、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。

(4)　「面積」欄は、次によって記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

(6)　「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。

(7)　「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。

5　この届出書には、次の書類を添付してください。

(1)　一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例適用者等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用施設の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類

(2)　一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類

(3)　地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります）

(4)　一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例附加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の４第６項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農業生産法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定の適用を受けていた場合）には、(1)から(3)に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から２か月以内です。

1　この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の６第20項」と「第40条の７第39項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の４第16項」と「第40条の６第36項」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。

3　この届出書の本文中、平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日には、地上権等が消滅した日を記載してください。

4　「４」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、１筆ごとに、次によって記載してください。

(1)　「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、果樹、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。

(4)　「面積」欄は、次によって記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(5)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

(6)　「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。

(7)　「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。

5　この届出書には、次の書類を添付してください。

(1)　一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例適用者等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用施設の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類

(2)　一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類

(3)　地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります）

(4)　一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例附加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の４第６項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農業生産法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定の適用を受けていた場合）には、(1)から(3)に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。

改正後

一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

整理番号

令和　年　月　日

＿＿＿＿税務署長　殿

〒
届出者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
電話番号　－　－

租税特別措置法　第70条の4第17項 / 第70条の6第21項　の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令　第40条の6第40項 / 第40条の7第41項　の規定により届け出ます。

1	贈与者 / 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日
2	贈与者 / 被相続人 の住所・氏名	住所　　氏名
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項	
(1)	貸付先（事業施行者）の名称等	住所　　名称
(2)	貸付期間	貸付けを行った日：平成　年　月　日
		当初の貸付期限：平成　年　月　日
		延長後の貸付期限：平成　年　月　日
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名
		使用目的

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日までに自己等の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている特例農地等

番号	所在場所	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積
1			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
2			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
3			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
4			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
5			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
6			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
7			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
8			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
9			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
10			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
		合計	( )㎡ / ㎡		( )㎡ / ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則　第23条の7第22項 / 第23条の8第24項　に規定する契約書等の写し …… （別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

（12－86－A4統一）

改正前

一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

整理番号

平成　年　月　日

＿＿＿＿税務署長　殿

〒
届出者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
電話番号　－　－

租税特別措置法　第70条の4第15項 / 第70条の6第20項　の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令　第40条の6第38項 / 第40条の7第41項　の規定により届け出ます。

1	贈与 / 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日
2	贈与者 / 被相続人 の住所・氏名	住所　　氏名
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項	
(1)	貸付先（事業施行者）の名称等	住所　　名称
(2)	貸付期間	貸付けを行った日：平成　年　月　日
		当初の貸付期限：平成　年　月　日
		延長後の貸付期限：平成　年　月　日
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名
		使用目的

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日までに自己等の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている特例農地等

番号	所在場所	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積
1			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
2			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
3			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
4			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
5			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
6			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
7			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
8			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
9			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
10			( )㎡ / ㎡	有・無	( )㎡ / ㎡
		合計	( )㎡ / ㎡		( )㎡ / ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則　第23条の7第22項 / 第23条の8第24項　に規定する契約書等の写し …… （別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

（12－86－A4統一）

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の４第17項又は租税特別措置法第70条の６第21項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から１か月以内です。

１　この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の６第21項」と「第40条の７第45項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の４第17項」と「第40条の６第40項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「４」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から２か月以内の日に限られます。

３　「５」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、１筆ごとに、次によって記載してください。

(1)　「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「面積」欄は、次によって記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(4)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

(5)　「(2)　(1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

４　この届出書には、次の書類を添付してください。

(1)　貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面

(2)　貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の４第16項又は租税特別措置法第70条の６第20項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から１か月以内です。

１　この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の６第20項」と「第40条の７第38項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の４第16項」と「第40条の６第36項」の文字を二重線で抹消してください。

２　「４」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から２か月以内の日に限られます。

３　「５」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、１筆ごとに、次によって記載してください。

(1)　「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3)　「面積」欄は、次によって記載してください。

イ　１筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ　１筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（　）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(4)　「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

(5)　「(2)　(1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

４　この届出書には、次の書類を添付してください。

(1)　貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面

(2)　貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し

改正後

通信日付印の年月日	確認		番号
年 月 日			

営農困難時貸付けに関する届出書

整理簿番号	年	

税務署
受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿　　〒

届出者 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞ 電話＿＿＿＿＿＿＿＿

租税特別措置法 第70条の4第21項 / 第70条の6第27項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

※申告書に記入しないでください。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所		氏名	
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続(遺贈) により取得した年月日			昭和 平成	年 月 日

2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	平成　年　月　日

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。

(2) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。

(3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。

(4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。

(5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました。（(4)に該当する場合を除きます。）

3 営農困難時貸付けに関する事項

貸付け（使用貸借による権利の設定を含む。）の相手方 住所（居所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定の登記の登記原因	昭・平　年　月　日

上記の営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。）

(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

税理士	印	電話番号	

（民12－110－1－A4統一）

改正前

(新規)

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、病気などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から2月以内です。 1　この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第27項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第21項」の文字を二重線で抹消してください。 2　この届出書には付表もありますのでご注意ください。 3　相続税の納税猶予の適用を受けている人が「3　営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。 4　この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。 5　相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。 6　営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署におたずねください。	（新規）

税　目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人
贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）

改正後	改正前
営農困難時貸付けに関する届出書　付表 届出者氏名 営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。 番号 / 所在場所 / 地目 / 面積 ㎡ （第12－110－2－A4統一）	（新規）

改　正　後	改　正　前
「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧 営農困難時貸付けに関する届出書の提出に当っては、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。 1　営農困難時貸付けに関する届出書の「2　特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項」の「特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。」で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。 (1)　(1)を○で囲んだ人 ・　精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類 (2)　(2)を○で囲んだ人 ・　身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類 (3)　(3)を○で囲んだ人 ・　介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類 (4)　(4)を○で囲んだ人 ・　身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類 (5)　(5)を○で囲んだ人 ・　身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類 2　営農困難時貸付けに関する届出書の「3　営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。 (1)　(1)を○で囲んだ人 ・　届出に係る営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する農地保有合理化法人の書類 ・　届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類 (2)　(2)を○で囲んだ人 次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類 イ　営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合 ・　届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する市町村長の書類 ロ　営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合 ・　届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付	（新規）

改　正　後	改　正　前
（裏） けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する農地利用集積円滑化団体の書類 ・　届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第３条第１項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類 (3)　(3)を○で囲んだ人 ・　届け出る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類 (4)　(4)を○で囲んだ人 ・　届出の営農困難時貸付けに係る契約書の写しその他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類 ・　届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第３条第１項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する農業委員会の書類（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類） ・　次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類 イ　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合 ①　都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。） ②　農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域 ③　利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。） ・　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が上記①から③までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する市町村長の書類 ロ　上記イに掲げる場合以外の場合 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の(イ)から(ハ)までに掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類（営農困難時貸付けを行った特例農地等が２以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類のすべてについて提出してください。） (イ)　都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。） ・　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第４条第２項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地保有合理化事業を行う法人の書類 (ロ)　農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域 ・　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地利用集積円滑化団体の書類 (ハ)　利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。） ・　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後１年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた市町村長の書類	（新規）

改正後

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書

整理簿番号 ※

税務署受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
届出者 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞ 電話＿＿＿＿＿＿＿＿

租税特別措置法 第70条の4第21項 / 第70条の6第27項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　年　月　日に 耕作の放棄 / 賃借権等の消滅 があり、同条 第22項 / 第27項 の新たな営農困難時貸付けを行いましたので、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 / 被相続人	住所		氏名	
届出者が 贈与者 / 被相続人 から農地等を 贈与 / 相続(遺贈) により取得した年月日		昭和 / 平成　年　月　日		

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな営農困難時貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地		氏名又は名称	
新たに営農困難時貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日	

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
(4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	

（安12－11－1－A4統一）

改正前

（新規）

改正後	改正前
（表） 記載方法等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。 （新規）

区分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき	新たな営農困難時貸付けを行った日から2月以内

○　この届出書は、次により記載してください。

1　この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第27項」及び「第27項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第21項」及び「第22項」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。

3　「2　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の権利の移り変わっていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

4　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

5　この届出書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

6　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

7　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったBから1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

改　正　後

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書　付表

届出者氏名	

営農困難時貸付農地等について本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この届出書により届け出る新たな営農困難時貸付けを行った特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番号	所在場所	地目	面積
1			㎡
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち本表の欄に掲げる者に対して新たな営農困難時貸付けを行った特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

（令12－111－2－A4統一）

改　正　前

（新規）

改正後	改正前
（裏） 記載方法等 1　この付表は、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」と一緒に提出してください。 2　この付表は、次により記載してください。 (1)　営農困難時貸付農地等のうち本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のすべてについて、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに記載してください。 (2)　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4)　「面積」欄は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の面積を記載してください。 (5)　記載した耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち本表に記載した新たに借り受けた者に対して新たな営農困難時貸付けを行った特例農地等について、番号を○で囲んでください。	（新規）

改　正　後	改　正　前
「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について 新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。 １　障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。 (1)　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人 ・　精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類 (2)　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人 ・　身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類 (3)　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護区分五の要介護認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人 ・　介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類 (4)　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人 ・　身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類 (5)　贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人（(4)に該当する人を除きます。） ・　身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類 ２　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の「３　新たな営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。 (1)　(1)を○で囲んだ人 ・　届出に係る営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第２項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する農地保有合理化法人の書類 ・　届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第３条第１項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類 (2)　(2)を○で囲んだ人 次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類 イ　営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合 ・　届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する市町村長の書類 （資１２－１１１－３－A4統一）	（新規）

改　正　後	改　正　前
（裏） ロ　営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合 ・　届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する農地利用集積円滑化団体の書類 ・　届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第３条第１項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類 (3)　(3)を○で囲んだ人 ・　届け出る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類 (4)　(4)を○で囲んだ人 ・　届出の営農困難時貸付けに係る契約書の写しその他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類 ・　届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第３条第１項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する農業委員会の書類（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類） ・　次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類 イ　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合 ①　都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。） ②　農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域 ③　利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。） ・　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が上記①から③までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する市町村長の書類 ロ　上記イに掲げる場合以外の場合 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の(イ)から(ハ)までに掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類（営農困難時貸付けを行った農地等が２以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類のすべてについて提出してください。） (イ)　都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。） ・　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第４条第２項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために貸付けの申込みを受けた日後１月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地保有合理化事業を行う法人の書類 (ロ)　農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域 ・　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後１月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地利用集積円滑化団体の書類 (ハ)　利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。） ・　届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後１月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた市町村長の書類	（新規）

改正後	改正前
耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書	（新規）

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

整理簿番号	※

※印は記入しないでください。

税務署受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒

届出者 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞ 電話＿＿＿＿＿＿＿＿

租税特別措置法 第70条の4第21項 / 第70条の6第27項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　年　月　日に 耕作の放棄 / 貸借権等の消滅 があり、平成　年　月　日に自己の農業の用に供しましたので、同条 第22項 / 第27項 の規定により届け出ます。

1　贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所		氏名	
届出者が 贈与者 / 被相続人 から農地等を 贈与 / 相続(遺贈) により取得した年月日			昭和 / 平成　年　月　日	

2　耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、賃借権による権利又は貸借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日	

存続期間の満了前に貸借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に貸貸借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

自己の農業の用に供することが困難な状況でなくなった事情の詳細は、次のとおりです。

（事情の詳細）

関与税理士	印	電話番号	

（資12－117－1－A4統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を次のA又はBに掲げる区分に応じた自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。 （新規）

区　分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について自己の農業の用に供したとき	自己の農業の用に供した日から2月以内

○　この届出書は、次により記載してください。

1　この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第27項」及び「第27項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第21項」及び「第22項」の文字を二重線で抹消してください。

2　この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。

3　「2　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の権利の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。

4　この届出書には付表もありますのでご注意ください。

5　この届出書には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

6　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

7　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

改　正　後

耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書　付表

届出者氏名	

営農困難時貸付農地等について本表の耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この届出書により届け出る自己の農業の用に供した特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番号	所在場所	地目	面積	左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時における利用状況
1			㎡	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				

上記の耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち本表の自己の農業の用に供した日において、自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※　耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付を行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付を行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付を行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

（令12－112－2－A4統一）

改　正　前

（新規）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 1　この付表は、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」と一緒に提出してください。 2　この付表は、次により記載してください。 (1)　営農困難時貸付農地等のうち本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のすべてについて、1筆の農地、長草放牧地又は準農地ごとに記載してください。 (2)　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4)　「面積」欄は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の面積を記載してください。 (5)　「左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時における利用状況」欄は、自己の農業の用に供した特例農地等について、この届出書の提出の時における作付状況を記載してください。 (6)　記載した耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち本表に記載した自己の農業の用に供した日において自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。	（新規）

改正後	改正前

通信日付印の年月日	確認		番号
年 月 日			

耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書

整理番号	第

税務署受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒

申請者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿＿＿

租税特別措置法（第70条の4第21項／第70条の6第27項）に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等について、平成　年　月　日に（耕作の放棄／貸借権等の消滅）があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みです。ついては、同条（第22項／第27項）の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令（第40条の6第49項／第40条の7第51項）の規定により承認申請します。

（税務署処理欄）

1　贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者／被相続人	住所		氏名	
届出等が（贈与者／被相続人）から農地等を（贈与／相続（遺贈））により取得した年月日			昭和／平成　年　月　日	

2　耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日	

存続期間の満了前に貸借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に貸借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の概要）

上記の耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項

新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日（特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。）	平成　年　月　日

耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情

（事由）

耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号のすべてを○で囲んでください。）

(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	整理番号	

（資12－113－1－A4統一）

（新規）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、病気などの事由により猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内です。 この承認申請書は、次により記載してください。 1　この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第70条の6第27項」、「第27項」及び「第40条の7第51項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第70条の4第21項」、「第22項」及び「第40条の6第49項」の文字を二重線で抹消してください。 2　この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。 3　「2　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。 4　「3　新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書　付表」の所定欄に記載してください。 5　この届出書には付表もありますのでご注意ください。 6　この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。 7　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。	（新規）

改正後	改正前
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書　付表	（新規）

届出者氏名	

営農困難時貸付農地等について本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この承認申請書により承認申請を行う特例農地等は、番号を○で囲ったものです。

番号	所在場所	地目	面積	貸付予定年月日（左記の特例農地等の貸付予定年月日が異なる場合に記載してください。）
1			㎡	平成　年　月　日
2				平成　年　月　日
3				平成　年　月　日
4				平成　年　月　日
5				平成　年　月　日
6				平成　年　月　日
7				平成　年　月　日
8				平成　年　月　日
9				平成　年　月　日
10				平成　年　月　日
11				平成　年　月　日
12				平成　年　月　日
13				平成　年　月　日
14				平成　年　月　日

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※　耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に承認、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

（資12－113－2－A4統一）

改　正　後	改　正　前
（表） 記　載　方　法　等 1　この付表は、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。 2　この付表は、次により記載してください。 (1)　営農困難時貸付農地等のうち本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のすべてについて、1筆の農地、採草放牧地又は樹園地ごとに記載してください。 (2)　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4)　「面積」欄は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の面積を記載してください。 (5)　「貸付予定年月日」欄は、この付表に係る承認申請書により承認を受ける耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特例農地等について特例農地等ごとに貸付予定年月日が異なる場合に記載します。この場合には、本表の「3　新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄の記載は要しません。 (6)　記載した耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について，番号を○で囲んでください。	（新規）

改　正　後	改　正　前
「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に 係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3　新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類その他の書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。 1　(1)を○で囲んだ人 ・　承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地保有合理化法人の書類 2　(2)を○で囲んだ人 ・　承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地利用集積円滑化団体の書類 3　(3)を○で囲んだ人 ・　承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた市町村長の書類 4　(4)を○で囲んだ人で、承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が次の①から③までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合 ①　都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。） ②　農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域 ③　利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。） ・　承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が上記①から③までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する市町村長の書類 （資12－113－3－A4統一）	（新規）

改　正　後	改　正　前
□□□□□□ 住所又は 所在地（届出地） 氏名又は 名　　称　　殿 ＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿印 **耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書**（通知用） 平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の４第22項 第70条の６第27項 の規定に基づく承認申請を 承　認 / 却　下 いたします。 この通知に係る処分の理由 …… …… （注）　この承認に係る特例農地等について新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、新たな営農困難時貸付けを行った日又は自己の農業の用に供した日から２月以内に、新たな営農困難時貸付けを行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。 （　）枚のうち（　）枚目 1資12－114－2－A4統一	（新規）

改　正　後	改　正　前
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る 新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 使用目的 　この承認（却下）書は、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 　却下の通知を行う場合は、該当する文字をすべて二重線で抹消する。	（新規）

改正後

被相続人の氏名	

耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに新たな営農困難時貸付けを行った農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿＿

租税特別措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成　　年　　月　　日に耕作の放棄／貸借権等の消滅があり、その後、下記の特例農地等を贈与をした者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに、租税特別措置法第70条の6第27項に規定する新たな営農困難時貸付けを行ったので、同項の適用を受けます。

番号	所在場所	地目	面積	新たな営農困難時貸付けを行った年月日	左記の新たな営農困難時貸付けに関する届出書の提出予定年月日
			㎡	平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日

※　この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

（資12－115－A4統一）

改正前

（新規）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記 載 方 法 等 この明細書は，相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第70条の５第１項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前１年以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったとき（当該特例農地等に係る農業相続人が特例農地等について耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき税務署長の承認を受けているとき、又は税務署長の承認を受けていない場合で贈与者の死亡の日前２月以内に耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに限ります。）に、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限前２月以内に特例農地等に係る受贈者（農業相続人）が新たな営農困難時貸付けを行った場合で、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」を当該相続税の申告書に添付して提出できないときに使用します。 なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。 ○　この明細書は、次により記載してください。 １　この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。 ２　「番号」欄は、１筆の農地、採草放牧地及び準農地ごとに番号を付してください。 ３　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 ４　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 ５　「面積」欄は、新たな営農困難時貸付けを行った特例農地等の面積を記載してください。 ６　この明細書に記載した新たな営農困難時貸付けを行った農地等については、新たな営農困難時貸付けを行った日から２月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。 ７　この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第11表にも記載してください。	（新規）

改　正　後

被相続人の氏名	

耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに自己の農業の用に供した農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿＿

租税特別措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成　　年　　月　　日に耕作の放棄／貸借権等の消滅があり、その後、下記の特例農地等を贈与をした者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに、自己の農業の用に供したので、租税特別措置法施行令第40条の7第52項の規定の適用を受けます。

番号	所在場所	地目	面積	自己の農業の用に供した年月日	自己の農業の用に供した旨の届出書の提出予定年月日
			㎡	平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日
				平成　年　月　日	平成　年　月　日

※　この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

（資12－116－A4縦）

改　正　前

（新規）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記 載 方 法 等 この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第70条の５第１項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前１年以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は貸借権等の消滅があったとき（当該特例農地等に係る農業相続人が特例農地等について耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき税務署長の承認を受けているとき、又は税務署長の承認を受けていない場合で贈与者の死亡の日前２月以内に耕作の放棄又は貸借権等の消滅があったときに限ります。）に、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限前２月以内に特例農地等に係る受贈者（農業相続人）の農業の用に供した場合で、「耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を当該相続税の申告書に添付して提出できないときに使用します。 なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。 ○　この明細書は、次により記載してください。 １　この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「貸借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「貸借権等の消滅」の文字を、貸借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。 ２　「番号」欄は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 ３　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 ４　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 ５　「面積」欄は、受贈者（農業相続人）の農業の用に供した特例農地等の面積を記載してください。 ６　「自己の農業の用に供した旨の届出書の提出予定年月日」欄は、自己の農業の用に供したその特例農地等について「耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を提出する予定年月日を記載してください。 ７　この明細書に記載した自己の農業の用に供した農地等については、受贈者（農業相続人）の農業の用に供した日から２月以内に「耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を贈与の税務署長へ提出してください。 ８　この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。	（新規）

改　正　後

被相続人の氏名	

耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みの農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿＿

租税特別措置法第70条の４第21項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成　　年　　月　　日に耕作の放棄／貸借権等の消滅がありました。下記の特例農地等については、耕作の放棄／貸借権等の消滅があった日から１年を経過する日までに新たな租税特別措置法第70条の６第27項に規定する営農困難時貸付けを行う見込みですので、租税特別措置法施行令第40条の７第32項の規定の適用を受けます。

番号	所在場所	地目	面積	新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日
			㎡	平成　年　月　日
				平成　年　月　日
				平成　年　月　日
				平成　年　月　日
				平成　年　月　日
				平成　年　月　日
				平成　年　月　日
				平成　年　月　日
				平成　年　月　日
				平成　年　月　日

※　この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

（資１２－１１７－Ａ４統一）

改　正　前

（新規）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第70条の５第１項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前２月以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は貸借権等の消滅があったときに、耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであるときに使用します。 なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。 ○　この明細書は、次により記載してください。 １　この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「貸借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「貸借権等の消滅」の文字を、貸借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。 ２　「番号」欄は、１筆の農地、採草放牧地及び準農地ごとに番号を付してください。 ３　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 ４　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 ５　「面積」欄は、新たな営農困難時貸付けを行う見込みである特例農地等の面積を記載してください。 ６　この明細書に記載した農地等について、新たな営農困難時貸付けを行った場合又は受贈者（農業相続人）の農業の用に供した場合には、新たな営農困難時貸付けを行った日又は受贈者（農業相続人）の農業の用に供した日から２月以内に「耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」又は「耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。 なお、届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったこと又は受贈者（農業相続人）の農業に供したことに提出します。 ７　この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。	（新規）

改正後	改正前
特定貸付けに関する届出書 （税務署受付印） 平成　年　月　日 ＿＿＿＿＿＿税務署長殿 届出者 〒 住所 ＿＿＿＿＿＿ 氏名 ＿＿＿＿＿＿㊞ 電話 ＿＿＿＿＿＿ 租税特別措置法第70条の６の２第１項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。 （※印は記入しないでください。） ※整理番号 ㊞ 通信日付印の年月日 / 確認 / 番号 １　被相続人等に関する事項 被相続人 住所 / 氏名 届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日 昭和・平成　年　月　日 ２　特定貸付けに関する事項 借り受けた者 住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 / 氏名又は名称 特定貸付けを行った年月日 平成　年　月　日 地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日 上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表１のとおりです。 上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。） (1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け ３　平成21年12月14日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項 農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における市街化区域内農地等の区分は、付表２の１及び同２の２のとおりです。 関与税理士 印 / 電話番号 （税12－120－１－Ａ４統一）	（新規）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記 載 方 法 等 この届出書は、次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の１又は２に掲げるときに使用します。 ① 農業経営基盤強化促進法第４条第２項に規定する農地保有合理化事業で同項第１号に定める農地売買等事業のために行われる貸付け ② 農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第１号（同号ハに掲げるものを除く。）又は同項第２号に定める農地所有者代理事業及び同項第１号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け ③ 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け １　相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から２月以内です。 ２　次のＡ又はＢの場合 Ａ　農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合 Ｂ　贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合 なお、Ａ及びＢともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。 また、Ａ又はＢに係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。 (1) 特定貸付けを行った日の翌日から２月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき 届出書を相続税の申告書に添付して提出します。 (2) 特定貸付けを行った日の翌日から２月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき 相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から２月以内に提出してください。 ３　この届出書には付表１、２の１及び２の２がありますのでご注意ください。 なお、付表２の１及び２の２は、平成21年12月14日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。 ４　この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。 ５　平成17年３月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成４年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から３年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。 ６　平成21年12月14日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額部分となります。 ７　２に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表１に記載した農地等を相続税の申告書第12表にも記載してください。	（新規）

改正後	改正前
特定貸付けに関する届出書　付表１ 届出者氏名 特定貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。 番号 / 所在場所 / 地目 / 面積（㎡） （様12－120－2－A4統一）	（新規）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 1　この付表は、「特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。 2　この付表は、次により記載してください。 (1)　「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2)　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4)　「面積」欄は、特定貸付けを行ったその特例農地等の面積を記載してください。 3　特定貸付けを行った人が平成21年12月14日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、特定貸付けに関する届出書付表２の１及び２の２も作成してください。	（新規）

改　正　後	改　正　前
特定貸付けに関する届出書　付表２の１　　届出者氏名	（新規）

特例農地等の取得した日における市街化区域内農地等の区分の明細
（特定貸付けに関する届出書　付表２の１及び同２の２は、特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない納税猶予適用者の方が作成します。）

１　特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの

番号	所在場所	地目	面積
			㎡

（第12－120－3－1－A4統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 この特定貸付けに関する届出書付表２の１は、特定貸付けを行った平成21年12月14日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について記載します。 なお、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、特定貸付けに関する届出書付表２の２に記載します。 １　この付表は、「特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。 ２　この付表は、次により記載してください。 (1)　「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、１筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2)　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4)　「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。	（新規）

改正後	改正前
特定貸付けに関する届出書　付表２の２ 提出者氏名 ２　特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外であるもの 番号 / 所在場所 / 地目 / 面積 ㎡ (税12－120－3－2－A4統一)	(新規)

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 この特定貸付けに関する届出書付表２の２は、特定貸付けを行った平成21年12月14日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について記載します。 なお、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等については、特定貸付けに関する届出書付表２の１に記載します。 １　この付表は、「特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。 ２．この付表は、次により記載してください。 (1)　「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について、１筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに番号を付してください。 (2)　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4)　「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。	（新規）

改　正　後	改　正　前
「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧 特定貸付けに関する届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。 １　特定貸付けに関する届出書の「２　特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。 (1)　(1)を○で囲んだ人 ・　届出に係る特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第２項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する農地保有合理化法人の書類 ・　届出に係る特定貸付けについて農地法第３条第１項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類 (2)　(2)を○で囲んだ人 次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類 イ　特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合 ・　届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する市町村長の書類 ロ　特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第４条第３項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合 ・　届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する農地利用集積円滑化団体の書類 ・　届出に係る特定貸付けにつき農地法第３条第１項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類 (3)　(3)を○で囲んだ人 ・　届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類 ２　平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人(相続(遺贈)により取得をした日において特例農地等のうちに租市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。)が特定貸付けを行った場合には、その農業相続人が有する特例農地等が相続(遺贈)により取得した日において市街化区域内農地等である旨及び特例農地等の明細を記載した市町村長の書類を添付してください。 (資１２－１２０－４－Ａ４統一)	(新規)

改正後

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

整理簿番号 | 枚

税務署受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒

届出者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿＿＿

※印は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の６の２第１項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　年　月　日に賃借権等の消滅／耕作の放棄があり、新たな特定貸付けを行いましたので、同条第２項／第４項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1　被相続人等に関する事項

被相続人	住所		氏名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和／平成　年　月　日		

2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
特定貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	当：平成　年　月　日 前：平成　年　月　日	

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　新たな特定貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
新たな特定貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の新たな存続期間	当：平成　年　月　日 前：平成　年　月　日	

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1)　農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3)　農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号	

（資12－121－1－五4統一）

改正前

（新規）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次のＡ又はＢに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、次のＡ又はＢに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。 Ａ　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行ったとき 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内 Ｂ　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から１年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき 新たな特定貸付けを行った日から２月以内 ○　この届出書は、次により記載してください。 １　この届出書の本文中の「賃借権等の消滅」又は「耕作の放棄」は、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」及び「第４項」の文字を、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」及び「第２項」の文字を二重線で抹消してください。 ２　「２　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。 ３　この届出書には付表もありますのでご注意ください。 ４　この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。 ５　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。 ６　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から１年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。	（新規）

改正後	改正前
貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書　付表 届出者氏名	（新規）

特定貸付農地等について本表の貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この届出書により届け出る新たな特定貸付けを行った特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番号	所在場所	地目	面積
1			㎡
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			

上記の貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち本表の新たに借り受けた者に対して新たな特定貸付けを行った特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※　貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

（資12－121－2－A4統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 1　この付表は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」と一緒に提出してください。 2　この付表は、次により記載してください。 (1)　特定貸付農地等のうち本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のすべてについて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。 (2)　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4)　「面積」欄は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の面積を記載してください。 (5)　記載した賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち本表に記載した新たに借り受けた者に対して新たな特定貸付けを行った特例農地等について、番号を○で囲んでください。	（新規）

改　正　後	改　正　前
「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について 新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、届出書の「3　新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。 1　(1)を○で囲んだ人 ・　届出に係る特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する農地保有合理化法人の書類 ・　届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類 2　(2)を○で囲んだ人 次に掲げる(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げる書類 (1)　特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合 ・　届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する市町村長の書類 (2)　特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合 ・　届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する農地利用集積円滑化団体の書類 ・　届出に係る特定貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類 3　(3)を○で囲んだ人 ・　届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類 （資12－121－3－A4統一）	（新規）

改正後

送信年月日	確認		番号
年 月 日			

貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

整理番号	※

※印は記入しないでください。

税務署受付印

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
届出者 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞ 電話＿＿＿＿＿＿＿＿

租税特別措置法第70条の６の２第１項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　年　月　日に 貸借権等の消滅 / 耕作の放棄 があり、平成　年　月　日に自己の＿＿＿＿の農業の用に供し、同条 第２項 / 第４項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1　被相続人等に関する事項

被相続人の住所及び氏名	住所		氏名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和 / 平成　年　月　日		

2　貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地		氏名又は名称	
特定貸付けを行った年月日	平成　年　月　日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成　年　月　日 至：平成　年　月　日	

存続期間の満了前に貸借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に貸借権等の消滅があった場合に記載してください。）

（事情の詳細）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3　自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

（平12－132－１－Ａ４統一）

改正前

（新規）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記 載 方 法 等 この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次のA又はBに掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。 A　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合 　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内 B　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき 　自己の農業の用に供した日から2月以内 ○　この届出書は、次により記載してください。 1　この届出書の本文中の「賃借権等の消滅」又は「耕作の放棄」及び「第2項」又は「第4項」は、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」及び「第4項」の文字を、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」及び「第2項」の文字を二重線で抹消してください。 2　「2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。 3　この届出書には付表もありますのでご注意ください。 4　この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。 5　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。 6　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。	（新規）

改正後	改正前
貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書　付表	（新規）

届出者氏名	

特定貸付農地等について本数の貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。

また、この届出書により届け出る自己の農業の用に供した特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番号	所在場所	地目	面積	左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時における利用状況
1			㎡	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

上記の貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※　貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、農林水産大臣の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

（令12－122－2－A4統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 1　この付表は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」と一緒に提出してください。 2　この付表は、次により記載してください。 (1)　特定貸付農地等のうち本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のすべてについて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。 (2)　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4)　「面積」欄は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の面積を記載してください。 (5)　「左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時における利用状況」欄は、自己の農業の用に供した特例農地等について、この届出書の提出の時における作付状況を記載してください。 (6)　記載した賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち本表に記載した自己の農業の用に供した日において自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。	（新規）

改正後	改正前
税務署受付印 貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書 （送信可能年月日／申告書／年／月／日／年／月／日／年／月／日／経由等番号／※） 平成　年　月　日 税務署長殿 申請者　住所　〒 氏名　㊞　電話 租税特別措置法第70条の６の２第１項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、平成　年　月　日に貸借権等の消滅／耕作の放棄があり、同日から１年以内に新たな特定貸付けを行う見込みです。ついては、同条第３項／第７項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の７の２第３項／第７項の規定により承認申請します。 ※印欄は記入しないでください。 １　被相続人等に関する事項 被相続人　住所　氏名 農地等が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日　昭和／平成　年　月　日 ２　貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項 借り受けていた者　住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地　氏名又は名称 特定貸付けを行った年月日　平成　年　月　日　地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間　自：平成　年　月　日／至：平成　年　月　日 存続期間の満了前に貸借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に貸借権等の消滅があった場合に記載してください。） （事情の概要） 上記の貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。 ３　新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項 新たな特定貸付けを行う予定年月日（特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。）　平成　年　月　日 貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に特定貸付けができない事情 （事情） 上記の貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。 上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号のすべてを○で囲んでください。） (1)　農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2)　農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3)　農用地利用規程の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け 関与税理士　印　電話番号 （貸12－123－１－Ａ４統一）	（新規）

改　正　後	改　正　前
（表） 記　載　方　法　等 この承認申請書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。 なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内です。 ○　この申請書は、次により記載してください。 1　賃借権等の消滅があったため承認の申請をするときは、本文中の「耕作の放棄」及び「第7項」の文字を、耕作の放棄があったため承認の申請をするときは、「賃借権等の消滅」及び「第3項」の文字を二重線で抹消してください。 2　「2　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。 3　「3　新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書　付表」の所定欄に記載してください。 4　この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。 5　この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。 6　賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から3月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。	（新規）

改　正　後

貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書　付表

申請者氏名	

特定貸付農地等について本表の貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この承認申請書により承認申請を行う特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番号	所在場所	地目	面積	貸付予定年月日（左記の特例農地等が貸付予定年月日が異なる場合に記載してください。）
1			㎡	平成　年　月　日
2				平成　年　月　日
3				平成　年　月　日
4				平成　年　月　日
5				平成　年　月　日
6				平成　年　月　日
7				平成　年　月　日
8				平成　年　月　日
9				平成　年　月　日
10				平成　年　月　日
11				平成　年　月　日
12				平成　年　月　日
13				平成　年　月　日
14				平成　年　月　日

上記の貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※　貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から２月以内に別途、届出書の提出が必要です。詳しくは最寄署におたずねください。

（貸１２－１２３－２－Ａ４統一）

改　正　前

（新規）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 1　この付表は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。 2　この付表は、次により記載してください。 (1)　特定貸付農地等のうち本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のすべてについて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。 (2)　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3)　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4)　「面積」欄は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の面積を記載してください。 (5)　「貸付予定年月日」欄は、この付表に係る承認申請書により承認を受ける賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等について特例農地等ごとに貸付予定年月日が異なる場合に記載します。この場合には、本表の「3　新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄の記載は要しません。 (6)　記載した賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。	（新規）

改　正　後	改　正　前
「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に 係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3　新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。 1　(1)を○で囲んだ人 承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地保有合理化法人の書類 2　(2)を○で囲んだ人 承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地利用集積円滑化団体の書類 3　(3)を○で囲んだ人 承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた市町村長の書類 （資12－123－3－A4統一）	（新規）

改正後	改正前
□□□□□□□ 住所又は 所在地（法人） 氏名又は 名称　　殿 ＿＿＿＿第＿＿＿＿号 平成＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日 ＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿印 **賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書**（通知書） 平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました、租税特別措置法第70条の6の2 第3項 第7項 の規定に基づく承認申請を 承認 却下 いたします。 この通知に係る処分の理由 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （注）　この承認に係る特例農地等について新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、新たな特定貸付けを行った日又は自己の農業の用に供した日から2月以内に、新たな特定貸付けを行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。 （　）枚のうち（　）枚目 （資12－124－2－A4統一）	（新規）

改　正　後	改　正　前
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る 新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 使用目的 　この承認（却下）書は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 　却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。	（新規）

改　正　後	改　正　前
農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書 〒 農業相続人　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 下記の農地又は採草放牧地については、被相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行ったので、租税特別措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けます。	（新規）

1　被相続人等に関する事項

被相続人の住所及び氏名	住　所		氏　名	
下記の農地又は採草放牧地を被相続人から相続（遺贈）により取得した年月日			平成　年　月　日	

2　特定貸付けを行った農地又は採草放牧地等に関する事項

番号	所在場所	地目	面積	特定貸付けを行った年月日	特定貸付けに関する届出書の提出予定年月日
1			㎡	平成　年　月　日	平成　年　月　日
2				平成　年　月　日	平成　年　月　日
3				平成　年　月　日	平成　年　月　日
4				平成　年　月　日	平成　年　月　日
5				平成　年　月　日	平成　年　月　日
6				平成　年　月　日	平成　年　月　日
7				平成　年　月　日	平成　年　月　日
8				平成　年　月　日	平成　年　月　日
9				平成　年　月　日	平成　年　月　日
10				平成　年　月　日	平成　年　月　日

※　この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

（資12－125－A4統一）

改正後	改正前
（裏） 記載方法等 この明細書は、次の①又は②に掲げる場合に、特定貸付けを行った日の翌日から２月を経過する日が特定貸付けを行った農地又は採草放牧地の取得に係る相続税の申告書の提出期限後となるとき（当該特定貸付けにつき特定貸付けに関する届出書を相続税の申告書に添付して提出する場合を除きます。）に使用します。 なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 ① 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行い、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合 ② 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行い、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合 ○　この明細書は、次により記載してください。 １　この明細書は、１筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。 ２　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 ３　「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 ４　「面積」欄は、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地の面積を記載してください。 ５　この明細書に記載した農地又は採草放牧地に係る「特定貸付けに関する届出書」は、特定貸付けを行った日から２月以内に所轄の税務署長へ提出してください。 なお、届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出してください。 ６　この明細書に記載した農地又は採草放牧地については、相続税の申告書第12表にも記載してください。	（新規）

改正後

通信日付印の年月日	確認		番号
年 月 日			

贈与税の免除届出書

整理簿	検算
※	※

平成　年　月　日

　　税務署長 殿

平成　年　月　日に＿＿＿

改　正　後

（裏）

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

1　届出書を提出する人

(1)　贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人

(2)　納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者

2　記載方法等

(1)　本文の「平成　　年　　月　　日に　　」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を例えば「平成○○年○月○日に贈与者○○県○○市○○町○○番地甲野一郎が死亡」のように記載してください。

(2)　「贈与者／受贈者との続柄」欄は、上記1の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者」「受贈者」のうちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

改　正　前

（表）

記　載　方　法　等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

1　届出書を提出する人

贈与税と相続税の場合では、この届出書を提出する人が次のように異なります。

(1)　贈与税の場合

イ　贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人

ロ　納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者

(2)　相続税の場合

イ　納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者

ロ　特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）…贈与をした人

ハ　相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人

2　記載方法等

(1)　標題の「贈与税／相続税」や本文の「第40条の6第48項／第40条の2第51項」など、2段組の箇所は、贈与税の免除届出をする場合は「相続税」及び「第40条の2第51項」の文字を、相続税の免除届出をする場合は「贈与税」及び「第40条の6第48項」の文字を横線で抹消してください。

(2)　本文の「平成　　年　　月　　日に　　」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。

イ　免除事由が上記1の(1)及び(2)のイの場合

例えば「平成○○年○月○日に贈与者○○県○○市○○町○○番地甲野一郎が死亡」

ロ　免除事由が上記1の(2)のロの場合

例えば「平成○○年○月○日に○○県○○市○○町○○番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」

ハ　免除事由が上記1の(2)のハの場合

例えば「平成○○年○月○日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」

(3)　「贈与者／受贈者／農業相続人との続柄」欄は、上記1の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者」「受贈者」「農業相続人」のうちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4)　免除を受ける贈与税／相続税の額　　円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。

(5)　「相続税の一部免除の場合」欄は、上記1の(2)のロに該当する場合で特例農地等の一部を贈与した場合にこの様式に従って計算し記載して下さい。

改　正　後

通信日付印の年月日	確認		番　号
年　月　日			

整理簿記載	後　　署
※	※

相続税の免除届出書

平成　年　月　日

　　税務署長 殿

平成　年　月　日に＿＿＿

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。 1　届出書を提出する人 (1)　納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者 (2)　特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）……贈与をした人 (3)　相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人 2　記載方法等 (1)　本文の「平成　　年　　月　　日に　　」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。 イ　免除事由が上記1の(1)の場合 例えば「平成○○年○月○日に農業相続人○○県○○市○○町○○番地甲野一郎が死亡」 ロ　免除事由が上記１の(2)の場合 例えば「平成○○年○月○日に○○県○○市○○町○○番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」 ハ　免除事由が上記１の(3)の場合 例えば「平成○○年○月○日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」 (2)　「農業相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との続柄を記載してください。 (3)　「免除を受ける相続税の額　　円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。 (4)　「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。 イ　上記１の(2)に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の６第38項第３号）」欄の算式に従って計算し記載してください。 ロ　上記１の(3)に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（都市営農農地等を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の６第38項第４号）」欄の算式に従って計算し記載してください。	(新規)

改正後

通信日付印の年月日	通信印		番号
年 月 日			

入力	確認
※	※

非上場株式等についての贈与税／相続税の納税猶予の継続届出書

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

＿＿＿＿税務署長殿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　－　－　）

租税特別措置法第70条の7第1項／第70条の7の2第1項／第70条の7の4第1項の規定による贈与税／相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる書類等について確認し、同条第10項／第16項／第8項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

非上場株式等の贈与を受けた／相続（遺贈）があった年月日		平成　年　月　日	
贈与者／被相続人	住所		氏名

この届出書は、認定（贈与・相続）承継会社、贈与者ごとに作成してください。

1　経営（贈与・相続）報告基準日（以下「基準日」といいます。）　平成　年　月　日

2　1の基準日における猶予中贈与税／相続税額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　1の基準日において有する特例（受贈・相続）非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

4　認定（贈与・相続）承継会社の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿

5　1の基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間において、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】　認定（贈与・相続）承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

1　定款の写し
2　登記事項証明書（基準日以後に作成されたものに限ります。）
3　株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類
4　基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までに終了する事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書
5　認定（贈与・相続）承継会社の従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）
6　基準日が経営（贈与・相続）承継期間内である場合には、円滑化法施行規則第12条第13項の認定書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し
7　基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までに会社分割又は組織変更をした場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し
8　基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4の書類も併せて提出してください。

関与税理士		電話番号	

（安12.3）－13－A4統一）

改正前

（新規）

改　正　後	改　正　前
(新) 《 届出をする必要のある方 》 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。 1　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方 イ　経営贈与承継期間（注1）の場合　　第一種贈与基準日（注2）の翌日から５か月を経過する日 ロ　経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種贈与基準日（注3）の翌日から３か月を経過する日 （注1）「経営贈与承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は贈与者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。 （注2）「第一種贈与基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。 （注3）「第二種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。 2　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方 イ　経営承継期間（注4）の場合　　第一種基準日（注5）の翌日から５か月を経過する日 ロ　経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種基準日（注6）の翌日から３か月を経過する日 （注4）「経営承継期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は経営承継相続人等（被相続人から相続又は遺贈により認定承継会社（円滑化法第３条に規定する中小企業者のうち経済産業大臣認定を受けた会社で一定のものをいいます。）の非上場株式等の取得をした個人をいいます。）の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。 （注5）「第一種基準日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から１年を経過するごとの日をいいます。 （注6）「第二種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。 3　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方 イ　経営相続承継期間（注7）の場合　　第一種相続基準日（注8）の翌日から５か月を経過する日 ロ　経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日（注9）の翌日から３か月を経過する日 （注7）「経営相続承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までの間に贈与者について相続が開始した場合における相続の開始の日からこの５年を経過する日又は受贈者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。 （注8）「第一種相続基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して、１年を経過するごとの日をいいます。 （注9）「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。 4　基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。なお、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には、次の②のニに掲げる書類の提出は不要です。 （提出書類） ①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し ②　次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。） イ　合併又は株式交換等がその効果を生ずる直前における合併承継会社及び合併により消滅する会社（認定（贈与・相続）承継会社を除きます。）又は交換等承継会社の従業員数証明書 ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書 ハ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類 ニ　合併又は株式交換等に係る円滑化法施行規則第12条第13項の認証書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し	(新規)

改正後

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

被贈者、被相続人(被遺贈者)の氏名		入力	確認
		済	済

租税特別措置法施行令　第40条の8第33項　第40条の8の2第40項　の規定による届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)
			(変更後)

当該届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額	A	円
経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	
	事由	

申告期限の翌日又は直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間において、租税特別措置法施行令第40条の8第21項又は同法第40条の8の2第28項に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しておりません。	左記に該当する場合には□内にレ印を付してください。 ⇒ □

※ 今回の基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、今回の基準日の属する事業年度の直前の事業年度における認定(贈与・相続)承継会社の次に掲げる事項も記載してください。

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額				円
② 直前の事業年度末における準備金の額				円
③ 直前の事業年度末における資産の帳簿価額の総額				円
④ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注1)			帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く)	b	円	k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	円	m 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金	f	円	o 円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金	g	円	p 円
⑤ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注2)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	円	
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	円	
⑥ 上記⑤及び⑮の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)			円	
⑦ 上記⑮の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)				円
⑧ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑥/⑮)		%	⑨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 (⑦/A)	%
⑩ 基準日における常時使用従業員の数				人

(第12の2-14-A4統一)

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

改正前

(新規)

改　正　後	改　正　前
（案） 1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2　「経営（贈与・相続）承継期間」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第5号に規定する「経営贈与承継期間」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第5号に規定する「経営承継期間」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第5号に規定する「経営相続承継期間」をいいます。 3　「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号及び同項第9号に定めるものをいいます。 4　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。 5　「経営承継者」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。 6　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める特別の関係がある者をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 7　「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項に定める者をいいます。 （注1）　「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表上に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。 （注2）　租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。	（新規）

改正後

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 / 相続税 額の明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力 ※	確認 ※

※ 税務署処理欄

租税特別措置法施行令 第40条の8第33項 / 第40条の8の2第40項 の規定による基準（贈与・相続）報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間において期限が到来した猶予中 贈与税 / 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。）	事由が生じた年月日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株(口)円	円

（資12㉙－15－Ａ４統一）

改正前

（新規）

改　正　後	改　正　前
（新）	（新規）

1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2　「期限の到来した事由」中

イ　「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第70条の7第5項又は同法第70条の7の2第4項（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第6項第2号又は同法第70条の7の2第5項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ハ　「合併により消滅」とは、同法第70条の7第6項第3号又は同法第70条の7の2第5項第3号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第6項第4号又は同法第70条の7の2第5項第4号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ホ　「会社分割」とは、同法第70条の7第6項第5号又は同法第70条の7の2第5項第5号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

ヘ　「組織変更」とは、同法第70条の7第6項第6号又は同法第70条の7の2第5項第6号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

3　「事由が生じた年月日」とは、

イ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。

ハ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。

ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。

ホ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。

ヘ　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

非上場株式等についての　贈与税／相続税　の納税猶予の免除届出書(死亡免除)

入　力	確　認
※	※

平成　年　月　日

　　税務署長 殿

平成　年　月　日に　贈与者／受贈者／相続人等　（氏名　　）

（住所：　　）が死亡し，租税特別措置法

第70条の７第16項
第70条の７の２第10項第１号　の規定により次の　贈与税／相続税　を免除されたいので届け出ます。
第70条の７の４第12項

届出者

〒

住所　　氏名　　贈与者／受贈者／相続人等　との続柄

〒

住所　　氏名　　贈与者／受贈者／相続人等　との続柄

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

1　特例(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与を受けた／相続(遺贈)があった　年月日　　平成　年　月　日

2　死亡日における猶予中　贈与税／相続税　額　　円

3　免除を受ける　贈与税／相続税　額　　円

4　死亡日において有する非上場株式等の数又は金額　　株(口・円)

5　贈与者／被相続人　の住所　　氏名

6　死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までの間において、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】　死亡日における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる書類

1　定款の写し

2　法記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限ります。）

3　株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在場並びにこれらの者が有する当該認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類

4　死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までに終了する各事年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書

5　認定(贈与・相続)承継会社の従業員数証明書(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第１条第６項に規定する従業員数証明書をいいます。)

6　死亡日が経営贈与承継期間内である場合には、円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第２項の報告書の写し、死亡日が経営(相続)承継期間内である場合には、同規則第12条第４項の報告書の写し

7　死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までに会社分割又は組織変更をした場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し

関与税理士		電話番号	

（資12等－16－Ａ４統一）

※印欄は記入しないでください。

改　正　前

（新規）

改正後	改正前
（裏） 記載方法等 1　届出書を提出する人 贈与者、基営承継受贈者及び経営承継相続人等が死亡したときには、その死亡した人の相続人（包括受遺者を含みます。）はこの届出書を提出する必要があります。 2　記載方法等 (1)　標題の「贈与税／相続税」や本文の「第70条の７第16項／第70条の７の２第16項第１号」、「第70条の７の４第12項」、「贈与者／受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。 (2)　本文の「平成　年　月　日に受贈者／相続人等（氏名　）（住所　）」欄には、死亡年月日と住所、氏名を記載してください。 (3)　「受贈者との続柄／贈与者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。 (4)　「認定（贈与・相続）承継会社」は、租税特別措置法第70条の７第２項第１号、租税特別措置法第70条の７の２第２項第１号及び租税特別措置法第70条の７の４第２項第１号に定める会社をいいます。 (5)　「贈与者」とは、租税特別措置法第70条の７第１項に定める「贈与者」をいいます。 (6)　「受贈者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に定める「経営承継受贈者」をいいます。 (7)　「相続人等」とは、租税特別措置法第70条の７の２第２項第３号に定める「経営承継相続人等」及び租税特別措置法第70条の７の４第２項第３号に定める「経営相続承継受贈者」をいいます。	（新規）

改正後	改正前
認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書 （免除届出用）	（新規）

会社番号、組織人（受託者）の番号		入力	確認
		済	済

租税特別措置法施行令　第40条の８第31項
第40条の８の２第41項　の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)

死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額	A	円

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・　・
	事　由	

申告期限の翌日又は死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間において、租税特別措置法施行令第40条の８第21項又は同法第40条の８の２第25項に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しておりません。	左記に該当する場合は記入に及ばず	□

※　死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社の次に掲げる事項も記載してください。

① 死亡等の日の直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円
② 死亡等の日の直前の事業年度末における準備金の額		円
③ 死亡等の日の直前の事業年度末における資産の根抵当権の総額		円

④ 死亡等の日の直前の事業年度(次)における特定資産の根抵当権及び運用収入(注1)			根抵当権	運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上場株式又は持分を除く)	b	円	k 円
不動産	専ら自ら使用しているもの以外	c	円	l 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	円	m 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、金地金及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金	f	円	o 円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金	g	円	p 円
⑤ 剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの)(注2)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当及び利益の分配の額	h	円	
	会社から支給された給与の額のうち、所得税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	円	
⑥ 上記④及び⑤の根抵当権の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)			円	
⑦ 上記④の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)				円
⑧ 特定資産の根抵当権の合計額が資産の根抵当権の総額に占める割合 (⑥/③)	%	⑨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 (⑦/A)	%	
⑩ 死亡等の日における常時使用従業員の数			人	

（第12の２－17－Ａ４統一）

※欄には記載しないでください。

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。

改　正　後	改　正　前
（裏） 租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等のすべてを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。 1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2　「経営（贈与・相続）承継期間」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営贈与承継期間」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営承継期間」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第5号に規定する「経営相続承継期間」をいいます。 3　「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号及び同項第9号に定めるものをいいます。 4　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。 5　「経営承継者」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。 6　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める特別の関係がある者をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 7　「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項に定める者をいいます。 8　「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第34項の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第40条の8の2第41項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。 （注1）　「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表上に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。 （注2）　租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。	（新規）

改正後

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 / 相続税 額の明細書

（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の住名		入力	確認
		※	※

※ 次ページ以降に記載しないでください。

租税特別措置法施行令 第40条の8第34項 / 第40条の8の2第41項 の規定による死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡等の日までの間において期限が到来した猶予中 贈与税 / 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。）	事由が生じた年月日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・ ・	株(口)円	円

（資12②－18－A4統一）

改正前

（新規）

改　正　後	改　正　前
（新）	（新規）
租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等のすべてを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください 1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2　「期限の到来した事由」中 イ　「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法70条の7第5項又は同法第70条の7の2第4項（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。 ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第6項第2号又は同法第70条の7の2第5項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。 ハ　「合併により消滅」とは、同法第70条の7第6項第3号又は同法第70条の7の2第5項第3号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。 ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第6項第4号又は同法第70条の7の2第5項第4号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。 ホ　「会社分割」とは、同法第70条の7第6項第5号又は同法第70条の7の2第5項第5号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。 ヘ　「組織変更」とは、同法第70条の7第6項第6号又は同法第70条の7の2第5項第6号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。 3　「事由が生じた年月日」とは、 イ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。 ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。 ハ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。 ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。 ホ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。 ヘ　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。 4　「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第34項の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第40条の8の2第41項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。	

改　正　後	改　正　前
非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除） （新規）	

認定贈与承継会社の主たる事務所の所在地	税務署		整　理　番　号
平　成　　年　　月　　日			

入　力	確　認
※	※

平成　　年　　月　　日

　　税務署長　殿

私は、租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をし、同法第70条の７の２第16項第２号の規定により次の相続税を免除されたいので届け出ます。

届出者
〒
住所　　氏名　　印

認定承継会社の商号　

１　特例非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の贈与をした年月日　　平成　　年　　月　　日

２　非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名・続柄
住所　　氏名　　贈与者との続柄

３　贈与の直前において経営承継相続人等（届出者）が有する非上場株式等の数又は金額　　株（口・円）

４　贈与をした非上場株式等の数又は金額　　株（口・円）

５　贈与の直前における納予中相続税額　　円

６　免除を受ける相続税額
（裏面の「２記載方法等の(2)」により計算した免除税額）　　円

７　経営承継相続人等（届出者）が非上場株式等の相続（遺贈）をした年月日　　平成　　年　　月　　日

８　被相続人の住所　　氏名

９　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までの間において、納税の猶予に係る期限が到来した納予中相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した納予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出（非上場株式等のすべてを贈与した場合に限ります。）してください。

【添付書類】　※　非上場株式等のすべてを贈与していない場合には、添付書類の提出は必要ありません。
非上場株式等のすべてを贈与した日における認定承継会社に係る次に掲げる書類

１　定款の写し
２　登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限ります。）
３　株主名簿の写しその他の書類で認定承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類
４　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までに終了する各事業年度の認定承継会社の貸借対照表及び損益計算書
５　認定承継会社の従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）施行規則第１条第６項に規定する従業員数証明書をいいます。）
６　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までに会社分割又は組織変更をした場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し

※印欄は記入しないでください。

関与税理士		電話番号	

（資12-19-A4統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 記　載　方　法　等 1　届出書を提出する人 経営承継相続人等（租税特別措置法第70条の７の２第２項第３号に規定する者をいいます。）が経営承継期間（同法第70条の７の２第２項第６号に規定する期間をいいます。）の末日の翌日以後に同法第７０条の７第１項の規定の適用に係る贈与をしたときには、届出書を提出する必要があります。 2　記載方法等 (1)　届出書の欄には、経営承継相続人等の住所、氏名及び認定承継会社（租税特別措置法第70条の７の２第１項に定める会社）の商号を記載してください。 (2)　「6　免除を受ける相続税額」欄には、次の算式により計算した金額を記載してください。 適予中相続税額 × 措置法第70条の７の２第16項第２号に係る贈与をした特例非上場株式等（措置法第70条の７第１項の適用を受けるものに限る。）の数又は金額 ／ 措置法第70条の７の２第16項第２号に係る贈与の直前における当該特例非上場株式等の数又は金額 (注)　計算した金額に百円未満の端数があるとき又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 (3)　「経営承継相続人等（届出者）が非上場株式等の相続（遺贈）をした年月日」欄には届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。 (4)　「被相続人の住所、氏名」欄には、非上場株式等に係る被相続人の住所、氏名を記載してください。	（新規）

改正後

通信日付印の年月日	確認印		番号
年 月 日			

入力	承認
※	※

非上場株式等についての 贈与税 / 相続税 の納税猶予取りやめ届出書

※印欄は記入しないでください。

平成　年　月　日

税務署長 殿

〒

届出者住所

氏名　　印

第70条の７第１項
私は、下記に係る租税特別措置法第70条の７の２第１項 の規定に基づく非上場株式等
第70条の７の４第１項

についての納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、

その旨届け出ます。

記

1　贈与者又は被相続人の住所　　氏名

2　特例（受贈・相続）非上場株式等
の 贈与を受けた / 相続(遺贈)があった 年月日　　平成　年　月　日

3　認定(贈与・相続)承継会社の所在地　　名称

4　猶予中贈与税額（相続税額）　　円

（注）この届出書を提出した日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した者（経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。）が死亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

税理士		電話番号	

（第1208－20－A４統一）

改正前

（新規）

改　正　後	改　正　前
（表） 使用目的 　この届出書は、贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用するものである。	（新規）

改　正　後

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及びその親族等
に該当しない旨の誓約書

平成　年　月　日

（寄附を受けた法人）住　所
名　称　理事長　殿

租税特別措置法第40条の非課税承認申請書を提出する申請者（一同）は、貴法人に財産の寄附をした下記の者が、貴法人の役員等及びその親族等（租税特別措置法施行令第25条の17第7項）に該当しないことを誓約します。

住　所	氏　名
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	

証明書

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及びその親族等
に該当しないことを確認した旨の証明書

国税庁長官　殿

当法人に財産の寄附をした上記の方が、当法人の役員等及びその親族等（租税特別措置法施行令第25条の17第7項）に該当しないことを、当法人において確認しました。

平成　年　月　日

（寄附を受けた法人）住　所
名　称
代表者名　印
（連絡先）氏　名
電話番号　－　－

（資13－28－A4－統一）

改　正　前

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及びその親族等
に該当しない旨の誓約書

平成　年　月　日

（寄附を受けた法人）住　所
名　称　理事長　殿

租税特別措置法第40条の非課税承認申請書を提出する申請者（一同）は、貴法人に財産の寄附をした下記の者が、貴法人の役員等及びその親族等（租税特別措置法施行令第25条の17第3項）に該当しないことを誓約します。

住　所	氏　名
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	
〒	

証明書

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及びその親族等
に該当しないことを確認した旨の証明書

国税庁長官　殿

当法人に財産の寄附をした上記の方が、当法人の役員等及びその親族等（租税特別措置法施行令第25条の17第3項）に該当しないことを、当法人において確認しました。

平成　年　月　日

（寄附を受けた法人）住　所
名　称
代表者名　印
（連絡先）氏　名
電話番号　－　－

（資13－28－A4－統一）

改正後

被相続人	住所	〒 －	相続の年月日	□ 年 月 日
	氏名（フリガナ）		職業	

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（相続税）

(1) 税額等の計算明細

区分		申告（更正・決定）額	請求額
① 取得財産の価額		円	円
② 相続時精算課税適用財産の価額			
③ 債務及び葬式費用の金額			
④ 純資産価額（①＋②－③）			
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑥ 課税価格（④＋⑤）			
⑦ 相続税の総額（(2)の⑭の金額）			
一般の場合	⑧ 同上のあん分割合	%	%
	⑨ 算出税額（⑦×⑧）	円	円
相続税法第21条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑩ 算出税額（付表1(1)の⑭）		
⑪ 相続税法第15条の規定による加算額			
税額控除額	⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額		
	⑬ 配偶者の税額軽減額		
	⑭ 未成年者控除額		
	⑮ 障害者控除額		
	⑯ 相次相続控除額		
	⑰ 外国税額控除額		
	⑱ 計		
⑲ 差引税額（⑨＋⑩－⑱）又は（⑨＋⑪－⑱）			
⑳ 相続時精算課税分の贈与税額控除の額			
㉑ 小計（⑲－⑳）			
㉒ 農地等納税猶予税額			
㉓ 株式等納税猶予税額			
（㉑－㉒－㉓）	㉔ 申告期限までに納付すべき税額		
	㉕ 還付される税額		

(2) 相続税の総額の計算明細

区分	申告（更正・決定）額	請求額
① 取得財産価額の合計額	円	円
② 相続時精算課税適用財産価額の合計額		
③ 債務及び葬式費用の合計額		
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課税価格の合計額		
⑥ 法定相続人の数	人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑧ 計算の基礎となる金額（⑤－⑦）		
⑨ 相続税の総額		

（資15－1－2－A4統一）

改正前

被相続人	住所	〒 －	相続の年月日	□ 年 月 日
	氏名（フリガナ）		職業	

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（相続税）

(1) 税額等の計算明細

区分		申告（更正・決定）額	請求額
① 取得財産の価額		円	円
② 相続時精算課税適用財産の価額			
③ 債務及び葬式費用の金額			
④ 純資産価額（①＋②－③）			
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑥ 課税価格（④＋⑤）			
⑦ 相続税の総額（(2)の⑭の金額）			
一般の場合	⑧ 同上のあん分割合	%	%
	⑨ 算出税額（⑦×⑧）	円	円
相続税法第21条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑩ 算出税額（付表1(1)の⑭）		
⑪ 相続税法第15条の規定による加算額			
税額控除額	⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額		
	⑬ 配偶者の税額軽減額		
	⑭ 未成年者控除額		
	⑮ 障害者控除額		
	⑯ 相次相続控除額		
	⑰ 外国税額控除額		
	⑱ 計		
⑲ 差引税額（⑨＋⑩－⑱）又は（⑨＋⑪－⑱）			
⑳ 相続時精算課税分の贈与税額控除の額			
㉑ 小計（⑲－⑳）			
㉒ 農地等納税猶予税額			
㉓ 株式等納税猶予税額			
（㉑－㉒－㉓）	㉔ 申告期限までに納付すべき税額		
	㉕ 還付される税額		

(2) 相続税の総額の計算明細

区分	申告（更正・決定）額	請求額
① 取得財産価額の合計額	円	円
② 相続時精算課税適用財産価額の合計額		
③ 債務及び葬式費用の合計額		
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課税価格の合計額		
⑥ 法定相続人の数	人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑧ 計算の基礎となる金額（⑤－⑦）		
⑨ 相続税の総額		

（資15－1－2－A4統一）

改　正　後

次　葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（相続税－付表１）

〔租税特別措置法第70条の６（農地等についての相続税の納税猶予）の適用を受けている人がいる場合の算出税額等の計算明細書〕

(1)　税額等の計算明細

区分		申告（更正・決定）額	請求額
①農業投資価格に基づく取得財産の価額（注２）	農業相続人の場合	円	円
	その他の人の場合		
②債務及び葬式費用の金額			
③純資産価額（①－②）			
④純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑤課税価格（③＋④）			
⑥農業投資価格に基づく相続税の総額（２）の㋓）			
⑦同上のあん分割合		%	%
⑧算出税額（⑥×⑦）		円	円
農業相続人の農業投資価格超過額に対する税額	⑨相続税の総額の基礎（本表(1)の㋐～上記㋑）		
	⑩農業投資価格超過額の総額		
	⑪取得した農地等の農業投資価格超過額		
	⑫あん分割合（⑪×⑩÷⑨）		
⑬農業投資価格に基づく算出税額（⑧＋⑫）			

(2)　農業投資価格に基づく相続税の総額の計算明細

区分		申告（更正・決定）額	請求額
①農業投資価格に基づく取得財産価額の合計額（注２）	農業相続人	円	円
	その他の人		
②債務及び葬式費用の合計額			
③純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額			
④課税価格の合計額			
⑤法定相続人の数		人	人
⑥遺産に係る基礎控除額		円	円
⑦計算の基礎となる金額（④－⑥）			
⑧農業投資価格に基づく相続税の総額			

（注１）　この付表で「農業相続人」とは、被相続人から相続や遺贈により財産を取得した人のうちで農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けている人をいいます。

（注２）　(1)の①及び(2)の①の金額は、相続時精算課税適用財産の価額を含めて記入します。

（資１５－１－３－１－Ａ４統一）

改　正　前

次　葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（相続税－付表）

〔租税特別措置法第70条の６（農地等についての相続税の納税猶予）の適用を受けている人がいる場合の算出税額等の計算明細書〕

(1)　税額等の計算明細

区分		申告（更正・決定）額	請求額
①農業投資価格に基づく取得財産の価額（注２）	農業相続人の場合	円	円
	その他の人の場合		
②債務及び葬式費用の金額			
③純資産価額（①－②）			
④純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑤課税価格（③＋④）			
⑥農業投資価格に基づく相続税の総額（２）の㋓）			
⑦同上のあん分割合		%	%
⑧算出税額（⑥×⑦）		円	円
農業相続人の農業投資価格超過額に対する税額	⑨相続税の総額の基礎（本表(1)のㇰ～上記㋑）		
	⑩農業投資価格超過額の総額		
	⑪取得した農地等の農業投資価格超過額		
	⑫あん分割合（⑪×⑩÷⑨）		
⑬農業投資価格に基づく算出税額（⑧＋⑫）			

(2)　農業投資価格に基づく相続税の総額の計算明細

区分		申告（更正・決定）額	請求額
①農業投資価格に基づく取得財産価額の合計額（注２）	農業相続人	円	円
	その他の人		
②債務及び葬式費用の合計額			
③純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額			
④課税価格の合計額			
⑤法定相続人の数		人	人
⑥遺産に係る基礎控除額		円	円
⑦計算の基礎となる金額（④－⑥）			
⑧農業投資価格に基づく相続税の総額			

（注１）　この付表で「農業相続人」とは、被相続人から相続や遺贈により財産を取得した人のうちで農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けている人をいいます。

（注２）　(1)の①及び(2)の①の金額は、相続時精算課税適用財産の価額を含めて記入します。

（資１５－１－３－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
次葉 申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 （相 続 税 － 付 表 2） 租税特別措置法第 70 条の7の2（非上場株式等についての相続税の納税猶予）及び同法第 70 条の7の4（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表 1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算 （1）「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算 区　分　申告（更正・決定）額　請求額 ① 特例（相続）非上場株式等の価額　円　円 ② 租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける相続人等及び被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者（以下「経営承継相続人等」という。）に係る債務及び葬式費用の金額 ③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0） ④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て） ⑤ 経営承継相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額 ⑥ 基礎控除額 ⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥） ⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥） （2）「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（課求額） ⑨ 相続相続人の氏名　⑩ 法定相続分　特定価額に基づく相続税の総額の計算：⑪特定相続分に応ずる取得金額（⑦×⑩）　⑫相続税の総額の基となる税額　特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算：⑬特定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）　⑭相続税の総額の基となる税額 法定相続分の合計　1　⑫相続税の総額（⑭の合計額）　円　⑭相続税の総額（⑭の合計額）　円 2　株式等納税猶予税額の計算 区　分　申告（更正・決定）額　請求額 ① 経営承継相続人の被相続税額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額　円　円 ② 特定価額に基づく経営承継相続人の算出税額（1の⑫×1の⑪／1の⑦） （「申告（更正・決定）額」欄については更正の請求前における申告書第9の2表等の税額の金額） ③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%） a （②＋③－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は0） ④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継相続人の算出税額（1の⑫×1の⑬／1の（⑧＋⑤）） （「申告（更正・決定）額」欄については更正の請求前における申告書第9の2表等の税額の金額） ⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%） b （④＋⑤－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は0） ⑥ 経営承継相続人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は0） ⑦ （①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は0） ⑧ （a－b－②）の金額（赤字の場合は0） ⑨ 特例（相続）非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額 イ （会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑦×イの株式等に係る価額／1の⑦）（100円未満切捨て） ロ （会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑦×ロの株式等に係る価額／1の⑦）（100円未満切捨て） ハ （会社名）＿＿＿＿＿＿に係る株式等納税猶予税額（⑦×ハの株式等に係る価額／1の⑦）（100円未満切捨て） ⑩ 株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ） （第15－1－3－3－A4統一）	（新規）

改　正　後

次　葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（　贈　与　税　）

	区　分		申告（更正・決定）額	請　求　額
一　暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	①	円	円
	配偶者控除額	②		
	基礎控除額	③		
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）	④		
	④に対する税額	⑤		
	外国税額の控除額	⑥		
	差引税額（⑤－⑥）	⑦		
二　相続時精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧		
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨		
三　合　計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩		
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））	⑪		
	農地等納税猶予税額	⑫		
	株式等納税猶予税額	⑬		
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭		

（資15－1－4－1－A4統一）

改　正　前

次　葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（　贈　与　税　）

	区　分		申告（更正・決定）額	請　求　額
Ⅰ　暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	①	円	円
	配偶者控除額	②		
	基礎控除額	③		
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）	④		
	④に対する税額	⑤		
	外国税額の控除額	⑥		
	差引税額（⑤－⑥）	⑦		
Ⅱ　相続時精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧		
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨		
Ⅲ　合　計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩		
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））	⑪		
	納税猶予税額	⑫		
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫）	⑬		

（資15－1－4－1－A4統一）

改　正　後

特定贈与者の氏名	

次　葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（　贈　与　税　－　付　表　1　）
〔相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書〕

	区　分		申告(更正・決定)額	請　求　額
相続時精算課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	⑩	円	円
	⑩のうち　住宅取得等資金の額	⑪		
	⑩のうち　住宅取得等資金以外の額（⑩－⑪）	⑫		
	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑬		
	住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑬）	⑭		
	住宅資金特別控除額（⑪の金額と⑭の金額のいずれか低い金額）	⑮		
	翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－⑬－⑮）	⑯		
	⑫の控除後の課税価格（⑫－⑮）	⑰		
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑱		
	特別控除額の残額（2,500万円－⑱）	⑲		
	特別控除額（⑰の金額と⑲の金額のいずれか低い金額）	⑳		
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑱－⑳）	㉑		
	⑰の控除後の課税価格（⑰－⑳）	㉒		
	㉒に対する税額（㉒×20%）	㉓		
	外国税額の控除額	㉔		
	差引税額（㉓－㉔）	㉕		

（注）　この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

（資15－1－4－2－A4統一）

改　正　前

特定贈与者の氏名	

次　葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（　贈　与　税　－　付　表　）
〔相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書〕

	区　分		申告(更正・決定)額	請　求　額
相続時精算課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	⑩	円	円
	⑩のうち　住宅取得等資金の額	⑪		
	⑩のうち　特定同族株式等の額	⑫		
	⑩のうち　住宅取得等資金及び特定同族株式等以外の額（⑩－⑪－⑫）	⑬		
	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑭		
	住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑭）	⑮		
	住宅資金特別控除額（⑪の金額と⑮の金額のいずれか低い金額）	⑯		
	翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－⑭－⑯）	⑰		
	特定同族株式等特別控除額（500万円）	⑱		
	⑫及び⑱控除後の課税価格（⑩－⑫－⑱）	⑲		
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑳		
	特別控除額の残額（2,500万円－⑳）	㉑		
	特別控除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉒		
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑳－㉒）	㉓		
	⑲の控除後の課税価格（⑲－㉒）	㉔		
	㉔に対する税額（㉔×20%）	㉕		
	外国税額の控除額	㉖		
	差引税額（㉕－㉖）	㉗		

（注）　この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

（資15－1－4－2－A4統一）

改正後	改正前
次葉 申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等 （贈与税－付表２） 住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書	（新規）

	区分		申告(更正・決定)額	請求額
住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額１	㉑	円	円
	住宅取得等資金の合計額２	㉒		
	＿＿年分の申告において非課税の適用を受けた住宅取得等資金の合計額（最高500万円）	㉓		
	住宅取得等資金の非課税の適用限額（500万円－㉓）	㉔		
	㉑のうち非課税の適用を受ける金額	㉕		
	㉒のうち非課税の適用を受ける金額	㉖		
	贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額（㉕＋㉖）（最高500万円又は㉔の金額のうち低い金額）	㉗		
	㉑のうち課税価格に算入される金額（㉑－㉕）	㉘		
	㉒のうち課税価格に算入される金額（㉒－㉖）	㉙		
	＿＿年分の住宅取得等資金の贈与へ繰り越される非課税額（500万円－㉗－㉔）	㉚		

（資15－1－4－3－A4統一）